

公共政策ワークショップ I 最終報告書

プロジェクトC

国境を越える特殊詐欺に関する政策研究

令和6（2024）年度

はじめに

特殊詐欺とは、「被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称」をいう¹。その主な手口として、親族や警察官等を装い、親族が起こした事故等の示談を名目に、金銭等を騙し取る犯罪であるオレオレ詐欺のほか、未払いの料金があるなどの架空の事実を口実に金銭を騙し取る架空料金請求詐欺などが挙げられる。

特殊詐欺による被害は、オレオレ詐欺の手口によるものが2003年夏頃から目立ち始めた。その後、社会情勢の変化に応じて、その手口は巧妙かつ多様となり、2023年においても、その認知件数は19,038件、被害額は452.6億円であり²、今日においても依然として深刻な状況であるといえる。

特殊詐欺の加害者についてみると、主犯格を頂点に、「受け子」や「出し子」に金銭を受け取るよう指示を出す「指示役」、繰り返し電話を架けるなどして被害者を騙す「架け子」、被害者の自宅等に金銭等を受け取りに行く「受け子」、被害者から騙し取った金銭をATM等から引き出す「出し子」等の末端加害者によって犯罪グループが構成されており、彼らが役割分担の上、組織的に詐欺行為を行っている。さらに、近年、特殊詐欺電話の架け場拠点が日本国内から東南アジアを中心とした国外へと移転しており、今や国内のみでは対処することが困難となっている。このように、特殊詐欺は国境を越えた対策が必要不可欠な犯罪であるといえよう。

他方、特殊詐欺の被害者についてみると、被害に遭う前は「自分は騙されない」「騙される方が悪い」といった考えをもち、特殊詐欺を他人事であるとみなしていた者や、なかには、特殊詐欺によって、財産的被害だけではなく精神的な被害を受けた結果、自ら命を絶つ者も存在する。

現状の特殊詐欺の対策についてみると、国や地方公共団体、民間部門などが様々な対策を行っている。しかし、その手口が巧妙化、多様化していることから、対策と手口が、いわゆる、いたちごっことなっていることや、特殊詐欺は他人事であるとして警戒心の薄い者も存在することが、いまだ特殊詐欺を撲滅できていない要因の一つではないかと考えられる。このような現状を踏まえ、本研究では、国内のみならず、国際的な視点を反映させた上で、特殊詐欺による被害に遭わせないための「予防」、特殊詐欺加害者を逃がさないための「捜査」、特殊詐欺被害者を泣き寝入りさせないための「救済」の3つの観点からのアプローチを通して、「特殊詐欺ゼロ社会」の実現に向けた政策提言について検討する。

¹ 法務省法務総合研究所，2021，『令和3年度版犯罪白書』，326.

² 警察庁，2024，「令和5年の犯罪情勢」，警察庁ホームページ，（2024年12月29日取得，https://www.npa.go.jp/publications/statistics/r5_report_r.pdf）。

目次

第1部 総論	1
第1章 研究の背景	1
第2章 研究の目的・意義	2
第3章 研究対象	3
第4章 アプローチ	5
第5章 研究手法	7
第1節 文献調査	7
第2節 インタビュー調査	7
第3節 タイ現地調査	8
第4節 体験・参加型の調査活動	10
第2部 特殊詐欺の状況と取組	11
第1章 被害の状況	11
第2章 特殊詐欺の特徴	15
第3章 国内のこれまでの対策	17
第1節 国	17
第2節 都道府県	41
第3節 民間事業者	43
第4節 市民社会	49
第4章 特殊詐欺の国際性	51
第1節 世界的な情勢	51
第2節 国際的な取組	52
第3節 タイにおける詐欺の現状と対策	54
第3部 政策提言	58
第1章 予防	58

第1節 情報通信（被害防止）	58
第2節 情報通信（加害防止）	69
第3節 事業創出	72
第4節 口座	75
第5節 広報啓発	80
第2章 捜査	85
第3章 救済	89
第1節 被害回復	89
第2節 被害者支援	92
提言一覧	94
おわりに	95
謝辞	97
資料	98
1. 参考文献	99
2. 関連条例	105
3. インタビュー調査先一覧	109
4. 議事録	111

第1部 総論

第1章 研究の背景

近年、特殊詐欺の被害額及び認知件数は増加傾向にある。2003年夏頃から社会問題化した特殊詐欺であるが、これまで政府や民間事業者等による、ツールの悪用防止対策といった予防対策や被害に遭わないための広報啓発活動、犯人を捕まえるための捜査が実施されているものの、犯罪グループは、手口の変化や最新ツールや、事業者が提供するサービスを悪用し、その時その時の効率的な手口を使うため³、被害は発生し続けている。2024年1月から11月末時点では、被害総額が約582.2億円で過去最高額となっている⁴。

特殊詐欺の最近の特徴として、匿名・流動型犯罪グループ（以下、「トクリュウ」という。）による犯罪行為が認められる。トクリュウによる犯行では、組織の中枢で指示をする指示役と、その指示に基づいて強盗や振り込まれた現金を引き出す実行役に分かれる。実行役は、いわゆる「闇バイト」と呼ばれる、SNS等で通常のアルバイト募集のように見せかけて募集されていることもある。トクリュウによる特殊詐欺は、受け子のような末端で犯罪行為を行う者のみが逮捕され、上層部が逮捕、起訴されないことが多く、受け子は「使い捨て」されて、特殊詐欺が繰り返されていく。犯罪組織の匿名性・流動性が高く、特殊詐欺の上層部までの摘発は容易ではない。また、若年層が闇バイトに応募し受け子を担う場合が多く、特に若年層に大きな影響を与えており、対策の強化が急務である。

また、特殊詐欺事件では主に捜査や予防への取組に焦点が当てられることが多いが、各事件には必ず被害者が存在するという事実も忘れてはならない。被害者が受ける金銭的被害や精神的被害についても対応する必要がある。

このように、特殊詐欺は社会に深刻な被害をもたらしている。その対策を推進することは、国民が安心して暮らせる社会を実現するために不可欠である。よって、我々は特殊詐欺の撲滅を目的とした研究を行う。

³ 2024年6月25日警察庁（組織犯罪対策二課）インタビュー調査。

⁴ 警察庁，2024，「令和6年11月末の特殊詐欺認知・検挙状況等について」，警察庁ホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/kouhou.pdf>）。

第2章 研究の目的・意義

第1章で述べた通り、特殊詐欺の犯罪グループは、巧妙に次々と新しい手口を生み出しながら犯行を繰り返しており、高齢者に限らず誰もが被害に遭う可能性のある犯罪であると言える。さらに、警察などの行政や民間事業者が各種対策を行っているが、依然として特殊詐欺の認知件数、被害額は共に増加している。また特殊詐欺の被害は、金銭的なものにとどまらず、被害者や周囲の人を精神的に苦しめることもある。これに加え、企業や一般市民など、直接被害に遭っていない者に対しても不要な対策コストを強い、社会における適正な経済活動にも影響を与えている。

このような情勢の中で、特殊詐欺対策は喫緊の課題であり、研究を行うにあたり、我々は「特殊詐欺ゼロ社会」の実現を大目標として掲げた。そして、特殊詐欺の被害者や、予防や捜査を行う行政・警察のみならず、若者から高齢者、民間事業者を含めた特殊詐欺に関与しうる全ての人にアプローチする対策を促していくことで、包括的に特殊詐欺被害の発生を減少させることを研究の目的とする。また、行政や民間事業者が講じる施策や対策に合わせ、犯行手口も次々と変化することから、これに迅速に対応するため、最新の状況を把握、課題を整理し、政策提言を行うことにより、一人一人に対策を促し、被害防止につなげることを目指す。

そして、我々の研究の意義は大きく2つある。第一に、警察庁や総務省をはじめとした官公庁、地方自治体、電気通信・金融事業者などの民間事業者、研究者、弁護士、NPO（特定非営利活動法人）など、行政から学術的知見を擁する研究者までを対象とすることである。業界の枠組みを越えた様々な関係者にインタビュー調査をした特殊詐欺対策に関する研究は前例が無く、特殊詐欺に関連した事件が起こる現場の経験などの実務経験に即した、分野横断的な政策提言が可能となる。

第二に、形態や手口の変化が目まぐるしい特殊詐欺について、グループで行うワークショップ型研究により、多角的な視点を反映した政策を迅速に打ち出すことができる。特殊詐欺の背後には国内外の組織やネットワークが存在し⁵、技術の発展に応じて最新のツールを悪用するなど、犯行手口や形態が複雑かつ高度に変化している⁶ため、その対策を検討するに当たっては、国内外の動向や科学技術の発展など、様々な観点を考慮する必要がある。我々は、法律、国際情勢、データ・統計分析、AI等の科学技術等を学んできた学生から構成される学際的な研究グループであるため、それぞれの知見・関心を背景多角的な視点を反映した対策を打ち出すことが可能であると考ええる。

⁵ 2024年6月18日愛知県警察本部インタビュー調査。

⁶ 前掲注3) インタビュー調査。

第3章 研究対象

我々が研究対象とする特殊詐欺とは、「被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称」をいう⁷。

警視庁によれば、その手口は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗（窃盗）の計10種類に分類されている⁸。以下がそれぞれの手口の内容である。

表1 特殊詐欺の手口

オレオレ詐欺	親族を名乗り、現金をだまし取る手口
預貯金詐欺	警察官、銀行協会職員、役所の職員等を名乗り、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取る手口
架空料金請求詐欺	有料サイトや消費料金について「未払い料金がある」とメールやSNSで通知したり、ウイルス対策のサポート費用を口実として、金銭をだまし取る手口
還付金詐欺	医療費、税金、保険料で還付金があると謳い、被害者にATMを操作させ、送金させる手口
融資保証金詐欺	実際には融資をしていないのにも関わらず、「保証金が必要です」と言って、金銭をだまし取る手口
金融商品詐欺	価値が無い未公開株や高額物品について虚偽の情報を伝え、購入すれば儲かると信じ込ませ、購入代金を払わせて金銭をだまし取る手口
ギャンブル詐欺	「パチンコ打ち子募集」と雑誌に掲載し、会員登録を申しこんできた人に登録料や情報量として金銭を払わせる手口
交際あっせん詐欺	「女性紹介」と雑誌に掲載し、申し込みをした人に会員登録料や保証金として金銭をだまし取る手口
その他の特殊詐欺	上記の類型に該当しない特殊詐欺
キャッシュカード詐欺盗（窃盗）	警察官等を名乗り「キャッシュカードが不正に利用されているので使わせないようにする」と偽り、キャッシュカードを準備させ、別のカード等とすり替えて、盗む取る手口

⁷ 前掲注1) 326.

⁸ 警視庁, 2024, 「特殊詐欺とは」, 警視庁ホームページ, (2025年1月5日取得, <https://www.keisicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.html>) .

また、特殊詐欺に関連するものとして、「闇バイト」について紹介する。これは、SNSやネット掲示板で、短期間で高収入などの文言を用いて募集し、応募者を詐欺の「受け子」や「出し子」、強盗の実行犯、犯罪組織の手先として利用するものである⁹。後述する2024年の「国民を詐欺から守るための総合対策」では、「闇バイト」という表現が犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘から、青少年への広報・啓発では「犯罪実行者募集情報」という表現を用いるとしている¹⁰。

なお、警察庁によれば、被害者と関係を構築する点で、特殊詐欺の定義には該当しないが、類似する犯罪類型がある。SNS型投資詐欺とは、「相手方が、主としてSNSその他の非対面での欺罔行為により投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る詐欺（特殊詐欺又はロマンス詐欺に該当するものを除く。）」をいう。2023年1月から12月の認知件数は2,271件、被害額は約277.9億円である。近年は著名人になりすました広告を使用し、投資グループに誘導、投資を促す手口が横行している¹¹。ロマンス詐欺とは、「相手方が、外国人又は海外居住者を名乗り、SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺（特殊詐欺に該当するものを除く。）」をいう。2023年1月から12月までの認知件数は1,575件、被害額は177.3億円である¹²。

また、海外ではオンライン詐欺という分類を用いることがある。このオンライン詐欺とは、フィッシング詐欺やワンクリック詐欺などに代表される、インターネット上の詐欺を指すことが多い。アメリカやカナダでは、詐欺師が被害者に恋愛感情を抱かせ、偽の暗号通貨等に投資させる過程を、豚（被害者）を太らせる（投資させる）ことに見立て、「pig butchering (romance baitingとも呼ばれる)¹³」と呼ばれる手口が、世界的にも問題となっている。

⁹ 警視庁, 2024, 「#BAN 闇バイト」, 警視庁ホームページ, (2025年1月5日取得, https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/drug/yami_arbeit/ban_yamiarbeit.html) .

¹⁰ 犯罪対策閣僚会議, 2024, 『国民を詐欺から守るための総合対策』.

¹¹ NHK, 2024, 「相次ぐなりすまし広告 前沢友作さんがメタを提訴」, NHKホームページ, (2024年1月5日取得, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240515/k10014450141000.html>) .

¹² 警察庁, 2024, 「令和5年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の被害発生状況等について」, 警察庁ホームページ, (2025年1月5日取得, <https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/sns-romance/sns-romance20240311.pdf>) .

¹³ 2024年6月25日警察庁長官官房企画課（国際）インタビュー調査.

第4章 アプローチ

我々が理想とする社会は、「特殊詐欺ゼロ社会」である。特殊詐欺を撲滅することを最終的な目標とし、特殊詐欺事案のフローにおける多様な関係者に対し包括的にアプローチすることで、特殊詐欺被害が発生する可能性を減少させていくことを目指す。

そのフローとは、犯罪グループによる詐欺電話の架け場拠点がある振り込み詐欺を例に挙げると、以下の通りとなる（図1）。まず特殊詐欺を企む犯罪グループが存在し、実行役となる末端加害者（いわゆる受け子、架け子など）をSNS等で募集し（①）、それを見た若者等が応募する（②）。そして犯罪グループが電話をかけ（③）、高齢者等が電話を取り（④）、騙され、金融機関で振り込みをする

（⑤）。その詐取された金銭は、金融機関等で何度もマネー・ローンダリングを繰り返し、最終的に犯罪組織の収益となる（⑥）。これにより被害者に金銭的・精神的被害が生じる（⑦）。被害が発覚した後、拠点を突き止め被疑者を検挙するため、海外当局の協力のもと日本警察が捜査を行う（⑧）。

以上は大まかな流れではあるが、その被害が発生してから警察が捜査を行い、加害者を検挙するまで（さらにその後も）、実は多くのアクターが関与していることを指摘したい。まず目に付くのは、加害者、被害者、金融機関、日本警察、海外当局であるが、より詳細に検討すると、詐欺グループには幹部だけでなく受け子などの末端加害者が存在し、振り込み先もメガバンクや地方銀行からコンビニエンスストアまで様々である。捜査する警察といっても警察庁、各都道府県警察のほか、外国の捜査機関や入国管理機関も関与するほか、さらには、国際連合やインターポールなどの国際機関も組織的な詐欺の動向・対策に関心を示している。また、図1には登場しないが、犯罪に用いられる電話やインターネット等の通信事業者、それらを監督する総務省、金融機関を監督する金融庁も、特殊詐欺に関わる重要なアクターと言えるだろう。同様に、被害者の被害や損害に対処する検察庁、NPO、弁護士などの存在も欠かせない。このように、特殊詐欺には様々な局面で多くのアクターが関わっていることが分かる。

我々は、このように多くのアクターが関わる特殊詐欺への対策を、3つの分野に整理し、それぞれに目標を定めた（図2）。第一に、被害発生前において加害させない、被害に遭わせないための「予防」分野、第二に、一連の違法行為の取り締まりを確実にを行い、逃がさないことで犯罪の撲滅を目指す「捜査」分野、第三に、それでも被害に遭ってしまうことはあるとの想定から、被害発生後における被害者に対する支援を行うことで、仮に被害に遭ってもその被害を最小限にし、泣かせないことを目指す「救済」分野である。

我々は、これら3つの分野について、特殊詐欺の加害と被害を減少させていくための対策を講じていく。具体的な対策の提言は第3部で論じていくが、読者に対策のイメージを持ってもらうために例を挙げると、犯罪フロー内の特定の動きに対し、①のSNS等での実行役の募集という動きに対して、その監視と体制強化を行う、⑦の金

銭的・精神的被害が生じるという動きに対して、金銭の返還手続の利便性の向上、精神的被害に関する社会的な理解の醸成を図るといった具合である。

そして、多様な関係者に対し、包括的に対策を提言することで「特殊詐欺ゼロ社会」を目指す。

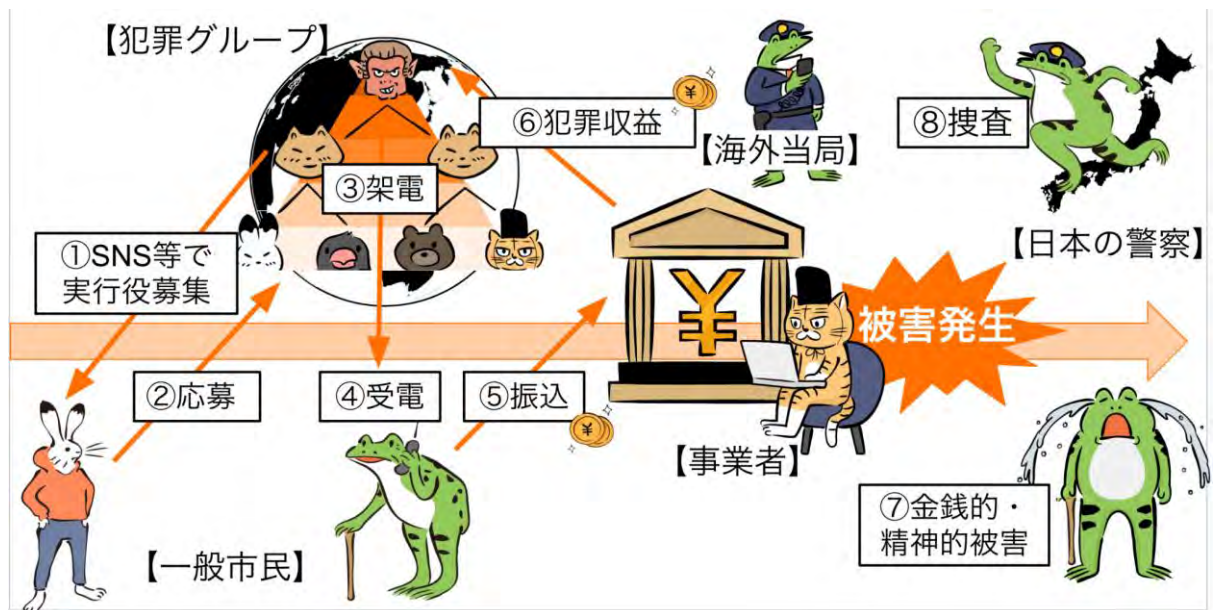


図1 特殊詐欺のフロー

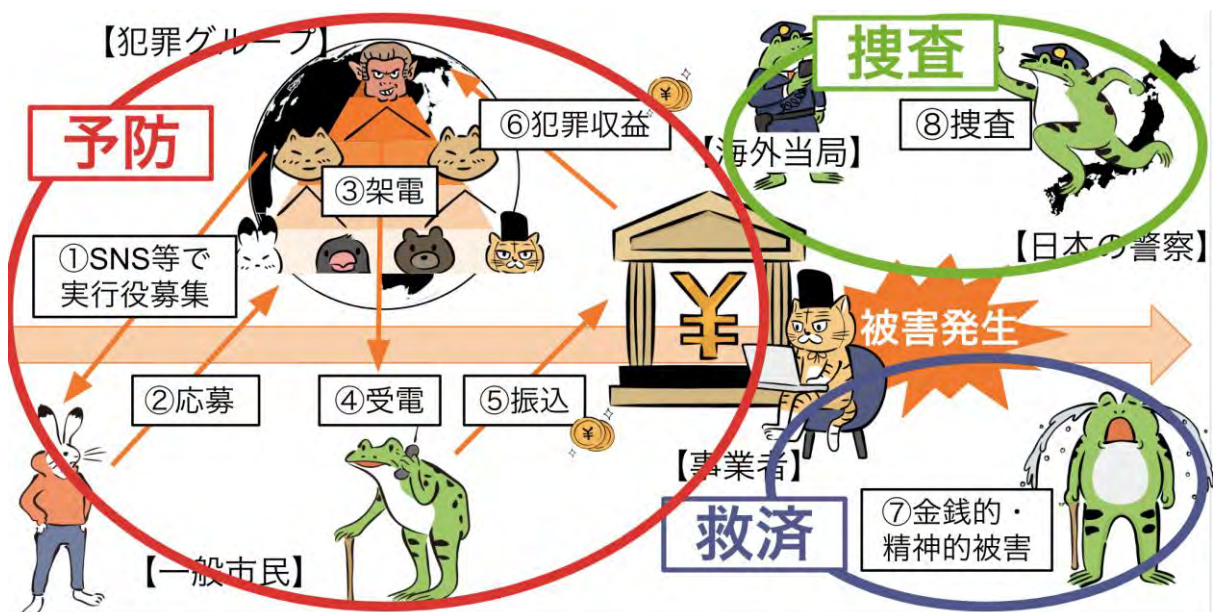


図2 予防・捜査・救済の分野分け

第5章 研究手法

本章では、我々が研究を進めるにあたって用いた手法について紹介する。

第1節 文献調査

文献を用いた調査では、特殊詐欺に関する、国内のみならず国外の文献や論文、各種白書等の政府刊行物による情報収集を行った。またインターネット等を用いて、特殊詐欺の手口や被害件数等の現状、特殊詐欺に対する政府の政策や、公的部門や民間部門が実施する特殊詐欺対策に関する取組、さらには、国外における詐欺等の組織犯罪に関する情報等、基礎的な事項について調査した。実際に参照した文献については、本文中に引用してあるほか、巻末の「資料1. 参考文献」をご覧ください。

第2節 インタビュー調査

対面やオンライン会議システム、電子メールの手法を用いて、特殊詐欺対策に関連する広範な分野の関係者や特殊詐欺の政策提言に資する研究分野の研究者に対し、インタビュー調査を実施した。

2024年度前期の活動では、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課、警察庁長官官房企画課（国際）、同刑事局組織犯罪対策部組織犯罪第二課、同国際捜査管理官、宮城県警察本部、国際捜査に従事した経験を有する愛知県警察・埼玉県警察両本部、宮城県警察仙台中央警察署（生活安全、捜査部門）、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）、仙台市防犯協会連合会及び犯罪心理学者である東北大学文学研究科准教授荒井崇史氏などにインタビュー調査にご協力いただいた。また、一般社団法人全国銀行協会に対して、電子メールを用いて質問票を送付し、それに回答いただく形での質疑応答を実施した。これらのインタビュー調査を通して、特殊詐欺の実態や現在の対策、今後対策を行う上での課題について理解を深めた。

後期の活動では、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室、法務省刑事局、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室、金融庁企画市場局総務課調査室、宮城県仙台市役所市民局生活安全安心部市民生活課及び千葉県柏市役所危機管理部防災安全課、被害者救済制度を所管・運用する機関である、仙台地方検察庁及び預金保険機構、法執行機関である警視庁（生活安全、捜査部門）の他、前期の活動に引き続き、電気通信事業者であるNTT東日本や、被害者に対する支援や加害者の立ち直り支援を実施しているNP0法人ワンファミリー仙台、NP0法人自殺防止ネットワーク「風」（以下、NP0法人「風」）や弁護士・社会福祉士宮腰英洋氏、さらに、学術的な観点から調査研究を進めるため、青森大学社会学部教授澁谷泰秀氏、科学警察研究所犯罪行動科学部島田貴仁氏及び東北大学加齢医学研究所教授川島隆太氏などにインタビュー調査にご協力いただいた。これらのインタビュー調査を通して、特殊詐欺の実態や対策に関

する制度等に対する理解だけではなく、脳科学や犯罪心理学といった学術的な観点から検討することに繋がった。

第3節 タイ現地調査

2023年頃から、日本国内在住者へ向けた特殊詐欺加害行為が、東南アジアに所在する拠点から行われているという事例が注目されるようになった。そこで、東南アジアにおける特殊詐欺加害の実態等についての調査を実施するため、タイでの現地調査を実施した。タイでは5つの機関に対するインタビュー調査を実施した。具体的には、特殊詐欺に関わる反社会的勢力の資金源となり得る麻薬についての対策・研究を実施しているInternational Narcotic Control Collage（以下、「INCC」という。）、メコン地域の安全確保に向けて組織犯罪対策の研究・教育活動等を行うSafe Mekong Coordination Center（以下、「SMCC」という。）、タイにおいてマネー・ローンダリング対策を担うAnti-Money Laundering Office（以下、「AMLO」という。）、タイ国内におけるオンライン詐欺に対する対策を実施するAnti Online Scam Operation Center（以下、「AOC」という。）及び在タイ日本国大使館にインタビュー調査にご協力いただいた。

また、インタビュー調査の他にも、タイ、ミャンマー及びラオスの国境が接する地域であり、麻薬取引や人身売買といった越境犯罪が蔓延しているとされるゴールデントライアングルのほか、ミャンマーとタイの国境にあるメーサイ郡、バンコク市内・同市近郊の視察を実施した。前者では、国境の往来が容易であることなどから、越境犯罪を容易ならしめる環境であるということを感じることができ、後者では、市内のいたる場所で日系企業の店舗が営業しており、日本人であっても同市内で快適な生活を営むことができる環境があることから、日本人犯罪集団の拠点として選ばれているのではないかと実感した。

以上のタイ現地調査を通して、ASEAN地域での越境犯罪対策における国際協力が進んでいること、タイを中心とした東南アジア諸国では、我が国と比較した際、国民の政府への態度や官民の関係性の違いがあり、政策立案の過程で考慮する要素が異なること¹⁴、さらには、国によって政治体制や法律、制度や慣習、が異なることから、他国の政策を直接導入することは容易ではないということ学んだ。このことは、実際に政策提言案を検討¹⁵する過程で非常に役立った。

¹⁴ 2024年10月18日在タイ日本国大使館インタビュー調査。

¹⁵ タイには、（特殊）詐欺被害に遭った際、被害報告の受理から口座の凍結までを一元的に処理する機関（AOC）が存在する。我々は、同様の機関を我が国に導入することの可否について種々検討したが、法律や制度の違いから導入は難しいという結論に達した。なお、AOCの詳細については第2部第4章第3節に記載している。



図3 ボートからの国境付近視察の様子（WSC撮影）



図4 タイの商業施設における日本企業の屋外看板（WSC撮影）

第4節 体験・参加型の調査活動

我々は、文献調査、インタビュー調査、海外調査の他にも、宮城県仙台中央警察署が実施している街頭における広報活動¹⁶に参加し、実際の広報啓発活動を体験する機会を得たほか、東北大学大学院環境科学研究所教授中谷友樹氏のイニシアティブの下、本学において開催された産官学連携会議に参加し、特殊詐欺対策に関して実務家や他研究科の学生と意見交換を行う機会を得た。これらの調査活動を通して、警察実務の現場について知り、また、異なる分野や視点からのアプローチを学ぶことに繋がった。

¹⁶ 具体的には、啓発グッズの配布や街頭における注意喚起放送（DJボリス）を実施した。

第2部 特殊詐欺の状況と取組

ここでは、特殊詐欺のこれまでの状況や取組を概観する。現在までの被害の状況、我々が整理した特殊詐欺の特徴、特殊詐欺対策に関して、国や自治体、民間が行ってきた日本国内における取組、そして近年問題となっている特殊詐欺の国際性について、順に論じていく。

第1章 被害の状況

特殊詐欺の撲滅に向けた研究を進めるにあたり、被害の実態を的確に把握することが重要である。特に、詐欺に用いられる主な手口や被害者の特徴を明らかにすることで、研究の方向性をより確かなものとし、実効性の高い対策を検討できるようになると考えられる。以下では、特殊詐欺被害の全体像、金銭の交付形態別の認知状況、被害者別の認知状況の順に現状を整理する。

第一に、特殊詐欺被害の全体像について現状を整理する。

はじめに、認知件数は、統計が始まった2004年から2008年頃まで、減少傾向で推移していたが、2009年に大きく減少した。この大幅な減少の要因として、2008年に策定された「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」、同年に閣議決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」といった施策の効果が考えられる。認知件数は、2010年以降緩やかに増加し続け、2017年をピークに減少傾向に転じたが、2021年以降増加に転じている。2023年の特殊詐欺の認知件数は19,038件で、増加傾向に歯止めがかかっていない状況である（図5）。

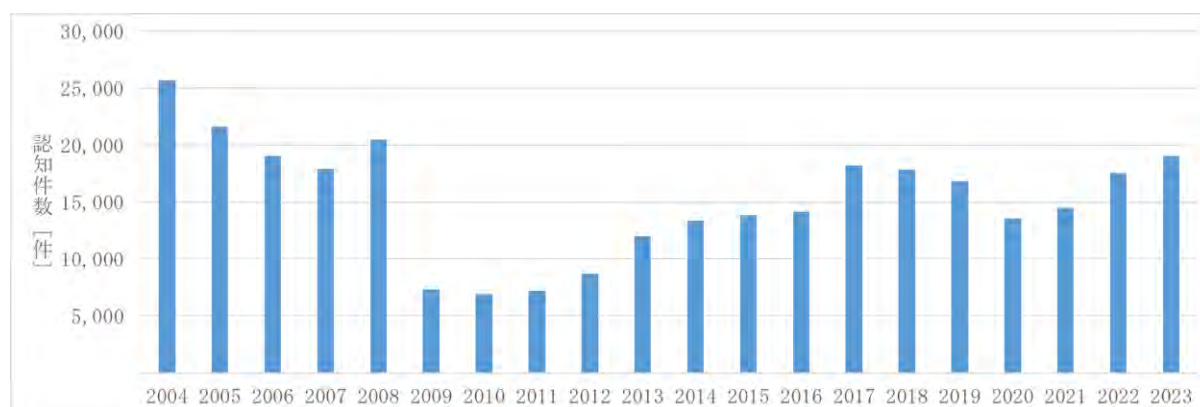


図5 特殊詐欺被害における認知件数の推移¹⁷（WSC作成）

次に、被害額の推移について注目する。2009年頃までは、被害の認知件数と同様に減少傾向がみられる。しかしながら、2014年をピークに減少するなど、認知件数

¹⁷ グラフ作成にあたって、警察庁、「特殊詐欺の認知・検挙状況等について」，警察庁ホームページ，（2025年1月18日取得，<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html>）より各年度の資料を参照した。

との相関が小さくなった。これは、交付形態の特徴に伴い、1件の被害における被害額の大きさが変化し、認知件数の傾向との間に差が生じたと考えられる。例えば、2014年頃に新しい手口として出現した電子マネー型は、一件当たりの被害額が少ないなど、手口や交付形態の変化があり、必ずしも、認知件数と被害額の増減は重なるものではない。2020年頃は被害額が減少しているが、警察が現金手交型への対策として、後述する、だまされた振り作戦を行ったほか、新型コロナウイルス蔓延による外出自粛の影響を受け、手口の変化に伴う減少がみられたと考えられる（図6）。

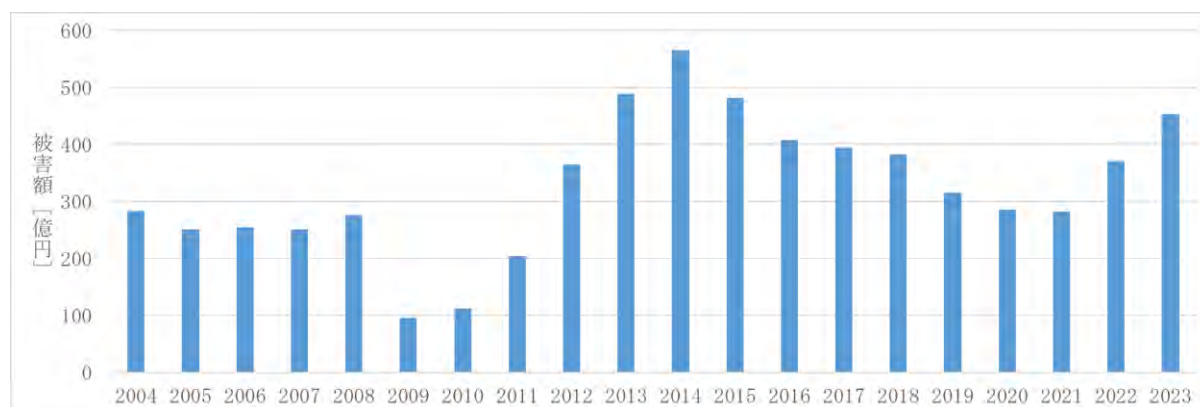


図6 特殊詐欺被害における被害額の推移¹⁸（WSC作成）

第二に、加害者と被害者との間における、金銭の交付方法別の認知件数を整理する。

特殊詐欺における金銭の交付方法は、加害者（受け子）と被害者が直接対面して金銭の受け渡しが行われる「対面型」と、直接接せずに行われる「非対面型」に分類される。対面型の中でも手交型は、受け子が、被害者から金銭を直接受け取る「現金手交型」やキャッシュカードを受け取る「キャッシュカード手交型」に加え、警察官などと偽って電話をかけ「キャッシュカード（銀行口座）が不正に利用されている」「預金を保護する手続をする」などとして、嘘の手続きを説明した上で、キャッシュカードをすり替えるなどしてキャッシュカードを盗み取る「キャッシュカード窃取型」に分類される。また、非対面型で行われるものには、被害者をATMに誘導して金銭を振り込ませる「振込型」、封筒や現金書留を用いて金銭を送付させる「現金送付型」、コンビニ等で電子マネー等を購入させ、番号を送らせる「電子マネー型」がある。

2020年以降では、対面で行われる、現金手交型や現金送付型のような直接現金を扱う手法は減少傾向が続いており、加害者（受け子）と被害者が直接接触しない手法が主流になりつつある。非対面型の例である、振込型と電子マネー型における認

¹⁸ 警察庁、2023、「令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」、警察庁ホームページ、（2025年1月18日取得、https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2023.pdf）。

知件数の増加が顕著であり、特に電子マネー型は2021年と2023年を比較すると約3倍に増加している。

2023年では、振込型が最も多い手法であり、認知件数は6,496件に達し、次点である現金手交型の3,429件の約1.9倍に達している。次いで、現金手交型、電子マネー型、キャッシュカード手交型が同程度あり、キャッシュカード窃取型、現金送付型の順になっている。

このように、特殊詐欺における交付形態は、依然として振込型が中心である。近年では、電子マネー型やキャッシュカード関連手法が急増した一方で、現金手交型は減少しており、特殊詐欺の特徴である非接触・非対面性が強化されていると考えられる（図7）。

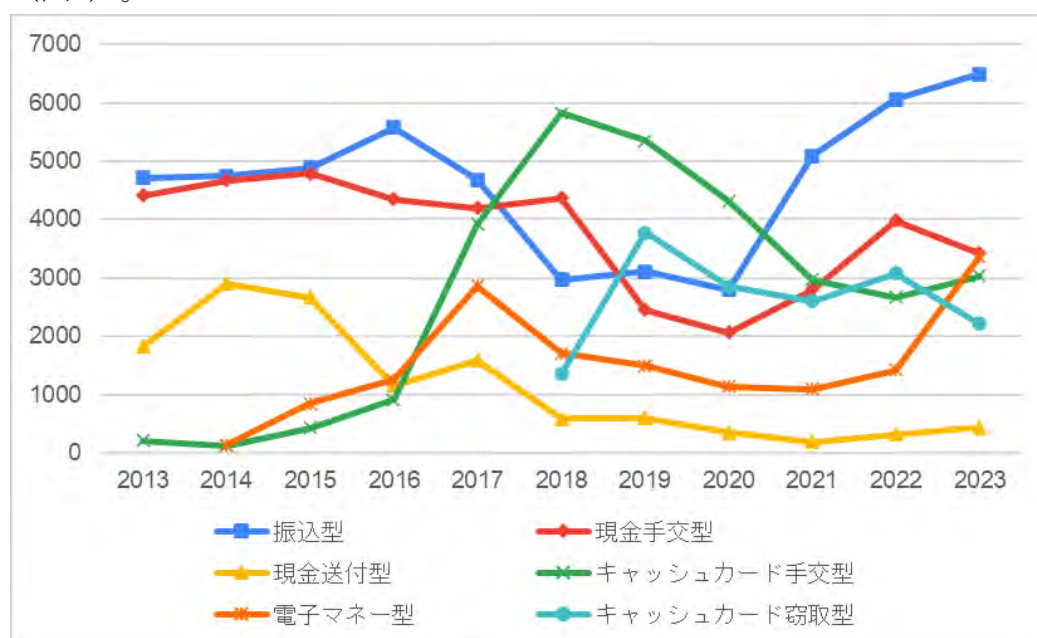


図7 金銭の交付形態別の認知件数¹⁹（WSC作成）

第三に、認知件数における被害者の内訳を整理する。

年齢に注目すると、2023年の高齢者（65歳以上）被害の認知件数は、14,895件（前年比-219件、-1.4%）で、法人被害を除いた認知件数に占める割合は78.4%（前年比-8.2ポイント）となっている²⁰。認知件数のうち、キャッシュカード詐欺盗、預貯金詐欺、オレオレ詐欺の手口では、2023年、高齢被害者が占める割合が99.2%、98.7%、94.3%と高くなっている一方、架空料金請求詐欺では、高齢被害者は、55.0%にとどまっているほか、キャッシュカード詐欺、預貯金詐欺、オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空料金請求詐欺以外の手口については、高齢者被害者が、23.7%であるなど、高齢者以外の被害者の比率が高い手口もある。このように、手口に

¹⁹ 前掲注18）警察庁ホームページ。

²⁰ 前掲注18）警察庁ホームページ。

よって違いはあるものの、高齢者以外の被害者も一定数おり²¹、幅広い年齢層が被害に遭っていることがわかる。

高齢者の被害状況について、性別に注目すると、認知件数のうち預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、オレオレ詐欺で高齢者女性が占める割合が90.3%、85.2%、75.2%と高くなっている一方、架空料金請求詐欺では、認知件数のうち、高齢者男性が占める割合が34.2%（前述した通り、高齢者の割合は、55.0%である。）となっており、高齢者女性の20.7%と比較して約1.65倍となっていることがわかる。このように、性別でも手口ごとに占める割合に特徴はあるが、特殊詐欺には、性別に依らず、被害に遭っていることがわかる。

以上より、詐欺の手口ごとに狙われやすい年代や性別に偏りはあるものの、老若男女を問わず被害に遭っているため、本研究では、被害者について対象を絞ることはせずに、特殊詐欺そのものに焦点をあてて研究を行う。

²¹ 前掲注18) 警察庁ホームページ.

第2章 特殊詐欺の特徴

我々が考える特殊詐欺の特徴は、大きく分類して4点ある。

第一に、犯行手口と犯行ツールが目まぐるしく変化していることである。金銭の交付方法は、第1章で述べた通り、振込型、手交型、現金送付型、電子マネー型など多数存在する。また、電話による被害者への接触手段も、以前は固定電話が主流であったが、対策が進むにつれ、様々な電話番号種別が悪用され、近年では国際電話による被害が増えている。このように、加害者は、これまで行政や市民の対策を受けて、ある手口での犯行が困難になると、次々に新たな手口を編み出してきた。また、犯行ツールについても同様であり、あるツールが規制を受けて使えなくなった場合でも、次々に代替ツールを発見し、積極的に最新技術を取り入れるなどしている。このように犯罪対策を講じても、新たな手口が次々に登場し、犯罪に利用されるという繰り返しである²²。

第二に、犯罪の越境性・広域性があるということである。特殊詐欺は、電話などを用いて被害者に接触を図ることから、犯罪組織の上層部が被害発生現場にいる必要はなく、拠点は県境や国境を越えて存在している。この特徴は、警察が講じる対策に支障を来している。通例であれば、都道府県警察官が捜査に当たる場合、被害が発生した場所の都道府県警察が所管する発生地主義に基づいて行う。しかし、特殊詐欺の場合は被害者が在住している地域と特殊詐欺に関わった人物がいる場所が、全く違う場所であることもある。このような発生地主義の弊害を克服し、広域捜査を効率化するため、2024年4月、都道府県警察間の捜査嘱託を促進する「特殊詐欺連合捜査班（TAIT）」が設置された。さらに近年では、犯行拠点の海外移転が進み、特殊詐欺は国際的な犯罪になっており、国外で外国当局が拠点を摘発し、日本人の被害者の名前のメモが残っていたとしても、実際にどの都道府県に所在するどの被害者のことかわからないため、担当する地方警察が決まらないなど、発生地主義による弊害が生じている²³。

第三に、組織に匿名性及び流動性があるということである。特殊詐欺を実行する犯罪グループは、階層構造を有する組織犯罪であるが、下層の構成員が上層の構成員と直接的な面識を持たない点で、従来の組織犯罪とは異なる特徴を有している。さらに、近年では、SNSを活用した緩やかな結びつきにより、流動的に離合集散を繰り返す傾向が顕著である。このような集団は、匿名性の高い通信手段を利用しつつ、役割の細分化を進めることで、その活動実態を匿名化・秘匿化している。このような状況を踏まえ、警察はこれらの集団を「匿名・流動型犯罪グループ」²⁴、いわゆる「トクリュウ」と位置付け、その実態解明及び取締りを推進している。このよ

²² 滝口雄太，2019，「疑わしい人は特殊詐欺に遭わないのか？—高齢者に対する意識調査からの検討」『東洋大学大学院紀要』55：31-49.

²³ 土居侑一朗，2024，「国境を越える組織的詐欺—日本及びメコン地域諸国を中心とした現状」『所報』盤谷日本人商工会議所，745：22-28.

²⁴ 警察庁，2024，『令和6年版警察白書』，1.

うな組織構造を他の犯罪に応用するケースも見られており、いわゆる「ルフィ事件」においても、特殊詐欺組織の一部がアポ電強盗²⁵を行った事例が存在する。

第四に、被害者が周囲から落ち度があったと責められる傾向があることである。社会心理学では、人々は原因を特定する際に、人の性格や特性が原因だと考える基本的帰属錯誤と呼ばれる傾向があることが知られている²⁶。例えば、やむを得ない事情があって遅刻したが、他の人はそうと知らず、大多数の人は定刻に到着していることから、本人の性格や気質に原因があると考えてしまうことがあげられる。犯罪心理学においても、被害者に原因があるとみなしてしまう傾向があることは検証されており、詐欺被害者の場合も該当することが判明している^{27 28}。しかし、被害者自身に原因があったと責めることは被害者本人にとっては精神的に辛いことである。例えばオレオレ詐欺の場合、被害者は家族を助けたいという気持ちで行動したにもかかわらず、その家族から責められることは、精神により大きなダメージを及ぼす。さらに被害者は、犯罪被害などの精神的に辛い現象について自分に原因があったと自分を責めることで、再び被害に遭うことを避けることができると考える傾向がある²⁹が、そのように考えることで、財産を奪われたショックに加え、恥の意識を強く感じ、深刻な自己否定に陥る結果、自ら命を絶ってしまう事例もある。

²⁵ 電話で金銭の保有を確認し、住居に侵入・強盗する凶悪な犯罪手口を指す。

²⁶ Ross, L., 1977, “The Intuitive Psychologist and His Shortcomings: Distortions in the Attribution Process,” *Advances in Experimental Social Psychology*, 10: 173-220.

²⁷ Button, M. and C. Cross, 2017, *Cyber Fraud, Scams and Their Victims*, London, Routledge.

²⁸ 大工泰裕・釘原直樹, 2016, 「詐欺場面における被害者への原因帰属が脆弱性認知に及ぼす影響」『応用心理学研究』41(3): 323-324.

²⁹ Janoff-Bulman, R., 1992, *Shattered Assumptions: Towards a New Psychology of Trauma*, New York, Free Press.

第3章 国内のこれまでの対策

特殊詐欺は、地方公共団体、都道府県警察、通信事業者、金融事業者、商品・サービス提供事業者、NPO、防犯ボランティアが幅広く連携した上で、官民一体となって取り組むべき社会の重要課題の一つである。本章では、国、都道府県、民間事業者、市民社会の大きく4つに分け、国内で行われてきたこれまでの対策について論じていく。

第1節 国

第1項 予防

ここでは、特殊詐欺に悪用されるツールや手口の悪用を予防する3つの法律の制定と改正として、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」、「携帯電話不正利用防止法」、「犯罪収益移転防止法」について説明する。加えて、省庁横断的な対応として、警察庁及び法務省による「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」や犯罪対策閣僚会議が制定してきた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」、「オレオレ詐欺対策プラン」「『世界一安全な日本』創造戦略」、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺治安に関する緊急対策プラン」、「国民を詐欺から守るための総合対策」の計6つの対策プランについて説明する。

1 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」一部改正

2004年の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下、「本人確認法」という。）の一部改正は、特殊詐欺対策のために実施された初期の重要な法改正である。この背景には、2003年頃から「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺が急増し、2004年には被害総額が284億円に達するという深刻な社会問題があった。当時、犯罪者は取引の匿名性を悪用し、被害者との金銭取引や犯罪収益の移転に利用していた。この匿名性に一定の制約を設けることが、特殊詐欺の抑制には不可欠であると認識され、既存の法令を改正する形で対策が強化された。

改正前の本人確認法は、主にマネー・ローンダリング対策を目的とした法律であり、2003年に制定されていた。この法律は国際的にも、政府間会合のFATF（Financial Action Task Force）の「40の勧告」³⁰を背景に、金融機関に対して顧客の身元確認を求めるものだった。そのため、当初の目的は犯罪収益の移転防止に限られており、特殊詐欺のような国内犯罪への対応には必ずしも十分ではなかった。そこで、国内の犯罪情勢に対応するため、特殊詐欺対策としてこの法令を活用する改正が行われた。

³⁰ FATFが1990年にマネー・ローンダリング対策の国際基準として策定したもの。随時改訂されており、各国はこれに基づき、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に対処するために必要な法的枠組みや実施措置を制定している。

この改正により、金融機関に対して契約者や取引相手の身分証明書を基にした本人確認が義務付けられた。また、虚偽の名義で契約を行う行為や他人名義の契約を売買する行為に対して刑事罰が設けられ、不正に取得された銀行口座の凍結や強制解約が可能となった。さらに、金融機関では取引記録の作成と保存が義務化され、不正行為の追跡が容易になる仕組みが導入された。加えて、2006年には、10万円を超える現金送金等に本人確認を義務づける施行令及び施行規則の一部改正が行われた。

この改正の結果、金融機関を介した取引の透明性が向上し、匿名性が低下したことや、他の施策の効果も相まって、特殊詐欺の被害額や認知件数は一時的に減少傾向を示した。しかし、対策が進む中で、犯罪者が法の隙間を突く形で新たな手法を駆使した犯罪が登場するようになった。その後、本人確認法は、2008年3月1日に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）に吸収される形で廃止され、その管轄も金融庁から国家公安委員会・警察庁へと移された。

2 携帯電話不正利用防止法

特殊詐欺が急増した2003年頃においては、プリペイド携帯電話が特殊詐欺に多く使われた。これは、銀行口座が本人確認なく悪用されたのと同様に、プリペイド携帯電話がコンビニエンスストア等で本人確認なしで手軽に入手でき、匿名の通信ツールとして利用できたことが要因であるとされる³¹。

このような状況を受け、2005年に「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）」（以下、「携帯電話不正利用防止法」という。）が制定され、2006年に施行された。この法律が制定されたことにより、携帯電話事業者は、契約者の本人確認を身分証明書等に基づいて行うことを義務付けられたほか、不正に契約・取得された携帯電話を強制的に解約することが可能となった。また、利用者は、契約の際に虚偽の氏名や住所等によって申告することや、他人名義の携帯電話を売買することが罪に問われるようになった。このような対策が功を奏し、契約者不明のプリペイド携帯電話を犯罪に悪用することが難しくなったため、特殊詐欺の認知件数・被害額は一時的に減少傾向を示した。

しかしながら、プリペイド携帯電話への対策は進んだ一方で、一部の事業者がレンタル携帯電話の提供を始め、加害者によるこの電話の悪用が行われた。従前の携帯電話不正利用防止法では、携帯電話の貸与を行う事業者に対して本人確認記録の作成・保存義務が課されておらず、悪質な事業者が本人確認を行ったように偽装し、匿名で契約することができたためである。このような情勢に対応し、2008年に改正携帯電話不正利用防止法が施行された。改正法により、レンタル携帯電話事業者に対しても、本人確認を身分証明書等に基づいて行うことが義務付けられた。

³¹ 杉本伸正，2021，「犯罪に利用される電話への対策—経緯と今後の課題」『警察学論集』74(5)：6-20。

2022年夏頃からは、インターネット回線を利用したIP（インターネットプロトコル）電話サービス、いわゆる050IP電話を利用した特殊詐欺の認知件数が増加した³²。この050IP電話も事業者は本人確認を行う必要がなく、この点に目をつけた加害者によって、特殊詐欺に利用されたのである。そのため、050IP電話を提供する事業者についても本人確認を義務付けるよう携帯電話不正利用防止法施行規則の改正が行われ、2024年4月に施行された。但し実際には、図8の通り、この改正が報道された2023年夏頃から、050IP電話を特殊詐欺に悪用した件数は減少傾向を示していた。そして、050IP電話の減少と並行して、国際電話番号が悪用されるようになった。この国際電話番号の悪用の現状と対策については後に詳述する。

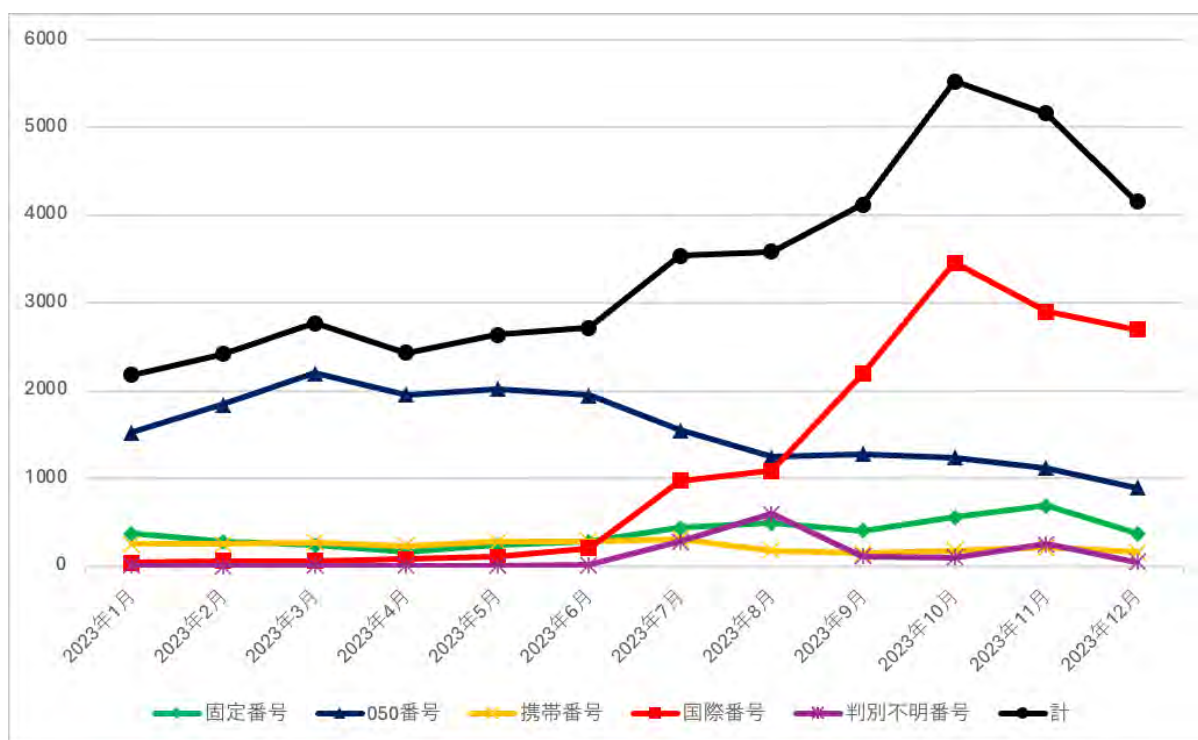


図8 特殊詐欺に犯行利用された番号種別の推移
【2023年1月～2023年12月】³³ ³⁴ (WSC作成)

³² 警察庁，2023，「特殊詐欺に犯行利用された番号種別件数の推移及び受け子等になった経緯について」，警察庁ホームページ，（2023年12月27日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/banngousuiii-ukekokeii.pdf>）。

³³ 前掲注18）警察庁ホームページ。

³⁴ 警察庁，2024，「特殊詐欺の電子マネー型交付形態における認知件数及び国際電話番号による既遂件数の推移について」，警察庁ホームページ，（2025年1月20日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/denshimane-ninchi-kokusaibangou.pdf>）。

3 犯罪収益移転防止法³⁵

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、「犯収法」という。）は、「犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること」の重要性に鑑みて制定された。同法の目的は、事業者による本人確認や「取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずること」によって、組織犯罪処罰法（平成11年法律第136号）及び麻薬特例法（平成3年法律第94条）「による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与すること」である（第1条）。簡潔にまとめると、マネー・ローンダリング等を防止し、組織的な犯罪集団の資金源を断つことを目的としているといえる。マネー・ローンダリングとは、資金の違法な出所を偽装する目的で犯罪収益を処理すること、すなわち、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせたり金融商品や不動産、宝石等に形態を変えてその出所を隠したりすることをいう。犯罪組織は、マネー・ローンダリングを経た資金について、その出所が秘匿されているため、合法的に得た資金と偽ることができ、自由に使える資金となることから、当該資金が犯罪組織にわたることは組織の更なる勢力拡大に繋がるおそれがある。そのため、マネー・ローンダリングを防止することは、資金面から犯罪組織や犯罪行為を撲滅するために重要な手段であるといえる。

また、マネー・ローンダリングは、一国のみが規制を強化しても、相対的に規制の緩い国で行われることから、国際的な取組が求められるものである。以下、犯収法が制定された主な背景について述べる。

1990年に政府間会合であるFATFの「40の勧告」が出されたことを契機に、当時の大蔵省は金融機関に対して本人確認を実施することを要請した。その後1992年には「疑わしい取引の届け出制度」が制定され、2003年には金融機関等本人確認法が制定された。しかしながら、当該制度や法律がターゲットとしているのは主に金融機関であり、金融機関以外を利用した手口（例えば、不動産売買を利用したり弁護士に資金の保管を依頼したりする等）が新たに見られるようになる等、マネー・ローンダリングの手口が巧妙化したことを背景に、2003年にFATFの「40の勧告」の改訂で金融機関のみならず、非金融機関や職業的専門家（弁護士、司法書士等）が追加された。これを契機に、2007年に犯収法が制定された。犯収法は、従来2本の法律

³⁵ 執筆に際して、警察庁、2024、「犯罪収益移転防止法の概要」、警察庁ホームページ、（2025年1月11日取得、<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20241202.pdf>）を参照した。

（本人確認法、組織的犯罪処罰法）で規定されたマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策を一本化し、また対象業種を拡大した法律である。

犯収法には、「特定事業者」に対して義務を課す規定が多く置かれている。特定事業者とは具体的に、金融機関や保険会社、金融商品取引業者、貸金業者、電子決済等取扱業者、暗号資産交換業者、クレジットカード会社、カジノ事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士や税理士などの職種が挙げられる（第2条）。また、犯収法が、特定事業者に対して、義務付けている主なものは以下の通りである。第一に、取引時確認である（第4条）。これは、特定事業者が業務を行う際、顧客の氏名や住所、その取引を行う目的などの本人特定と言われる事項を確認することである。例えば、金融機関であれば預貯金契約の締結や為替取引などを行う際に取引時確認を行うことが求められている。第二に、確認記録、取引記録の作成、保管である（第6条、第7条）。これは、特定事業者が取引時確認や特定業務を行った際、その記録を作成し、7年間保管することを義務付けるものである。第三に、疑わしい取引の届出である（第8条）。これは、特定事業者が特定取引を行う際、疑わしい取引があった場合には、それについて行政庁に届け出ることを義務付けるものである。

4 振り込め詐欺撲滅アクションプラン³⁶

振り込め詐欺撲滅のためには官民だけではなく、社会全体で対策を行う必要があり、国民の協力が必要不可欠である。2008年7月、警察庁及び法務省は、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を取りまとめ、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」として公表した。本プランには4つの軸となる政策方針が存在する。

1つ目は、振り込め詐欺の検挙の徹底である。捜査体制の強化、関係事業者との協力、偽造身分証明書を使って金融機関の口座や携帯電話のSIMカード不正に入手し詐欺集団に売る道具屋³⁷の取り締まり強化である。

2つ目は、ATM周辺における対策の徹底である。ATM周辺における顧客に対する注意喚起やATM利用限度引下げの推奨、金融機関による犯罪に悪用される口座の監視システムを導入である。

3つ目は、匿名の携帯電話と口座の一掃である。契約時と譲渡時の本人確認、個人による携帯電話等の多数契約の抑制、違法な売買やレンタル広告の掲載拒否が内容となる。

4つ目は、被害予防活動の徹底である。最新の手口に関する情報提供や高齢者に対する注意喚起が内容となる。

これらの方針を踏まえた対策を政府は実行し、2008年10月を「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」とし、官民連携を取った広報啓発

³⁶ 警察庁，2009，『平成21年度版警察白書』，24.

³⁷ 特殊詐欺における「道具屋」については 読売新聞，2023，「「道具屋」電話詐欺の裏で暗躍、売るのは「不可欠なものばかり」…「東日本最大級」を摘発」，読売新聞オンラインホームページ，（2025年1月10日取得，<https://www.yomiuri.co.jp/national/20230604-OYT1T50174/>）を参照のこと。

を始めとした社会環境づくりの構築が図られた³⁸。翌年2月にも強化推進期間を設定し、予防活動を行った結果、前年10月と比べて認知件数は50%、被害総額は47.8%減少し、共に2008年中のピーク時の3分の1以下となった。

5 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008³⁹

2002年に刑法犯認知件数が戦後最多を記録し、治安に対する国民の強い不安感を背景に、政府全体として対策を進めるため、2003年9月に犯罪対策閣僚会議が開催され⁴⁰、同年12月に「国民の治安に対する不安を解消し、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の危機的状況を脱することを目標」においた「犯罪に強い社会実現のための行動計画」が策定された。政府、地方公共団体、民間事業者、国民が協力し、計画に基づく施策が行われた結果、刑法犯認知件数の減少等、犯罪情勢の改善には一定の成果が見られたものの、刑法犯認知件数が200万件を超えている状況では、さらなる治安対策が求められていた。また、高齢者を狙った振り込め詐欺の被害多発や、無差別殺傷事件、子どもが被害者となる事件といった新たな不安要因も発生し、国民の体感治安の改善が見られなかった。

こうした状況を受け、2008年12月に犯罪対策閣僚会議にて、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、犯罪情勢に即した施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な対策の推進が図られた。

本計画は、「身近な犯罪に強い社会の構築」、「犯罪者を生まない社会の構築」、「国際化への対応」、「犯罪組織等反社会勢力への対策」、「安全なサイバー空間の構築」、「テロの脅威等への対処」、「治安再生のための基盤整備」の7つの取り組むべき重点課題を挙げている。特殊詐欺に関しては、振り込め詐欺対策の強化が重点課題の「身近な犯罪に強い社会の構築」にて掲げられている。具体的には、犯行を繰り返すグループの検挙の推進と同時に特殊詐欺を助長する行為の取締りに注力するとして、①総合的な振り込め詐欺被害防止対策等の推進、②振り込め詐欺の徹底検挙、③携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断、④振り込め詐欺にかかる「道具屋」の徹底検挙、⑤本人確認の徹底が挙げられている。

他にも、今回の行動計画では特殊詐欺との直接的なつながりは明記されていないが、取り組むべき課題として、防犯ボランティア団体等の促進や犯罪に強いまちづくりの推進の官民連携した犯罪の未然防止策についても定めている。

また、犯罪被害者の支援体制の確立や社会適応上支援を必要とする少年への居場所づくりと就業・就学支援、孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進や刑務所出所者等の再犯防止、犯罪収益の秘匿防止のためのマネー・ローンダリング対策、国際的な組織犯罪対策にも言及されている。闇バイトの募集等を通じて加害者になると言われている困難を抱える少年や孤立した若者、被害者像として考えられていた

³⁸ 前掲注36) 22.

³⁹ 犯罪対策閣僚会議，2008，『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して』。

⁴⁰ 警察庁，2018，『平成30年度版警察白書』，8.

孤立した高齢者対策も含まれている⁴¹。また、再犯防止や、マネー・ローンダリング対策、国際的な組織犯罪対策にも含まれている。

6 オレオレ詐欺等対策プラン⁴²

「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺については、2008年に「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」が策定され対策が強化されたことなどによって、その翌年に被害は大幅に減少したものの、徐々に再拡大し、2014年には被害総額が約566億円と過去最高を記録した。その後も犯行手口の巧妙化が進み、2018年には認知件数約16,500件、被害総額約364億円と依然として高水準である。特に、特殊詐欺被害者の約80%が65歳以上の高齢者、オレオレ詐欺では約96%であり、高齢化が進む中、特殊詐欺防止を喫緊の課題であるとして、2019年に、政府は「オレオレ詐欺等対策プラン」を策定し、国民や関係機関の協力の下で施策を推進することとした。

本プランでは、①被害防止対策の推進、②犯行ツール対策の推進、③効果的な取締り等の推進、の3点を軸に、民間事業者の幅広い協力と、家族や周囲、各種団体への呼びかけにより、社会全体で特殊詐欺の被害防止に取り組むことを方針としている。

①被害防止対策の推進は、主に4つの施策で構成される。

1つ目は、広報啓発活動の強化である。高齢者に人気のある著名人を起用した「ストップ・オレオレ詐欺47〜家族の絆作戦〜」プロジェクトチーム（SOS47）を立ち上げたほか⁴³、各種団体や事業者のウェブサイト、SNSを使って注意喚起を推進している。また、高齢者だけではなく、その子供や孫世代を対象とし、職場や学校での教育・研修、防犯指導などの広報活動も実施している。このように、高齢者の家族にも特殊詐欺防止に向けた広報活動を実施することで、家族間の絆によって、被害防止を図るとともに、高齢者と日常的に接する団体・事業者（民生委員、介護サービス、小売業者など）と連携することで、社会全体で特殊詐欺被害を防止しようとしている。

2つ目は、留守番電話機能等の活用促進である。犯人からの直接的な接触を防ぐため、固定電話の留守番電話設定や迷惑電話防止機能を備えた機器の有効性を周知しているとともに、公益財団法人全国防犯協会連合会の「優良迷惑電話防止機器推奨事業」と連携し、機器利用の拡大を目指している。

3つ目は、関連事業者との連携に関して、次の施策が講じられている。金融機関では、窓口での声掛けやATM利用制限の推進により、被害の未然防止を図っている。高額な払戻しを申し込む高齢者に対し、チェックリストを活用した声掛けを行うとともに、金融機関と警察が共同訓練を実施し対策を強化、加えて、年齢や払戻金額など特定の基準に基づき、警察への全件通報を推進している。ATM振り込み実績が一定

⁴¹ 内閣府，2011，『平成23年度版高齢社会白書』，68。

⁴² 犯罪対策閣僚会議，2019，『オレオレ詐欺等対策プラン』。

⁴³ 警察庁，2024，「ストップ・オレオレ詐欺」，警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページホームページ，（2025年1月11日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/>）。

期間ない利用者の場合、振込限度額をゼロ円や少額に設定する「ATM振込制限」や、引出限度額を少額にする「ATM引出制限」を推進し、併せて、利用者の預貯金口座における取引のモニタリング強化を進めている。コンビニエンスストアでは、電子マネー購入者への声掛け、店頭やレジ端末での注意喚起表示の実施を呼びかけ、宅配事業者とも連携し、荷受け時に現金が含まれていないか確認するための声掛けや注意喚起を運送約款に基づいて実施している。また、過去に犯罪で使用された被害金送付先リストを基に、現金在中の可能性があるなど不審な宅配便の発見や警察への通報を推進している。

4つ目は押収名簿を活用した注意喚起である。警察は捜査過程で入手した犯人グループが、いわゆる「名簿屋」等から買い取っていると思われる、氏名、住所等の個人情報記載された名簿の登載者に対し、戸別訪問や、委託した民間のコールセンターからの電話連絡を実施し、注意喚起や具体的な予防策を周知している。

②犯行ツール対策の推進は、主に電話対策と口座対策である。

加害者による固定電話番号を偽装する架電や、公的機関を装った電話番号を記載した文書の送付など、電話転送サービスを介した固定電話番号の悪用が相次いだ。これに対応するため、警察庁と総務省が連携して、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止などの実効性のある対策を講じた。犯罪収益移転防止法に基づき、電話転送サービス事業者に取引時確認義務の履行を求めるとともに、義務違反が認められる場合は是正命令を行うなど、電話転送サービス事業者への指導監督を強化したのである。携帯電話の悪用対策としては、MVNO⁴⁴等の携帯電話について、契約者確認の徹底や不正利用防止を進めるため、事業者と連携し、特殊詐欺に利用された携帯電話の利用停止を推進するとともに、警察から事業者への情報提供も強化された。また、特殊詐欺に利用された預貯金口座について、警察から金融機関に迅速な凍結を依頼するとともに、凍結された口座の名義人リストを作成し、全国銀行協会等に提供することで、新たな不正口座の開設を防止が図られている。

③効果的な取締り等の推進として、預貯金口座や携帯電話の不正売買、犯行ツール提供事業者に対する取締りを推進している。暴力団や準暴力団、不良外国人、暴走族、少年グループなど特殊詐欺の背後にいる犯罪者グループを弱体化させるため、多角的な取締りと情報収集を推進し、犯行拠点を発見・摘発し、架け子、受け子、出し子などの実行犯を検挙するとともに、突き上げ捜査を徹底して中枢被疑者を検挙することで、活動実態や詐欺への関与を解明している。また、非行防止教室の開催などを通じて、特殊詐欺に加担した少年の再非行防止に取り組んでいる。

⁴⁴ Mobile Virtual Network Operator（仮想移動体通信事業者）の略称で、具体的には格安スマホや格安SIMを提供している通信会社を指す。

7 「世界一安全な日本」創造戦略⁴⁵・「世界一安全な日本」創造戦略2022⁴⁶

2013年12月、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を見据え、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感でき、世界各国からの訪問者も共に安全に安心してオリンピックの感動を共有できる日本を創り上げることを目標に、「『世界一安全な日本』創造戦略」が策定された。本戦略は大きく7つから構成され、その4つ目に「社会を脅かす組織犯罪への対処」、5つ目に「活力ある社会を支える安全・安心の確保」がある。この当時、特殊詐欺対策は組織犯罪対策の中に含まれておらず、5つ目の安全安心の確保に向けた対策に含まれていた。

具体的には、広報啓発や注意喚起、関連機関の連携強化、被害防止に資する機器の普及促進、被害回復の的確な運用など社会を挙げた推進を定める「総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進」、バーチャルオフィス事業者、通信事業者、金融事業者と協力し、末端加害者の検挙等を推進する「特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進」、手口の変化を踏まえ犯行グループに重点を置き、徹底的な取締りの実施を定める「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙」の3つについて定められた。また、ここでは特殊詐欺との関連は明確に記されていなかったが、組織犯罪対策の章において、マネー・ローンダリング対策の強化や国連組織犯罪防止条約の締結に向けた法整備、国境を越える犯罪に対応するための国際的な連携の推進、アジアを中心とした国際的な枠組みの積極的構築についても定められた。

そして2022年12月、人口構成の変化や科学技術の発展等による社会情勢の変化、国際情勢の変化、またサイバー空間の脅威をはじめとした様々な治安課題に対応するため、「『世界一安全な日本』創造戦略2022」として戦略が変更された。本戦略も大きく7つから構成され、4つ目に「組織的・常習的に行われる悪質な犯罪への対処」、5つ目に「子供・女性・高齢者等全ての人が安心して暮らすことのできる社会環境の実現」がある。ここでは特殊詐欺対策が組織犯罪対策に含まれている。

具体的には「総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進」は2013年のものを引き継ぎ、「特殊詐欺に係る犯行ツール対策の推進」では、繰り返し架電してメッセージを流すことで電話を事実上使用できなくする警告電話事業や、犯行ツールを提供する悪質事業者について情報収集を強化し取締りを推進することが新しく盛り込まれた。また「特殊詐欺の効果的な取締りの推進」においては、特殊詐欺が組織犯罪であることを明記し、初動捜査等の徹底、犯罪者グループ等の人的・資金的基盤に実質的な打撃を与える取締りを推進することが定められた。そして2013年と同様、マネー・ローンダリング対策の強化、国際的な犯罪対策の推進として、外国捜査機関等との連携、国外逃亡被疑者対策、各国関係機関職員的能力向上支援及び国際連携の推進も定められた。これに加え、5つ目の戦略において、高齢者の安全安心の確保としても「総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進」が明記された。

⁴⁵ 犯罪対策閣僚会議，2013，『「世界一安全な日本」創造戦略』。

⁴⁶ 犯罪対策閣僚会議，2022，『「世界一安全な日本」創造戦略2022』。

8 SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン

47

2022年から2023年にかけて、「闇バイト強盗」と称されるSNS上で実行犯を募集する手口などを特徴とする一連の強盗等事件が広域発生した。同様に、特殊詐欺においても、受け子、現金回収・運搬役リクルーターといった末端加害者を担う人材の募集や、電話・口座等の犯行ツールの調達にSNSが活用されるようになった。こうした状況を受け、2023年に犯罪対策閣僚会議は、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（以下、「緊急対策プラン」という。）を閣議決定した。また、国が実施主体であるが、対策の推進に当たって、地方公共団体や民間事業者等とも協力するとされた。

緊急対策プランは、①「実行犯を生まない」ための対策、②「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策、③「被害に会わない環境を構築する」ための対策、④「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策の4つの柱がある。

第一に、犯罪者グループ等が巧妙な手段で犯罪の実行者の「募集」を図っている実態に鑑み、「実行犯を生まない」ための対策を定めている。①「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進、②サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除、③青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発、④強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進という4つの具体的な内容が定められた。

第二に、犯罪者グループ等が高齢者等の資力等に関する個人情報、他人名義の預貯金口座や携帯電話、秘匿性の高い通信アプリケーション等を用いて犯行に及んでいる実態に鑑み、「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策を定めている。①個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化、②携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進、③悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進、④預貯金口座の不正利用防止対策の強化、⑤証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化、⑥秘匿性の高いアプリケーションの悪用防止、⑦帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止からなる。

第三に、犯罪者グループ等が高齢者を狙う実態から「被害に遭わない環境を構築する」ための対策を定めている。①宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携、②防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援、③高齢者の自宅電話番号の変更等支援、④高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話がかかることを阻止するための方策、⑤現金を自宅に保管させないようにするための対策、⑥パトロールによる警戒、という6つの対策が定められた。

第四に、「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策として、①犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進、②国際捜査の徹

⁴⁷ 犯罪対策閣僚会議，2023，『SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺治安に関する緊急対策プラン』。

底・外国当局との更なる連携、③現金等の国外持ち出し等に係る水際対策の強化について言及された。

9 国民を詐欺から守るための総合対策⁴⁸

政府は、前述した「オレオレ詐欺等対策プラン」や「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を策定し、金融機関や通信事業者と連携して被害の未然防止に取り組んできた。しかしながら、詐欺の手口は対策の進展に伴い巧妙化し、電子マネーを用いた架空料金請求詐欺やSNSを利用した投資詐欺・ロマンス詐欺が急増した。さらに、キャッシュレス決済の普及を背景に、フィッシング詐欺による不正送金事案が過去最多を記録し、詐欺被害の多様化が顕著となり、2023年には詐欺被害額が約1,630億円に達し、前年のほぼ倍増という深刻な状況となった。

詐欺の多様化の一因として、科学技術の悪用が挙げられる。AIやSNSの普及により、SNS上の偽広告や偽の恋愛関係を装う手口が拡大し、これらの被害額は特殊詐欺の被害額を上回る規模に達している。さらに、フィッシング詐欺では正規サイトを模した手法により、IDやパスワードを不正に入手し、被害者の資産を奪う事案が増加している。また詐欺は、国内にとどまらず、国際的な脅威となっている。2023年12月に開催されたG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合では、国境を越える組織的詐欺が共通の課題として認識された。また、2024年3月には英国で国際詐欺サミットが開催され、より広範な国際協力の枠組みが構築されつつある。詐欺の複雑化・巧妙化に対応するためには、官民が連携し、迅速かつ強力な対策を講じることが不可欠である。

このような事態を受け、政府はこれまでの対策プランを発展的に統合し、2024年6月に「国民を詐欺から守るための総合対策」を策定した。この対策では、特殊詐欺に加え、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺、フィッシング詐欺を重点的に対象とし、①「被害に遭わせない」ための対策、②「犯行に加担させない」ための対策、③「犯罪者のツールを奪う」ための対策、④「犯罪者を逃さない」ための対策、4つの対策指針のもと、AI等の科学技術の発展に即した柔軟な対応を目指している。また、2024年12月17日に「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」が公表され、本対策プランのフォローアップと追加の緊急対策がなされている。

①「被害に遭わせない」ための対策は、特殊詐欺対策に加え、近年増加しているSNS型投資・ロマンス詐欺対策やフィッシング対策も言及されている。具体的には、被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等、なりすまし型偽広告の削除やSNS事業者等による実効的な広告審査等の適正な対応の推進、プラットフォーム事業者への規制強化、「友だち」追加時の警告表示と同意取得、アカウント開設時の本人確認強化などSNSに注力した施策である。SNSを利用した犯罪の捜査上の課題に対応す

⁴⁸ 前掲注10)。

るため、アカウント開設時の本人確認の強化を検討するとともに、事業者に対して本人確認の厳格化を要請している。また、犯罪発生実態を踏まえ、防犯カメラの増設が必要な場所を整理し、地域社会の多様な関係者に対して保存期間の十分な防犯カメラの設置を促すために、地域防犯力の強化を推奨する事業として新しい地方経済・生活環境創生交付金や地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用し、自治体に対する防犯カメラ整備の支援を推進している。特殊詐欺に特化した対策としては、犯人からの電話を直接受けないための対策の浸透に向けた広報・啓発、発信者番号表示サービスや優良迷惑電話防止機器推奨事業による機器の普及促進、高齢者の自宅電話番号の変更支援、国際電話の利用休止申請の受付体制拡充と利用休止措置の活用拡大に向けた取組、SMSの不適正利用対策の推進、携帯電話を使用しながらATMを利用する者への注意喚起を推進している。また、多様な媒体で特殊詐欺や犯罪実行者募集に関して、被害防止に資するターゲティング広告を発信している。

②「犯行に加担させない」ための対策として、いわゆる「闇バイト」などの情報に関する収集、削除、取締りを推進している。サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除、青少年を取り巻く有害環境の浄化対策、学校教育現場における情報モラル教育の着実な実施を含め、青少年がアルバイト感覚で犯罪に加担させないための広報・啓発を推進する。また、犯罪者グループ等内の連絡手段対策として、秘匿性の高いアプリケーションの悪用に係る注意喚起、証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析を円滑化している。さらに、特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組、犯行に加担した少年の再非行防止の取組をしている。

③「犯罪者のツールを奪う」ための対策として、電話に関する対策について、悪用されるSMS機能付きデータ通信契約を含めた本人確認の実効性の確保、悪質な電話転送サービス事業者等の排除に向けた取組など携帯電話の不正利用防止対策等の強化を進めている。預貯金口座等に関する対策について、金融機関と連携した検挙と電子マネーの犯行利用防止など犯罪者グループ等による出金・送金を対策している。その他、預貯金口座の不正利用防止対策、犯行に利用された預貯金口座の凍結を円滑に実施している。また、暗号資産交換業者への不正送金の防止、暗号資産の没収・保全など暗号資産の移動対策を進めている。闇名簿に関する対策として、個人情報保護法を始め、あらゆる法令を駆使した取締り等、犯罪の利用目的のための個人情報収集に係る注意喚起を実施する他、在留外国人等に対する広報・啓発、不動産業者等と連携した空き家等の不正な利用防止を推進すると定めている。

④「犯罪者を逃さない」ための対策として、匿名・流動型犯罪グループに対する捜査リソースを拡充し、匿名性を活用した組織犯罪の全貌を解明する体制を整備している。また、犯罪行為による収益の流れを追跡し、違法な金銭の流通を抑止する犯罪収益解明体制を強化している。さらに、効果的な捜査手法を導入し、犯罪拠点の摘発や実行犯の検挙を徹底している。加えて、突き上げ捜査を通じて中枢被疑者の検挙を目指す。SNSプラットフォームにおける捜査照会への迅速な対応を推進し、犯罪者グループの活動を抑制している。また、適切な科刑の実現に向けて、強盗や

特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑を実現するための制度改革を推進している。実行犯を募集・勧誘する行為を抑止するため、法的対策を含む包括的な方策を検討しており、外国当局との連携を深め、海外拠点の摘発を推進し、国外逃亡した被疑者の引渡し手続を迅速化に努める。不正な現金等の国外持ち出しに係る水際での監視体制を強化し、違法な資金移動を防ぐ。マネー・ローンダリング対策について、金融機関と連携した検挙対策を推進し、預貯金口座の不正利用防止対策を強化し、法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組を推進している。財産的被害の回復の推進について、国境を跨いだ被害回復の検討を含めた被害回復給付金支給制度及び振り込め詐欺救済法の効果的な運用、暗号資産を用いた詐欺被害の実態把握、不法行為に基づく損害賠償請求に関する裁判例の調査研究を進めている。

第2項 捜査

捜査分野は、特殊詐欺のフローの中で、実際に発生した犯罪に対して捜査機関が被疑者の検挙を行うアプローチである。被疑者を検挙し、適正な科罰を実現することは、当該犯罪者にとって苦痛となることにより、当該犯罪者が将来再び犯罪を行うことを抑止する効果の他、一定の犯罪行為が遂行された場合には、刑罰の賦課を予告することで、一般市民による犯罪遂行を未然に抑止する効果があるとされる⁴⁹。過去10年間の特殊詐欺検挙件数の推移⁵⁰をみると、2015年には4,471件、2016年には4,644件、2017年には5,550件と増加傾向を示しており、2020年には、統計開始（2004年）以来最多の7,424件となった。新型コロナウイルス感染症が社会活動に大きな影響を与えた2021年には6,600件と一時微減したが、2023年には7,212件となり、再び増加に転じている。本項では、特殊詐欺において警察が捜査について実施してきた各種対策、検討について紹介する。

1 だまされた振り作戦

特殊詐欺事案では、被疑者を検挙する方法の1つとして「だまされた振り作戦」が用いられている。だまされた振り作戦とは、「だまされたことに気付いた、あるいはそれを疑った被害者側が捜査機関と協力の上、引き続き犯人側の要求通り行動しているふりをして」、被害者側が犯人側（受け子）に対して金銭等を手交する「際に犯人を検挙しようとする捜査手法」である⁵¹。だまされた振り作戦は、高い匿名性・流動性を持つ犯罪集団内部の者が被害者に接触を図る段階で検挙する手法であるため、後述する突き上げ捜査の入り口としても活用が図られてきた。一方、だまされた振り作戦によって検挙した末端被疑者は、当該犯罪組織の構造等の実態につ

⁴⁹ 山口厚，2020，『刑法 第3版』，4.

⁵⁰ 特殊詐欺検挙件数を執筆するに際して、前掲注18）警察庁ホームページ 及び前掲注1）327 を参照した。

⁵¹ 最決平成29・12・11刑集71巻10号535頁。

いて把握していないことが多いことから、必ずしも組織の上層部の検挙につながるとは限らない。

2 特殊詐欺連合捜査班（TAIT）

特殊詐欺捜査において、「発生地主義」は大きな壁の一つであった。これを解決することを目的に発足したのが特殊詐欺連合捜査班（TAIT）である。

特殊詐欺による被害は全国各地で発生している。しかし、振込型等の手口によって騙し取った現金の引き出しや被疑者・犯行拠点の所在は、東京都をはじめとした大都市に集中し、捜査が広域化する傾向にある。我が国においては、原則として被害が発生した地域を所轄する都道府県警察が当該事案についての捜査にあたることとされているため（警察法（昭和29年法律第162号）36条2項）、大都市圏以外の地方で被害が発生した事案では、当該事案の犯行拠点等が大都市圏に存在する場合であっても、被害発生地を所管する都道府県警察が捜査を実施する必要がある、当該事案の捜査にあたる道府県警察が小規模である場合、捜査を実施するに際しての、人員や予算の面での負担が非常に大きいものとなる。そこで、2005年に首都圏派遣捜査専従班を設置し、首都圏の1都3県⁵²の都道府県警察にその他の43道府県警察から人員を派遣して、首都圏における初動捜査が可能な体制が構築された⁵³。しかしながら依然として、被疑者特定後の内偵捜査は発生地の都道府県警察が担当しており、小規模な道府県警察の負担は大きいままであった。

そのような状況の中で、更なる広域捜査効率化の要請を受けて2024年4月に各都道府県警察に設置された特殊詐欺連合捜査班（TAIT）は、捜査事項の多い東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府及び福岡県の7都府県警察について、専従の捜査体制を構築したほか、活動内容についても、従前より首都圏派遣捜査専従班が実施可能であった初動捜査に加え、必要に応じて被疑者の行動確認や被疑者の逮捕が実施できるよう拡大された⁵⁴。

同体制の構築によって、比較的小規模の道府県警察における捜査負担が軽減したとの声もあり、広域捜査において機能している⁵⁵。

3 突き上げ捜査

突き上げ捜査は、組織的犯罪に対する捜査手法の一つで、主に末端の実行犯から捜査を開始し、徐々にその上位に位置する者へと追及を進めていく最も基本的な方法である。特殊詐欺においては、受け子や出し子といった末端の実行犯から捜査を

⁵² 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県。

⁵³ 警察庁、2008、『平成20年版警察白書』，28。

⁵⁴ 産経ニュース、2023、「全国に特殊詐欺「連合捜査班」設置 来年4月 捜査効率化で摘発強化」，産経ニュースホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.sankei.com/article/20231213-H67A65EDENJ5JLBRKY0Y53DVM>）。

⁵⁵ 2024年11月20日警視庁（特殊詐欺対策本部・捜査第二課）インタビュー調査。

開始し、逮捕した被疑者からの供述や、押収した物品から得られる情報を基に、指示役や組織の中核の検挙を目指す。

押収する物品には携帯電話やパソコンなどが含まれ、その通信履歴等を辿ることとなる。しかし、近年では、その通信手段にテレグラムをはじめとした秘匿性が高く履歴が一定期間で自動消去されるようなアプリケーションが使われており⁵⁶、障壁となっている。

こうした匿名ツールの活用だけでなく、犯罪組織そのものが、トクリュウと呼ばれるような、加害者同士のつながりが希薄で匿名性の高い体質へと変貌している。こうしたトクリュウに対応するための試みとして、2022年12月に警視庁が発足させた「犯罪集団等の実態解明及び取締りに関する特命チーム」があげられる。これは、犯罪集団に関する情報の集約と分析を行い、効果的な取締りを実施するための組織で、犯罪種別ごとの捜査体制を見直し、警察内外の連携の強化を図っている。これにより、従来の手法では捉えきれなかったSNSを通じて募集される闇バイトなどの流動的な犯罪グループに対する効果的な捜査を実現している。

また、闇バイトとして実行役等を担う加害者の中には、応募後に自身や家族への脅迫を受け、加担に踏み切る事例が存在する。こうした事例に対し、警察庁では2024年10月より全国都道府県警察に対して、犯罪への加担に踏み切る前に本人とその家族への保護措置を指示しており、報道によれば、運用開始から2024年11月末までで保護に至ったケースが125件⁵⁷あった。これにより、末端実行役の供給を減少させ、犯行の予防を図っている。

さらに、捜査から司法手続において、組織犯罪の解明に迫る手段として「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」（以下、「合意制度」とい。）が存在する。これは、被疑者または被告人が他者の犯罪に関する情報を提供することにより、自らの処分の軽減を得る制度で、令和3年度犯罪白書⁵⁸にて、特殊詐欺事案の首領に迫る上で有用な手法として言及されていた。しかしながら、調査を進める中で、情報提供の信憑性や物的証拠を差し置いて有効であるかに疑問が解消されず、特殊詐欺対策としての有用性については確認できなかった。

4 仮装身分捜査

警察庁は現在、特殊詐欺の分野で仮装身分捜査を導入することを検討している。仮装身分捜査とは「捜査員が仮装の身分を使用して捜査対象者と接触するなどして、情報・証拠の収集を行う捜査手法」をいう⁵⁹。換言すると、捜査員が捜査の遂行

⁵⁶ 朝日新聞デジタル，2024，「「受け子」「かけ子」違法疑いの求人、テレグラムに 専門家注意喚起」，朝日新聞デジタルホームページ，（2025年01月08日取得，<https://digital.asahi.com/articles/ASSCQ2W38SCQUTIL015M.html>）。

⁵⁷ NHK，2024，「警察が応募者や家族を保護したケース 全国で125件」，NHKホームページ，（2025年01月08日取得，<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241205/k10014659231000.html>）。

⁵⁸ 前掲注1）310。

⁵⁹ 警察庁，2014，『平成26年版警察白書』，37。

にあたって、実際の本人の属性とは異なる仮の身分証明証を提示して、被疑者や犯罪グループのような捜査対象者と接触し、情報や証拠の収集を行う捜査手法である。実際に、令和6年版警察白書には、「現場の声」として、仮装身分捜査の導入を要望している旨の記載があり⁶⁰、さらに、2024年12月10日付で自由民主党の治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会から石破首相に対して提出された緊急提言に仮装身分捜査の導入が盛り込まれた⁶¹。このような流れの中で、同12日に露木警察庁長官が同手法について、「雇われたふり作戦」として「犯罪の取締りや抑止を図る上で有効」との考えを示し、導入を検討していることを表明している⁶²。

このような捜査手法について、偽の身分証明書を用いて証拠収集等の捜査活動を行うため、違法な捜査であるとの指摘もされており⁶³、実際の導入には慎重な検討が必要であろう。警察庁における仮装身分捜査の検討では、捜査対象者に対して警察官の身分を明かさずに捜査を遂行した場合の利点として、①捜査活動を秘密裏に遂行することによって相手方の対抗措置⁶⁴を回避できることや、②捜査員の安全を確保できること⁶⁵が挙げられており⁶⁶、また、身分を偽ったとしても「正当業務」（刑法35条）として違法性が阻却されるとしている⁶⁷。以上のような見解が示されていることから、同捜査手法は、今後導入されていくものと思われる。

第3項 救済

本章では、犯罪被害者やその周囲の関係者への支援制度の歴史的背景、現在の主な制度について述べる。また加害者の中には、貧困や社会生活での課題を背景に特殊詐欺グループに加担してしまう者もいる。よって、一度加害者として特殊詐欺に

⁶⁰ 前掲注24) 9.

⁶¹ NHK, 2024, 「自民 閣バイト対策で「仮装身分捜査」導入など 首相に提言」, NHKホームページ, (2025年1月16日取得, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241211/k10014665211000.html>) .

⁶² NHK, 2024, 「警察庁長官 閣バイト取締りに「雇われたふり作戦」の導入検討」, NHKホームページ, (2025年1月16日取得, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241212/k10014666031000.html>) .

⁶³ 福原啓介, 2024, 「閣バイト強盗「仮装身分捜査」は“導入の必要性高い”が… 解決すべき「3つの法的問題」とは」, 弁護士JPニュースホームページ, (2025年1月16日取得, <https://www.ben54.jp/news/1802>) .

⁶⁴ 警察活動に対する警戒心から、捜査対象者が情報の提供を躊躇したり、警察活動を擬乱するために、積極的に虚偽の情報を提供したりすること。

⁶⁵ 捜査員が捜査活動や情報収集活動の中で明かした身分や氏名を基に、相手方（捜査対象者）の犯罪組織が捜査員の住所や家族の状況などを突き止め、捜査員本人に対して 危害を加えたり、住所や家族を把握している旨を告げて暗に脅すなどしてくる場合があり、捜査員やその家族の生命、身体が現実の危険にさらされることがある（詳細については、後掲注66) 250-251 参照のこと）。

⁶⁶ 猪口誠司, 2016, 「組織犯罪対策のための秘匿・仮装を用いた警察活動の現状とニーズ」『警察政策研究』19: 250.

⁶⁷ 東京新聞, 2024, 「＜社説＞仮装身分捜査 乱用防ぐ仕組み必要だ」, 東京新聞ホームページ, (2025年1月16日取得, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/376226>) .

加担した人が更生し、再び社会に復帰することを目指す、再犯防止に向けた取組も救済分野に含まれると捉え、ここで述べる。

1 歴史的背景⁶⁸

犯罪被害者と遺族は長期に渡って、適切な支援や治療、理解を受けることが無く、刑事司法制度の中では「忘れられた存在」として社会で孤立してきた。警察が捜査の中で犯罪被害者に対し、直接的、長期的支援を行うことは困難で、海外の支援体制と比較しても大幅な遅れを取っていた。以下では日本国内での犯罪全般について、被害者が受ける一次被害から二次、三次被害、歴史的背景について整理する。

犯罪被害の多くは、加害者から被害者に積極的・攻撃的に向けられた意図的な行為によって生じる。そのため、身体的な被害だけでなく、精神的に大きな影響も受ける。極度の恐怖感や屈辱感、憎しみや自責の念、深刻な場合は心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症する場合もある⁶⁹。また、被害者は加害行為による直接的な被害（一次被害）に加え、被害後に周囲から受ける心無い言動や対応等に傷つけられ、二次被害が発生する恐れもある。さらに、長期的な経済的困窮や生活の崩壊による影響により社会適応能力が失われ、社会から孤立し、阻害される三次被害にまで及ぶ場合もある。

次に、犯罪被害者支援の歴史は、1967年の市瀬朝一氏による「殺人犯罪を撲滅する遺族会」結成を発端に、1980年「犯罪被害者等給付金支給法」の制定、2004年「犯罪被害者等基本法」制定、2005年「第1次犯罪被害者等基本計画」策定、2008年「犯罪被害者等給付金支給法」改正、2011年「第2次犯罪被害者等基本計画」策定、2016年「第3次犯罪被害者等基本計画」、2021年「第4次犯罪被害者等基本計画」策定といった経緯を辿っている。

1980年の「犯罪被害者等給付金支給法」は、故意の犯罪行為による不慮の死を遂げた被害者の遺族や重傷病を負った被害者に対して被害者の精神的、経済的打撃の緩和を目的として制定された。しかし、給付対象は犯罪被害者の遺族や、重傷病を負った被害者本人、障害が残った場合のみと限定されており、後述する被害回復給付金支給制度の開始や振り込め詐欺救済法の制定までは、特殊詐欺のような財産犯の被害回復に対する制度はみられなかった。

2004年「犯罪被害者等基本法」の制定は、市瀬氏を中心とした被害者団体である、あすの会を中心とした被害者組織の働きかけを契機に議員立法で制定されたものであり、犯罪被害者の立場や声が国会に届き、犯罪被害者の権利や利益、被害者の支援等を国や地方公共団体の責務とすることが明記された法律である。

⁶⁸ 執筆に際して、安田貴彦，2018，「犯罪被害者支援」警察政策学会『警察政策学会20周年記念—社会安全政策論』立花書房，104-125 を参照した。

⁶⁹ 金井直美，2013，「人権の視点からみた被害者支援と厳罰化」『明治大学社会科学研究所紀要』40 1-415.

「第1次犯罪被害者等基本計画」は2004年に制定された「犯罪被害者等基本法」に則り、2005年に策定された。本計画は策定以降一定期間の具体的施策体系と工程を示すものであり、4つの基本方針と5つの重点課題が設定されている。重点課題においては、政府全体が連携した、横断的な対策が求められている。

4つの基本方針と5つの重点課題は2021年3月に策定された「第4次犯罪被害者等基本計画」まで変更が無く、現在まで引き継がれている。以下では「第1次犯罪被害者等基本計画」に続く「第2次犯罪被害者等基本計画」「第3次犯罪被害者等基本計画」「第4次犯罪被害者等基本計画」について、各計画で変更、追加のあった具体的施策を中心に整理する。また、本研究の研究対象である特殊詐欺は財産犯であり、経済的、精神的な分野の被害が多く、これら二つの被害に対応する施策を中心に述べる。

「第2次犯罪被害者等基本計画」は2011年に策定された計画である。この計画では「第1次犯罪被害者等基本計画」で十分に成されなかった施策の実現と後述する犯罪被害者等基本制度や社会保障制度の調整が推進された⁷⁰。

「第3次犯罪被害者等基本計画」は2016年に策定された計画である。警察庁において犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況についての適切な情報提供、被害者等の「生活全般にわたる支援」として「専門職の活用を含めた地方公共団体における支援の充実促進」と「民間の被害者等の援助を行う」団体の活動促進が示された⁷¹。

「第4次犯罪被害者等基本計画」は2021年に策定された計画である。具体的施策としてはワンストップ支援センターにおける24時間365日の対応や拠点となる病院の整備、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化が示された⁷²。

第1次から第4次犯罪被害者等基本計画は犯罪被害者支援の基本方針となり、具体的施策を提言する際の計画としての役割を果たした。第1次から第4次の基本計画にかけて、基本計画策定・推進専門等会議において、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体、関係省庁の要望や意見を基にした計画の刷新が幾度となくなされた。

しかし、犯罪被害回復では身体犯の治療や経済的支援制度の拡充は進んだが、特殊詐欺のような財産犯が対象となる制度は身体犯と比べて充実しておらず、被害回復制度が整っているとは言えない。また、犯罪被害者の支援や理解に関する取組は海外と比較しても歴史的に浅く、様々な制度を国や地方自治体が整備しているものの、十分な支援が受けられているとはいえず、今後とも犯罪被害者への理解や協力、継続的な官民協働の対策が求められている。

⁷⁰ 内閣府犯罪被害者等施策推進会議，2011，『第2次犯罪被害者等基本計画』。

⁷¹ 内閣府犯罪被害者等施策推進会議，2016，『第3次犯罪被害者等基本計画』。

⁷² 内閣府犯罪被害者等施策推進会議，2021，『第4次犯罪被害者等基本計画』。

2 犯罪被害者等給付金

犯罪被害者給付制度とは、「殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの」である⁷³。したがって、特殊詐欺のような財産犯への支給はされない。しかし、犯罪被害者に対して金銭的な支援を行うことを定めた初めての制度であるため、論じることとする。

まず、犯罪被害給付制度の背景について述べる。従前から、被害者学の研究者、弁護士会等によって、その必要性が主張されていたところ、1974年に発生した三菱重工ビル爆破事件等を契機として、1980年に「犯罪被害者等給付金支給法」として制定、翌年1月に施行された。その後、1995年に発生した地下鉄サリン事件や、2004年の犯罪被害者等基本法制定などを受けた世論の影響もあり、2008年には「犯罪被害者等給付金等の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改題され、重度後遺障害者に対する障害給付金の額の引上げなどの支援拡充がなされた。近年では2024年における「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、遺族給付基礎額等の政令改正が同年6月に成された。このように1980年に制定された「犯罪被害者等給付金支給法」は、犯罪被害者の置かれた現状や課題が世論に周知されると共に、支援の拡充が現在までなされてきた。

犯罪被害者給付金の内容としては、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金の3種類があり、国からの一時金として給付金が支給されるものとなっている。

3 被害回復給付金支給制度

特殊詐欺のような財産犯等の犯罪では、従前、犯人が捕まったとしても犯人が得た犯罪収益の没収や追徴が禁じられてきた。しかし、2006年、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下、「組織犯罪処罰法」という。）の改正により詐欺罪を含む財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（以下、「犯罪被害財産」という。）は、その犯罪が組織的に行われた場合やマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人から剥奪（没収・追徴）することが可能となった（第8条、第10条、第15条、第16条）。犯人から剥奪した犯罪被害財産を金銭化し、給付資金として保管し、そこからその事件により被害者⁷⁴に対して給付金を支給する制度が被害回復給付金支給制度である。

国内の裁判だけでなく、外国の裁判等により剥奪された犯罪被害財産を一定の要

⁷³ 警察庁，2024，「犯罪被害者等施策」，警察庁ホームページ，（2025年1月5日取得，<https://www.npa.go.jp/higaisya/renkei/network.html>）。

⁷⁴ 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者の他、こうした一連の犯行として行われた財産犯等の行為の被害者及び被害者の相続人等も対象となる。裁判で認定されなかった余罪の犯罪行為に関して、被害回復給付金支給制度の対象となるかは、具体的な事件ごとに検察官が定める。

件の下、日本が譲り受けた場合もこの制度の対象となる（59条）。こうした外国譲与財産支給手続も、通常の被害回復給付金の支給手続と同様になる（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号。以下、「被害回復給付金支給法」第35条、第36条、第37条、第38条））。

支給手続の流れについて整理する。犯罪被害財産を剥奪する刑事裁判の確定後、検察官が支給対象となる犯罪行為の範囲を決め（第5条）、犯人から剥奪された犯罪被害財産を金銭化し、給付資金として保管されてから支給手続が開始される（第6条）。支給手続の開始や支給対象となる犯罪行為の範囲は、官報にて掲載される（第7条1項）。検察官が被害者を把握し、通知可能な場合、個別に通知がなされる（第7条3項）。支給手続開始後、被害者が申請書を作成し、必要な資料を用意して申請期間内に支給手続を行っている検察官に提出する（第9条）。通常、対象となる事件を取り扱った地方検察庁に所属する検察官が支給手続を行う。申請内容を検察官がチェックを行い、受給資格の有無、その被害額を判断する（第10条）。この判断の結果は、裁定書に記載され、その裁定書の謄本が申請人に送付される。すべての裁定や費用が確定後、支給認定された申請人に被害回復給付金が支給される（第14条）。

支給額は、各被害者が実際に被害を受けた額を上限とし、被害額の総額が給付資金から手続にかかる費用の額を差し引いた額を超える場合には、この額を被害者の被害各位応じて案分した額となる。なお、最初の支給手続の申請人へ支給しても給付資金が残る場合、特別支給手続が開始され、最初の支給手続で申請しなかった被害者に対して同じ手続を行うことがある（第18条）。また、給付資金が支給手続を行うに十分でない場合、支給手続は開始されない。

被害回復給付金の支給を受けた場合、犯人に対する損害賠償請求権などの請求権は、被害回復給付金の支給を受けた額の分だけ消滅する（第29条）。

被害回復給付金支給制度では、弁護士や老人ホームのあっせん業者等を装った詐欺とオレオレ詐欺を行った特殊詐欺グループの構成員が裁かれた例⁷⁵や交際あっせんを装った振り込め詐欺⁷⁶など、特殊詐欺の事件も対象となっている。

4 振り込め詐欺救済法

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号。以下、「振り込め詐欺救済法」という。）は「預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者」の財産的被害を「預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等」を通じて迅速に回復すること等を目的とするものである（第1条）。具体的には、詐欺等の振込先口座として犯罪に利用されたと疑われる預金・貯金口座や当該口座から詐欺等によって騙し取られた資金を移転する目的で利用された口座（第2条第4項第1号、第2

⁷⁵ 被害回復給付金支給手続開始決定公告（2024年1月10日開始決定，高松地方検察庁令和6年第1号）。

⁷⁶ 被害回復給付金支給手続開始決定公告（2023年9月8日開始決定，東京地方検察庁令和5年第4号）。

号。以下、「犯罪利用預金口座等」という。）に残る資金を、被害者に対して被害回復分配金として配分するため、預金債権の消滅手続や被害回復分配金の支払手続等を定めている。また、振り込め詐欺救済法が対象とする金融機関には、銀行や信用金庫、労働金庫のほか、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工組合中央金庫等の幅広い機関が含まれる（第2条第1項各号）。

振り込め詐欺救済法による被害回復分配金の仕組みは、大きく分けて、以下の2つの手続を経て、被害者へ被害回復分配金が金融機関により支払われる。

第一に、「失権手続」である。これは、犯罪利用預金口座等の名義人の預金等債権の消滅（失権）に関する手続である。具体的には、金融機関が犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に対して、金融機関の約款に基づき、取引の停止等の措置を講じた後（第3条）、預金保険機構に対して、当該預金口座等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告（失権のための公告）を求める

（第4条）。この求めがあったときは、預金保険機構は、失権のための公告を行う（第5条）。なお、一定期間（公告があった日の翌日から起算して60日以上の間であって、公告に示された期間）に、当該犯罪利用預金口座等に係る名義人やその他の対象預金等債権に係る債権者による権利行使の届出等がなければ、当該犯罪利用預金口座等に係る債権は消滅（以下、「消滅預金等債権」という。）する（第7条）。なお、消滅預金等債権の額が1,000円未満の場合には被害回復分配金の支払の対象外となる（第8条第3項）。

第二に、「支払手続」である。これは、消滅預金等債権に係る犯罪利用預金口座等に振り込みをした被害者に対して、消滅預金等債権の額を分配する手続である。具体的には、金融機関は、預金保険機構に対して、被害回復分配金の支払手続の開始に係る公告を求め（第10条）、この求めがあったときは、預金保険機構は、被害回復分配金の支払手続が開始された旨の公告を行う（第11条）。その後、一定期間内（公告があった日の翌日から起算して30日以上であって、公告に示された期間）に被害回復分配金の支払を受けようとする者（被害者）が犯罪利用預金口座等に係る金融機関に対して申請し（第12条）、金融機関による審査、支払額等の決定を経て（第13条第1項、第2項）、金融機関から、申請者（被害者）に対して被害回復分配金が支払われる（第16条）。なお、被害者が複数存在する場合には被害額に応じて按分した額が分配されるが、消滅預金等債権の額のうち、金融機関により決定された犯罪被害額の総額を超える被害額については支払されない（第16条第2項）。

申請者が、不正な手段で被害回復分配金を受領したときには、金融機関は返還に係る措置を適切に講ずることとされており（第24条）、虚偽の記載をした申請者に対する罰則（50万円以下の罰金）が設けられている（第44条第1号）。

また、犯罪利用預金口座等に係る名義人は、当該預金口座等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告（失権のための公告）の期間内に権利行使の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情等があり、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことについて、相当な理由があると認められる場合には、消滅した預金等債権の額に相当する額の支払を請求できる仕組みが設けられている（第25条）。一方で、全

額がすでに補填されている被害者や、犯罪行為に加担した者などは、分配金の支払を受けることができない（第9条各号）。なお、現金の手渡しや郵送といった振り込み以外の手段で行われた詐欺は、振り込め詐欺救済法の対象外となる。

被害回復分配金の分配手続完了後、消滅預金等債権の額に残余が生じたときは、金融機関はその残余を預金保険機構に納付する（第19条第2号）。当該納付金は預金保険機構によって管理され、一定の割合が犯罪被害者支援に充てられる（第20条）。これにより、支払われなかった消滅預金等債権の額は、被害者の金銭的な被害の回復や被害者支援のために活用する仕組みが整えられている。

以上より、振り込め詐欺救済法は、振り込みを悪用した詐欺被害の早期回復を目的に、被害者に対して公正な分配がなされるための一連の流れを定めている。

5 再犯防止

2023年の再犯者率は47.9%である⁷⁷。再犯者数自体は、2006年の14万9,146人をピークに漸減状態であるが、再犯者の人数よりも、初犯者の人数の減少が著しいため、再犯者率が相対的に増加傾向にある。また更生保護とは、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域の理解・協力を得て自立し改善更生することを助けることによって、一度罪を起こした人が再び犯罪行為に走ることを防止し安全安心な地域社会を作ることである。特殊詐欺においては、闇バイト募集を通じて少年が特殊詐欺加担する事例もあるため、少年矯正と成人矯正、司法福祉について現状の取組を整理する。

少年とは20歳未満の者を指し、14歳以上20歳未満の罪を犯した少年は犯罪少年となる。少年の刑事司法手続を定める少年法の目的は、少年の健全な育成であり、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行い、少年の刑事事件について特別の措置を講じることである。

報道によると、オレオレ詐欺などの特殊詐欺にかかわったとして2022年、警察に検挙された20歳未満の少年は477人で、前年より44人（10.2%）増えたことが警察庁のまとめでわかった⁷⁸。前年を上回るのは4年ぶりであり、高校生と中学生を合わせて3割超にのぼる。闇バイトで特殊詐欺に関わると、初犯であっても実刑の可能性がある⁷⁹。闇バイトの求人を行う特殊詐欺グループは、SNSで普通のバイトを装い勧誘を行い、投稿から連絡を取ってきた人に対して、身分証明書等の個人情報を求めるが、ここで集めた情報は、後からグループから抜け出したい者に対して脅すために利用される。その後、テレグラム等の秘匿性の高いアプリケーションを用いて指示役から指示が出され、特殊詐欺に加担するという流れである。

⁷⁷ 法務省法務総合研究所，2024，『令和6年度版犯罪白書』，6.

⁷⁸ 朝日新聞デジタル，2023，「特殊詐欺、少年の検挙数が増加 昨年1年間、3割強は中高生」，朝日新聞デジタルホームページ，（2024年12月31日取得，<https://www.asahi.com/articles/ASR3933L1R38UTIL009.html>）.

⁷⁹ 前掲注1）410.

闇バイトに応募する少年は、生活困窮している場合やお金の欲しさから軽い気持ちで始めてしまう⁸⁰。少年への特殊詐欺再犯非行防止指導においては、罪障感の醸成がキーワードとして挙げている⁸¹。受け子は被害者が感謝する場面だけ目撃し、被害者がどれだけの被害を受けたのか傷ついたのかを見ることが無いことから罪の意識を持たないため内省しないことが課題として認識されている。その対策として、2017年頃から、各少年院で特殊詐欺再犯非行防止指導が行われている⁸²。具体的には、変化し続ける特殊詐欺の実態や被害者の置かれた状況や困難を具体的に知るための指導の工夫がなされている。ただし、特殊詐欺在院者個々の特性や知的能力等が、自身が犯罪に加担し被害者に傷を負わせたと内省させる罪障感の醸成に影響を及ぼすことに留意することが必要だとされている。

特殊詐欺事件においては、闇バイトの募集を通じて、少年のみならず20代以上の者も末端加害者となる。闇バイトへの応募のきっかけとしては、楽に大金を稼ぎたいといったような①金銭目的、友人や地元の先輩に誘われることがきっかけとなる②人間関係、自らSNSで「即日即金」「ホワイト案件」等と検索する③検索文言⁸³に大別されている⁸⁴。

前述した少年と異なり、20歳以上への更生保護、処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づいて執行される。刑事施設での処遇は、「その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ること」⁸⁵を目的とする。2022年刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、刑事収容施設法の一部が改正された。その中身は、①矯正処遇を行うにあたっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び申し出のあった被害者等から聴取した心情等を考慮すること、②釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して円滑な社会復帰を図るための支援を行うことを、刑事施設の庁の責務とすること、③処遇の原則及び矯正処遇の目標などを定める処遇要領の考慮要素に「年齢」を追加すること等の規定が整備された⁸⁶。

改善更生及び社会復帰を図るにあたって、個々の受刑者が、矯正処遇として行う作業、改善指導及び教科指導は、資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施す

⁸⁰ 廣末登，2023，『闇バイトー凶悪化する若者のリアル』，ちくま新書，88.

⁸¹ 前掲注1) 393-394.

⁸² 前掲注1) 393-394.

⁸³ 他にも、「即日バイト」「書類運搬」「高収入のお仕事」「気になった方はDMまで」「闇バイトではありません」といった文言を犯行グループが使っていることも確認されている。以上の内容は、前掲注55) インタビュー調査 より。

⁸⁴ 警察庁，2023，「犯罪実行者募集の実態～少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実～」，警察庁ホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf>）。

⁸⁵ 前掲注77) 57.

⁸⁶ 前掲注77) 57.

る個別処遇の原則がとられている。そのため、刑事施設には医学、心理学などの専門的知識及び技術を持つ者が処遇調査を行い処遇要領にて目標、内容、方法が定められ実施される⁸⁷。

社会復帰支援は、法務省が出所時の就労の確保に向けて、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している⁸⁸。就労先を在所中に確保し、出所後の就労に結び付けるために矯正就労支援情報センター室が、受刑者の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業に対してニーズに適合する者の在所地の情報を提供することで、広域的な就労支援に取り組んでいる⁸⁹。

また、近年では、認知症や軽度の知的障害者等の社会的弱者が犯罪を繰り返すことが問題視されている。犯罪を繰り返す人たちの社会復帰に必要なのは、矯正施設での収容よりも福祉による支援だという発想のもと、司法福祉の分野が発展し始めている。特殊詐欺の加害者の事例においては、知的障害や発達障害をもつ社会に対して生きづらさを感じてきた人々が首魁に利用され、悪意なく加担していることが報告されている⁹⁰。インタビュー調査の結果、彼らの抱える一番大きな問題は日常で頼れる人がいないということである⁹¹ことがわかった。首魁との親しい関係継続のため、深く理解せずに犯罪に加担をしているという現実がある。インタビュー調査で伺った事例では、首魁と養子縁組をし、新たな名義で銀行口座を作成させられていた⁹²。こうした社会的弱者は加害者でありながら、被害者である側面を持っている。首魁に利用され、特殊詐欺等の犯罪に加担した社会的弱者が再度、犯罪に走ることなく社会に復帰するためには、首魁との関係断絶と継続した福祉的支援が肝要である。

そして、司法福祉の分野は、入口支援と出口支援に大別できる。入口支援とは、刑務所で服役することなく刑事手続を終えた者に対して必要な支援に結び付ける取組を指す。これに対して、出口支援とは、裁判を経て矯正施設で収容された者に対して、保釈の段階で刑務所や保護観察所と地域生活定着支援センターが連携して、出所後の社会復帰のための福祉サービスの手配等を行うものである。社会的弱者が加害者となった場合、更生支援計画⁹³の策定から支援が始まる。弁護士から、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉専門職へ相談がされ、具体的にどのような福祉的サービスや機関との連携ができるか話し合われる。福祉専門職と本人が面会し、本

⁸⁷ 前掲注77) 63.

⁸⁸ 前掲注77) 68.

⁸⁹ 前掲注77) 68.

⁹⁰ 田崎基, 2022, 『ルポ 特殊詐欺』, ちくま新書, 202.

⁹¹ 2024年10月22日特定非営利活動法人ワンファミリー仙台インタビュー調査.

⁹² 前掲注91) インタビュー調査.

⁹³ 更生支援計画は、犯罪に至った生きづらさに着目して、アセスメントを行い、犯罪を繰り返さないための望ましい生活と支援を考え、釈放後の具体的な支援を短期・中期・長期で計画を立てて実行するもの。

人の自己決定に基づく更生支援計画が検討・作成される。これを裁判にて提出、立証し更生支援計画を踏まえた処分が検討される。裁判終了後は更生支援計画の実践が行われる。

司法福祉の課題は、法律の知識と社会福祉の双方の知識を持ち合わせた人材が不足していることが挙げられる。また、インタビュー調査の結果、支援を受ける本人が刑事手続、司法手続、出所後それぞれのフェーズで接する人が異なるため、支援のつながりに改善の余地があることを知った。司法福祉は個人の特性に応じて適用が検討されるものであるため、特殊詐欺の事例においても今後も適用される可能性がある。一連の再犯防止指導及び更生保護により、加害者に被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、罪の意識を持たせるとともに、自己の問題点を振りかえらせ、社会復帰を促し、新たに被害者を生まないための対策が行われている。

第2節 都道府県

第1項 地方公共団体

都道府県や市区町村といった地方公共団体は、主に特殊詐欺の予防の観点から対策を講じている。地方公共団体が行っている取組は、それぞれの地方公共団体によってその種類や規模は異なるが、3つに大別することができる。

第一に、特殊詐欺対策を呼びかける広報啓発である。特殊詐欺被害抑止のため、地方公共団体は住民と接するあらゆる機会を活用し広報啓発を行っている。具体的には、回覧板・掲示板、郵便物、防災行政無線を活用した注意喚起を実施している。一方、2023年以降は、闇バイトとして特殊詐欺の末端加害者を担う若者が増加していることを受け、地方公共団体が大学の関係者と意見交換会を実施したり、新入生オリエンテーションといった場において、注意喚起を行うといった、加害者にならないように呼びかける対策も行われている。

第二に、迷惑電話防止機器に対する補助金である。自動通話録音機能や着信拒否機能といった迷惑電話防止機能を有する固定電話機や外部接続機器（以下、「迷惑電話防止機器」という。）が特殊詐欺対策に有効であり、多くの市区町村は、この迷惑電話防止機器の設置に対して補助を行い、迷惑電話防止機器の貸し出しも実施している。この場合における都道府県の役割としては、市区町村が実施する事業に対し、財政的に補助を行うことが挙げられる。

第三に、特殊詐欺に関する条例である。特殊詐欺に関する条例に取り組んでいる自治体の数は比較的少ない。特殊詐欺に関する単独条例を制定し、県・市の責務や県民・市民・事業者の役割、情報の提供等の規定を設けている自治体数は12に留まる⁹⁴。これとは別に既存の生活安全条例等において関係する規定を置き、被害防止対策を定めているものとして滋賀県や東京都、大阪府がある。いずれも条例改正にお

⁹⁴ 地方自治研究機構，2024，「特殊詐欺に関する条例」，地方自治研究機構ホームページ，（2025年1月14日取得，http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/010_specialfraud.htm）。

いて特殊詐欺に関する規定が置かれており、具体的には東京都や大阪府の条例では犯罪拠点（アジト）対策について定められている。

第2項 都道府県警察

各都道府県警察は、警察官やボランティアが、街頭において特殊詐欺に関する注意を呼びかける活動や特殊詐欺被害防止に関するイベントの開催、特殊詐欺の注意喚起ポスターの掲示を中心に、特殊詐欺対策に関する様々な取組を行っている。具体的にみると、宮城県警察では、①特殊詐欺組織から押収した架電リスト等の名簿に記載されていた者に対して、注意喚起を促す内容を掲載した圧着はがきを郵送する「郵送広報事業」や②特殊詐欺の発生注意報を含む犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないための情報を発信するメール配信サービスである「みやぎSecurityメール」の配信、③迷惑電話防止機器の貸し出し、④特殊詐欺加害・被害防止教室の開催、⑤芸能人を起用した特殊詐欺被害防止に関するテレビコマーシャルの放送、⑥宮城県にゆかりのある芸能人をみやぎ防犯広報大使として委嘱し、同大使を通した広報啓発や⑦特殊詐欺に関する川柳の募集を中心とした取組を行っている。また、警察署単位で見ると、宮城県警察仙台中央警察署では、管内のコンビニエンスストア等の電子マネーカードやプリペイドカードを販売する店舗に依頼し、電子マネーカード等の販売に際して特殊詐欺の注意を促す封筒（図9）を配布する取組を行っている。宮城県警察以外の取組についてみると、例えば、警視庁では、特殊詐欺関連のホームページ⁹⁵やX（旧Twitter）アカウント、YouTubeチャンネルを開設し、最新の特殊詐欺の手口や発生状況等の情報を公開し、さらに、同HP内では、実際の特殊詐欺音声データを公開している。その他にも、コンビニポリスの配置（山形県警察）⁹⁶や特殊詐欺注意喚起に関する広報啓発動画の公開（広島県警察）⁹⁷、特殊詐欺対策広報啓発グッズの配布（新潟県長岡警察署）等、各都道府県警察は、工夫を凝らした取組を行っている。

⁹⁵ 警視庁，2024，「特殊詐欺」，警視庁ホームページ，（2024年12月29日取得，<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/tokushu/furikome/index.html>）。

⁹⁶ 各コンビニに担当警察官を配置し、定期巡回することで、特殊詐欺の警戒を実施する。また、店員が担当警察官を認識することで、金銭の振り込みなどを行おうとする者が来店した際、警察に通報するハードルを下げることを目的とする。

⁹⁷ 広島県警察公式YouTubeチャンネル，2024，「SNS型詐欺防止の歌」，YouTubeホームページ，（2025年1月2日取得，<https://www.youtube.com/watch?v=6ZN88tqHxaw>）。



図9 電子マネーカード等の販売に際して特殊詐欺の注意を促す封筒（WSC撮影）

第3節 民間事業者

第1項 通信事業者

2024年度に被害認知された特殊詐欺において、犯人が被害者に接触する最初の通信手段は77.5%が電話であり、そのうち90.5%が被害者の固定電話への架電であることが判明している。この結果は、固定電話が依然として特殊詐欺の主要な手段であることを示しており、固定電話を利用する高齢者を対象とした対策が喫緊の課題となっている。この状況に対応するため、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社では、特殊詐欺被害防止策として、2023年5月から、70歳以上の契約者及び70歳以上の方と同居する契約者を対象に、発信者番号が表示されない電話（非通知の電話）や番号が確認できない電話からの着信を自動的に拒否する「ナンバー・リクエスト契約」及び着信時に発信者の電話番号を表示する「ナンバー・ディスプレイ契約」の無償化を実施している。これらの契約は、犯人からの架電など怪しい電話を受け取らないようにするためのものであり、高齢者の安全を守る重要な手段として位置づけられている。この取組により、犯人からの架電を受ける可能性を大幅に低減できる効果が期待されており、都道府県警察もその普及に向けた広報活動を積極的に行うとともに、手続が煩雑であることなどにより申込みを控える高齢者世帯等に対し、可能な限り支援している。これらの対策の成果として、2023年12月末時点でナンバー・リクエスト契約数が前年同期比で約20万件増加し、前年比150%の伸びを記録した。この契約増加は、特殊詐欺抑止に向けた取組が一定の効果を上げていることを示しており、高齢者が自宅で安全に暮らせる環境を整備することに寄与している。

さらに、NTT東日本が提供する「特殊詐欺対策サービス」に関して、通話録音データが、NTTコミュニケーションズ株式会社や関連委託先に提供されることに、利用者が同意し、通話録音機能付き端末（特殊詐欺対策アダプタ）に記録した通話内容を独自のAI解析サーバで分析する。特殊詐欺の疑いがある場合、事前に登録された電

電話番号やメールアドレスに注意喚起の通知が送信されるため、親族等本人に近い関係者が詐欺の危険性を察知することが可能になる。また、迷惑電話やしつこい勧誘の電話番号を登録することで、これらの着信を自動的にブロックする。他方で、家族や友人の電話番号を事前に登録することで、これらの通話は録音や解析の対象外となり、安心して通話を行うことができる。

また、2023年7月以降、国際電話番号を利用した特殊詐欺が急増しており、この問題に対し、KDDI株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社の共同で「国際電話不取扱受付センター」を運営している。このセンターでは、固定電話やひかり電話を対象に国際電話番号からの発着信を無償で休止するサービスを提供している⁹⁸。都道府県警察は、このセンターの周知と申込み促進のための取組を進めており、例えば、地域での高齢者向け説明会や、自治体の広報紙を通じた情報提供が行われており、警察と住民が連携して詐欺被害防止に取り組む体制が整えられている⁹⁹。また、手続の煩雑さ等を理由に申込みを控える高齢者世帯に対しては、警察が積極的に訪問し、申込書及び送付用封筒の配布等、契約のために必要な支援をしている¹⁰⁰。

特殊詐欺において、例えば、電話転送の仕組みを悪用し、携帯電話から発信した電話を「03」などの固定電話番号からの発信に偽装したり、公的機関を装った電話番号への架電を求めるはがきを送付したりする手口がある。このように、特殊詐欺に利用された固定電話番号については、「電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止スキーム」によって、通信事業者は、都道府県警察によって特殊詐欺に利用された固定電話番号を特定された後、当該番号の利用停止の要請を受ける。この要請に基づき、通信事業者は、固定電話番号を停止し、警察庁に対して利用停止処理を行った番号及びその契約者に関する情報を提供する。これにより、犯罪に利用された番号の再利用を防ぎ、特殊詐欺の被害拡大防止を図る。また、利用停止の対象となった電話番号の契約者情報を警察が集約し、複数回にわたって利用停止の要請がなされた契約者に関して、通信事業者は警察庁から通知を受け、該当契約者から追加の固定電話番号購入申し出があった場合に一定期間その提供を拒否する措置を講じる¹⁰¹。在庫番号と呼ばれる悪質な電話転送サービス事業者が保有している固定電話番号の利用を一括して制限する対策を実施するため、202

⁹⁸ 前掲注24) 24.

⁹⁹ 前掲注24) 24.

¹⁰⁰ 警察庁、2024、「国際電話番号による特殊詐欺が急増中！」，警察庁ホームページ，（2025年1月09日取得，<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/tokushusagi/oshirase.html/#kokusaidenwa>）。

¹⁰¹ 総務省、2019，「電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等」，（2024年12月12日取得，総務省ホームページ，https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18-01000068.html）。

3年にスキームが改訂¹⁰²され、一定の要件を満たす場合に、通信事業者は、警察庁から要請を受けて、一括利用停止を実施する。

その他、通信事業者は、警察からの情報提供を受け、不正に取得された携帯電話の契約を強制解約（役務提供拒否）させる対策を実施し、悪質なレンタル携帯電話事業者を摘発するなど、犯罪利用を防ぐ取組を推進している。また、迷惑電話を自動的に識別し、ブロックするフィルタリング機能を導入している。これにより、不審な電話が届く前に遮断する仕組みを整備している。こうしたサービスを提供し、高齢者を中心とする利用者に特殊詐欺の手口や防止策に関する広報活動が積極的に行われている。また、契約者に向けたサポート情報の提供を通じて、被害を未然に防ぐための注意喚起が強化されている。

これらの取組は、固定電話や国際電話を利用した詐欺の抑止を目指し、高齢者を守るための重要な方策として期待されている。特に、通信事業者と警察が緊密に連携することで、技術的な解決策と人的サポートを組み合わせた包括的な対策が実現されている。今後も新たな詐欺手口に対応するため、さらなる技術革新と社会全体での意識向上が求められる。

第2項 金融事業者

特殊詐欺をはじめとした金融犯罪が急増した状況をうけ、金融事業者と警察の協力の重要性が強まっている。お金を安全に保管管理する役割を持つ金融事業者にとって、事業は顧客との信頼関係の上に成り立っているため、金融犯罪が多発した場合、評判・信頼の失墜により、利用を敬遠され損失を被るなど業務面での負の影響がある。

金融犯罪は、2000年代以降何度も対策が実施されてきた。2000年初頭に、偽造・盗難カードの被害が拡大したことを受け、被害に遭った預金者への被害補償などを定めた預金者保護法が成立した¹⁰³。これに基づき、全国銀行協会が預金者の過失の程度に応じて補償割合を定める申し合わせを実施し、各行にて対応するように促している。これに基づき、三菱UFJ銀行では、必要書類への対応や、被害状況の調査から補償の決定を行うといった流れで手続をしている¹⁰⁴。特殊詐欺が社会問題化して以降、2007年に振込詐欺救済法が成立し、犯罪利用疑い口座のモニタリングが行わ

¹⁰² 総務省、2023、「電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等スキームの改定」、総務省ホームページ、（2024年12月12日取得、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000198.html）。

¹⁰³ 日本経済新聞、2021、「2005年8月3日 預金者保護法が成立、偽造などカード被害補償」、日本経済新聞ホームページ、（2024年12月31日取得、<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ074398900S1A800C2EAC000/>）。

¹⁰⁴ 三菱UFJ銀行、「不正引き出し被害の補償と流れについて」、三菱UFJ銀行ホームページ、（2025年1月9日取得、https://www.bk.mufg.jp/info/security/fusei_hikidashi/index.html）。

れ¹⁰⁵ている。また、会社法改正により改正前は1,000万であった会社設立時の最低資本金制度が撤廃されて口座開設時に必要な資本金が下がり開設ハードルが低くなったことで、投資詐欺を企図した会社設立・法人口座開設が急増し、警察から全国銀行協会に向けて「法人口座開設の厳格化」等の対策が要請された¹⁰⁶。また、2013年頃からはインターネットバンキングで情報詐取による不正送金事案が急増した。法人口座でも被害に遭ったこともあり、全国銀行協会によって、補償やセキュリティ対策の高度化の申し合わせが実施され、2段階認証の導入等も進んだ¹⁰⁷。

国内で発生した特殊詐欺等の金融犯罪でも海外への送金が確認された事案も多く¹⁰⁸、その対策には、国際的な協力が求められている。2024年8月には、「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化」の実施が、警察庁・金融庁から金融事業者等に要請されており、各金融事業者は対策を進めている。このほかにも、2024年2月には、警察庁から「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請」やATMでの振り込み限度額の見直し等の要請がなされており、全国銀行協会では、2024年5月に「金融犯罪への対応の徹底に係る申し合わせ」が実施され、各行が顧客との取引を行う際には、顧客に係る基本的な情報を把握することや適切な情報把握、金融犯罪について各行の中で共有し、関連当局との連携することが確認された。

金融事業者が実施する対策は、①予防措置、②口座管理、③出口対策、④セキュリティ全般の4つに大別できる。どのような対策を行うかについては、それぞれの金融事業者の裁量に任されているが、主要なものを紹介する。

①予防措置については、犯罪利用口座の開設を防止するため、法人口座・複数口座などの開設の際の本人確認厳格化、警察庁が作成する凍結口座名義人リストの活用がなされている。凍結口座名義人リストは、一度犯罪に利用された預貯金口座が再度犯罪に利用されることを防止する目的から、リストの名義人から新規の口座開設の申し込みがある場合に、口座の開設拒否と、最寄りの警察署への情報提供を行い、警察の被疑者検挙へつなげるというものである¹⁰⁹。顧客に向けては、注意喚起・周知が行われており、金融事業者のホームページ上において、犯罪手口が広報

¹⁰⁵ 井口弘一，2024，「最近の金融犯罪被害の実態と金融機関に求められる対策」，PwC Japan Group ホームページ，（2024年12月31日取得，<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/financial-crime/financial-crime-riskmanagement.html>）。

¹⁰⁶ 内閣官房日本経済再生総合事務局，2018，「法人の銀行口座開設について」，内閣官房ホームページ，（2025年1月9日，<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsuritsu/dai8/siryoul.pdf>）。

¹⁰⁷ 全国銀行協会，2014，「銀行及び法人のお客様に求められるセキュリティ対策事例」，全国銀行協会ホームページ，（2024年12月31日取得，https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/new_s260717_1.pdf）。

¹⁰⁸ 国家公安委員会，2023，『犯罪収益移転危険度調査書』，30。

¹⁰⁹ 大阪シティ信用金庫，2023，「振り込め詐欺等に悪用される懸念のある口座開設の謝絶について」，大阪シティ信用金庫ホームページ，（2025年1月16日取得，<https://www.osaka-city-shinkin.co.jp/policy/keisatsu.html>）。

されている¹¹⁰。また、ATMや窓口での高額な引き落としの際に声掛けによる注意喚起等の水際対策を実施することにより、特殊詐欺の阻止率向上に貢献している。2013年には金融事業者の職員等の声掛け等による特殊詐欺被害の阻止金額は、約193億円と被害総額の約4割に相当する金額の被害防止につながった¹¹¹。職員が水際対策として行う、声掛け等による注意喚起では、警察が作成する顧客への声掛けチェックリストや警察との共同訓練がなされており、2013年の特殊詐欺の未然防止者割合では金融事業者職員が82.4%となっている¹¹²。

②口座管理については、主に口座のモニタリングを行っており、犯罪利用口座を検知している。凍結口座名義人リスト等によるチェックや、取引モニタリング・システムにて法人関連や不審な大口取引や金融犯罪特有のシナリオ条件の追加、例えば、口座開設後1年以内の口座のモニタリング強化などを行っている¹¹³。その他、暗号資産交換事業者への送金監視強化、不審取引の検知要員の増強等が行われている¹¹⁴。昨今、闇バイトを通して口座の売買が行われている事例も報じられており¹¹⁵、口座の利用目的に見合わない取引の検知も行っている¹¹⁶。被害者への対応としては、被害受付や振り込み先の金融事業者への連絡を行っている。

③出口対策については、前述した振込詐欺救済法に基づく対応をはじめとした口座への措置や警察との連携、補償分配等を行っている。

④セキュリティ全般の対策として、ATMでの引き出し限度額の引き下げが行われているほか、システムの強化として、2段階認証の導入が進められている。みずほ銀行ではICキャッシュカードのATM利用限度額の引き下げやATM利用限度額の引き下げ、AI導入による取引内容のモニタリング強化やATM音声ポップの設置をすすめている¹¹⁷。

また、特殊詐欺に利用される外国人名義の口座も問題となっている。金融庁が事業者に対して、在留外国人への口座開設時の本人確認の徹底や帰国時前の口座解約

¹¹⁰ 全国銀行協会，2024，「要注意！金融犯罪の手口」，全国銀行協会ホームページ，（2024年12月31日取得，<https://www.zenginkyo.or.jp/hanzai/>）。

¹¹¹ 前掲注59）53.

¹¹² 前掲注59）53.

¹¹³ 金融庁，2024，「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」，金融庁ホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html>）。

¹¹⁴ 松岡靖典，2024，『預金口座の不正譲渡の実態・対応（その3）：不正利用口座の検知』，KPMGホームページ，（2024年12月31日取得，<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2024/03/regtech-caul-lis-3.html>）。

¹¹⁵ NHK，2024，「闇バイトを撲滅せよ カギを握る組織に迫る」，NHKホームページ，（2025年1月7日取得，<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241119/k10014642141000.html>）。

¹¹⁶ 前掲注105）PwC Japan Groupホームページ。

¹¹⁷ みずほ銀行，2023，「特殊詐欺等犯罪対策への取り組みについて」，みずほ銀行ホームページ，（2024年12月31日取得，https://www.mizuhobank.co.jp/release/pdf/20230227_4release_jp.pdf）。

を促すように指示している¹¹⁸。三井住友銀行では、口座を開設している在留外国人に対して在留資格・在留期間の確認を行っており、帰国予定の人に対しては口座の解約を呼びかけている¹¹⁹。メガバンクだけではなく、地方銀行でも同様の取組が実施されている¹²⁰。

第3項 商品・サービス提供事業者

特殊詐欺対策に関わる民間事業者は、提供するツールやサービスが、特殊詐欺に悪用され得る通信事業者や金融機関だけに留まらない。このほかにも、特殊詐欺対策に関連する製品やサービスを提供している事業者も存在する。

特殊詐欺対策に関連する製品やサービスについてみると、大きく、通信事業者や金融機関の既存のサービスを補完し、より強固な対策を講じるものと、従来とは異なる手法で新たな対策を講じるものに分類できる。まず、通信事業者が提供するサービスを補完する事例として、トビラシステムズ株式会社が提供する「迷惑情報フィルタサービス」が挙げられる。これは、受信者側の固定電話に専用器具を後付けするという比較的簡易な工事で行い、取り付けができる機械である。当該器具を取り付けた固定電話に架電があった際、事業者が保有するデータベースを活用することによって、当該架電が特殊詐欺やフィッシング詐欺であるか否かを判別し、特殊詐欺電話やフィッシング詐欺電話であると判断した場合には、当該着信を拒否するという機能を有する製品である。この製品・サービス事業者によるフィルタリングは、前述した通信事業者によるフィルタリングと類似するが、いくつかの相違点がある。まず、通信事業者のフィルタリングは、広く受信者一般を対象に提供され、受信者が当該フィルタリングサービスの利用を希望しているか否かにかかわらず、一方的に当該サービスによって、通信に対する一定程度の制約を受けるといえる。一方で、製品・サービス事業者によるフィルタリングは、使用者が、自らの意思に基づいて利用するものであるから、発信者の権利侵害のリスクが小さい。さらに、通信事業者による措置は、確実性が重要視されることから、その措置を講じるにあたっては、慎重さを要するが、製品・サービス事業者によるフィルタリングは迅速に行われる傾向がある。このような違いから、迷惑電話などに使われていることが確実でない段階でも、通信事業者によるフィルタリングは広範囲で効果が期待できるものの、発信者の権利侵害への配慮や実施における慎重さが求められる。一方、製品・サービス事業者のフィルタリングは、迅速性や柔軟性の面で優れていると考えられる。

¹¹⁸ 金融庁、2022、「外国人の方の預貯金口座・送金利用について」、金融庁ホームページ、（2025年1月7日取得、<https://www.fsa.go.jp/user/02.pdf>）。

¹¹⁹ 三井住友銀行、2025、「お客様情報等の定期的な更新のお願い」、三井住友銀行ホームページ、（2025年1月7日取得、<https://www.smbc.co.jp/teikikakunin/>）。

¹²⁰ みなと銀行、2025、「在留期間満了に伴うお手続きについて」、みなと銀行ホームページ、（2025年1月7日取得、<https://www.minatobk.co.jp/important/zairyu.html>）。

また、金融機関が実施する特殊詐欺対策をサポートする事例として、株式会社日立システムズが提供する、AI搭載カメラと通報機器を組み合わせた「振り込め詐欺防止AIカメラサービス」が挙げられる。これは、ATM付近に設置したAI搭載カメラが、携帯電話を使用して通話しながらATMを操作している者を検知した際、連動する通報機器を経由して、警察等の関係機関に通報することで、振り込め詐欺の未然防止に資するものである。このシステムによって、従来から金融機関において、行員や警察官によって実施されている警戒活動の自動化を実現している。

このほか、従来とは異なる手法で新たな対策を講じるものとして、株式会社富士通及び学校法人東洋大学と兵庫県尼崎市による「特殊詐欺防止訓練AIツール」が挙げられる。これは、生成AIを活用したサービスである。具体的には、利用者は、AIトレーナーが生成する手口を再現した電話と会話する形式での訓練を可能にする。実際の詐欺電話の手口に触れさせことで、利用者の防犯意識を高めることにつながる。

このように、特殊詐欺の被害を減少させるため、様々な民間事業者が特殊詐欺対策を講じている。

第4節 市民社会

第1項 NP0

被害者への支援は極めて多岐にわたり、その全てに警察行政だけで対応することは困難であることから、総合的な被害者支援を行うためにも司法、行政、医療、報道機関等の連携が必要であるとされている¹²¹。これに対し、特殊詐欺に遭った被害者を支援する団体として、被害者に対する精神的なケアに加えて犯罪被害者への支援を行うNP0団体も全国各地で活動している。ここでは、このようなNP0が行っている被害者支援について整理する。

被害者支援連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）では、警察のほかに地方公共団体の担当部局や検察庁、弁護士会、法テラス、医師会、公認心理士関連団体民間被害者支援団体等の関係機関・団体等が相互的な連携を取り合い、支援を行っている¹²²。同協議会は、警察署等を単位としており、2020年4月時点で全国には計1,173の被害者支援地域ネットワークが設置されている。

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、47都道府県全てに1団体設置されている民間被害者支援団体によって構成されている。ここでは、被害者からの相談対応、直接的支援、自助グループへの援助、広報啓発活動、犯罪被害者等給付金の申

¹²¹ 前掲注73) 警察庁ホームページ。

¹²² 警察庁、2024、「関係機関・団体等との連携」，警察庁ホームページ，（2025年1月5日取得，<http://www.npa.go.jp/higaisya/renkei/index.html>）。

請補助などの活動を行っている¹²³。犯罪被害に関わる相談は、年々増加傾向にあり、2014年22,710件から2023年度は52,523件と、ここ10年近くで2倍近く増加している。この内2023年の特殊詐欺を包含する財産的被害は1,379件である¹²⁴。

民間で活動する支援団体の一例としてNPO法人「風」の活動を紹介する。NPO法人「風」では、全国各地の僧侶が寺院で自殺願望を持つ方や自殺者遺族の方々の悩み、相談を受けている¹²⁵。特殊詐欺に関しては、犯罪被害者の相談対応のみならず、加害者となった少年らへの少年院内での講演を行っている。

第2項 防犯ボランティア団体

住民たちが自主的に活動する防犯ボランティア団体も特殊詐欺対策を行っている。2023年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万4,113団体、構成員数は233万3,536人となっている¹²⁶。その活動としては防犯パトロールや警察が連携したATM利用者への注意喚起、高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導が実施されている。

仙台市の例では、単位防犯協会を束ねる仙台市防犯協会連合会が防犯活動において中心的な役割を果たしている。老人クラブや福祉施設といった高齢者が集まる場所における防犯講座を開講しているほか、特徴的な点は、乳幼児施設や幼稚園といった場所においても防犯講座を実施していることである。その目的としては、子供達が祖父母に対し詐欺に対する注意や対策行動をすることを呼びかけることが挙げられる。

また、政府としても安全で安心なまちづくりのための地域の自主的な取り組みを支援し、官民連携した取り組みを全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン（犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定）や、「『世界一安全な日本』創造戦略2022」に基づき、関係機関や団体等と連携して、防犯ボランティア活動等への支援を行っている。具体的には、警察によって防犯ボランティア団体への防犯情報の提供や合同パトロールの活動支援がなされている。また、警察庁が「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を運営し¹²⁷、防犯ボランティア団体の活動の促進を図っている。

¹²³ 全国被害者支援ネットワーク，2024，「犯罪被害者支援デジタルライブラリー」，全国被害者支援ネットワークホームページ，（2025年1月5日取得，<https://www.nnvs.org/library/history/archive/2022/>）。

¹²⁴ 前掲注123）全国被害者支援ネットワークホームページ。

¹²⁵ 自殺防止ネットワーク風，2025，「NPO法人自殺防止ネットワーク風 ご案内」，自殺防止ネットワーク風ホームページ，（2025年1月11日取得，<https://www.soudannet-kaze.jp/>）。

¹²⁶ 前掲注24）97。

¹²⁷ 警察庁，2025，「自主防犯ボランティア活動支援サイト」，自主防犯ボランティア活動支援サイトホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>）。

第4章 特殊詐欺の国際性

本章では、国境を越える詐欺行為が近年国際的に問題になっていることに鑑み、各国における被害や加害の現状、各国が取り組んでいる対策について整理する。

第1節 世界的な情勢

詐欺被害は、日本国内のみならず、世界各国でも大きな問題になっている。特殊詐欺は、日本独自の用語・分類であるため¹²⁸、諸外国が分類する金融詐欺や投資詐欺の対象範囲と完全に一致するわけではないが、類似の詐欺が世界中で横行している。例えば、2023年に英国では詐欺により約11億イギリスポンド（約2,160億円）の被害が生じている¹²⁹。アメリカでは、2023年の詐欺被害額が100億アメリカドル（約1兆5,700億円）を超え、前年から14%増加した¹³⁰。被害額ベースでは投資詐欺がそのおよそ5割を占め、報告件数ベースでは企業や政府を装った詐欺が最も多かった¹³¹。近年では、いわゆる先進国だけでなく世界各国で詐欺被害が起こっており、例えば東南アジアのタイにおいても、2023年全体と2024年上半期を合わせ、約450億バーツ（約2,000億円）ものオンライン詐欺被害が生じている¹³²。

電話や電子メール、SNSでのメッセージ等を用いた詐欺では、加害者が犯行を行う場所と被害者の所在地が必ずしも近くである必要がない。このような特徴を利用し、国境を越えて行われる詐欺行為は、加害者と被害者の国籍の関係に注目すると、大きく2つに分類される。1つ目は、日本人グループが海外に拠点を移し、日本にいる日本人に向けた詐欺行為をするといった、ある国民が自国民に向けて詐欺行為を行うものである。2つ目は、元々存在していた犯罪グループが他国の国民に向けた詐欺行為を行うものである。例えば、ヨーロッパやアメリカ、カナダ、メキシコに居住する人に向けた詐欺を行う架け場拠点が西アフリカのナイジェリアに存在した事例があり¹³³、この事件の容疑者にはナイジェリア人の他、中国人やフィリピン

¹²⁸ 前掲注13) インタビュー調査。

¹²⁹ UK Finance, 2024, “Annual Fraud Report 2024”, UK Finance Homepage, (Retrieved January 11, 2025, <https://www.ukfinance.org.uk/system/files/2024-06/UK%20Finance%20Annual%20Fraud%20report%202024.pdf>).

¹³⁰ Federal Trade Commission, 2024, “As Nationwide Fraud Losses Top \$10 Billion in 2023, FTC Steps Up Efforts to Protect the Public”, Federal Trade Commission Homepage, (Retrieved December 29, 2024, <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/02/nationwide-fraud-losses-top-10-billion-2023-ftc-steps-efforts-protect-public>).

¹³¹ 前掲注130) Federal Trade Commission Homepage.

¹³² Thailand Law Library, 2024, “What is Thailand’s Anti-Online Scam Operation Center?”, Thailand Law Library Homepage, (Retrieved December 12, 2024, <https://library.siam-legal.com/what-is-thailands-anti-online-scam-operation-center/>).

¹³³ Reuters, 2024, “Almost 800 arrested over Nigerian crypto-romance scam”, Reuters Homepage, (Retrieved December 29, 2024, <https://www.reuters.com/world/africa/almost-800-arrested-over-nigerian-crypto-romance-scam-2024-12-16/>).

人が含まれていた。日本でも、日本国内を標的とした特殊詐欺電話の架け場拠点が海外へ移転される傾向にある。特に東南アジアへの移転傾向が顕著であり、2023年に摘発された人数は69人に上り¹³⁴、2024年に入ってからカンボジア¹³⁵やタイ¹³⁶において摘発実績がある。日本人を対象とした海外にある特殊詐欺の拠点から検挙されているのは、主に日本人と推察されるが、日本国内を標的として詐欺行為を海外で行う外国人犯罪グループもいるとも言われており、このようなグループに対する捜査はさらに困難を極めるとされている^{137 138}。また日本人犯罪グループが東南アジアに拠点を移す傾向の要因は、日本の管轄権は海外に及ばず、刑事共助によって各国当局が連携して拠点の摘発を行うことは可能だが、国内拠点に比べ、被害発生から拠点を割り出すために証拠を辿るのに時間を要することなど、警察に摘発されにくいことが挙げられる。特に、東南アジアは、SIMカードなどの犯行ツールが手に入りやすいこと、刑務所のシステムが腐敗している例があるなど法執行が日本よりも厳格ではないこと¹³⁹、日本人観光客が多いため、集団での入国や生活が不自然ではないこと、日本食の入手が容易であること、また電話をかけるにあたり日本との時差が小さく、加害者が生活しやすいこと等が犯罪拠点として日本人犯罪グループに狙われる理由と考えられる。

このように、詐欺は世界各国で問題となっており、かつその犯行は国境を越えて行われている。犯罪者グループは容易に国境を越えることができるが、各国の警察の管轄権は自国内にしか及ばない。そのため、このような越境犯罪を確実に取り締まるためには、国際的な連携や協力が必要となる。これに加え、国境を越えた情報共有は、より迅速で効果的な予防策を打つためにも重要となる。

第2節 国際的な取組

前節で述べたように、特殊詐欺と類似する犯罪類型が世界各国で問題となっており、その対策が求められている。こうした状況を受けて、国を越えた情報共有や対策が行われ始めている。日本では、海外にある架け場拠点から実行される特殊詐欺の増加が懸念されるため、海外当局との連携強化を図っている。例えば、国際会議を通じ、海外の捜査機関との間で、効果的な予防対策や拠点摘発、被疑者の引渡しにかかる捜査協力の在り方等について積極的に情報交換や議論を行う等、犯罪グループを抑え込むための国際連携を強化している。

¹³⁴ 前掲注18) 警察庁ホームページ。

¹³⁵ NHK, 2024, 「カンボジアで保護の日本人12人に逮捕状 特殊詐欺の電話か」, NHKホームページ, (2024年12月11日取得, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241003/k10014599481000.html>)。

¹³⁶ NHK, 2024, 「タイの観光地拠点 特殊詐欺グループ摘発 日本人5人拘束」, NHKホームページ, (2025年1月8日取得, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241218/k10014672021000.html>)。

¹³⁷ 2024年6月20日埼玉県警察本部インタビュー調査。

¹³⁸ 2024年7月23日在タイ日本国大使館 土居侑一朗 元一等書記官インタビュー調査。

¹³⁹ BBC, 2023, “Luffy’: Japan arrests ‘crime bosses’ who lived in Philippine jail”, BBC Homepage, (Retrieved January 9, 2025, <https://www.bbc.com/news/world-asia-64578543>)。

2023年11月のICPO（国際刑事警察機構）¹⁴⁰の総会では、「越境組織犯罪の高まりに対抗するためのウィーン宣言」が採択され、組織的詐欺を含む越境組織犯罪への対応を安全保障上の優先事項とすることが示された¹⁴¹。2023年12月に日本が議長国を務めたG7茨城水戸内務・安全担当大臣会合では、特殊詐欺対策が初めてG7の舞台で議題として取り上げられた。国境を越える組織的詐欺がG7各国にとって共通の課題であり、各国が結束して闘っていくという認識のもと、「国境を越える組織的詐欺との闘いにおける協力強化に関するG7宣言」が採択された¹⁴²。宣言では、国境を越える組織的詐欺では、社会の発展を支えてきた情報通信技術を悪用し、最も弱い立場に置かれている人々¹⁴³が被害に遭っていること、「セーフ・ヘイヴン」と呼ばれる、逮捕される可能性が低く、安全に詐欺行為を行える拠点を求めて、組織犯罪集団が海外渡航している認識が示された。こうした国境を越える詐欺集団の拠点では、SNSで正当な仕事と誤認してリクルートされた人々が強制的に共犯者として働かされる人身取引の犯罪との関連性が増大している。また、生成AI等の目覚ましい技術革新を犯罪に転用していることや孤立等の社会の変化に合わせて犯行手口が変化していることを考慮すると、喫緊の課題として対策をはじめなければ、詐欺による人的、社会的損失は拡大し続け、より大きな課題になるだろうと宣言した。対策には、①詐欺犯の活動範囲及びその犯行手段を防止すること、②国境を越えて活動する組織的な詐欺犯を追跡すること、③一般市民により力を与えること、④国際的な理解、パートナーシップ及び能力を構築することの4つが定められている。G7間の協力強化はもちろん、G7以外の世界中のパートナーと協働し、組織犯罪集団の摘発、妨害、解体を通してあらゆる形態の不正行為に対処することが宣言された¹⁴⁴。また、被害者や一般市民をアプローチの中心とし、法執行機関を含む政府と産業界は、社会を詐欺から守る役割を持つことを念頭に置き、あらゆる形態の詐欺犯罪と戦うための国際的なコンセンサス及びコミットメントの創出に努めるとした。その枠組みの例として、2024年3月に英国で開催予定であった、国際詐欺サミットについても言及された。G7以外の国も含めたより広い枠組みで、国境を越える組織的詐欺

¹⁴⁰ ICPOは、世界196か国の法執行機関が加盟している、国際的な犯罪対策を目的とした組織であり、組織的詐欺に関する国際共同捜査の調整や、加盟国の法執行機関や金融機関との情報共有を促進している。

¹⁴¹ ICPO, 2023, “The Vienna Declaration: Challenging the rise of transnational organized crime”, ICPO Homepage, (Retrieved, December 12, 2024, https://www.interpol.int/en/content/download/20615/file/GA%20-%20Declaration_27-11_EN.pdf?inLanguage=eng-GB&version=11).

¹⁴² 警察庁, 2023, 「G7内務・安全担当大臣コミュニケ 附属文書Ⅱ 国境を越える組織的詐欺との闘いにおける協力強化に関するG7宣言（仮訳）」、外務省ホームページ, (2025年1月13日取得, https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/hiroshima23/documents/pdf/231210_g7_ibaraki_jp_Communique_annex_II.pdf).

¹⁴³ 具体的には、情報通信技術の扱いの差や、加齢による認知能力の低下などが想定される。

¹⁴⁴ 前掲注142) 外務省ホームページ。

に協働して対処していくことが確認された¹⁴⁵。2024年3月に開かれた国際詐欺サミットにはG7各国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、韓国、インターポールやUNODCが参加した。ここでは、各国の組織的詐欺の被害状況や国際連携の重要性、民間事業者との協力について意見が交わされた。協働して詐欺に対処していくことを確認する成果文書も採択され¹⁴⁶、国際的な機運が高まっているといえる。

日本への詐欺の拠点が摘発されたこともある東南アジア諸国においては、2024年8月に、ラオスで、ASEAN+3国際犯罪閣僚会議及び日・ASEAN国際犯罪閣僚会議が開かれた。ここで日本は、組織的な詐欺対策について、ASEAN諸国と深刻な被害状況と懸念を参加国で共有し、捜査協力等を強化することを含め、国際犯罪について意見交換と連携強化の推進が確認された¹⁴⁷。同年9月には、日本のイニシアティブにより、東京で実務者級の国際詐欺会議が開催され、米国、英国、東南アジア各国の他ナイジェリア等16か国、ICPOをはじめとした国際機関が参加した¹⁴⁸。ここでは、各国政府や国際機関等が把握する最新の脅威情報・取組状況、検挙事例を踏まえた着眼点・教訓等を共有し、参加国・機関の発表を踏まえつつ、海外拠点の摘発等に係る国際捜査協力、各国の詐欺対策について、実務的な議論が交わされた¹⁴⁹。日本はこうした会議を通じて、「各国との協力関係を強化しながら、捜査と抑止の両面から対策を」推進する姿勢を示している¹⁵⁰。

このように、組織的な詐欺対策を議論する国際会議の機運が高まっている。しかしながら、単発での開催を前提としているものであり、都度の情報共有に留まるもので、国境を越える組織的詐欺に対処する枠組みとして定期開催されるものは存在していない。

第3節 タイにおける詐欺の現状と対策

詐欺被害が世界各国で問題となる中、海外の事例として、我々が現地調査を行ったタイを取り上げる。現地調査先にタイを選んだ理由としては、まず第1節で述べた通り、特殊詐欺を行う日本人犯罪グループが東南アジアに移転する傾向にある中、

¹⁴⁵ GOV.UK, 2024, “Policy paper Global Fraud Summit Communiqué: 11 March 2024”, GOV.UK Homepage, (Retrieved December 12, 2024, <https://www.gov.uk/government/publications/communique-from-the-global-fraud-summit/e9007760-7827-432d-8949-b3ddc922539b>).

¹⁴⁶ 警察庁, 2024, 「国際詐欺サミット〔英国・ロンドン〕」, 警察庁ホームページ, (2025年1月16日取得, https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/kokusai/global_fraud_summit.html).

¹⁴⁷ 警察庁, 2024, 「ASEAN+3国際犯罪閣僚会議及び日・ASEAN国際犯罪閣僚会議の開催について」, 警察庁ホームページ, (2024年12月12日取得, <https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/kokusai/ammtc2024.html>).

¹⁴⁸ 警察庁, 2024, 「国際詐欺会議 (Global Fraud Meeting)」, 警察庁ホームページ, (2024年12月12日取得, <https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/kokusai/GlobalFraudMeeting.html>).

¹⁴⁹ 前掲注148) 警察庁ホームページ.

¹⁵⁰ 国家公安委員会, 2024, 「国家公安委員会委員長記者会見要旨」, 国家公安委員会ホームページ, (2024年12月12日取得, https://www.npsc.go.jp/pressconf_2024/09_05.htm).

タイもその移転先の一つであり、かつ越境犯罪の拠点であると言われる地域が存在しているということである。そして、タイの政府機関に加え、組織犯罪対策を行う国際機関が存在するなど、タイのみならず東南アジアの情勢を把握するためのインタビュー調査を行うことを目的とした。また、前期のインタビュー調査の中で、タイが特殊詐欺の架け場拠点として選ばれる要因について把握しており¹⁵¹、これを実際に我々の目で確認したいと考えた。

ここでは、我々が実際に現地で調査したことも交え、その加害状況や犯行拠点とされる地域の状況、被害の状況、それに対しタイ国内の組織が行っている取組等について論じていく。

まず詐欺の加害状況については、ミャンマーとラオス、タイの3国がメコン川で国境を接する、タイ北部ゴールデントライアングルが犯罪の温床になっていると言われている。特にラオスに位置するゴールデントライアングル経済特別区においては、オンライン詐欺のコールセンターもあるとされている¹⁵²。我々はメコン川からボートでその地域の様子を視察した。詐欺行為の拠点になっているとも言われ、圧倒的な存在感を放つカジノ施設を確認するとともに、ミャンマーとタイの国境地域にあるメーサイにおける視察から、本地域における国境の往来も比較的容易であることを確認した。このような状況に鑑み、INCC¹⁵³、SMCCがゴールデントライアングル地域に存在する。INCCでは、伝統的に犯罪組織の収入源とされる麻薬への対策等、組織犯罪対策の研究、教育活動を中心に担っている。SMCCでは、メコン地域の安全に関する活動を中心に取組が行われており、他のニュージーランドをはじめとする各国と連携、協力した活動も行っている¹⁵⁴。

¹⁵¹ 前掲注5) インタビュー調査。

¹⁵² South China Morning Post, 2022, “Laos’ criminal casino empire: Chinese gangsters suspected of running brothels and online scams, and trafficking humans, animal parts and drugs”, South China Morning Post Homepage, (Retrieved January 11, 2025, <https://www.scmp.com/magazines/post-magazine/long-reads/article/3195932/laos-criminal-casino-empire-chinese-gangsters>).

¹⁵³ 本節における、INCC、SMCC、AML0、AOCについては、第1部第5章第3節において記載している。

¹⁵⁴ 2024年10月15日 INCC/SMCCインタビュー調査。

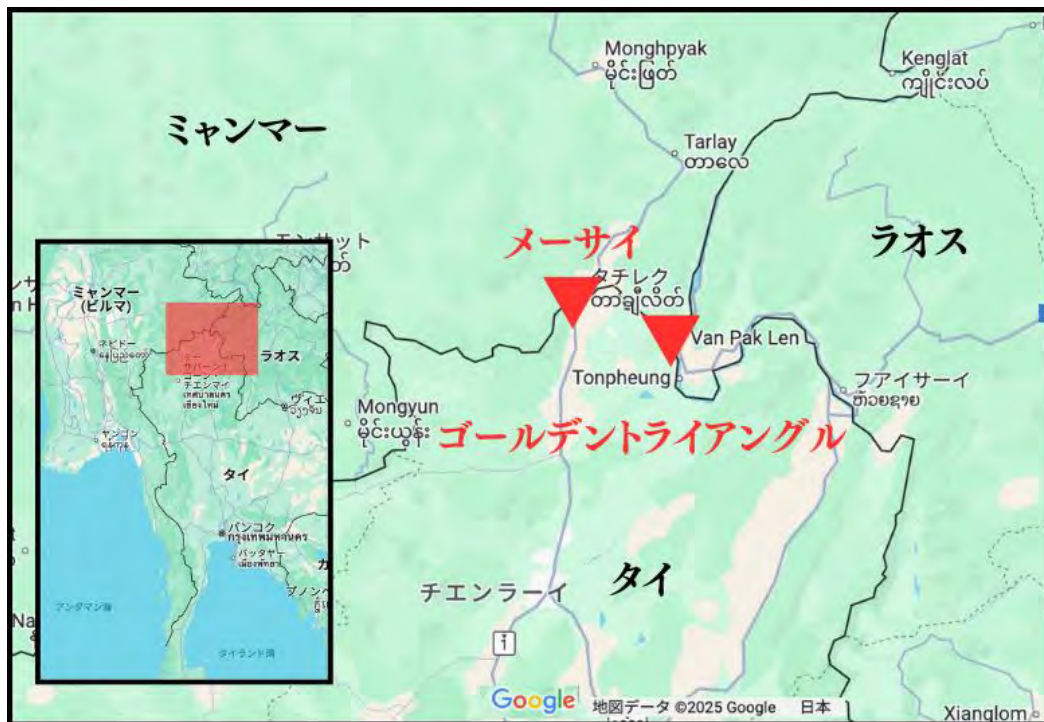


図10 ゴールドトライアングル周辺の地図 (WSC加筆)

次にタイにおける詐欺の被害状況について、本章第1節で示したとおり、2023年全体と2024年上半期を合わせ、約450億バーツ（約2,000億円）のオンライン詐欺による被害が生じている。また、日本の特殊詐欺と酷似する、高齢者を狙った詐欺が起こっており、その被害者が自殺に至った例もあるとの報道がされている¹⁵⁵。このような詐欺被害の深刻さに鑑み、タイでは2023年3月にサイバー犯罪の防止と抑制に関する勅令（The Royal Decree in Cyber Crime Prevention and Suppression B.E. 2566）が発せられ、犯罪が行われた、または行われた可能性があるとして疑うに足る合理的な理由がある場合に、中央省庁や警察、タイ銀行等が合意した情報開示・交換システムまたはプロセスを通じて、当該顧客の口座及び取引に関する情報を両者間で開示または交換する義務を負わせるなど、法執行が強化された¹⁵⁶。そして同年11月、我々がインタビュー調査を行ったAOCも設立された。ここでは、詐欺被害に関する24時間対応のホットラインの構築を中心に、ミュールアカウントと呼ばれる犯罪者の利用する口座の一時停止、被害の追跡から事案の解決、被害者への返金の迅速化、デジタル技術を活用したデータ化による捜査の効率を高める業務が行われている。詐欺被害の相談を受けた後の具体的なプロセスとしては、まずAOCから金融機

¹⁵⁵ Bangkok Post, 2023, “Call centre gangs exploit vulnerable victims”, Bangkok Post Home page, (Retrieved December 29, 2024, <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2697239/call-centre-gangs-exploit-vulnerable-victims>).

¹⁵⁶ Law Plus Ltd., 2023, “Thailand Issues Law to Combat Technology Crimes”, Law Plus Ltd. Homepage, (Retrieved December 31, 2024, <https://www.lawplusltd.com/2023/04/thailand-issue-s-law-to-combat-technology-crimes/>).

関に連絡し、銀行口座の停止を要請する。次に金融機関が本人確認などを行い、その記録をタイ警察にオンラインで送付する。その後、タイ警察から口座停止申請の確認結果を被害者にSMSで通知し、その後72時間以内に被害者が警察署に赴くことで口座を停止することができる。このように、タイでは詐欺にあった後の対応をワンストップで行うことのできる体制が整っている。

またマネー・ローンダリング対策に特化した組織として、AML0がある。反マネー・ローンダリング法（Anti-Money Laundering Act, B.E. 2542）が1999年に採択されたことに伴い設立された。AML0は、「マネー・ローンダリング情報の受理・分析・回付を行う単一の政府機関」¹⁵⁷である金融情報機関（FIU）としての役割を担い、マネー・ローンダリング等対策に関する政策及び戦略を策定するため、リスク評価や金融機関等にそれに従った行動をするように通知することや、人々の協力の促進、知識の普及、研修プログラムの実施も任務とされている¹⁵⁸。特に詐欺のような金融犯罪との関連において、ミュールアカウントへの対策が行われている。AOCを含む各機関からの情報をもとにした警察の事例報告から、ワーキンググループ¹⁵⁹がミュールアカウントについて分析、高リスクである人々を特定し、それぞれリスクの高さごとに分類しリスト化する。これらリストの情報は金融事業者に共有され、ある銀行で高リスクと特定されている人物は他の銀行でも口座を作れないようにするなど、ミュールアカウントを撲滅させるための取組が強化されている。

このようにタイでは、詐欺被害の深刻さに鑑み、その対策を強化するための体制を構築しており、その取組は先進的である。例えば、詐欺被害にあった後の対応がワンストップで行われる体制や、AOCのように詐欺対応に特化した組織を日本は有していない。このような体制を構築できる背景には、政府組織の在り方や行政の国民に対するスタンスなどの要因があると、インタビュー調査¹⁶⁰や文献調査をもとに我々は考えた。よって、タイなど海外の制度を日本へ直接導入することは難しいとの結論に至ったが、このような海外の制度は、日本国内の対策を考える上で大いに参考になった。

¹⁵⁷ 金融庁、「F I U（Financial Intelligence Unit：金融情報機関）とは・・・」，金融庁ホームページ，（2024年12月31日取得，https://www.fsa.go.jp/p_fsa/fiu/fiuj/fy004.html）。

¹⁵⁸ AML0，2019，“Background” AML0 Homepage，（Retrieved December 31， 2024， <https://www.aml0.go.th/index.php/en/2016-05-21-21-37-20/background>）。

¹⁵⁹ デジタル経済社会省、タイ王国警察、通信事業者、タイ銀行、証券取引委員会、AML0が含まれる。

¹⁶⁰ 前掲注138）インタビュー調査。

第3部 政策提言

第2部では、国、民間事業者、公共団体など、さまざまな主体が特殊詐欺対策に取り組んできたことを整理した。ここでは、予防、捜査、救済の分野ごとに個別の論点を抽出し、現状を整理し、導かれる課題を述べ、それを解決するための政策を提言する。

第1章 予防

本章では、特殊詐欺被害に遭わせない、特殊詐欺に加担させないことを目標に、予防分野について提言を行う。

第1節 情報通信（被害防止）

第1項 現状

特殊詐欺に、電話など情報通信サービスが悪用される事例は、従来から存在しており、現在に至るまで増加傾向が続いている。特殊詐欺が社会問題として認識されるようになった当時、匿名のプリペイド携帯電話が多く使用されていた。この問題を受け、2006年4月には携帯電話不正利用防止法が施行され、契約者の本人確認が義務づけられる措置が講じられた。この対応により、匿名性を悪用した犯罪は一定程度抑制された。さらに、2008年には、本人確認義務の対象がレンタル携帯電話にも拡大されることとなり、この施策により特殊詐欺の認知件数は大きく減少した。しかしながら、携帯電話番号を利用した犯罪が減少する一方で、新たに固定電話番号を悪用した電話転送サービスが徐々に増加する傾向が見られるようになった。この問題に対処するため、2019年には新たな電気通信番号制度が創設され、電話転送役務提供時における本人確認及び、電話転送サービスの設備が適切に設置され、適切な利用目的としていることを確認する設備設置確認が義務づけられた。また、同年9月には特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止スキームが導入され、主要な電気通信事業者に対し、犯行に利用された固定電話番号等の利用停止及び新たな固定電話番号の提供拒否を要請する取組を推進¹⁶¹したことで、固定電話番号の犯罪利用は減少傾向を示している。さらに、2023年7月から、悪質事業者が保有する在庫番号を一括利用停止する制度の運用を開始している¹⁶²。

近年は、契約者情報が不明瞭な050IP電話を特殊詐欺に悪用する手口が増加している。この問題に対応するため、050IP電話についても携帯電話不正利用防止法の本人確認義務の対象とし、犯罪利用を抑制する措置が講じられた。この対応により、050IP電話を悪用した詐欺の件数は減少傾向に転じている。その一方で、2023年7月以降、国際電話番号を利用した特殊詐欺が急増している。国際電話に関しては、大手

¹⁶¹ 前掲注101) 総務省ホームページ。

¹⁶² 前掲注101) 総務省ホームページ。

通信事業者が共同で運営する「国際電話不取扱受付センター」に申込みことで、国際電話番号からの発着信を無償で休止できるため、都道府県警察は周知と申込みの支援を行っている。

以上のように、電話は数多くの対策が実施されてきた一方で、様々な形で特殊詐欺組織に悪用されてきた。前述した通り、特殊詐欺において、犯人が被害者に最初に接触するツールは77.5%が電話であり、そのうち固定電話への架電が90.5%である¹⁶³。上記の対策は主に電話を発信する側に対するものであったが、固定電話の着信側においても、対策が必要となっているのである。この点で一つの大きな課題となるのは、高齢者の特殊詐欺被害率が78.3%¹⁶⁴であることである。特殊詐欺の予防対策として、加害者と接触しないことが重要であるため、留守番電話設定にすることや迷惑電話防止機器の導入が有効であることが指摘されている¹⁶⁵。一方で、効果的な防犯対策があるにもかかわらず、依然として高齢者の被害率が高い原因は複数考えられる。まず、「電話にすぐ出ないと相手に失礼である」という習慣により、知らない電話番号にも無意識的に応答してしまうことがあげられる。次に、高齢者の多くが自宅で長い時間を過ごすことが背景要因となっていることも指摘されている¹⁶⁶。また、認知バイアスの存在も問題である。「自分だけは被害に遭わない」という楽観バイアスや、「自分は詐欺に気づいて撃退できる」など過信を抱く場合は、特殊詐欺対策を実施しないため、脆弱性が高いといえる¹⁶⁷。実際に、行動特性や心理特性から特殊詐欺被害者の傾向を分析した研究では「詐欺に遭わない自信がある人」は「詐欺に遭わない自信がない人」に比べて、詐欺脆弱性が高いことが検証されている¹⁶⁸。特に、高齢者は、自分の特殊詐欺被害リスクを他者よりも低く評価するという、楽観的認知の傾向が確認されている¹⁶⁹。高齢者は加齢によって、意思決定のプロセスが無意識に単純化・自動化されやすいほか^{170 171}、利益や報酬とい

¹⁶³ 前掲注18) 警察庁ホームページ。

¹⁶⁴ 内閣府，2024，『令和6年版高齢社会白書』，46。

¹⁶⁵ 島田貴仁・齊藤知範・山根由子，2020，「犯罪予防行動を妨げる現状維持バイアス—高齢者の特殊詐欺対策を例にして」『日本心理学会第84回大会発表論文集』100。

¹⁶⁶ Policastro, C. and B. K. Payne, 2015, “Can You Hear Me Now? Telemarketing Fraud Victimization and Lifestyles,” *American Journal of Criminal Justice*, 40: 620-638.

¹⁶⁷ 木村敦，2022，「特殊詐欺対策研究における詐欺脆弱性認知をめぐる課題についての一考察」『危機管理学研究』3: 44-62。

¹⁶⁸ 澁谷泰秀・渡部諭，2012，「高齢者における自己効力と詐欺犯罪被害傾向及び生活の質との関連性—高齢者の未来展望からの示唆」『青森大学・青森短期大学研究紀要』35: 181-202。

¹⁶⁹ 木村敦・齊藤知範・山根由子・島田貴仁，2023，「楽観バイアスが高齢者の特殊詐欺対策行動に及ぼす影響」『心理学研究』94(2): 120-128。

¹⁷⁰ 島田貴仁，2019，「特殊詐欺の阻止機会—被害過程から考える」『警察学論集』72: 96-107。

¹⁷¹ 渡部諭・澁谷泰秀・吉村治正・小久保温，2015，「Taxon分離を用いた特殊詐欺被害脆弱性の分析」『秋田県立大学総合科学研究彙報』16: 1-9。

ったポジティブな側面に注意が向きやすくなる¹⁷²など、認知機能の低下傾向が指摘されている。したがって、電話やメッセージの真偽の判断が難しくなり、特殊詐欺被害に遭うリスクが高くなる。実際に、特殊詐欺被害者の読解力や理解力が低下しており¹⁷³、アメリカの詐欺被害者に対する調査においても、詐欺被害者は詐欺を看破した人よりも認知機能が低くなっていることが示されており¹⁷⁴、75歳以上の高齢者は74歳以下と比べ、特殊詐欺の電話で被害に至る可能性が高いと報告されている¹⁷⁵。

第2部第3章第2節第1項で前述したように、固定電話からの架電に直接出ないようにするための対策として、自動通話録音機能、着信拒否機能といった迷惑電話防止機能を有する固定電話機や外部接続機器の導入が挙げられる。自動通話録音機能とは、着信時に「この通話は迷惑電話防止のため録音されます」等の音声メッセージが相手に流れ、通話を録音する機能である。この音声メッセージを聞いた加害者は自分の声が録音されることを嫌い、また、自動通話録音機能を用いている世帯は防犯意識が高いと考えるため、加害者は電話を途中で切る可能性が高い。実際に、特殊詐欺被害予防に関する論文によると、固定電話対策が行われていない状況が改善されることで、詐欺被害のリスクが低減されることが明らかになっている¹⁷⁶。よって、特殊詐欺に対抗するためには、そもそも加害者と会話しない環境を作り出す迷惑電話防止機器は有効であるといえよう。そして、自治体はこの迷惑電話防止機器の貸付や設置補助を行い、普及促進を図っている。

その一方で、迷惑電話防止機器販売業者による調査であることを前置きするが、高齢者世帯において、迷惑電話防止機器を導入していない人の割合は70.1%であるという調査がされており¹⁷⁷、迷惑電話防止機器を設置していない世帯が数多く存在している。同調査では迷惑電話防止機器を設置しない理由として、「どんな製品があるかわからないから」「お金がかかるから」「やり方がわからないから」といった理由が挙げられている。

¹⁷² 永岑光恵・原塑・信原幸弘，2009，「振り込め詐欺への神経科学からのアプローチ」『社会技術研究論文集』6：177-186。

¹⁷³ 島田貴仁，2020，「特殊詐欺の高齢被害者の特性と被害防止対策」『犯罪学雑誌』86：110-119。

¹⁷⁴ DeLiema, M., 2017, “Elder Fraud and Financial Exploitation: Application of Routine Activity Theory” *Gerontologist*, 58: 706-718.

¹⁷⁵ 警察庁，2019，「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」，警察庁ホームページ，（2025年1月7日取得，https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/higaisyatyousa_siryou2018.pdf）。

¹⁷⁶ 齊藤知範・山根由子，2021，「高齢者の詐欺被害を規定する要因は何か—機会構造 / 選択モデルにおける危険因子の実証分析」『現代の社会病理』36，51-66。

¹⁷⁷ トビラシシステムズ，2023，『トビラシシステムズ、高齢者向け特殊詐欺の意識調査実施 防犯の必要性を感じるも、具体的な対策「わからない」人が多数』，トビラシシステムズホームページ，（2024年12月11日取得，https://www2.infomart.co.jp/web/jp/images/upload/2284/140120230913553841_16168238.pdf）。

第2項 課題

迷惑電話防止機器普及にあたっての課題と、国際電話が特殊詐欺に利用されていることに対する課題を整理する。

まず、迷惑電話防止機器普及にあたっての課題は、特殊詐欺被害対策において重要な役割を果たす迷惑電話防止機器が高齢者世帯に十分に広まっていないことである。現状を分析した結果、迷惑電話防止機器普及のために2つ考慮しなければならないことが判明した。第一に、そもそも迷惑電話防止機器や補助事業について知らない、関心を特に持たない層の存在である。防犯講座や自治体の広報誌、HP等で迷惑電話防止機器の設置についての広報啓発はされているが、防犯意識が低い人はそもそも防犯講座を受講せず、自分から啓発情報にアクセスしない。実際に、防犯講座の講師によれば、設置について促したとしても、「今使っている電話機で不便が無いから新たに設置しなくても大丈夫」と考えている人が多いという実感を講演のたびに得ているという¹⁷⁸。

第二に、申請のハードルを考慮しなければならない。迷惑電話防止機器設置のためには、電話機の買い替えで約2万円、外付けタイプで約1万円かかる。そのため、買い替えや設置を促進するインセンティブの付与が必要である。金銭的インセンティブの付与を目的に、補助事業や無料貸付事業を実施している自治体は多いが、より効果的で効率的な施策を検討する必要がある。

次に、国際電話に関して、現在、固定電話の契約をしていれば、誰でも国際電話を利用可能であるが、2023年7月以降、国際電話による特殊詐欺被害が拡大している。国内の事業者に対しては、特殊詐欺対策の要請や特殊詐欺に悪用された電話番号を特定し、利用停止措置を実行することができる。しかし、国際中継回線を経由して海外から日本にかかってくる国際電話に対し、日本の行政として規制することには政治的・技術的な障壁がある。したがって、国際電話に関しては、国内における電話対策とは異なり、発信側を規制することが難しいため、着信側で対策を講じる必要がある。

現状では、固定電話の加入者は、複数の通信事業者によって共同運営されている国際電話不取扱受付センターに申込みことで、国際電話を着信拒否できる。都道府県警察は、同センターの周知及び申込み促進に取り組むとともに、手続が煩雑であるなどの理由で申込みを控える高齢者世帯に対して、可能な範囲で支援を行っている。しかし、これでは防犯意識の高い人のみが国際電話を着信拒否することになり、その効果は限定的であることから、防犯意識の程度に関わらず、対策を波及させる必要がある。

第3項 提言

これらの課題を踏まえ、2つの提言を行う。

¹⁷⁸ 2024年5月28日仙台市防犯協会連合会インタビュー調査。

まず、「ナッジを活用した迷惑電話防止機器の普及促進」を提言する。ナッジとは、英語で「そっと後押しをする」という意味であり、提言者であるキャス・サンステーン、リチャード・セイラーによれば、「選択を禁じることも、経済的インセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャのあらゆる要素」と定義されている¹⁷⁹。自然と人々の行動を変えることを企図するナッジという行動科学の知見を用いて、主に高齢者が加害者と接触する機会を減少させ、さらには被害リスクを抑制することを目的に、迷惑電話防止機器の普及を促進する。

禁煙プログラムの研究から生まれた行動変容ステージモデルによると、人が生活習慣（行動）を変えようとする時は、以下の経過を辿るとされている¹⁸⁰。まず、6ヶ月以内に行動を変えようと思っていない無関心期があり、次に、6ヶ月以内に行動を変えようと思っている関心期、そして、1ヶ月以内に行動を変えようと思っている準備期がある。最後に、行動を変えて6ヶ月未満の実行期と6ヶ月以上の維持期が訪れる。本提言では、無関心期や関心期、準備期にあると思われる方々を想定して、ナッジ理論を活用して介入することとする。

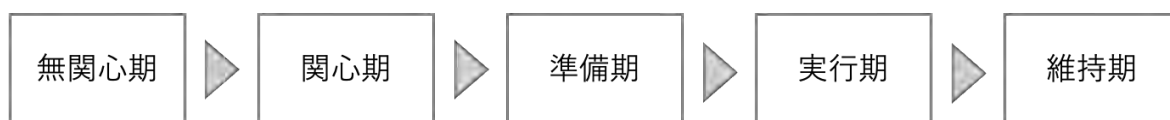


図11 行動変容ステージモデル (WSC作成)

現在、自治体が迷惑電話防止機器の設置について補助事業を行っているため、この提言を行う事業主体は自治体（都道府県、市町村）とする。なお、都道府県と市町村のどちらが実施するのかについては、補助事業における都道府県と市町村のこれまでの役割分担が異なるといった地域差があるため、各地域の実情に合わせるものとする。

具体的な事業内容として、第一に、防犯意識の程度にかかわらず、多くの人に対し特殊詐欺対策を普及するために、迷惑電話防止機器補助事業の対象者の属性を絞ってアプローチすることを提案したい。これは無関心期に対する提言である。対象者の属性としては、例えば、特殊詐欺の被害率が高い高齢者の世帯が考えられる。予算の制約を考慮し、75歳以上は5割補助、80歳以上は7割補助にするなど高齢者の中で年齢によってゾーニングすることも考えられる。

¹⁷⁹ Thaler, R. H. and C. R. Sunstein, 2008, *Nudge: Improving Decisions about Health, Wealth, and Happiness*, New Haven: Yale University Press. (遠藤真美訳, 2009, 『実践行動経済学—健康、富、幸福への聡明な選択』日経BP社, 28-37.)

¹⁸⁰ Prochaska, J. O. and C. C. DiClemente, 1983, “Stage and Processes of Self-change of Smoking: toward an Integrative Model of Change,” *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 51: 390-395.

高齢者の世帯は3世帯同居の場合もあれば、一人暮らしの単身世帯や高齢夫婦のみの世帯の場合もある。特殊詐欺の既遂・未遂の被害者に対する調査では、単身世帯は同居家族がいる世帯に比べて、お金を騙しとられてしまうリスクが高いことがわかっている¹⁸¹。自宅外における活動の少なさ、親族との交流の少なさなど社会的孤立も詐欺被害のリスク要因になること¹⁸²についても報告されている。そのため、単身世帯や身寄りのない高齢者を重点的にフォローすることが重要である。また、特定の地区を介入単位にすることも考えられる。千葉県のひったくり犯罪に対する街頭防犯カメラの設置効果の検証¹⁸³では、補助金の事業を1年目と2年目に分けて地区ごとに時間差で実施することで、効果が現れる時期がずれるものの、全ての人に施策を届けつつ、実験的に効果検証した事例がある。

第二に、迷惑電話防止機器に関する広報啓発において、機器の申請率や設置率、利用率の向上を目的に、「あなたの対策で犯人は固定電話を利用しづらくなり、社会全体で固定電話を利用した詐欺を撲滅することにつながる」といった利他的メッセージを記載することを提案する。これは、利他的メッセージが行動変容につながるの知見に基づくものであり、関心期や準備期に対して介入を行うことを狙いとしている。

例えば、ワクチン政策におけるナッジ・メッセージを分析した調査によると、「妊娠初期の女性に風しんを感染させてしまうことで胎児の健康が損なわれる可能性があるため、ワクチンを接種しよう。」と強調した利他的なメッセージは、抗体検査受検の意向と行動に正の効果を持っていたことが指摘されている¹⁸⁴。また、特殊詐欺の分野においても、運転免許更新のために警察署に訪れた高齢者に対し、「あなたが対策をすることで周りの人が真似をし、安全となる」との利他的メッセージで働きかけをすることで1週間後の留守番電話設定率が高いとの調査が行われている¹⁸⁵。このようなメッセージを記載することは、財政負担なく実施することができることもメリットであるといえよう。

第三に、迷惑電話防止機器の申込のハードルを下げることを提案する。具体的には、クーポン券の郵送の実施である。クーポン券は、店頭で持参することで、その場で迷惑電話防止機器購入額を割引、もしくは迷惑電話防止機器と交換することができるものである。この政策も関心期と準備期に対する介入を狙ったものである。

¹⁸¹ 前掲注170) 72: 96-107.

¹⁸² 前掲注176) 36: 51-66.

¹⁸³ 島田貴仁, 2013, 「街頭防犯カメラがひったくりの発生に与える影響」『地理情報システム学会講演論文集』22: ROMBUNNO. D-5-5.

¹⁸⁴ 加藤大貴・佐々木周作・大竹文雄, 2022, 「風しんの抗体検査とワクチン接種を促進するためのナッジ・メッセージの探究—全国規模オンライン・フィールド実験による効果検証」『RIETI Discussion Paper Series』22-J-010: 1-39.

¹⁸⁵ 島田貴仁・齊藤知範・山根由子・倉石宏樹・春田悠佳・大竹文雄, 2022, 「高齢者の特殊詐欺被害防止のための固定電話着信時の確認行動の促進—社会規範アプローチと行動変容アプローチ」行動経済学会第16回大会報告, 2C03: 1-7.

ワクチン政策においては、風しんの抗体検査・ワクチン接種を無料で受けられるクーポン券の政策効果の推定研究が行われており、クーポン券の送付は抗体検査の受検率を約16%高め、抗体検査とワクチン接種の両方を受ける確率を約5.1%高めることが分かっている¹⁸⁶。このように、迷惑電話防止機器を対象としたクーポン券を高齢者世帯に郵送することで、迷惑電話防止機器についての情報をより多くの世帯に提供することができる。また、高齢者にとっては従来の申請型よりも簡易的に補助を受けることができると考えられるため、金銭的インセンティブ以外の面においても申込のハードルを下げることとなる。

その一方で、クーポン券の郵送政策は実際の申請数の予測が難しく、予算規模の把握がしづらい、郵送自体にも多額の予算を必要とするといった理由により、自治体によってはクーポン政策に消極的であるといった課題が考えられる。前者については、前述した対象者の属性を絞ったアプローチを行い、必要とする予算の金額を予想しやすくする解決を図っていくことが可能であろう。後者については、例えば、「介護保険料決定通知書」のような自治体が住民に届けなければならない書類に同封するといった方策¹⁸⁷によって、追加で必要とするコストを最小限にしていこうといったことが考えられる。

以上の政策を実施することで、迷惑電話防止機器を設置する世帯が増加し、固定電話を利用した詐欺被害を防ぐことができるようになると考えられる。また、特殊詐欺への危機意識が強まることが期待される。

次に、「国際電話の着信拒否制度の導入」を提言する。

我々は、国民への十分な周知と技術的な準備期間を含めた移行期間を設け、一定期間内に国際電話への発信履歴がない固定電話番号に対し、国際電話を自動的に着信拒否する制度を提言する。この制度は、特殊詐欺における初期接触を遮断し、被害の未然防止を図るものである。具体的には、移行期間内に特段の手続を行わない場合、該当する固定電話番号は自動的に国際電話の着信拒否設定が適用される。一方で、普段は国際電話を利用していない利用者であっても、国際電話の着信を希望する場合には、所定のセンターに申し込みを行うことで、引き続き国際電話の利用が可能となる。さらに、この申し込み制度は移行期間終了後も継続され、必要に応じて利用者が柔軟に対応できる仕組みを採用する。本提言は、利用者にとっての利便性と特殊詐欺対策の実効性を両立させることを目指しており、固定電話を利用した詐欺被害の大幅な軽減に寄与するものである。なお、国際電話の着信拒否制度の対象になる番号種別を固定電話に限定している理由は2点ある。第一に、電話による特殊詐欺の被害は、固定電話への架電が約9割を占めている一方で、固定電話以外に

¹⁸⁶ 加藤大貴・佐々木周作・大竹文雄，2022，「回帰不連続デザインによる風しん予防対策の効果検証—抗体検査・ワクチン接種の無料クーポン券の自動送付」『RIETI Discussion Paper Series』22-J-011：11-39.

¹⁸⁷ 横浜市，2024，「介護保険料額決定通知書の発送にあわせて、市内約94万2千人の皆さんに特殊詐欺への注意を呼びかけました！！！」，横浜市ホームページ，（2024年12月30日取得，<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/oshirase1/gaigohoken942.html>）。

着信した場合の特殊詐欺の被害リスクは、現状そこまで大きくないことである。したがって、携帯電話など他の番号種別は自動的着信拒否制度の対象にする必要性は小さいと判断した。第二に、携帯電話は海外での利用が想定されるが、固定電話は基本的に自宅やオフィス以外に持ち出して利用する場面は想定しにくいことである。また、一時的な需要であったとしても、移行期間によって国民への周知期間を十分確保し、希望者に対しては簡易な申請手続により、国際電話の利用を可能にする仕組みを採用しているため、利用者の利便性を阻害するものではない。利用者の利便性とセキュリティのバランスを適切に考慮している。したがって、国際電話への発信履歴と利用希望によって、利便性を大きく損なうことなく、特殊詐欺対策を実行できると判断した。

まず、特殊詐欺対策において、通信の制限が正当化されるのか否か、電気通信事業法や通信事業者の契約約款を参照しつつ、分析する。前提として、固定電話の契約をしていれば、誰でも国際電話を利用可能である。例えば、NTT東日本「加入電話契約約款」第2条において、「本サービスは、加入電話契約者が国内外の通信を行うための音声通話サービスを提供することを目的とする。」と明記されている。この約款において、固定電話サービスの提供範囲として、国内外の音声通信を契約者に提供することが規定されており、国際通信の利用権が担保されている。国際電話の利用に関する詳細は、通信事業者が別途定める利用条件やオプションサービス契約に基づき、特定の国際電話番号や関連サービスが利用可能となる場合がある。これにより、契約者は契約内容に従い、正当な権利として国際通信を利用できる環境が提供されている。

一方で、電気通信事業法第1条では「この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする」ものであるとされている。したがって、通信事業者は、電気通信サービスを適切に提供するとともに、日本国憲法第12条および第13条が示す「公共の福祉」を考慮する責務があり、通信秩序を維持するために利用制限を設ける権利と正当性があるといえる。特殊詐欺は、重大な経済的損失と心理的被害をもたらす社会問題であり、被害者の生活基盤を脅かすだけでなく、社会全体の安全性や信頼性を損なうもので、その対策は「公共の福祉」に該当するものであると考える。ただし、無制限に通信を制限してもよいというわけではなく、「公共の福祉」の適切なバランスを維持しているかについては、状況に応じた慎重な検討が必要であり、利用者の権利や利便性への影響を最小限に抑えることが不可欠である。

次に、本提言の実行によって起こりうるリスク、懸念事項について触れたい。第一に、国際電話の着信拒否制度に対し、日本が鎖国的政策を進めているとの懸念が生じる可能性がある。しかし、この批判は制度の実態を誤解したものである。提案する制度は、普段から国際電話を利用しない固定電話番号に限定されており、希望者には引き続き国際電話の利用を可能にしている。このため、グローバルな通信環

境を妨げるものではなく、特殊詐欺の防止という明確な目的に基づいた選択的な規制に過ぎないことを強調して発信していく必要がある。さらに、国際電話を利用するニーズに基づいた申し込み制を採用している点で、自由な通信環境を保証している。

第二に、国際電話を着信拒否するには、通信の内容自体には触れずとも外形的に国際電話であることを知らなければ分別できないため、通信の秘密に触れてしまうのではないかという懸念もある。憲法第21条2項にいう「通信」とは「特定の差出人と特定の受取人の間で行われるコミュニケーション行為」を指す。その保護対象は「通信の内容」だけでなく、「通信に関わるすべての事実」を含み、具体的には、差出人や受取人の氏名・住所、通信の日時や場所など、「通信の存在そのものに関する事項」も広く含まれる¹⁸⁸。したがって、公権力による本人の同意のない盗聴など積極的知得行為と職務上知り得た情報の漏洩行為は禁止されている。通信の秘密が憲法第21条に置かれていることから、表現の自由との関連を考慮しつつ、その背景には、通信の秘密の範囲が広く通信の存在自体にまで及ぶため、保護の趣旨を表現の自由に限定するのではなく、通信の秘密を「私生活の秘密」や「プライバシーの権利」の保護の一環として捉えるべきだと解している。この立場では、特定の者との私的な通信を保護する観点から、表現活動とは区別して通信の秘密を論じられることが多い¹⁸⁹。

一方で、通信の秘密を「通信の自由」を基盤に理解する立場も注目される。この立場では、通信を郵便や電気通信役務を通じた表現の一種とみなし、通信事業者をコモンキャリアとして法的に位置づける憲法第21条の意義を強調する。この立場によれば、公権力による通信内容の取得や漏洩の禁止は、国民が通信の自由を享受できるようにするための論理的前提であるとされる¹⁹⁰。このように、通信の秘密は表現の自由、プライバシーの保護、通信の自由という複数の視点から議論されており、それぞれの立場が憲法第21条第2項後段の意義を多角的に解釈している。

電気通信事業法第4条第1項における通信の秘密について、憲法第21条第2項後段と同様に、広く保護されるべきとされており、保護の趣旨も同様である。一方で、電気通信サービスの高度化により、不特定多数が利用可能な通信手段（例：ダイヤルQ2、インターネット上のBBSやブログ）が登場した。このような「公然性を有する通信」については、通信の秘密の保護が厳格に及ぶとはされず、むしろ保護の対象外であると考えられている¹⁹¹。また、情報送受信行為には通信の秘密が適用されるが、BBSやウェブサイトの公開部分には通信の秘密ではなく、表現の自由の保護が適用されると解される¹⁹²。電気通信事業法における通信の秘密の侵害は、以下の3つに

¹⁸⁸ 矢野常寿，2013，「通信の秘密について」『企業と法創造』9(3)：14-29。

¹⁸⁹ 鈴木秀美，2008，「通信の秘密」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣，136。

¹⁹⁰ 海野敦史，2014，「憲法上の通信の「秘密」の意義とその射程」『情報通信学会誌』32(2)：37-49。

¹⁹¹ 多賀谷一照編，2008，『電気通信事業法逐条解説』情報通信振興会，37-38。

¹⁹² 長谷部恭男，2011，『憲法 第5版』新世社，221。

分類されるのが一般的である。通信傍受など通信当事者以外の第三者が積極的に通信の秘密を知る「知得」、発信者や受信者の意思に反して通信を利用する「窃用」、他人が通信内容を知る「漏洩」である¹⁹³。ただし、通信当事者の同意がある場合には、これらは通信の秘密の侵害には当たらない。代表例として、発信者情報通知サービスや迷惑メールのフィルタリングサービスが挙げられる。これらの同意は「真意」に基づく必要があり、利用者が任意に設定を変更できることや、サービス内容が明確に限定されていることなどの条件が求められる¹⁹⁴。同意が有効であるためには、事前の包括的同意ではなく、具体的で理解可能な同意が必要とされ、利用者の権利が確保される仕組みが重要視されている。先に提言したように、移行期間内に、国民に対し、本制度に関する十分な周知を行った上で、何も手続きしなければ自動的に国際電話は着信拒否される。一方で、普段から国際電話の利用をしていなくとも、希望する場合は、センターに申込み、国際電話を利用可能（移行期間後も希望すれば順次利用可能）になるため、慎重な検討は要するものの、任意の設定変更とサービス内容の明確化・具体化について、通信の秘密を直接的に侵害しない程度に担保されている。したがって、この国際電話の着信拒否制度は、通信の秘密の侵害には当たらない。

第三に、海外での事故や災害など緊急時において、連絡手段が妨げられる可能性があるとの懸念が提起され得る。しかしながら、この制度は、国際電話への発信履歴がない固定電話番号のみを対象としており、普段から国際電話を利用している場合は本制度の対象にはならない。また、普段から国際電話を利用していなくとも、国際電話着信を希望する利用者には、申請を行うことで通常通りの利用が可能である。この仕組みは、制度が不必要な通信制限を課すことなく、国際電話利用の自由を維持することを意図して設計されている。緊急事態における迅速な通信確保は必要不可欠である一方で、国際電話を用いる連絡手段は、現在ではインターネット通信やメッセージアプリといった代替手段に置き換わりつつある。また、緊急時には、家族や知人が登録した携帯電話番号を通じて連絡を受ける場合が多く、固定電話に依存するケースは限定的であり、緊急時における通信手段が確保されていないとは言えない。また、海外渡航時に、渡航者本人の緊急連絡先が固定電話番号である場合に、事前に連絡して国際電話を利用可能にしてもらうなど個人に負担を強いるが、対処できるリスクでもある。それでも緊急時の通信が阻害されるリスクを完全に排除することはできないが、本制度による特殊詐欺の抑止効果は高く、公益性の観点から重要な意義を持つ。特殊詐欺は国際電話を悪用した手口が増えており、固定電話利用者、とりわけ高齢者が被害に遭う確率が高い。したがって、本提言がもたらす特殊詐欺被害の抑止効果は極めて高く、社会全体の利益を大きく増進

¹⁹³ 前掲注191) 38-40.

¹⁹⁴ 総務省, 2018, 「電気通信事業法及び通信（信書等を含む）の秘密」, 総務省ホームページ, (2024年12月30日取得, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/benkyoukai/siryoku4.pdf) .

するものであり、合理的な範囲内での緊急時のリスクを許容しつつ、本制度を導入する意義は十分である。

以上、2つの提言によって、加害者と接触する機会を減少させ、特殊詐欺の可能性がある状況を回避することで、被害リスクを抑制する。また、防犯意識や社会情勢への情報感度など属人的な要素によらず、特殊詐欺対策が広く波及することが期待される。

第2節 情報通信（加害防止）

第1項 現状

加害者を募集する際のツールについて着目すると、第1章第3章第1節第1項で述べた通り、金銭を被害者から受け取る「受け子」や騙し取った金銭をATMから引き出す「出し子」など、犯罪組織の末端部分に位置する犯行実行役の募集に、SNSが犯行ツールとして悪用されている。都道府県警察は、事業者への削除依頼やリプライ機能を活用した個別警告、応募を試みる者への注意喚起を行っているが、警察庁が2023年1月～7月の間に検挙した受け子等の被疑者を対象に実施した調査¹⁹⁵によれば、受け子等になった理由として、検挙された1,097人のうち、約半数の46.9%にあたる506人がSNSから応募したと報告されている。募集者は「高額報酬」「即日即金」等の文言を用いて投稿を繰り返し、リプライ機能やダイレクトメッセージで応募してきた者に、「闇バイト」として犯行の一端を担わせ、都合のよい「使い捨て」として利用しているのである¹⁹⁶。SNSは国民生活や社会経済活動を支える社会基盤であり、国民の生命・身体・財産を守るために対策は急務である。

現在実施されている対策について、警察庁と各都道府県警察がそれぞれ児童や青少年防犯教室や非行防止教室の実施、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを含めた教育関係者と連携し、教育現場に学生が闇バイトに加担しないよう周知・啓発を求めているほか、若年層に支持が厚いインフルエンサーと協力し、SNS上で「闇バイト」の危険性を発信するとともに、ターゲティング広告やアドトラックを活用し情報発信を拡充している¹⁹⁷。個別具体的な投稿に対して、各都道府県警察では、ボランティアの力も借りながら、サイバーパトロールを通じた闇バイト等募集の情報収集・分析や削除依頼、募集投稿へのリプライ機能を利用した警告を実施しており、雇用仲介事業者に対し、違法・有害な募集情報の掲載防止措置や迅速な削除対応を要請している¹⁹⁸。そのうち発信源を特定ができたものについては、犯罪実行者募集情報の発信が、職業安定法第63条第2号に規定する「公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」に該当する違法行為として摘発している¹⁹⁹。また、警察庁は、インターネット・ホットラインセンター（IHC）やサイバーパトロールセンター（CP）に業務委託を行う形でAI等を活用した募集情報の収集や分析・削除依頼を実施している。IHCが扱う有害情報の範囲に、犯罪実行者募集情

¹⁹⁵ 前掲注18) 警察庁ホームページ。

¹⁹⁶ 前掲注84) 警察庁ホームページ。

¹⁹⁷ 首相官邸，2024，「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」，首相官邸ホームページ，（2025年1月16日取得，<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai41/siryu2.pdf>）。

¹⁹⁸ 前掲注24) 12。

¹⁹⁹ 厚生労働省，2024，「公衆道徳上有害な業務等と疑われる事案（いわゆる「闇バイト」）への対応について」，厚生労働省ホームページ，（2025年1月16日取得，https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/yamibaito_00001.html）。

報が追加され、当該情報の排除が実施されており、サイバーパトロールセンターはAI検索システムを導入し、違法情報や有害情報の迅速かつ正確な把握を進めている²⁰⁰。さらに、総務省は大規模SNS事業者に対し、「闇バイト」投稿の迅速な削除、アカウント開設における本人確認厳格化、捜査機関からの照会への対応整備、利用者への注意喚起と周知活動を含めた、SNSにおける「闇バイト」募集情報への対応を要請している²⁰¹。

通常、警察による捜査は、犯罪や事故などの事案が発生した地域を基準として、当該地域の都道府県警察が初動から犯人検挙までを担う「発生地主義」の原則に基づく。しかし、SNS上で行われる加害者募集に関しては、サイバー空間上に物理的境界線が存在しないため、被害発生地が明確ではなく、どの都道府県警察が管轄になるのか、曖昧な状態になることがある。また、正規の求人サイトであっても、深夜に一時的に募集投稿を行うなど、インターネット上での犯罪実行者募集情報の発信は、監視を掻い潜りながら行われている²⁰² ²⁰³。

第2項 課題

実際に詐欺被害が発生していない段階でも、各都道府県警察は、SNSのリプライ機能を利用し、闇バイト等の情報投稿者に対して、それぞれ警告を行っている。しかしながら、対応する人員についても決して多くはなく、また、各都道府県警察が個別に行っている²⁰⁴ことから、監視の時間帯の偏りや監視対象の重複等、非効率な対応となっていることが懸念される。

第3項 提言

我々は「SNS等での加害者募集に対する監視・体制強化」を提言する。方針は、以下の二つである。第一に、24時間体制での監視・警告体制を構築する。末端加害者の募集投稿は時間を問わず発信されるため、24時間体制で監視と警告を行う仕組みを整備する。第二に、各都道府県警察が連携した監視体制を構築する。監視対象の重複を防ぎ、また、統制の取れた切れ目のない監視・警告体制によって、捜査へのスムーズな移行を実現する。

²⁰⁰ インターネット・ホットラインセンター，2023，「犯罪実行者募集情報（いわゆる闇バイトの募集）の取扱いを開始します」，インターネット・ホットラインセンターホームページ，（2025年1月16日取得，<https://www.internethotline.jp/informations/256>）。

²⁰¹ 総務省，2024，「SNS等における闇バイトの募集活動に対する対応について」，総務省ホームページ，（2025年1月16日取得，https://www.soumu.go.jp/main_content/000982615.pdf）。

²⁰² 日本経済新聞，2024，「闇バイト求人で合法装う トクリュウ、中高生捨て駒」，日本経済新聞ホームページ，（2025年1月17日取得，<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ084805200U4A111C2CM0000/>）。

²⁰³ 日本経済新聞，2024，「タイミー、悪用対策後手に 求人内容審査は公開後」，日本経済新聞ホームページ，（2025年1月17日取得，<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ084805250U4A111C2CM0000/>）。

²⁰⁴ 前掲注55）インタビュー調査。

その具体的な形として、警視庁にSNS上での「闇バイト」等募集情報のような違法有害情報に対する専従部門を設置することを提言したい。これは、警視庁に設置された専従部門に各都道府県警察から人員を派遣した上で、同部門が「闇バイト」等募集情報を中心に全国の有害情報監視及び警告を一元的に実施し、必要に応じて各都道府県警察の担当部門に引き継ぎを実施するものである。これにより、小規模な調整で効率的に日時を問わず切れ目のない監視・警告体制を構築できる事に加え、一元のかつ全国的な警告の実施によりどこから募集情報を出したとしても有効な形で警告を実施できると期待する。

また、警察庁やIHC、CPC、SNS等を運営する事業者についても同部門が都道府県警察の一元的窓口になることで、当該専従部門を結節点として情報の精査・分析から警告・削除依頼・IP開示までの流れをスムーズに実施できるようになると期待している。2024年12月には、闇バイト募集に応募して来日した外国人による特殊詐欺への関与も判明²⁰⁵していることから今後海外との情報共有が必要となるケースも増加することが見込まれるため、結節点機能はより重要であると認識する。

²⁰⁵ 朝日新聞デジタル，2024，「「闇バイト」募集、海外に移行？ 台湾籍の逮捕相次ぎ、警視庁が警戒」，朝日新聞デジタルホームページ，（2024年1月17日取得，<https://digital.asahi.com/articles/ASSDS2F1SSDSUTIL02KM.html>）。

第3節 事業創出

第1項 現状

特殊詐欺は、その犯行のツール・手法が絶えず変化しており、加害者側が悪用する幅広いツールに対し、官民ともに対策を進めている。民間事業者の取組事例として架電分野に注目すれば、以下のような製品・サービスがある。例えば、トビラシステムズ株式会社の「トビラフォン²⁰⁶」が挙げられる。これは固定電話に接続し、迷惑電話番号を識別・自動ブロックすることで被害を未然に防ぐ機器である。このほかにも、富士通株式会社が兵庫県尼崎市及び東洋大学との産官学連携により開発した「特殊詐欺防止訓練AIツール^{207 208}」がある。これは、高齢者が疑似的な詐欺場面を体験することで、防犯意識を高めるツールである。また、NTT東日本の提供する「ナンバー・リクエスト²⁰⁹」もある。これは固定電話利用者が自身の番号表示の要否を選択できるサービスであり、潜在的な詐欺犯との接触抑制につながる。これらはいずれも大企業が潤沢な研究開発資金や大規模インフラを活用して生み出したものであり、特殊詐欺対策に大きく貢献している。しかし、現状では中小企業による同様の製品・サービスはほとんど見受けられない。社会全体で特殊詐欺対策を進めるためには、大企業だけに留まらず、事業規模故の小回りの良さを活かした中小企業の活躍も重要と考えられるが、中小企業による製品・サービスが見受けられないのは、研究開発費用やインフラ保有能力に格差があるからだと考えられる。

2018年の売上高に占める研究開発費の比率（表2）をみると、中小企業は製造業で大企業の6.56分の1、非製造業で8分の1と非常に小さくなっており、アイデアがあっても実現が困難な状況とも推測される。

表2 売上高に占める研究開発費の比率²¹⁰（WSC作成）

	大企業	中小企業	倍率
製造業	5.90%	0.90%	6.56
非製造業	0.80%	0.10%	8.00

²⁰⁶ トビラシステムズ，2024，「固定電話用」，トビラシステムズホームページ，（2024年12月11日取得，<https://tobilaphone.com/landline/>）。

²⁰⁷ 富士通，2023，「犯罪心理学とAIを融合し、特殊詐欺防止訓練AIツールを開発」，富士通ホームページ，（2024年12月11日取得，<https://pr.fujitsu.com/jp/news/updatesfj/2023/11/30-1.html>）。

²⁰⁸ 近野恵・紺野剛史・吉岡隆宏・井手健太・白石壮太・桐生正幸，2023，「特殊詐欺検知AI-特殊詐欺における高齢者の心理状態予測」『2023年度人工知能学会全国大会（第37回）』

²⁰⁹ NTT東日本，2024，「ナンバー・リクエスト」，NTT東日本ホームページ，（2024年12月11日取得，https://web116.jp/shop/benri/request/request_00.html）。

²¹⁰ 中小企業庁，2023，『2023年版小規模企業白書』，I-110。

中小企業・スタートアップの研究開発費が少なく、イノベーションが停滞している状況を鑑み、我が国では岸田元首相による2022年の年頭記者会見における「スタートアップ創出元年」²¹¹宣言にもみられるように、政府全体でスタートアップ等の中小企業と彼らによる研究開発の支援を推進していく方向にある。そのひとつの制度として、日本版SBIR²¹²が挙げられる。本制度は、イノベーション創出のためのスタートアップ支援を目的としており、政府機関の政策ニーズ・調達ニーズに基づく研究開発課題を設定し、当該課題に応じて公募が実施される。公募を受けて、以下の1から3の各フェーズで多段階の審査を都度実施しながら、支援が行われる。

フェーズ1（POC/FS段階）では、研究開発課題の内容を前提に、アイデアの実現可能性を探索・検証を行う。この段階の支援は、1年以内、直接経費として300万円～1500万円程度を想定、対象には大学の研究室等を含む。

フェーズ2（実用化開発段階）では、フェーズ1で実施したアイデアの検証結果を踏まえた研究開発を行う。この際の支援は、1～2年程度、1000万円～数億円程度を想定、対象には法人化した企業が想定される。

フェーズ3（事業化準備段階）では、研究開発を踏まえた事業化に向けた準備を行う。この段階では、事業に応じた期間・予算規模が設定され、対象はフェーズ2同様である。

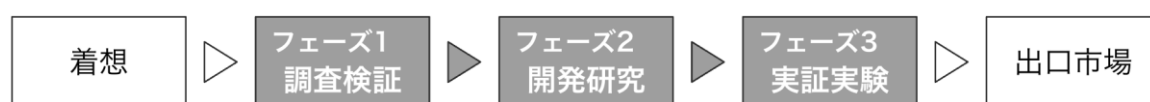


図12 SBIR制度における3つのフェーズ（WSC作成）

こうしたSBIRの事例うち、治安の維持や社会の安全に関わるものとして、警察庁のニーズ²¹³に基づく過去の研究開発課題²¹⁴を確認すると、「災害現場、パトロール等にて活用できる全天候型屋外運用ロボット」の開発や、「災害現場における救助活動、瓦礫撤去等への活用が可能かつ隊員の負担を軽減するPSA（パワーサポートスーツ）」の開発などが存在する²¹⁵。

²¹¹ 首相官邸，2022，「岸田内閣総理大臣年頭記者会見」，首相官邸ホームページ，（2025年01月06日取得，https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/0104nentou.html）。

²¹² CSTI Startup Policy，2024，「SBIR制度」，CSTI Startup Policyホームページ（2024年12月6日取得，<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>）。

²¹³ なお、警察庁はSBIRの参画省庁にはあたらない。警察庁の政策ニーズに基づき、経済産業省がフェーズ1、2を担当するかたちが取られている。

²¹⁴ NEDO，2022，「2022 年度「SBIR 推進プログラム」の公募対象とした研究開発課題」，NEDOホームページ，（2024年12月09日取得，<https://www.nedo.go.jp/content/100950976.pdf>）。

²¹⁵ いずれも令和4年度の研究開発課題でかつフェーズ1に対応する。

第2項 課題

大企業や行政機関の努力だけでは、犯行側の目まぐるしい変化に十分対応し続けることは難しいと考える。一方、大企業にとって採算がとれない事業規模であっても、中小企業は柔軟に参入できる可能性を有している。しかし、中小企業はアイデアを持っていたとしても、研究開発費用の不足から実現・市場参入にまで至っていない可能性がある。多様な事業者の参画によって手口の変化に追従可能な特殊詐欺対策を構築するためには、中小企業のアイデア実装を阻む資金的ハードルを下げる方が求められる。

実装後に有効性が高く、商業的にも成り立つ可能性があるにもかかわらず、市場参入までたどり着けない中小企業の取組に対しては、補助金投入などの政策的支援が有意義であると考ええる。

第3項 提言

我々は、「特殊詐欺対策技術の創出に向けた公募」を提言する。具体的には、新S BIR制度を活用し、警察庁が特殊詐欺被害低減を政策ニーズに基づく研究開発課題として設定する。その上で、中小企業を対象に事業・技術アイデアを公募し、経済産業省の協力のもと、アイデアの実現可能性を検証するフェーズ1（POC/FS段階）において300万～1,500万円程度の直接経費を支給する。続いて、市場での実装を念頭に置いたフェーズ2、必要に応じてフェーズ3への段階的支援を実施する。

なお、従来の「調達ニーズ型」ではなく「政策ニーズ型」を用いる理由は、特定技術に限定しないことで、特殊詐欺被害低減に資する多様なアイデアをより広く募ることが可能になると判断したためである。

この提言により、以下の効果が期待できる。第一に、新たな技術によるより実効的な特殊詐欺対策が可能となる。多様な事業主体による多面的なアイデア実現は、特殊詐欺被害の実質的な減少につながると考える。第二に、特殊詐欺対策に資する市場の存在が社会的に可視化され、中小企業やスタートアップによる新規参入が促されることで、新たなビジネスチャンスが創出される。第三に、こうした取組を通じてイノベーションが喚起され、大企業・中小企業を問わず、さらなる技術発展が期待できる。総じて、多様な主体が結集し、持続的な特殊詐欺対策強化を図る基盤を整えることが可能となる。

第4節 口座

第1項 現状

特殊詐欺では、加害者が被害者に対して、被害金の振り込み先として他人名義や架空人名義の預貯金口座を指定することが多い。2023年度の特特殊詐欺の主な被害金交付形態別の認知状況をみると、この振込型の認知件数は6,496件(前年比+438件)、被害額は195.2億円(前年比+90.0億円)といずれも増加し、総認知件数に占める割合は34.1%である²¹⁶。また、特殊詐欺の検挙状況を見ると、預金口座や携帯電話の不正な売買などの犯行ツールを提供する犯罪に対して、2023年には3,863件、2,818人を検挙している。口座の売買等は、詐取したお金を複数の名義の口座に振り込みするなどにより、犯罪収益だと捜査機関に見つからないようにマネー・ローンダリングをするために行われており、個人口座のみならず法人口座も不正利用されていることが分かっている²¹⁷。特殊詐欺における犯行ツールへの対策は、犯罪の未然防止、被害拡大防止の観点から重要であるため、口座へのアプローチが必要である。

このように特殊詐欺の犯行に利用される口座に対して、官民が連携して対策を行っている。まず、金融事業者は、約款に基づき犯罪利用が疑われる口座に対して凍結等の措置を執るほか、警察が作成する凍結口座名義人リストをもとに、不正利用目的の口座開設の防止に取り組んでいる。また、金融事業者やコンビニエンスストア等を含む関係事業者は、窓口で高齢者が高額の払い戻しを認知した際に警察へ通報するなどの水際対策を行っている。関係事業者と警察との連携による水際対策の成果として、2023年には22,346件、71.7億円の被害を阻止した²¹⁸。各金融事業者は、各種取組を通じて、特殊詐欺と疑われる口座・取引について、調査の上、速やかに疑わしい取引の届出の検討を行い、職員に対して、必要に応じて警察に通報するよう推奨している。

しかしながら、トクリュウがSNS等で協力者を募り、応募した協力者が、口座開設が比較的容易なネット銀行等で口座を開設し、安易に犯罪利用口座を売買等することで、その口座が犯罪に利用されている²¹⁹。さらに、マネー・ローンダリングも複雑・巧妙化している。例えば、2024年5月21日に大阪府警察が富山県の「リバトンググループ」を逮捕した事件において、このグループは、SNSで募った協力者に対して実態のないペーパーカンパニーを法人登記させ、口座を開設した。法人口座は個人よりも送金の上限額が高く設定されるケースが多いため、開設時の審査は比較的厳格にされてきたが、今回の事件で悪用された口座を金融事業者が見抜けなかった理由

²¹⁶ 前掲注18) 警察庁ホームページ。

²¹⁷ 愛媛銀行、2025、「法人口座を開設されるお客さまへ」、愛媛銀行ホームページ、2025年1月9日取得、<https://www.himegin.co.jp/corporate/pdf/kaisetsu.pdf>）。

²¹⁸ 前掲注18) 警察庁ホームページ。

²¹⁹ KPMG、2023、「預金口座の不正譲渡の実態」、KPMGホームページ、(2025年1月14日取得、<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2023/12/regtech-caulis.html>)。

として、「リバトングループ」がトクリュウを利用したことが指摘されている²²⁰。彼らはSNS上で口座開設をする協力者を集め、金融事業者に不審感を抱かせないようにするノウハウをまとめた指南書を作成していた²²¹。SNS上では新規口座のみならず、法人口座が高額で売買されている。マネー・ローンダリング対策サービスを手掛ける企業によると、X（旧Twitter）で「口座買取」を持ち掛ける投稿が確認されており、法人口座の価格は、個人口座の相場の5倍ほどの高値がついているほか、直近ではさらに高騰し10倍、場合によっては30倍もの指値がつく事例もある²²²。全国銀行協会が実施したアンケートの結果によると、不正利用を原因とした利用停止・強制解約等の件数は、新型コロナウイルスの影響を受け減少傾向にあったものの、2021年以降増加傾向にある。金融事業者が2023年4月～2024年3月に利用停止や強制解約した口座数は全国で110,723件²²³となり、2015年度～2023年度の間で最多となっている²²⁴。

「リバトングループ」の事件においては、特殊詐欺の被害金など700億円を資金洗浄したとみられている。この組織の管理下にあった約1,300口座について、大阪府警察が約130の金融事業者に対して、凍結を要請した²²⁵。

以上のように、監視の目をかいくぐり、特殊詐欺などの不正利用目的で口座が利用されマネー・ローンダリングが行われている。マネー・ローンダリング分野での規制対象は、犯罪収益の洗浄であったが、テロリストへの資金供与や核兵器等の大量破壊兵器拡散に寄与する資金供与にまで拡大している²²⁶。マネー・ローンダリング対策を行わなければ、犯罪収益が、将来の犯罪やテロの発生、健全な事業活動や市民活動の阻害につながりかねない²²⁷。また、口座に早期にアプローチを行うこと

²²⁰ 芳賀恒人，2024，「彼を知り己をれば百殆うからず～トクリュウ・巨額マネロン事件の本質」，SPN Journalホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.sp-network.co.jp/column-report/column/bouhi/candr0344.html>）。

²²¹ 日本経済新聞，2024，「起業家装い法人口座開設 銀行欺き、マネーロンダリング700億円」，日本経済新聞ホームページ，（2024年12月6日取得，<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UF242N10U4A520C2000000/>）。

²²² 松岡靖典，2024，「預金口座の不正譲渡の実態・対応（その2）：法人口座」，KPMGホームページ，（2024年12月6日取得，<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2024/01/regtech-caulis-2.html>）。

²²³ 全国銀行協会，2024，「「口座不正利用」に関するアンケート結果（2024年9月末時点）」，全国銀行協会ホームページ，（2024年12月6日取得，https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/hanza_i/statistics/news360927_5.pdf）。

²²⁴ 前掲注223）全国銀行協会ホームページ。

²²⁵ 日本経済新聞，2024，「マネロン事件1300口座の凍結以来 大阪府警、130機関に」日本経済新聞ホームページ，（2025年1月10日取得，<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UF048860U4A600C200000/>）。

²²⁶ 野田恒平，2021，「還流する地下資金—犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い」『ファイナンス』57（5）：33-39。

²²⁷ 財務省，2024，「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」，（2024年12月12日取得，https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/2.measures.html）。

で詐取された金銭の特定につながり、振り込み詐欺救済法の対象口座や被害回復給付金支給制度などの被害回復プロセスにつなげることができ、結果として被害者の救済につながる。そのため、口座の不正利用対策及びマネー・ローンダリング防止対策を行うべきである。

口座を悪用した金融犯罪対策の検討を行うにあたって、埼玉県の実例が参考になる。年々増加する特殊詐欺被害状況を受け、2024年10月21日、埼玉県警察と埼玉県内の金融事業者の間で協定が結ばれたが、本協定は、警察が保有する不正利用口座データを活用したモニタリングスキームを構築する全国初の協定である。この協定により、埼玉県警察が被害申告を受理した特殊詐欺等の事案の不正利用口座データの一部を、協定を締結している金融事業者へ翌日に提供することが可能になった。金融事業者は振り込み済みのデータから不正利用口座への振り込みの有無を調査し、特殊詐欺が疑われる取引等を検知した場合は埼玉県警に通報する。通報を受けた埼玉県警察は、特殊詐欺の被害が懸念される人への接触を試み被害拡大防止を図る。また、不正利用口座データを共有することで、名義人が同一人物の可能性がある口座も調査して通報することで未然防止につながる²²⁸。埼玉県警察としては、特殊詐欺被害を減らすことに繋がり、金融事業者としても顧客の被害拡大防止につながることを期待されている。

第2項 課題

特殊詐欺は、売買や不正利用目的で開設した銀行口座や暗号資産口座、ネット口座へ振り込みさせるものも多い。また、特殊詐欺等で得られた犯罪収益は、マネー・ローンダリングを経て、組織上層部の手に渡る。そして上層部の手に渡った詐取された金銭の一部は再び犯罪のため再投資される。このため、口座の不正利用対策を行い、組織上層部をはじめとした犯罪人に犯罪収益が渡ることを防ぐことは、犯罪組織の弱体化にもつながる。

しかし、現状の課題としては、前述の「リバトングループ」の事件のように「匿名・流動型犯罪グループ」の台頭によって巧妙化しているマネー・ローンダリングに対して対策が追いついていないことが指摘できる。

これに加えて課題として挙げられるのは、金融事業者から警察への情報提供に時間を要することである。従前、マネー・ローンダリング対策として、警察庁が「犯罪利用口座名義人リスト」を作成し、金融事業者に対して情報提供を行ってきた。そしてこのリストなどに基づき、各金融事業者は、その口座が犯罪に利用されたと疑うに足る相当な理由がある場合、当該口座の凍結や同じ名義人の新規口座開設の謝絶を行ってきた。しかしながら、都道府県警察が被害申告を受理してから、関係する金融事業者に犯罪利用口座の情報が行くまで、金融庁や警察庁といった関係

²²⁸ 埼玉りそな銀行、2024、「埼玉県警察との「特殊詐欺等の防止に係る協定」締結について」、埼玉りそな銀行ホームページ、（2024年12月6日取得、https://www.saitamaresona.co.jp/about/newsrelease/detail/20241021_3536.html）。

機関を挟んでおり、情報提供に最長半年かかることもあった²²⁹。また、口座の凍結並びに新規口座の開設謝絶は、事業者にとっては、サービスの利便性を損ねる措置であり、慎重な姿勢を見せる事業者もいる。しかし、特殊詐欺等において窓口やATMを利用しないインターネットバンキングを利用した被害が拡大している²³⁰という状況もあり、特殊詐欺対策のために、金融事業者の協力が強く望まれることとなった。また、金融事業者の中には、特殊詐欺等の被害が拡大している状況をうけ、個別の金融事業者の対応だけでは限界を感じている事業者もあり、顧客の被害防止という目的達成のため、警察や金融事業者同士の連携に前向きになっている事業者もいる²³¹。

第3項 提言

我々は、「都道府県警察と金融事業者の間の情報連携の強化」を提言する。前述の2024年10月21日に、埼玉県警察が県内の9つの金融事業者と特殊詐欺の被害防止に関する協定を結んだことに倣い、全国各地で同様の協定を結ぶことを目指す。協定を結ぶことにより、被害届を受理した都道府県警察は、翌日までに「不正利用口座」の口座番号等の情報を金融事業者に提供することができる。金融事業者は、口座を監視し、同じ口座に送金するなど被害が懸念される他の人にも都道府県警察が接触を図る。不正利用口座と同じ人が利用した可能性のある口座を調査し、犯罪防止につなげる。犯罪加担が疑われる人物の口座開設も防止してマネー・ローンダリングの可能性を断つことが狙いである。また、被害発覚から情報共有が速やかに行われることで、特殊詐欺のような被害者が被害に気付きにくい犯罪であっても同一の口座に振り込みを行った者に注意喚起を行うことが可能となり、被害拡大防止につながる。都道府県ごとに協定を結ぶ意図としては、各地域発の効果的な優良事例の集積と、地方銀行等地域に根差している金融事業者と警察の間の密接な連携を可能にするための下地をつくることである。地元根差す金融事業者の中には特殊詐欺対策に積極的に取り組むところもあるため、こうした優良事例を集め、いずれは全国規模で行うことを想定している。

この政策を推進していく上での課題として、事業者の理解を得ることが挙げられる。この点については、犯罪被害の拡大防止という社会的意義や、企業の社会的評価の管理といった観点から事業者の理解を得ていく必要がある。2024年12月12日に

²²⁹ 岩手放送, 2024, 「「官民一体で効果的な対策を」岩手県警と金融機関が協定締結SNS型投資・ロマンス詐欺の被害拡大防ぐ」, 岩手放送ホームページ, (2024年12月13日取得, <https://newsdig.tb.s.co.jp/articles/ibc/1613444>) .

²³⁰ 警察庁, 2025, 「特殊詐欺被害におけるインターネットバンキング利用の実態」, 警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページホームページ, (2025年1月10日取得, <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/ib-sidejob/ib/>) .

²³¹ 埼玉りそな銀行, 2024, 「国内初！官民一体となった特殊詐欺対策 埼玉県警察と埼玉りそな銀行が手を組む、特殊詐欺対策の最前線」, 埼玉りそな銀行ホームページ, (2024年12月13日取得, <http://www.saitamaresona.co.jp/mikke/local/tokusyusagitaisaku.html>) .

岩手県警察と県内の17の金融事業者と結ばれた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止ならびに特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」は、金融事業者からの働きかけで締結された²³²。同様の協定が徳島県でも結ばれている²³³。協定の締結がニュース等で広報されることで、こうした特殊詐欺対策に積極的な事業者と警察の連携を促し、他の都道府県でも締結の機運が高まるため積極的な広報が有効だ。また、協定に参加する事業者による広報も不正口座開設者への牽制となるほか、顧客の安心感の情勢が期待でき、広く犯罪対策を進めていくことにつながる。

本提言は、特殊詐欺で詐取された犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資などに利用されることを防止することにつながる。特殊詐欺においては、闇バイトを雇い収益の移転等が行われていることで、振り込め詐欺救済法や被害回復給付金支給制度の対象となるための犯罪収益の特定に至らないことがある。即時の連携による口座の凍結をはじめとした口座の不正利用防止等を行うことで、詐取された犯罪収益が犯罪組織の手に渡らないことを目指したい。

²³² 前掲注229) 岩手放送ホームページ。

²³³ NHK, 2024, 「徳島県警地銀2行と協定 SNS型投資詐欺防止へ対策強化」, NHKホームページ, (2025年1月10日取得, <https://www3.nhk.or.jp/lnews/tokushima/20241211/8020021947.html>) .

第5節 広報啓発

第1項 現状

現在、国の行政機関や都道府県警察、地方公共団体の特殊詐欺対策を所掌する部署や地域の防犯協会等の公的機関（以下「公的機関等」という。）、金融機関や電気通信事業者などの民間事業者（以下「民間事業者等」という。）などの様々な機関が、特殊詐欺に関する広報啓発を活発に実施している。その具体例として、芸能人をイメージキャラクターとして構成されている「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（SOS47）²³⁴による広報啓発活動や配色を工夫したポスター等、広報誌、テレビやラジオといった様々な媒体を用いた広報啓発が挙げられる。

また、インタビュー調査によると、現在の広報啓発の手法や内容は、経験則に基づいて実施されているものが多いといえる²³⁵。さらに、主に公的機関等が主体となって実施する広報啓発について、その内容や方法、伝達手段等の効果検証は、限定的にしか実施されていない。

第2項 課題

現状で述べた通り、公的機関等や民間事業者等による広報啓発は、実施者の経験則に依拠している面が大きく、さらに、特に公的機関等を中心とした広報啓発の実施主体は、当該広報啓発の内容の効果検証や実施方法・手段等の調査研究については、管見の限り見られない。

このように、主に経験則に依拠し、広報啓発を実施しているという現状では、例えば、人々の関心を惹かず、記憶に残りにくい等、効果が薄いものが存在する可能性が否めない。さらに、広報啓発の効果検証がなされていないことから、効果的かつ効率的な広報啓発が実施できていない可能性があるのではないかと考えられる。

第3項 提言

我々は、「広報啓発の効果検証等の実施」を提言する。具体的には、公的機関等の広報啓発実施者は、学術的知見を活用するなど、広報啓発の内容や方法、手段等に関する効果検証や調査研究（以下、「効果検証等」という。）を実施し、当該効果検証等によって得られた知見を活用した広報啓発を実施すべきである。

調査研究の実施主体として、主に、広報啓発実施主体である公的機関であり、かつ調査研究を単独で遂行しうる能力、技術を有する警察庁（科学警察研究所）や各都道府県警察を含む地方公共団体が適当であると考ええる。また、公的機関等が民間事業者を含む外部の研究所等に委託する方法等によって、実施することも効果的で

²³⁴ 「SOS47」については、警察庁、2025、「SOS47の活動」，警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページホームページ，（2025年1月6日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/member/>）を参照のこと。

²³⁵ 2024年6月11日宮城県警察仙台中央警察署インタビュー調査。

あると考える（以下、これらの機関を「研究機関」という。）。

研究機関は、効果検証等を実施するに際して、アンケート調査を実施する方法や、心理学、統計学、行動経済学、医学、その他の科学的な知見を用いる手法等、様々な分野の知見・手法を活用すべきである。また、公的機関等や民間事業者等は、研究機関が実施した効果検証等によって得られた知見（主に、より効果的な広報啓発の内容や手法、手段等に関する知見）を活用した広報啓発を実施すべきである。

また、我々は、研究機関による具体的な調査研究及びそれに基づく広報啓発の具体例として、以下のものを提案する。

第一に、脳科学的知見を用いた広報啓発である。脳科学的知見を用いた広報啓発実施例として、①自律神経系の作用を用いた特殊詐欺被害防止行動の普及と、②条件反射を用いた広報啓発を見出した。

まず、①自律神経系の作用を用いた特殊詐欺被害防止行動の普及である。一般的に、人は、自律神経系の作用によって、その血圧や呼吸数等を調整しており、それによって、緊張状態やリラックス状態をつくりだすとされている。特に、交感神経が優位となった場合には、心拍数等が増加し、緊張した状態が生じ、副交感神経が優位になった場合には、心拍数等が減少し、リラックスし、冷静さを保つことができるということが一般的に知られている²³⁶。我々は、この作用に着目し、交感神経の作用を抑制し、副交感神経の作用を活発にさせることができれば、人々は、特殊詐欺の被害に遭おうとするまさにその時、冷静な判断をすることができ、被害を防止できる可能性が高まるのではないかと考えている。東北大学加齢医学研究所教授川島隆太氏に対するインタビュー調査²³⁷によると、交感神経が優位な状態であるとき、当該状態を作りだした行動とは異なる行動を行えば、その作用を抑制することができる」とされている。これを特殊詐欺にあてはめると、特殊詐欺の架電があった際（交感神経が優位）、例えば、深呼吸をすることや水を飲むこと等、一度電話から集中力を逸らすことによって、交感神経を抑制することができ、冷静な状態で判断することができるといえる。我々はこの点に着目し、例えば、「電話口から特殊詐欺に関連するキーワード（例：お金、レターパック、電子マネー、振り込み、還付金等）を聞いたら、一度深呼吸を！」といったフレーズを用いて、特殊詐欺被害防止行動を周知することで、特殊詐欺被害を未然に防止できると考える。

つぎに、②条件反射を用いた広報啓発である。そもそも条件反射とは、生まれつき備わった反射に対して、訓練や学習によって後天的に獲得する反射のことをいう

²³⁶ 今西麻樹子・今西孝充・高松邦彦・中田康夫・松田正文, 2019, 「大学生の自律神経機能と生活習慣及び精神的健康度との関連性」『神戸常磐大学紀要』12: 29-36.

²³⁷ 2024年11月19日東北大学加齢医学研究所 川島隆太教授インタビュー調査。

とされており、「パブロフの犬の実験」が有名である²³⁸。例えば、口の中に食べ物を入れると自然と唾液が分泌されることが「反射」であるのに対して、酸っぱい食べ物を見ただけで自然に唾液が分泌されることが「条件反射」とされるとされる。我々は、条件反射を用いた広報啓発として、電話の着信音と特殊詐欺に関する注意喚起を関連づけた広報啓発の実施を提案したい。具体的には、テレビやラジオ、街頭でのアナウンス等、聴覚的情報を用いて特殊詐欺への注意喚起を実施する際に、電話の着信音を流す広報啓発を繰り返し実施することで、それを聞いた人々の脳内で、電話の着信音と特殊詐欺が関連付けて記憶され、その結果、実際に特殊詐欺の架電があった際、「電話の着信音を聞く＝特殊詐欺」といった条件反射がおり、当該架電に対して警戒心を抱くことに繋がることを期待できる。しかし、一口に電話の着信音と言っても、その種類は多岐にわたる。そこで、誰もが着信音であると認識できる音（例えば、黒電話の音や標準的な固定電話機、携帯電話機のデフォルト設定されている音）を中心に、その他着信音として多く用いられている音をできる限り多く用いることが重要であると考えている。また、この手法を用いた広報啓発は、人々の行動変容に影響を及ぼす可能性があり、公的機関等がそれを実施するに際しては、倫理面の問題を検討、精査する必要があることから、最初は試行的な社会実験から始めることを想定している。

第二に行動経済学（ナッジ）の知見を用いた広報啓発を提言する。これまでの特殊詐欺対策における広報啓発は、ポスターや窓口での声掛けといった経験に基づいた手法が中心であり、科学的な根拠に基づく対策ではなかったことは先行研究でも指摘されていることである²³⁹。オレオレ詐欺被害者の多くが詐欺の手口を知っていたにもかかわらず被害に遭っていること²⁴⁰や、手口を知っていても思い出せない場合があること²⁴¹から、今後は、詐欺対策の効果を科学的に検証しながら、より実効性のある対策を講じる必要がある。マスメディアによる特殊詐欺の注意喚起が受信者の態度や行動に与える影響を検討した研究では、新聞記事への接触が被害予防行動の意図を高める効果が確認された一方で、具体的な行動や対策に結びつく効果は見られず、情報発信の効果を向上させるための課題が示唆された²⁴²。そこで、行動経済学の知見を用いた広報啓発実施例として、ナッジを活用した広報啓発を見出し

²³⁸ 条件反射については、白藤美隆，1990，「条件反射学説からみた心身医学」『心身医学』30(7)：609-616 を参照のこと。

²³⁹ 大工泰裕・渡部諭・岩田美奈子・成木迅・江口洋子・上野大介・澁谷泰秀，2018，「詐欺被害防止のための取り組みの変遷と心理学の貢献可能性：米国における詐欺研究との比較を通して」『対人社会心理学研究』18：179-188。

²⁴⁰ 前掲注170) 72：96-107。

²⁴¹ 大工泰裕・釘原直樹，2017，「詐欺の手口はどのようにして思い出されるのか？—情報処理ルートが予告の想起に与える影響」『日本社会心理学会第58回大会発表論文集』56。

²⁴² 讃井知・島田貴仁・荒井崇史，2021，「新聞による情報発信が特殊詐欺に対する態度に与える影響」『日本心理学会大会発表論文集』85：46。

た。ナッジの定義に関しては、第3部第1章第1節において言及した通りである。ナッジ理論を応用する際、EAST（簡単：Easy、魅力的：Attractive、社会規範：Social、タイミング：Timely）の要素を考慮することがチェックリストとして有効であるとされている。実際にEASTのうち、社会規範：Socialに抽出した研究²⁴³では、若年女性を対象に、周囲がどの程度性犯罪予防動画を視聴したか、について、①特に条件なし、②弱い規範「19.9%が動画を視聴した」、③強い規範「79.9%が動画を視聴した」という3条件のもと、③強い規範を提示した条件では顕著に女性のための防犯動画が視聴されたことから、社会規範のナッジとしての有効性が示唆される。以下では、これらの要素を活用した具体的な広報啓発の事例について考察する。

第一に、利他性を強調したメッセージである。これはEASTのEとSに着目したアプローチであり、行動を促進するためには、行動自体を簡単かつ負担の少ないものにし、その目的が他者への貢献に繋がることを明確にすることが有効であるとされる。例えば、留守番電話利用促進のために行われた社会実験では、警察署に免許更新に訪れた高齢者に対し、利他性に働きかけた広報を実施した場合、1週間後の留守番電話の利用率が高くなったことが報告されている²⁴⁴。この事例は、行動を促進する手続きが簡単であり、他者への貢献が明示された場合に効果が高まることを示している。

第二に、魅力と損失性の強調である。EASTのAに着目したアプローチであり、東京都八王子市では、大腸がん検診の受診率向上を目指し、ソーシャルマーケティングの一環としてリーフレット表現を変更する取組を実施した²⁴⁵。この取組では、便検査キット送付時の案内を、従来の「検診を受けると来年度もキットを送付する」という利得強調の表現から、「検診を受けないと来年度はキットを送付できない」という損失強調の表現に変更した。その結果、前者で22.7%だった受診率が、後者では29.9%に統計的に有意に上昇した。この成果は、カーネマンが提唱したプロスペクト理論²⁴⁶に基づき「得る喜びより失う痛みの方が大きい」という心理を活用したものであり、リーフレット表現を変えるだけで行政の施策実行性を高めた事例である。特殊詐欺対策では、脅威アピールだけではなく、防犯対策を実施していない場合との被害リスクの差を強調した広報が考えられる。

第三に、人々の注意関心を喚起するゲーム要素のある発信である。SNSを活用して人々のセキュリティ対策に対する行動変容を促進する手法を検討した研究において、リプライにおみくじ形式のゲーム要素を取り入れた画像を付加することで、発

²⁴³ 金子侑生・荒井崇史・齊藤知範，2024，「犯罪予防に関する情報探索行動の促進要因—ナッジ理論に基づいた検討」『日本心理学会第87回大会発表論文集』416.

²⁴⁴ 前掲注185) 2C03: 1-7.

²⁴⁵ 環境省，2018，「令和元年度のベストナッジ賞受賞者(1)健康・医療分野（がん検診受診率改善）：（株）キャンサースキャンの取組み」，環境省ホームページ，（2024年12月29日取得，<https://www.env.go.jp/content/900447872.pdf>）.

²⁴⁶ Kahneman, D. and A. Tversky, 1979, “Prospect Theory: An Analysis of Decision under Risk,” *Econometrica*, 47: 263-292.

信内容の拡散を図り、行動変容を促進することに成功した事例が報告されている²⁴⁷。特殊詐欺対策においては、最新の事件情報や手口・ツールに関する情報と一緒におみくじや占いを添付することで、積極的な情報の共有・拡散が期待される。ただし、大多数のユーザが、すでにプライバシーや安全上好ましい行動を選択するような状況ではナッジは効果的ではなく、プライバシーや安全促進の文脈において、肯定的な表現を使ったナッジは逆効果になることが指摘されている²⁴⁸ため、状況と目的に応じた適切な運用が求められる。

²⁴⁷ 岡澤野乃華・上原哲太郎・齊藤哲哉，2022，「セキュリティ対策の行動変容を促すSNSによるナッジ手法の提案」『情報処理学会研究報告』46(5)：1-8.

²⁴⁸ 正木博明・柴田健吾・星野秀偉・石濱嵩博・齋藤長行・矢谷浩司，2020，「SNS上の行動に関する若年層ユーザに対するナッジの効果検証」『研究報告ヒューマンコンピュータインタラクション（HCI）』2020-HCI-186(7)：1-8.

第2章 捜査

予防を行い、誰もが詐欺に合わない、詐欺のない社会になることは理想的であるが、詐欺行為はなくなっていないのが現状である。よって本章では、詐欺行為を行う加害者を逃がさない体制を整備することにより、その加害を減らしていくことを目標に、捜査分野について政策を提言する。なお、捜査分野は国内捜査と国際捜査に分け、現状把握や課題抽出を進めてきた²⁴⁹が、我々の仮説に対する専門家の意見等を受け検討を行った結果から、ここでは国際捜査に関して記載する。

第1項 現状

特殊詐欺の国際性において述べた通り、近年、日本をターゲットとする特殊詐欺電話の架け場拠点が海外に移転する傾向にあり、特に東南アジアへの移転が顕著である。このような国外の拠点にいる犯罪グループの摘発において、主に二つの観点から現状を検討することができる。

第一の観点は、現地警察との連携、協力が必要となる点である。「刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の共助」²⁵⁰である捜査共助では、日本警察と現地当局が共助を行うためのやり取りの方法に様々なルートがある。例えば、国連組織犯罪防止条約の批准または日本と二国間刑事共助条約を結んでいる国は、捜査・法務当局同士でのやり取り、それ以外の国とは外務省を通じたやり取り、またICPOを介して情報を要請、提供する方法が取られている。特にやり取りが多く、相手国との関係性も構築され、相手国の法整備にも問題がない場合に刑事共助条約は結ばれ、現時点で日本は7つの国や地域と当該条約、協定を結んでいる²⁵¹。国外に在留する被疑者の引渡しに関しては、犯罪人引渡条約を結んでいる国は当該条約に基づいた引渡し、犯罪人引渡条約を結んでおらず他の条約でも取り決めがない国は、被疑者が在留する国において、国内手続に基づく強制退去手続を執行した後、日本の領空内で逮捕をする方法が取られることもある。この方法による要請手続は他の引き渡しの方法に比べて迅速であるとされている²⁵²が、最近では強制退去手続の執行に慎重になっている国もあり²⁵³、不確実性のある手段である。また、最近の傾向として特筆すべきことは、これまでは主に先進国が詐欺の被害国であったが、東南アジアでも同様の詐欺被害が起こっていることである。これにより各国の警察が自国内の捜査で忙しくなり、日本のような海外の犯罪グループの事案に取り組む優先度が下がり、協力が得られにくくなっている傾向にある²⁵⁴。そのため、警察庁から在外公館

²⁴⁹ 詳しくは、第2部第3章第2項捜査において現状を整理している。

²⁵⁰ 前掲注77) 108.

²⁵¹ 日本は、アメリカ合衆国、大韓民国、中華人民共和国、中華人民共和国香港特別行政区、欧州連合、ロシア連邦、ベトナム社会主義共和国と刑事共助条約、協定を結んでいる。

²⁵² 2024年6月25日警察庁（国際捜査管理官）インタビュー調査。

²⁵³ 前掲注14) インタビュー調査。

²⁵⁴ 前掲注14) インタビュー調査。

に派遣されている大使館職員が、個別の事案の重要性について現地当局に対して説明することで、協力してもらえよう働きかけを行なっている。

第二の観点、国際捜査を行う上での日本国内の捜査体制である。日本の警察は、発生地主義を採用しているため、前述のような海外グループの摘発、移送、逮捕を行う際にその事案を担当するのは、原則として被害発生地を管轄する都道府県警察である。特殊詐欺は、加害者と被害者が必ずしも近くにいる必要がなく、その広域性も特徴の1つである。そのため全ての都道府県警察が国際捜査を担当する可能性を有しており、2023年は警視庁のほか、愛知県、佐賀県、大阪府、埼玉県、岐阜県の警察がそれぞれ主体となって国際捜査を伴う特殊詐欺事案の捜査を行った²⁵⁵。2024年の事例においても茨城県、宮城県、富山県、奈良県の合同捜査本部が担当している例があり²⁵⁶、その主体となる都道府県警察は事案により様々であることがわかる。

第2項 課題

これらの現状から導かれる課題は2つあると考える。

第一に、近年は東南アジアを拠点とする犯罪グループが多く、摘発を現地当局等の協力のもと行うことがあるが、その共助を日本側から要請したとしても、その応答には各国で時間的なばらつきがあることである。これには大きく4つの理由があると考えられる。まず1つ目に、国連組織犯罪防止条約の批准状況や日本との刑事共助条約の締結状況等により、時間的に早く確実なやり取りが行われる国とそうでない国があることである。2つ目に、捜査共助等における連携では、二国間の関係構築が迅速なやり取りを行うにあたり重要となる。現状、現地警察との捜査協力における関係構築は、警察庁から派遣されている大使館職員が大きな役割を果たしている。しかし、日本の公務員は2、3年ほどで役職を交代する仕組みとなっており、関係を構築できたとしても、比較的短期間で担当者が代わることから、相手国の担当者との関係性を継続しにくいという問題もある。3つ目に、各国との刑事共助、犯罪人引渡しでは相互主義が前提となる。この相互主義とは「2またはそれ以上の諸国の間において、相互に同一ないし同等な権利・利益を供与し、あるいは義務・負担を引き受けることによって、相互の間に待遇の均衡を維持する関係に立つこと」を意味し、「自国が相手国に与える待遇と同等の待遇を自らも課されるという期待やおそれが、国家の行為を動機づけるという意味で、行為の社会的基盤をなすもの」²⁵⁷を指す。よっていわゆるWin-Winな関係になるように協力を進めていく必要がある。しかし、特殊詐欺捜査の文脈においては、日本は東南アジアに協力してもらう立場とな

²⁵⁵ 前掲注18) 警察庁ホームページ。

²⁵⁶ 産経ニュース、2024、「カンボジア拠点に特殊詐欺、逮捕の男12人を週明け再逮捕へ 警察官など装い数百万詐欺か」、産経ニュースホームページ、(2024年12月11日取得、<https://www.sankei.com/article/20241025-5NZLYTG4HJOBRM73VXS4C2353M/>)。

²⁵⁷ 平見健太、2017、「国際経済法秩序の動態と相互主義の論理 (1)」『早稲田法学会誌』67(2): 379-420。

る事案が多く、日本が協力できることは少ないことが通常である。なぜなら、日本国内をターゲットとした詐欺の加害行為が東南アジアを拠点に行われることは多いが、その逆はあまりなく、東南アジア諸国が日本に求める捜査などの対応はほとんどないからである。さらに4つ目に、現在は東南アジアにおいても同様の詐欺被害が拡大していることから、国内の案件が多数ある中で、当局にどこまで日本のような他国の案件にリソースを割いてもらえるかは難しい面がある²⁵⁸。他国の犯罪グループの方が規模が大きいこともあり²⁵⁹、彼らにとって日本の事案に対応する優先度はさらに低下している。これに加え、日本の詐欺被害の深刻さやそれに対して行っている対策についても、うまく広報が行き届かず、その状況を把握してもらえていないこともある。これらの理由から、現地当局の確実な協力を得ることの難しさが課題となっている。

第二に、日本国内の捜査体制について、国際捜査を担当する都道府県警察の捜査員に、そのノウハウが効率よく還元されていないことである。実際に都道府県警察が現地に赴く際には、通訳や現地の大使館職員等からの協力はあるが、基本的に都道府県警察の捜査員は、国際捜査に関する知識やノウハウを、過去の記録や自身の人脈などを辿り、その都度情報を探し集めることとなる。現状でも述べたとおり、日本の特殊詐欺捜査における国際捜査の事例は近年増加しており、それぞれ担当した都道府県警察にノウハウがあることは確かである。しかしこれらノウハウが集約されておらず、担当となる捜査員がその都度情報を集めることは、手間や時間がかかってしまい効率が悪い。

第3項 提言

これらの課題を踏まえ、2つの提言を行う。

第一に、「詐欺関連の情報共有を行う国際会議の定期開催・参加」を提言する。この提言の目的は、日本の被害状況・対策の広報と最新情報の共有によって円滑な捜査へ還元すること、各国との関係構築を行うことで、日本からの共助事案への応答の確実性を上げることである。まず会議の開催について、幹部級の多国間会議を年に一度定期開催し、主に被害国となる先進国、拠点となりやすい途上国を集め、最新の被害状況や行なっている対策について情報を共有することを想定している。幹部級とする理由は、特に東南アジアの国々ではトップダウン型の組織が多く、より高位の担当者に、日本をはじめとする海外の被害状況等を把握してもらうことに意味があるからである。また二国間ではなく多国間会議とすることの理由については、近年では東南アジア諸国の中で被疑者が国境を越えて逃亡する例が散見される。二国間の会議では、日本とある特定の国との関係しか構築されないが、多国間会議により複数国間の関係を構築することで、このような事態に対する円滑な連携が可能となると考える。日本がこのような会議を主催することにもメリット

²⁵⁸ 前掲注14) インタビュー調査。

²⁵⁹ 前掲注14) インタビュー調査。

があると考え。それは、我が国に最も有益な形で会議をセッティングできることや、日本をより深く理解し、注目してもらう機会を得られることである。前者に関しては、その年の状況に合わせ、関係を構築したい国を呼ぶことなどが考えられる。後者に関しては、東南アジア等の他の国々の担当者が持つ日本への理解や印象は、他国が開催する会議におけるものと比べ、実際に日本に来てもらう日本主催の会議におけるものの方が深く強いものになると考える。これにより、相手国が日本に注目してもらう機会を増やすことができる。デメリットとして、手間や財政的な負担が大きいことも認識しているが、メリットにより得られる効果の方が大きいと考える。そして、国際詐欺サミットや国際詐欺会議のようなアドホックなものではなく定期的な開催をすることで、情報交換や関係構築が確実に行われることを目指す。これに加え、日本側の担当者が約2年で役職を交代してしまい、関係構築による効果が持続しないという課題に鑑み、国際会議等に関わる国際的なポストに関しては、他のポストよりも長くその役職につけるようにすることも提言する。また、ASEAN諸国をはじめとする各国が開催するものや国連組織犯罪防止条約の締約国会議といった既存の会議における参加や詐欺に関する情報発信、議題設定も積極的に行うことで、日本の詐欺に関する関心の高さをアピールすべきである。これらにより、日本の状況・対策を各国に共有できることに加え、人間関係を構築することができるため、実際の共助事案におけるスムーズな連携やその後の刑事共助条約の締結への動きなど、迅速で効果的な対策・捜査が進むといった効果が考えられる。

第二に「国際捜査を管轄する司令塔機能の強化」を提言する。この提言の目的は、国際捜査を戦略的に進めるための体制を整備することであり、警察庁の国際捜査管理官がこれを担うことを想定する。前述の通り、捜査共助は相互主義に基づきWin-Winな関係で行われることが必要となる。そこで、特殊詐欺に限らず、日本警察がもつ相手国への交渉材料を整理し、相手国の要望に応えることのできる幅を広げることで、部門横断的・戦略的に外国の捜査機関等に協力を依頼する仕組みを構築することができる。例えば、日本の警察が強みとする交通分野や鑑識等に関する技術研修等を念頭に置いている。このような、警察庁の各部門や都道府県警察が提供できる研修等の情報を国際捜査管理官が集約し、相手国に協力を要請する際にその情報から適するものを提示するような機能を担うことを想定している。また各都道府県警察における国際捜査のノウハウの集約が限定的であり、その都度担当者が情報を収集している現状に鑑み、過去の国際捜査で培ったノウハウを集約し、その検挙を行う都道府県警察に情報提供・指導を行う体制の構築を、その司令塔機能の強化によって行うことも合わせて提言する。これらにより、相手国の要望に応えることで、日本の事件捜査への優先順位を上げてもらうことや、都道府県警察が国際捜査を円滑に進め、犯人検挙につなげるといった効果が考えられる。

第3章 救済

ここまで、被害者を生まないための予防や犯人を逃がさないための捜査に関する提言について述べてきた。しかし、直ちに全ての被害を防ぎ、被害者を生まないことは困難であることも確かである。将来の被害者を救うためにも、誰1人見捨てることのない、金銭的、精神的被害回復を行うことが重要である。よって本章では、救済分野の政策を提言する。

第1節 被害回復

第1項 現状

本項では被害者の金銭的な被害回復についての提言を検討する。被害を回復するための方法の1つとして、前述した振り込め詐欺救済法がある。振り込め詐欺救済法では、犯罪利用口座等の残金を被害者に返還する仕組みが定められている。この制度を利用して実際に被害を回復するためには、申請者（被害者）自身が、預金保険機構による被害回復給付金の支払手続開始に係る公告を確認し、定められた期間内に申請する必要がある。ここでは、振り込め詐欺救済法における2つの手続のうち、支払い手続に着目する。

2023年までの10年間の実施状況に着目すると、返還率の平均は84.0%²⁶⁰と高水準を維持しているが、これは一部の資金は未返還のままであることを意味している。2023年のデータによると、未返還率²⁶¹は12%、未返還額は約3億3千万円²⁶²となっている。この未返還の額は、警察や金融機関に対して被害を届け出ている被害者が、何らかの理由で支払手続開始の公告が掲載されてから申請期間中に金融機関に対して分配金支払申請を行わなかったため、返還されなかったものも含まれると考えられる。ただし、この額には、第19条1号の規定により、消滅預金等債権の額が1,000円未満のもの等の、預金保険機構に納付されたものも計上されていることに注意する必要がある。この現状から、振り込め詐欺救済法の被害者に被害額が返還されるという意義を確かなものにするために、返還手続を円滑化し、未返還率を減らすための方法を検討する。

²⁶⁰ 預金保険機構が公開する「預金保険機構年報」と「主要3公告」に基づき、2023年まで10年間の2014年（68.8%）、2015年（77.6%）、2016年（84.3%）、2017年（88.1%）、2018年（84.3%）、2019年（84.0%）、2020年（88.4%）、2021年（87.0%）、2022年（88.8%）、2023年（88.0%）の平均を算出したもの。

²⁶¹ 未返還率とは、金融機関が対象預金等債権を預金保険機構に対して債権消滅手続開始の公告を求め、60日以上公告期間を経て債権の消滅が起こった消滅預金等債権の額を原資とし、金融機関から預金保険機構に対して支払手続開始公告の求めによって90日の公告期間中に被害者が返還手続を行わなかった額を原資で割った値を指す。

²⁶² 預金保険機構、2023、『令和5年度預金保険機構年報』、83。

第2項 課題

振り込み詐欺救済法における、被害者に被害金を返還するという意義を鑑みると、返還率100%を達成することが望ましいと考えられる。しかしながら、現状では10%前後が返還されておらず、残余金は犯罪被害に遭った家庭の子供を支援するための奨学金事業や犯罪被害者支援団体への助成に充てられている。

現在、金融機関は、振り込み詐欺救済法に関し、電話での問い合わせに対応しており、被害者が振り込み先の金融機関に電話をすることで、返還手続の方法や公告の詳細を確認することが可能である。また、一部の金融機関では、被害者からの電話での問い合わせに対し、後日に公告の開始について、電話で知らせている²⁶³。しかしながら、被害者となった高齢者の申請を手伝うと考えられる子や孫世代である、社会人や学生にとっては、金融機関の営業時間である昼間に電話をすることが難しい場合もあると想定される。そのような人々は預金保険機構のホームページを確認し、自身の対象口座に係る公告を確認し、返還開始日を知ることが必要である。公告は月2回の定例日のみに行われているが²⁶⁴、被害に遭った時期に関わらず、準備が整い次第、返還手続開始の公告が行われるため、繰り返し確認しなければならない場合が考えられる。

第3項 提言

我々は、公告情報を被害者に迅速に届けるため、プッシュ通知²⁶⁵の導入を提言する。プッシュ通知とは、預金保険機構が公告内容を被害者に直接通知する仕組みであり、被害者が公告を見逃すリスクを減らすことを目的とする。この仕組みを実現するために必要な事柄を以下の2点に整理した。

第一に、預金保険機構と金融事業者の情報連携を強化することである。現在、預金保険機構は、金融事業者や被害者とは異なる第三者として公告業務を行っており、被害者の具体的な連絡先を把握していない。一方、金融事業者は被害者の口座情報や連絡先を持っている。返金に該当する被害者にもれなく連絡するためには、金融機関が保有する情報を預金保険機構と連携して自動的にプッシュ通知できるようにすることが望ましいが、全てのデータを連結するにはコストがかかると考えられるほか、個人情報保護の観点でも慎重な検討が必要であるため、ここでは、まず個人情報の取扱いに同意する被害者に登録してもらうなどして、当該同意した被害者の関連する口座について金融機関が保有する情報を預金保険機構と連携をすることで、プッシュ通知を実現する。

²⁶³ リソナ銀行，2024，「振り込み詐欺被害者救済法に関するお問い合わせ窓口について」，リソナ銀行ホームページ，（2025年1月8日取得，<https://www.resonabank.co.jp/kojin/gochui/detail/080516/index.html>）。

²⁶⁴ 預金保険機構，2024，「2024年度（令和6年度）公告スケジュール」，預金保険機構，（2025年1月8日取得，https://furikomesagi.dic.go.jp/pubs_schedule.html）。

²⁶⁵ 電子メールやSMSを通じて被害者に公告内容を直接送信する仕組みを指す。

第二に、具体的な通知システムを構築することである。金融事業者がすでに運用している取引情報や重要なお知らせを通知する仕組みを参考にしつつ、預金保険機構独自の通知システムを開発する必要があるが、このシステムによって、希望する対象者全員に迅速かつ正確に情報を届けることが可能となる。ただし、当然のことながら、システムを構築するためには、開発コストがかかる。現在運用されているシステムの利用者数や構成を踏まえた上で、どのようなシステムであれば過度な負担とならずにシステム構築が実現可能かについて更に検討することが必要である。

プッシュ通知を導入することにより、被害者が公告内容を繰り返し確認する手間を削減し、また、自動的に手続開始を通知する仕組みを実現することで、返還率の向上に寄与できると考えられる。

第2節 被害者支援

第1項 現状

ここでは、特に精神面の被害について論じる。オレオレ詐欺の場合、被害者は、子どもや孫が自身を頼って電話をかけてきたと考え、助けたいという気持ちが悪用され、電話をかけてきた架け子の指示に従い、ATMへの振り込みや、受け子に金銭を渡してしまう。その後、本当の子どもや孫に確認を取ると、詐欺に遭ったことが判明し、被害者は精神的に不安な状況に陥ることがある。また預貯金詐欺では、弁護士や警察、自治体の職員を装った架け子から電話がかかり、権威に対して不安を感じ、従ってしまう。こういった事例もあることから、特殊詐欺被害が発覚した際には、被害者に対する理解やサポートが必要である。しかしながら、追い打ちをかけるように、被害者は家族から騙されたことを責められることがある。最悪の場合、被害者は自分自身を責め、自死・自殺するケースもある。また、被害者を責めた家族や親族が自責の念から自死・自殺を選ぶという二次被害が発生してしまうこともある。以下、その事例を紹介する。

事例1

「ある女性は、被害に遭ったことを息子に打ち明けたところ、逆に叱責され、以来関係が悪化した。孤立を深め、自殺を考えた²⁶⁶。」

事例2

「ある被害者は、被害を恥と感じ、家族や友人にも相談できず、うつ状態になってしまった。外出ができず、食事も満足に取れない状態に陥った²⁶⁷。」

事例3

「事件後、まず被害者は家族や周囲の人から「なんで相談してくれなかった」と責められた。そして近所でも噂され、家族からも無視された。最終的に被害者は自分自身を責め、孤立し自死を選んだ²⁶⁸。」

海外調査で訪問したタイでもこのような事例は確認されており²⁶⁹、世界各国で詐欺被害者のための精神ケアに着目した対策が今後必要となると考えられる。

このような被害者の精神的被害や自死・自殺を防ぐためには家族や地域の理解が得られること、病院等でのカウンセリングが受けられることが精神的被害回復の一

²⁶⁶ NHK, 2015, 「詐欺被害者 閉ざされた苦悩」, NHKホームページ, (2024年12月11日取得, <http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3619/>) .

²⁶⁷ 前掲注266) NHKホームページ.

²⁶⁸ 朝日新聞デジタル, 2024, 「(特殊詐欺と家族:4) だまされたこと、絶対に責めないで」, 朝日新聞デジタルホームページ, (2024年12月11日取得, <https://digital.asahi.com/articles/DA3S15958225.html?msockid=07e4f8512caa677404b1ec352d4066d5>) .

²⁶⁹ 前掲注155) Bangkok Postホームページ.

助となる。これらの環境を整備するためには、都道府県や市区町村、警察、事業者、市民全体で被害者への理解・意識を深めなければならない。

第2項 課題

特殊詐欺被害者には、周囲の理解や精神的なサポートが必要不可欠である。そうであるにも関わらず、そのことに関して十分な理解が広まっていない。現状では騙されたことを非難するなど、精神的被害に関する家族や周囲の理解が欠如していることにより、被害者は孤立し、より大きな精神的被害を負ってしまっており、このことは、大きな課題であると考えている。

第3項 提言

我々は「特殊詐欺被害者等支援条例の制定」を提言する。

本提言の目的は、特殊詐欺被害者の精神的被害への対策と理解の向上である。提言を検討するにあたり、先進自治体として、千葉県柏市の「柏市特殊詐欺被害防止等条例」、埼玉県三郷市の「三郷市振り込め詐欺等の被害防止に関する条例」を参考とした。提言の内容としては、特殊詐欺被害者等支援条例を全都道府県、市区町村単位で制定し、特殊詐欺被害者に対して、医療機関への手配を迅速にすることや、地域全体で被害者の心情を理解し、支援する体制の構築に向けた取組を推進することを県や市の責務とすること等を規定する。また、特殊詐欺被害者の支援を内容とする単独条例の制定が困難である場合には、既存の犯罪被害者等支援条例や生活安全条例等を改正し、特殊詐欺被害者支援に関する条文を追加することで補完するものとする。例として、大阪府の「大阪府安全なまちづくり条例」、滋賀県の「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」では特殊詐欺の精神的被害に言及されてはいないが、特殊詐欺対策に関する条項が追加されている。

本提言によって、被害者は、医療機関からの適切な治療を受けることが可能となる。実際に先進自治体である千葉県柏市では、被害者の了解を得た上で社会福祉協議会、介護事業者および地域包括支援センター等に相談を行っている²⁷⁰。また、地域全体で被害者の心情を理解し、支援する体制を構築することで、地域や家庭内で特殊詐欺被害者に対する理解が進み、被害者の精神的負担を軽減させ、自死・自殺のリスクを低下させることが期待される。

特殊詐欺は全国各地で被害が発生している状況であることに鑑み、法律の策定を内容とした提言も検討を行ったが、類似の犯罪被害もある中で、特殊詐欺に絞った法律の制定を迅速に行うことは困難であると考えられたこと、前述した千葉県柏市の「柏市特殊詐欺被害防止等条例」、埼玉県三郷市の「三郷市振り込め詐欺等の被害防止に関する条例」のように既に施行されていることなどから、先進自治体や既に制定されている条例を参考とした条例の広まりや、他自治体での実現可能性が高さを考慮し、本研究では条例の制定を提言とした。

²⁷⁰ 2024年11月12日千葉県柏市危機管理部防災安全課インタビュー調査。

提言一覧

表3 分野別の提言一覧

	予防	主な提言先
1	ナッジを活用した迷惑電話防止機器の普及促進	地方自治体
2	国際電話の着信拒否制度	総務省
3	SNS等での加害者募集に対する監視・体制強化	警察庁
4	特殊詐欺対策技術の創出に向けた公募	警察庁
5	各都道府県警察と金融事業者の情報連携強化	警察庁
6	学術的な知見に基づく広報啓発	警察庁

	捜査	主な提言先
7	詐欺関連の情報共有を行う国際会議の定期開催・参加	警察庁
8	国際捜査を管轄する司令塔機能の強化	警察庁

	救済	主な提言先
9	振り込め詐欺救済法における公告内容のプッシュ通知	預金保険機構
10	特殊詐欺被害者等支援条例の制定	地方自治体

おわりに

本研究では、「国境を越える特殊詐欺に関する政策研究」というテーマの下、予防分野では、特殊詐欺のツールとして用いられる情報通信機器（技術）に対する提言として、「ナッジを活用した迷惑電話防止機器の普及促進」や「国際電話の自動着信拒否制度の創設」、「SNS等での加害者募集に対する監視・体制強化」、民間の知恵を特殊詐欺対策に活用するための制度に対する提言として、「特殊詐欺対策技術の創出に向けた公募制度の新設」、特殊詐欺の送金ツールとして用いられる銀行等の口座に対する提言として、「都道府県警察と金融事業者の間の情報連携の強化」、より効果的かつ効率的な広報啓発の実施に対する提言として、「広報啓発の効果検証等の実施」の計6件を提言した。捜査分野では、特殊詐欺が国際犯罪であるという現状を踏まえた上、国際捜査に対する提言として、「詐欺関連の情報共有を行う国際会議の定期開催・参加」、「国際捜査を管轄する司令塔機能の強化」の計2件を提言した。また、救済分野では、振り込め詐欺救済法に基づく被害回復分配金の公告手続に対する提言として、「公告内容のプッシュ通知の導入」、特殊詐欺被害者の精神面を含む被害回復、支援に対する提言として、「特殊詐欺被害者等支援条例の制定」の計2件を提言した。以上のように、予防・捜査・救済という3つの分野において、10件の提言を行った。特に、救済分野において経済的被害に並び重要視した精神被害は不可逆であることを前提に、予防に重点を置いた提言となっている。

本提言は政策提言であることから、その主たる提言先は行政機関等となる。しかしながら、その実施にあたっては、幅広い主体の参加が欠かせない。さらには、その主体間でも、省庁を横断し、官民間わず、国と市町村や国内外問わない社会全体での密な協力が必要となる。本提言を通して、多様な主体を巻き込み、効果的な施策の推進を図っている。

また、各提言同士の相乗効果も意図するところである。例えば、予防で挙げた「学術的な知見に基づく広報・啓発」では、同じ「事業創出」の枠組みを活用して、より効果性の高い方法の模索が期待できる。

なお、本研究において残された課題は、主に4つ存在すると認識している。

第一に、本研究では、闇バイトとして特殊詐欺の末端加害者を担う若者がいる現状に対し、「SNS等での加害者募集に対する監視・体制強化」のみを提言した。これは、闇バイトを経験した者に対しインタビュー調査をすることができず、動機やその詐欺を実行する過程については文献調査のみで把握しなかったこと、また、その動機として若者の貧困や、リスク判断能力の欠如といった問題が挙げられるが、こうした問題は特殊詐欺分野のみならず、政治や経済、教育といった幅広い問題が絡んでいる。そのため、検討すべき事項が多く、政策提言の検討に時間を要するといった理由により、本研究において提言とまで結実するものが少な

かったのである。しかしながら、闇バイトは、2025年現在、社会問題となっており、対策が急務である課題であるため、今後も絶えず検討していく必要がある。

第二に、捜査分野や金融事業者に対する提言についていくつかの限界が存在した。具体的には、捜査分野においては、特殊詐欺連合捜査班（TAIT）が2024年4月より始動し、金融事業者については、都道府県警察と金融事業者の情報連携強化が2024年10月より埼玉県で始まったばかりであった。両制度の取組の課題や問題点を把握するためには、一定期間の運用が必要であるため、その検討までは至らなかった。また、警察や金融事業者については、その業務の性質上、高度な情報管理が求められるため、詳細な現状の把握が困難な面があった。これらの理由から、本研究においては捜査分野や金融事業者に対する提言に限界があったといえよう。

第三に、当初、本研究では司法福祉の分野に対する政策提言を検討した。しかしながら、司法福祉の経験がある方へのインタビュー調査から²⁷¹、司法福祉は個人の特性に応じて個別具体的に対応するべきものであり、政策として一般化することが困難であるといったことを把握したため、司法福祉に関する提言を断念した経緯がある。一方で、福祉によるアプローチは特殊詐欺被害を減少することができ、再犯防止に寄与する可能性があるため、今後の検討課題にすべきと考えている。

第四に、本研究の研究対象である特殊詐欺は、オレオレ詐欺を含めた10種類の手口が存在するが、必ずしも全ての手口に対応するようにはなっていない。例えば、ギャンブル詐欺や交際あっせん詐欺は雑誌に掲載された情報を基にメールや会員登録を申し込むものだが、紙面広告や雑誌掲載記事の内容までの対策が本研究では至らず、提言に限界があったといえる。

結びに、特殊詐欺の現状を知る中で、特殊詐欺被害者の中には、金銭的な被害だけではなく、精神的、身体的な被害が生じることを知った。このように、特殊詐欺は単なる財産的な犯罪であると軽視することはできず、ときには、人の生命までも奪いかねない、重大な結果を引き起こすおそれのある犯罪であるということを痛切に感じた。我々は、このような重大な犯罪である特殊詐欺が撲滅され、誰もが安心して暮らせる社会が一日でも早く実現されることを願ってやまない。

²⁷¹ 2024年10月8日千葉晃平法律事務所 宮腰英洋 弁護士・社会福祉士インタビュー調査。

謝辞

本研究を進めるにあたり、特殊詐欺対策に関わる、中央省庁や都道府県警察、地方公共団体をはじめとした公的機関、民間事業者、NPO法人、弁護士や研究者の皆様には、ご多忙にも拘らず、貴重なお時間をいただき、実務に即した知見をご教授いただきました。

またタイでの海外調査に際し、インタビュー調査にご協力いただいた関係機関の皆様、現地でのインタビュー調査や視察の調整にご尽力いただいた在タイ日本国大使館及び在チェンマイ日本国総領事館の皆様に御礼申し上げます。

加えて、JR東日本グローバル人材育成プログラム基金による多大なご支援を賜りました。本基金のご協力により、必要な資金を確保し、国内外での調査・分析や関連文献の収集を円滑に進めることができました。

ご協力を頂いた全ての方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

2025年1月

資料編

1. 参考文献.....	99
2. 関連法令・条例.....	105
3. インタビュー調査先一覧.....	109
4. 議事録.....	110

1. 参考文献

政府刊行物

警察庁，2008，『平成20年版警察白書』．
警察庁，2009，『平成21年版警察白書』．
警察庁，2014，『平成26年版警察白書』．
警察庁，2018，『平成30年版警察白書』．
警察庁，2024，『令和5年の犯罪情勢』．
警察庁，2024，『令和6年版警察白書』．
経済産業省，2023，『2023年版小規模企業白書』．
国家公安委員会，2023，『犯罪収益移転危険度調査書』．
内閣府，2011，『平成23年度版高齢社会白書』．
内閣府，2011，『第2次犯罪被害者等基本計画』．
内閣府，2016，『第3次犯罪被害者等基本計画』．
内閣府，2021，『第4次犯罪被害者等基本計画』．
内閣府，2024，『令和6年版高齢社会白書』．
犯罪対策閣僚会議，2008，『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』．
犯罪対策閣僚会議，2013，『「世界一安全な日本」創造戦略』．
犯罪対策閣僚会議，2019，『オレオレ詐欺等対策プラン』．
犯罪対策閣僚会議，2022，『「世界一安全な日本」創造戦略2022』．
犯罪対策閣僚会議，2023，『SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン』．
犯罪対策閣僚会議，2024，『国民を詐欺から守るための総合対策』．
犯罪対策閣僚会議，2024，『いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策』．
法務省法務総合研究所，2021，『令和3年版犯罪白書』．
法務省法務総合研究所，2024，『令和6年版犯罪白書』．

ウェブページ（和文）

警察庁，2019，「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」，警察庁ホームページ，（2025年1月7日取得，https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/higaisyatyouusa_siryoushou2018.pdf）．
警察庁，2023，「令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」，警察庁ホームページ，（2025年1月9日取得，https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2023.pdf）．
警察庁，2023，「特殊詐欺に犯行利用された番号種別件数の推移及び受け子等になった経緯について」，警察庁ホームページ，（2023年12月27日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/banngousuiiii-ukekokeii.pdf>）．

警察庁，2023，「G7内務・安全担当大臣コミュニケ 附属文書Ⅱ 国境を越える組織的詐欺との闘いにおける協力強化に関するG7宣言（仮訳）」，外務省ホームページ，（2025年1月13日取得，https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/hirshima23/documents/pdf/231210_g7_ibaraki_jp_Communique_annex_II.pdf）.

警察庁，2024，「令和5年の犯罪情勢」（2024年12月29日取得，https://www.npa.go.jp/publications/statistics/r5_report_r.pdf）.

警察庁，2024，「令和5年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の被害発生状況等について」，警察庁ホームページ，（2025年1月5日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/sns-romance/sns-romance20240311.pdf>）.

警察庁，2024，「令和6年11月末の特殊詐欺認知・検挙状況等について」，警察庁ホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/kouhou.pdf>）.

警察庁，2024，「犯罪収益移転防止法の概要」，警察庁ホームページ，（2025年1月11日取得，<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/data/hougaiyou20241202.pdf>）.

厚生労働省，2024，「公衆道徳上有害な業務等と疑われる事案（いわゆる「闇バイト」）への対応について」，厚生労働省ホームページ，（2025年1月16日取得，https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/yamibaito_00001.html）.

総務省，2018，「電気通信事業法及び通信（信書等を含む）の秘密」，総務省ホームページ，（2024年12月30日取得，https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/benkyoukai/siryou4.pdf）.

総務省，2019，「電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等」，（2024年12月12日取得，https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000068.html）.

総務省，2023，「電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等スキームの改定」，総務省ホームページ，（2024年12月12日取得，https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000198.html）.

総務省，2024，「SNS等における闇バイトの募集活動に対する対応について」，総務省ホームページ，（2025年1月16日取得，https://www.soumu.go.jp/main_content/000982615.pdf）.

法務総合研究所，2023，「特殊詐欺事犯者に関する研究」，法務省ホームページ，（2025年1月9日取得，<https://www.moj.go.jp/content/001392378.pdf>）.

邦文書籍

井上達夫，2020，『情報法と社会』弘文堂.

越智啓太編，2024，『特殊詐欺の心理学』誠信書房.

警察政策学会編，2018，『社会安全政策論』立花書房.

鈴木秀美，2008，「通信の秘密」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣.

- 多賀谷一照編, 2008, 『電気通信事業法逐条解説』情報通信振興会.
- 田崎基, 2022, 『ルポ 特殊詐欺』ちくま新書.
- 長谷部恭男, 2011, 『憲法 第5版』新世社.
- 廣末登, 2023, 『闇バイト——凶悪化する若者のリアル』ちくま新書.
- 山口厚, 2020, 『刑法 第3版』有斐閣.
- Thaler, Richard H. and Cass R. Sunstein, 2008, *Nudge: Improving Decisions about Health, Wealth, and Happiness*, New Haven: Yale University Press.
- (リチャード・セイラー、キャス・サンステーン著, 遠藤真美訳, 2009, 『実践行動経済学——健康、富、幸福への聡明な選択』日経BP社.)

邦文雑誌論文

- 猪口誠司, 2016, 「組織犯罪対策のための秘匿・仮装を用いた警察活動の現状とニーズ」『警察政策研究』19:249-253.
- 今西麻樹子・今西孝充・高松邦彦・中田康夫・松田正文, 2019, 「大学生の自律神経機能と生活習慣及び精神的健康度との関連性」『神戸常磐大学紀要』12: 29-36.
- 海野敦史, 2014, 「憲法上の通信の「秘密」の意義とその射程」『情報通信学会誌』(32)2: 37-49.
- 大久保智生・石岡良子・堀江良英・垣見博・岩田健嗣・山地秀一・木村光弘・山口真由・三好弘美・森田浩充, 2016, 「特殊詐欺撲滅ネットワーク会議および高齢者の防犯教育推進のための研修会の効果の検討」『香川大学教育学部研究報告第I部』146: 1-8.
- 岡澤野乃華・上原哲太郎・齊藤哲哉, 2022, 「セキュリティ対策の行動変容を促すSNSによるナッジ手法の提案」『情報処理学会研究報告』46(5): 1-8.
- 加藤大貴・佐々木周作・大竹文雄, 2022, 「風しんの抗体検査とワクチン接種を促進するためのナッジ・メッセージの探究——全国規模オンライン・フィールド実験による効果検証」『RIETI Discussion Paper Series』22-J-010: 1-39.
- 加藤大貴・佐々木周作・大竹文雄, 2022, 「回帰不連続デザインによる風しん予防対策の効果検証——抗体検査・ワクチン接種の無料クーポン券の自動送付」『RIETI Discussion Paper Series』22-J-011: 11-39.
- 金井直美, 2013, 「人権の視点からみた被害者支援と厳罰化」『明治大学社会科学研究所紀要』49(2): 401-415.
- 金子侑生・荒井崇史・齊藤知範, 2024, 「犯罪予防に関する情報探索行動の促進要因——ナッジ理論に基づいた検討」『日本心理学会第87回大会発表論文集』416.
- 木村敦, 2022, 「特殊詐欺対策研究における詐欺脆弱性認知をめぐる課題についての一考察」『危機管理学研究』3: 44-62.
- 木村敦・齊藤知範・山根由子・島田貴仁, 2023, 「楽観バイアスが高齢者の特殊詐欺対策行動に及ぼす影響」『心理学研究』94(2): 120-128.

- 齊藤知範・山根由子, 2021, 「高齢者の詐欺被害を規定する要因は何か——機会構造 / 選択モデルにおける危険因子の実証分析」『現代の社会病理』36: 51-66.
- 讃井知・島田貴仁・荒井崇史, 2021, 「新聞による情報発信が特殊詐欺に対する態度に与える影響」『日本心理学会大会発表論文集』85: 46.
- 宍戸常寿, 2013, 「通信の秘密について」『企業と法創造』9(3): 14-29.
- 澁谷泰秀・渡部諭, 2012, 「高齢者における自己効力と詐欺犯罪被害傾向及び生活の質との関連性-高齢者の未来展望からの示唆」『青森大学・青森短期大学研究紀要』35: 181-202.
- 島田貴仁, 2013, 「街頭防犯カメラがひったくりの発生に与える影響」『地理情報システム学会講演論文集』22: ROMBUNNO. D-5-5.
- 島田貴仁, 2019, 「特殊詐欺の阻止機会——被害過程から考える」『警察学論集』72: 96-107.
- 島田貴仁・齊藤知範・山根由子, 2020, 「犯罪予防行動を妨げる現状維持バイアス——高齢者の特殊詐欺対策を例にして——」『日本心理学会第84回大会発表論文集』100.
- 島田貴仁, 2020, 「特殊詐欺の高齢被害者の特性と被害防止対策」『犯罪情報学』86: 110-119.
- 島田貴仁・齊藤知範・山根由子・倉石宏樹・春田悠佳・大竹文雄, 2022, 「高齢者の特殊詐欺被害防止のための固定電話着信時の確認行動の促進——社会規範アプローチと行動変容アプローチ」行動経済学会第16回大会, 2C03: 1-7.
- 白藤美隆, 1990, 「条件反射学説からみた心身医学」『心身医学』30(7): 609-616.
- 杉本伸正, 2021, 「犯罪に利用される電話への対策経緯と今後の課題」『警察学論集』74(5): 6-20.
- 大工泰裕・釘原直樹, 2016, 「詐欺場面における被害者への原因帰属が脆弱性認知に及ぼす影響」『応用心理学研究』41(3): 323-324.
- 大工泰裕・釘原直樹, 2017, 「詐欺の手口はどのようにして思い出されるのか?——情報処理ルートが予告の想起に与える影響——」『日本社会心理学会第58回大会発表論文集』58: 56.
- 大工泰裕・渡部諭・岩田美奈子・成木迅・江口洋子・上野大介・澁谷泰秀, 2018, 「詐欺被害防止のための取り組みの変遷と心理学の貢献可能性: 米国における詐欺研究との比較を通して」『対人社会心理学研究』18: 179-188.
- 滝口雄太, 2019, 「疑わしい人は特殊詐欺に遭わないのか?——高齢者に対する意識調査からの検討——」『東洋大学大学院紀要』55: 31-49.
- 土居侑一朗, 2024, 「国境を越える組織的詐欺日本及びメコン地域諸国を中心とした現状」『所報』盤谷日本人商工会議所, 745: 22-28.
- 永岑光恵・原塑・信原幸弘, 2009, 「振り込め詐欺への神経科学からのアプローチ」『社会技術研究論文集』6: 177-186.
- 野田恒平, 2021, 「還流する地下資金-犯罪・テロ・核開発マネーとの闘い(1)地下資金対策・序説」『ファイナンス = The finance : 財務省広報誌』57(5): 33-39.

- 平見健太, 2017, 「国際経済法秩序の動態と相互主義の論理 (1)」『早稲田法学会誌』67(2): 379-420.
- 正木博明・柴田健吾・星野秀偉・石濱嵩博・齋藤長行・矢谷浩司, 2020, 「SNS上の行動に関する若年層ユーザに対するナッジの効果検証」『研究報告ヒューマンコンピュータインタラクション (HCI) 』2020-HCI-186(7): 1-8.
- 山根由子・齊藤知範・島田貴仁, 2022, 「電話機購入費補助金制度利用者における迷惑電話防止機能の利用状況の分析」『地域安全学会論文集』40: 71-77.
- 渡部諭・澁谷泰秀・吉村治正・小久保温, 2015, 「Taxon分離を用いた特殊詐欺被害脆弱性の分析」『秋田県立大学総合科学研究彙報』16: 1-9.

ウェブページ (欧文)

- AMLO, 2019, “Background” AMLO Homepage, (Retrieved December 31, 2024, <https://www.amlo.go.th/index.php/en/2016-05-21-21-37-20/background>).
- Federal Trade Commission, 2024, “As Nationwide Fraud Losses Top \$10 Billion in 2023, FTC Steps Up Efforts to Protect the Public”, Federal Trade Commission Homepage, (Retrieved December 29, 2024, <https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2024/02/nationwide-fraud-losses-top-10-billion-2023-ftc-steps-efforts-protect-public>).
- GOV.UK, 2024, “Policy paper Global Fraud Summit Communiqué: 11 March 2024”, GOV.UK Homepage, (Retrieved December 12, 2024, <https://www.gov.uk/government/publications/communique-from-the-global-fraud-summit/e9007760-7827-432d-8949-b3ddc922539b>).
- ICPO, 2023, “The Vienna Declaration: Challenging the rise of transnational organized crime”, ICPO Homepage, (Retrieved, December 12, 2024, https://www.interpol.int/en/content/download/20615/file/GA%20-%20Declaration_27-11_EN.pdf?inLanguage=eng-GB&version=11).
- Law Plus Ltd., 2023, “Thailand Issues Law to Combat Technology Crimes”, Law Plus Ltd. Homepage, (Retrieved December 31, 2024, <https://www.lawplusltd.com/2023/04/thailand-issues-law-to-combat-technology-crimes/>).
- UK Finance, 2024, “Annual Fraud Report 2024”, UK Finance Homepage, (Retrieved January 11, 2025, <https://www.ukfinance.org.uk/system/files/2024-06/UK%20Finance%20Annual%20Fraud%20report%202024.pdf>).

欧文書籍

- Button, M. and C. Cross, 2017, *Cyber Fraud, Scams and Their Victims*, London, Routledge.
- Janoff-Bulman, R., 1992, *Shattered Assumptions: Towards a New Psychology of Trauma*, New York, Free Press.

歐文雜誌論文

- DeLiema, M., 2017, “Elder Fraud and Financial Exploitation: Application of Routine Activity Theory,” *Gerontologist*, 58: 706–718.
- Kahneman, D. and A. Tversky, 1979, “Prospect Theory: An Analysis of Decision under Risk,” *Econometrica*, 47: 263–292.
- Policastro, C. and B. K. Payne, 2015, “Can You Hear Me Now? Telemarketing Fraud Victimization and Lifestyles,” *American Journal of Criminal Justice*, 40: 620–638.
- Prochaska, J. O. and C. C. DiClemente, 1983, “Stage and Processes of Self-change of Smoking: toward an Integrative Model of Change,” *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 51: 390–395.
- Ross, L., 1977, “The Intuitive Psychologist and His Shortcomings: Distortions in the Attribution Process,” *Advances in Experimental Social Psychology*, 10: 173–220.

2. 関連条例

大阪府安全なまちづくり条例（平成14年大阪府条例第1号）【抄】

第6章 特殊詐欺の根絶に向けた取組の推進等

（特殊詐欺の根絶に向けた施策の推進）

第19条 府は、特殊詐欺（詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法246条の2の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に取得した架空の名義又は他人の名義の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいう。以下同じ。）の被害を防止するため、特殊詐欺の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。

2 府は、市町村と連携して、府民及び事業者に対し、特殊詐欺の被害の防止に必要な広報、啓発等の活動を行うものとする。

3 府は、府民が特殊詐欺に加担しないよう、府民に対し、周知を図るものとする。

（特殊詐欺の根絶に向けた府民及び事業者等の努力義務）

第20条 府民は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深め、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、特殊詐欺に関する知識及び理解を深めるとともに、府及び市町村が実施する特殊詐欺の根絶に向けた施策並びに府民、事業者及びこれらの者が組織する団体が実施する特殊詐欺の根絶に向けた自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。

4 青少年の育成に携わる者は、青少年が特殊詐欺に加担しないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（特殊詐欺に関する通報等）

第21条 府民は、次の各号のいずれかに該当する場合には、警察官に通報するよう努めるものとする。

- 一 その言動から特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したとき。
- 二 自己又は家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。

- 2 事業者は、特殊詐欺の犯行の態様に鑑み、犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれがある者を発見したときは警察官に通報するとともに、特殊詐欺の被害の防止を図るため当該被害に遭うおそれがある者の注意を喚起し、特殊詐欺を行っていると思われる者を発見したときは警察官に通報するよう努めるものとする。

(建物の貸付けに係る規制等)

第22条 何人も、自己が貸付けをしようとする府の区域内に所在する建物が特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該貸付けに係る契約をしてはならない。

- 2 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該建物を特殊詐欺の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めるものとする。

- 3 建物の貸付けをしようとする者は、当該貸付けに係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 契約の相手方は、当該建物を特殊詐欺の用に供してはならないこと。

- 二 貸付けをした建物が特殊詐欺の用に供されることが判明したときは、当該貸付けをした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができること。

- 4 建物の貸付けをしようとする者が前2項に規定する措置を講じた場合において、当該貸付けをした建物が特殊詐欺の用に供されることが判明し、当該行為が当該建物の貸付けに係る契約における信頼関係を損なうときは、当該貸付けをした者は、当該貸付けに係る契約を解除し、又は当該建物の明渡しを申し入れるよう努めるものとする。

(建物の貸付けの代理又は媒介に係る規制等)

第23条 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該代理又は媒介に係る建物が特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該建物の貸付けに係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

- 2 建物の貸付けの代理又は媒介をする者は、当該建物を貸し付けようとする者に対し、前条第2項及び第3項に規定する措置を実施することを助言するよう努めるものとする。

(旅館営業者等の営業に係る規制等)

第24条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営む者及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第1項の認定を受けて同項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を営む者(以下この条において「旅館営業者等」という。)は、当該業を営む施設が宿泊しようとする者により特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、当該施設に宿泊させてはならない。

- 2 旅館営業者等は、当該施設が特殊詐欺の用に供されることが判明したときは、当該宿泊者に対し、当該施設からの退去を求めるよう努めるものとする。

(個人情報データベース等の提供における規制等)

第25条 何人も、特殊詐欺の用に供されることとなることを知って、個人情報データベース等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下この条において「法」という。)第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。以下同じ。)を提供してはならない。

- 2 個人情報取扱事業者(法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。)のうち第三者に個人情報データベース等を有償で提供することを業とする者は、第三者に個人情報データベース等を提供するに際し、法第29条第1項の規定による記録の作成等を行う場合には、運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、公安委員会規則で定める事項の確認を行うよう努めるものとする。
- 3 前項の確認を行った者は、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、当該記録を作成した日から3年間保存するよう努めるものとする。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）【抄】

（特殊詐欺の防止）

第15条 特殊詐欺(刑法(明治40年法律第45号)第246条の罪または同法第246条の2の罪であつて、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座または貯金口座への振込みが利用されたものその他のこれらの罪に当たる行為の態様が特殊なものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)に当たる行為に利用されるおそれのある役務の提供を業として行う者として規則で定める者は、当該役務が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関する指針を定めるものとする。
- 3 県は、特殊詐欺を防止するため、前項の指針の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

柏市特殊詐欺被害防止等条例（平成28年千葉県柏市条例第14号）【抄】

（被害者への支援）

第8条 本市は、特殊詐欺による被害(市外において受けた当該被害を含む。)を受け、又は受けようとした市民がその犯罪により心身に受けた重大な影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス若しくは福祉サービスが提供され、又は司法手続等においてその権利を円滑に行使できるように必要な措置を講じるものとする。

三郷市振り込め詐欺等の被害防止に関する条例（平成31年埼玉県三郷市条例第4号）【抄】

（被害者への支援）

第8条 市は、振り込め詐欺等の被害者が日常生活又は社会生活を円満に営むことができるようにするため、当該被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する被害者への支援を総合的に行うために相談等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

3. インタビュー調査先一覧

No.	日付	インタビュー調査先
1	2024年 5月14日	宮城県警察本部
2	2024年 5月28日	仙台市防犯協会連合会
3	2024年 6月 4日	東北大学大学院文学研究科 荒井崇史准教授
4	2024年 6月11日	宮城県警察仙台中央警察署
5	2024年 6月11日	東日本電信電話株式会社
6	2024年 6月18日	愛知県警察本部
7	2024年 6月18日	株式会社七十七銀行
8	2024年 6月20日	埼玉県警察本部
9	2024年 6月25日	総務省（総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課）
10	2024年 6月25日	警察庁（組織犯罪対策二課）
11	2024年 6月25日	警察庁（国際捜査管理官）
12	2024年 6月25日	警察庁（企画課（国際））
13	2024年 7月 5日	一般社団法人全国銀行協会
14	2024年 7月23日	在タイ日本国大使館 土居侑一朗 元一等書記官
15	2024年 9月30日	預金保険機構
16	2024年10月 8日	千葉晃平法律事務所 宮腰英洋 弁護士・社会福祉士
17	2024年10月15日	International Narcotic Control Collage / Safe Mekong Coordination Center (INCC/SMCC)
18	2024年10月16日	Anti-Money Laundering Office (AMLO)
19	2024年10月17日	Anti Online Scam Operation Center (AOC)

20	2024年10月18日	在タイ日本国大使館
21	2024年10月21日	金融庁企画市場局総務課調査室
22	2024年10月22日	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
23	2024年11月 5日	宮城県仙台市市民局生活安全安心部市民生活課
24	2024年11月 5日	仙台地方検察庁
25	2024年11月12日	千葉県柏市危機管理部防災安全課
26	2024年11月18日	青森大学社会学部社会学科 澁谷泰秀教授
27	2024年11月19日	警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）
28	2024年11月19日	法務省刑事局
29	2024年11月20日	警視庁（特殊詐欺対策本部・捜査第二課）
30	2024年11月20日	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室
31	2024年11月21日	特定非営利活動法人自殺防止ネットワーク「風」
32	2024年11月29日	科学捜査研究所犯罪行動科学部 島田貴仁室長
33	2024年11月29日	東北大学加齢医学研究所 川島隆太教授

4. 議事録

No. 1 宮城県警察本部			
日時	2024年5月14日 14:00～16:00	場所	宮城県警察本部
インタビ ュー先	宮城県警察本部 刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪対策第一課特殊詐 欺対策室 課長補佐 尾形憲治郎 様 生活安全部生活安全企画課 課長補佐（犯罪抑止対策担 当） 戸島和樹 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

【質疑応答】

- Q1. 宮城県特有の特殊詐欺被害、犯行はあるか。
A1. 全国と宮城県の傾向は同様で、宮城県特有の被害は特にない。
- Q2. 令和元年から令和5年にかけて、特殊詐欺の件数は213件から352件、被害額は2億8122万円から9億7478万円と被害額にいたっては約3.5倍と急激な増加が続いているが、その理由は何かあるか。
A2. 令和4年と令和5年を比較すると令和5年は架空料金請求詐欺と金融商品詐欺の2つが大きく増加している。
なお、金融商品詐欺の内、SNS型投資詐欺は令和6年から統計上独立して計上することになったため、令和6年とは単純に比較することは難しい。
- Q3. 金融商品詐欺からSNS型投資詐欺が独立して計上するということは、特殊詐欺の手口は10種から9種になるという認識でよいのか。
A3. SNSを使わない投資詐欺は金融商品詐欺として特殊詐欺に残るので、手口の総数は変わらない。

- Q4. 特殊詐欺において海外拠点の増加が近年注目されているが、宮城県内の被害で実際にその発信元が海外だと特定された事例はあるのか。その場合に県警では次にどういった行動に移して、どういったルートでその犯罪、捜査は迫るのか。
- A4. 他の都道府県警察が捜査を進めるうちに、宮城県内の被害も発覚した事例はあるが、宮城県警察が海外拠点の捜査をした事例はないので、捜査の迫る過程をお話することはできない。
- Q5. SNSなどからの闇バイトを通じて特殊詐欺に加担した事例はあるのか。また、対策はあるのか。
- A5. 半分近くはSNSを通じて、他は知人などの紹介などを通じて、特殊詐欺に加担しているという印象である。対策としてSNSの募集投稿に対してリプライ機能を活用した警告メッセージの発信や県内の求人雑誌への注意喚起、学生への啓発活動を行っている。
- Q6. Q5に付随して、これらの取組を通して、被害が減少した実感はあるか。
- A6. 特殊詐欺の件数が増えていることもあり、減った実感はあまりないが、やらなければ増えることは間違いないので取組を継続することが重要であると認識している。
- Q7. ボランティアが見つけた闇バイト等に宮城県警察が警告を飛ばす事例はあるのか。インターネット・ホットラインセンター(IHC)に通報するという流れだったと記憶しているが、その場合にはどのようなフローで警告が実施されるのだろうか。
- A7. 担当の警察官によるサイバーパトロールに加え、ボランティアからの通報はIHCへの通報と同時に、県警にも報告されるようになっており、必要な場合、ボランティアから宮城県警察への報告を基に対応している。
- Q8. Q7に付随して、ネット上では都道府県の管轄とは関係なく有害情報に対する警告活動を実施しているという認識でよいのか。
- A8. SNSの特性上投稿者の活動場所が分からないため、見つけたものに対して柔軟に対応している。警告を実施したことにより、当該投稿が有害情報であると利用者に認識させることが対策の主眼である。
- Q9. 令和5年警察白書には、「警察では、匿名・流動型犯罪グループの動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、侵入強盗対策、暴走族対策、少年非行対策等の関係部門間における連携を強化し、匿名・流動型犯罪グループに係る事案を把握するなどした場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。」と記述があるが具体的に宮城県警察ではどのような対策を実施しているのか。
- A9. 令和6年4月に抜本的な組織改編を行い、3つあった課を2つに改編した。組織犯罪の情報の一元化、捜査員の集中的な動員が可能になり、匿名・流動型犯罪グループ等に係る事案に対処している。その他の歓楽街対策等の犯罪対策に至っては暴力団を担当する組織犯罪対策第一課、サイバー犯罪対策課、少年課等で

毎月会合し情報共有を密にしている。

Q10. 特殊詐欺には暴力団等の組織犯罪集団が背景にいるのではないかと指摘されている。宮城県で発生した事件について、組織犯罪集団の関与が特定できたケースはあるか。また、摘発まで辿り着けたか。摘発できた場合にはどこのどういった組織が関与していたのか。その際の苦労した点や存在してほしい制度などはどのようなものか。

A10. 具体的な名前は伏せるが、組織犯罪の関与が特定でき、摘発した事例はある。ただ匿名性が高いアプリなどを使っていることが多く、関与を予想はできても組織犯罪集団が関わっている確実な証拠はつかめないケースも多い。突き上げ捜査は、そのような匿名性の高いアプリの増加のため組織内での繋がりを立証できないなどの課題がある。

Q11. Q10に関連して、在地の犯罪集団と外来のどちらが仙台における詐欺の担い手なのか。

A11. 組織犯罪集団は金のあるところに集まる習性があるため、外から組織犯罪集団が入ってくることはある。

Q12. 特殊詐欺に関して、住民や高齢者に対するアウトリーチ活動は、具体的にどう実施しているのか。県庁等との連携はあるのか。苦労している点などがあれば教えてほしい。

A12. 高齢者の方々には外とのつながりが少ない方もいるため、手口を知らなかったという被害者も多い。対策としては、高齢者が多く集まる会合に警察官が行き、防犯講話を行うなどしており、警察官から直接話を聞くことで安心感を得られるとの声もあり、そのおかげで助かったともおっしゃっていただいたこともある。

また、交番の広報誌に情報を載せ、回覧板で地域住民に共有しているものの、高齢者世帯は44万世帯あり、情報が行き渡らないので、戸別訪問を実施している。苦労しているのは、やはり被害がなくならず、情報が一人一人にいきわたってないことである。地道に一人一人にアプローチしていく必要があると感じている。

Q13. 犯罪者側と制度の問題点をお聞かせ願いたい。犯罪者側について、匿名性、いちごっこ、高度な組織性が問題であると考えているが、その認識は適切か。

A13. 電話番号を例に挙げると、照会への回答がすぐにももらえればいいが、匿名性の高いアプリもあるため、分からないケースもある。防犯カメラの整備が各家庭や町内会にあれば犯人の特定がしやすい。ただ犯行ツールなど犯罪者同士の情報共有がなされており、直近で言えば、IP電話の規制がされることで現在は国際電話を用いるケースが増えているなど、犯人側が規制の先に行く状況である。

Q14. Q13に付随して、宮城県庁による防犯カメラ設置のガイドラインがあるが、宮城県警察は県庁など他の主体とどのように協力しているのか。

A14. 県庁がガイドラインを作成していることは、ご指摘のとおり。補助金制度を

自治体自らが交付しているケースもあるが、更に自治体側には補助金事業創設の働きかけを行っている。制度を活用して、町内会等で設置する防犯カメラが増えるよう設置促進を図っている。設置を検討している方でプライバシー等を心配される方には、ガイドラインの説明を行っている。

Q15. 日本にいる外国人が加害者や被害者になるなど特殊詐欺に関わったケースはあるのか。

A15. どちらのケースもある。外国人向けの広報はなかなか難しいが、技能実習生向けの講話の機会を通じて注意喚起などを行っている。宮城県警察のHP上に、5か国語の注意喚起資料(地域安全ニュース)を掲示している。

Q16. 外国人加害者の場合、役割の特徴はあるか。

A16. 日本語能力の問題等から、受け子など末端が多いと認識している。

Q17. 外国人が特殊詐欺に加担する場合、SNSの募集か知人の紹介、どちらが多いのか。

A17. 外国人が特殊詐欺に加担したきっかけについて統計をとっていないので不明であるが、外国人が外国人を狙うケースが多いという印象がある。

Q18. 外国人が外国人を狙う特殊詐欺の場合、どのような手口が多いのか。また、それへの警察としての対処はどのようなものか。

A18. 日本人が日本人に対して働く詐欺と大きく変わった傾向はない。手口の例として、「あなたは犯罪に加担した疑いがある、潔白を示したいなら金銭が必要だ」と伝えられて被害に遭うなどがある。被害についての捜査を行った上で必要に応じて国外の捜査機関とやりとりすることとなる。

Q19. SNS型投資詐欺を特殊詐欺と分ける合理性はあるのか疑問に思っている。考えを聞かせて欲しい。

A19. 統計が変わっただけであり、手口が類似しているのはたしか。我々の対応が特別変わるわけではなく特殊詐欺と同様に対策を講じて行く。

Q20. 少年の再犯率の状況について教えていただきたい。

A20. 昨年及び本年は宮城県内に住む少年を特殊詐欺で検挙した事例はないが、少年に向けた教育と広報は実施しており、今後も継続する。

Q21. 令和4年から架空料金請求詐欺の認知件数・被害額が大きく増加している点について、架空料金請求詐欺の手段の内訳はどのようなものであるか。

A21. 令和4年から架空料金請求詐欺の中でもサポート詐欺が半分以上の割合を占め、未納料金請求詐欺も増えている。

Q22. 東北大学には、防犯ボランティア団体があるが、学生防犯ボランティアについて期待する役割はあるか。

A22. 学生ボランティアには、大いに期待している。犯罪に関心がないと手口が分からないと思うので、加担しないために情報を知ってもらうことが大事である

と認識している。また防犯ボランティアの高齢化は深刻であり、警察だけで安全を確保することは難しいので、若い世代にも防犯ボランティアに参画していただきたい。

Q23. 宮城県特殊詐欺プロジェクトチームにおける「犯罪収益に着目した効果的な取組の推進」とは、具体的にどのようなものか。

A23. 犯罪集団の収益に関しては、犯罪組織のお金を没収することで弱体化を図っている。組織的犯罪処罰法等を用いて対処している。

Q24. 犯罪収益はどれくらい取り返せるのか。また全て抑えたときの規模感、金額はどのくらいであるか。

A24. 警察としては努力しているが、犯罪収益を抑えることは出来る時と出来ない時がある。その組織が保有するお金が犯罪に由来するものであるかも調べなければならないのでなかなか難しいところではあるが、全て抑えると億単位に上る場合もある。

Q25. 突き上げ捜査の具体的プロセスはどのようなようであるか。

A25. 末端を捕まえ、上層部の特定を繰り返すことで捜査を進めているが、連絡の履歴等が残っていないと立証、摘発は難しい。サイバー犯罪対策課等を含めた宮城県警察全体で対処している。

Q26. 被害者が詐欺の被害を受けたことを認めたがらないケースもあると思うが、被害者に対するアプローチの難しさはどのようなようであるか。

A26. 被害者が被害に合ったことを認めたくないケースは、対応が難しい。例えば、金融機関と連携し、現金引き出しの様子から詐欺に巻き込まれた恐れがある場合、金融機関から警察に通報していただいているが、理由を伺ってもオレオレ詐欺のことを言わず、息子のピンチだからとなかなか受け入れてもらえないこともある。粘り強く説得していくしかないと認識している。

Q27. 共同捜査、連合捜査班など他県の県警察との捜査共助、連携の状況を教えてください。

A27. お互いに情報交換、共同捜査等を実施しているほか、必要があれば捜査共助で他県の連合捜査班に依頼することもあり、首都圏の特殊詐欺連合捜査班（TAIT）に宮城県警察からも人を出している。

Q28. 特殊詐欺の加害者の社会的背景、どのような経歴の持ち主が多いか。

A28. 以前は、受け子は地元の不良の紹介でなることが多い印象であったが、現在、受け子はSNSを通して学生や主婦が犯罪に加担するケースが増えている。そのような人達は、特殊詐欺への加担を辞めたくても辞められないこともあり、例えば、事前に運転免許証等を提供させることで抜けにくくなっていることも問題である。

Q29. Q28に付随して、加害者が主婦になるケースについて、実態を教えてください。

- A29. 割合としてそこまで多いわけではないが、お金欲しさに主婦がSNSなどから犯人側に加担し、運転免許証などの個人情報を犯罪組織側に提供してしまい、報復を恐れて辞められなくなっていた事例がある。
- Q30. Q29に付随して、実際に逃げて報復を受けたなどの事例はあるのか。
- A30. 報復の事例は、把握していない。犯人側との関係を切るしかないが、踏み出す勇気がないのが現状。途中で詐欺と気が付いた場合や脅迫を受けた場合には警察に相談してほしい。
- Q31. リーダー格の人間は、犯罪組織から抜きたいといった需要はあるのか、相談された経験はあるのか。
- A31. 上にいる人間は、犯罪から得られる旨み（収益）を知っているので辞めないと思われるが、仮にあれば、その情報を基に逮捕し、一網打尽にしたいと考えている。
- Q32. 宮城県内に住む少年の検挙はないとの話であったが、少年以外の受け子は、東京等の首都圏からくることが多いのか。
- A32. 去年検挙した受け子は、大多数が東京からであった。受け子、出し子は、首都圏から来ることが多い。
- Q33. 犯行拠点が特定できた場合、東京が多いのか。
- A33. 同様に、首都圏が犯行拠点であることが多い。
- Q34. TAITが出来たが、実際の運用について教えていただきたい。
- A34. まだ出来たばかりだが、首都圏に依頼できることも増え、宮城県内でできることに注力することができるメリットがあると考えている。他県から捜査協力を依頼された例はまだない。
- Q35. 特殊詐欺対策について、金融機関やコンビニからどのように協力を得ているか。
- A35. 大きな銀行は振り込め詐欺に使われることもあり、危機感を持っていて、通報等に協力いただいている。コンビニは、フランチャイズの経営形態上、店長の熱心さの差や契約内容の制約（ポスターの掲示）もあるが、信頼関係を構築し、協力していただいている。
- Q36. 宮城県庁、仙台市役所等との連携はどのようにおこなっているのか。
- A36. 県庁でも広報はしており、情報共有を行っている。市町村単位でも連携しており、警察からの働き掛けにより、年度は仙台市等、防犯機能付き電話等の購入費補助事業を新たに開始する自治体もある。
- Q37. 少年に関わらず一般的な再犯はどのようなものであるか。
- A37. 執行猶予中に再犯してしまう事例があるほか、上層部に行くほど味をしめているため再犯している事例は多いと思われる。

以 上

No. 2 仙台市防犯協会連合会			
日時	2024年5月28日 9:30～10:20	場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟
インタビ ュー先	仙台市防犯協会連合会 事務局次長 本田勉 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

【質疑応答】

- Q1. 特殊詐欺の防犯教室の反応が薄いというお話もあったが、若い人の方が関心が強いのといった年代別で特徴はあるか。
- A1. 年代別で受け取り方に違いはある。60代、70代は特殊詐欺の他にもスマホに実際届いた例をお話ししてくれる。年代による温度差は感じている。他の高齢者の方に話を共有してくれると助かるが、講義を受けた本人で止まってしまうことが多い。
- Q2. 行政に何か作ってほしいと感じる制度はあるか。
- A2. 広報を積極的に行ってほしいという希望がある。ただ、防犯協会も市役所の市民生活課の中に事務局があるため、市政だよりも記事を掲載するのにどれだけ準備と調整が必要なのかを理解している。しいて言えば消費センターなど、他の主体からチラシを配布する可能性があるのではないかと思う。民生委員や児童委員、社会福祉員といった地域の方々に密接に関わる主体が想定される。
- Q3. 防犯DVDの貸し出し利用状況について教えてほしい。
- A3. 利用状況は良くない。全国防犯協会連合会が作成したDVDのレンタルの貸し出しを行っているが、大都市圏が舞台であることが多く、必ずしも仙台の実情に合うものではない。教室のなかでDVDの紹介をしているが、レンタル依頼は少ない。一本当たり60分から90分のものが多い。教室の中で一部流したりすることもある。内容に興味がない高齢者は講座中も見えていなかったりする。また、子供用のゲーム形式のものもある。

- Q4. 高齢者が機能付き電話を導入しない理由はどこにあるか。
- A4. 不便がないからという方が多い。少し前までは被害者の8割は騙されない自信があると言われていた。最近は手口が巧妙になっていて騙し方が上手いということが伝わっていても、「留守電機能を使わない理由はないが、今ので大丈夫」となってしまう。ナンバー・ディスプレイの認知度も低い。家族がプレゼントするなど半ば強制的に電話機を変えていく必要がある。ナンバー・ディスプレイ付きの電話のみ製造したり販売できるようにしたりしないと完全な普及は難しい。特殊詐欺で利用されるツールの大半は電話機といわれているが、なかなか対策が進まない。
- Q5. 機能付き電話を導入する人のきっかけを教えてください。
- A5. 例を挙げると悪質商法の電話がうるさいからという人が多い。きっかけが無いと難しく、特殊詐欺が疑われる電話がかかってきても導入しない人はいる。
- Q6. 特殊詐欺の加害者や被害者として外国人が関与することが考えられるが、貴協会では外国人に対する広報活動は行っているか。また、外国人に対する広報活動を行っている場合、日本人に対する広報活動と異なり、特に工夫している点などはあるか。
- A6. していない。市民生活課で外国人向けのパンフレットを作成しているのを見るが、細かな言葉の調整などに苦労しているようである。留学生向けにお話をした際も通訳を介すため正確に伝わらなかったり、通訳の時間がかかったりするため、同じ時間でも限られた情報しか伝えられない。なお、外国の方には、特殊詐欺電話がかかって来た際に母国語で話して撃退した人もいる。
- Q7. 防犯教室での反応等を見てきた本田さんから見て、家族に求める役割について教えて欲しい。
- A7. 録音機能付きの電話のプレゼントをしてほしい。高齢者が狙われているが家族の危機感も薄い。家族の役割は大きい。また、地域の見守り活動も重要である。個人のことにどこまで入り込めるのか、民生委員、児童委員、福祉の方との連携を進めている。地域包括センターのような場所でチラシ配って広報もする。
- Q8. 活動の予算はどこから得ているのか。
- A8. 仙台市からの補助がほとんどを占めている。企業が賛助会員となってその会費も資金となっている。
- Q9. 防犯協会の連携について教えてください。
- A9. 年に4回、春・夏・年末年始の地域安全運動、全国地域安全運動の期間中にキャンペーンを行っている。地域安全運動のキャンペーンでは場所を変えて行っており、例えば、春の地域安全運動は、仙台北地区・泉地区（仙台北警察署・泉警察署）が、地下鉄泉中央駅ペデストリアンデッキで行っている。夏の地域安全運動は、仙台東地区（仙台東警察署）が、JR仙台駅東口付近の路上で行っている。また、全国地域安全運動は、仙台中央地区・若林区防連（仙台中央・若林警察署）が、JR仙台駅西口ペデストリアンデッキにて、年末・年始地域運

動は、仙台南地区（仙台南警察署）が、ザ・モール仙台長町店付近路上で行っている。また、各地域の防犯協会の防犯指導隊員・防犯女性部員を対象とする研修会を行っている。

Q10. 担い手問題について教えてほしい。

Q10. 問題は2つ。成り手がいないことと、金が無いこと。この問題は何年も前から問題となっている。防犯協会に加入している若い人も仕事の関係で活動に参加出来ず、参加するのは高齢者になっている。町内会費も資金の一つにはなっていたが、町内会費の廃止や、町内会に入らない人も多い。

以 上



No. 3 東北大学 大学院文学研究科 荒井崇史准教授			
日時	2024年6月4日 13:00～14:30	場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟
インタビュー先	東北大学 大学院文学研究科 准教授 荒井崇史 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

特殊詐欺の加害者が用いる心理的テクニックや詐欺被害者が陥っている心理状態等について、ブリーフィングを受けた後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. 恥の感情は、孤独・孤立を免れようとする人間の本能であると聞いた。高齢者が詐欺に遭った時に恥を感じる場合も孤独・孤立が影響しているか。
- A1. 孤独は影響していることもあると思うが、高齢者が被害を受けた際に恥ずかしくて申告できなくなるような事象は恥の感情によるものであるだろう。背景には馬鹿だと思われたくないという思いや自分で後悔したくないという思いがある。複合的要因が関わっている。
- Q2. 再犯防止に関して、手口のマニュアルを作るような人にも更生の可能性はあるか。
- A2. 人間相手だから可能性はあると思うが統一したやり方はわからない。各人それぞれ事情が異なるので、個別対応する必要がある、こうしたら良いという手段はない。刑務所での特別改善指導も個別性が強い。効果も様々である。
- Q3. 悲しみという感情を広報に使えるか。
- A3. 悲しみを使ってアプローチすることは考えられる。ある都道府県では、高齢者世代向けに、子供が「引っ掛かったら悲しいよ」と訴えるものや、子供が泣いている写真を使う等のチラシを使い、広報啓発している。
- Q4. (SNS型に関して) 孤独な人は情報感度が逆に強くなるのではないか。

- A4. 孤独な人が求める情報の種類を考慮すると、役所等が発する情報に対する感度は強くないのではないか。逆に、SNSで受け取る情報に対する感度は強いと思う。孤独な人や高齢者に情報を伝えるのは大変で、独居で周囲との交流がない人に対しても情報を届けることは難しい。千葉県市川市では、民生委員の方にチラシを直接持って行ってもらおう取り組みをしている。
- Q5. (Q4に関連して) 先生の論文の中で、新たな対人関係を構築する際に物理的・心理的にある程度防御措置を講じているという考察があったが、コミュニティが広い人は防御措置への意識が高く被害に遭いにくいとか、逆に外部への感度が低いから被害に遭いやすいといったことはあるのか。
- A5. コミュニティのネットワークの広さと被害の遭いやすさを調べたことはない。関係性は分からない。
- Q6. 詐欺にあう心理的要因として、高齢者と若者との間に違いはあるか。若者は射幸心、高齢者は孤独が影響していると考えているがどうお考えになるか。
- A6. 孤独とロマンス詐欺の関係は強いかもしれないが、孤独と特殊詐欺との関係はそれほど強固ではないのではないかと（全く関連が無いというわけではない）。また、ロマンス詐欺は、若者も引っかかる。いわゆるおひとりさまと呼ばれるソロキャンプ等に行ける人は真に孤独という訳ではない。本当に孤独な人はリアルな人的ネットワークがない。ネットの中で生きている若者は結構いる。自分から反応、アプローチしないという人は、孤独という面で若者、高齢者に違いはない。男性が被害に遭いやすいアダルトサイトでの架空料金請求詐欺は、恥という感情を用いている。
- Q7. 頂き女子のマニュアルによると、「趣味のある人は狙ってはダメ」とあるが、どのようにしてこのような被害者心理を狙うマニュアルを作れるのか。
- A7. 文章を書ける能力の他、家庭や仕事（風俗等）での経験といったこれまでの経験が反映されている。特殊詐欺グループも騙すという経験を用いて実地で騙しやすいようにマニュアルを常にブラッシュアップしている。
- Q8. 2つ質問がある。1つ目は、悲しみを用いた説得や脳科学の実験は海外の研究であるが、日本でも当てはまるのか。2つ目は、ロマンス詐欺に遭った人は孤独・孤立を感じている人が多いのか。
- A8. 1つ目、日本と海外では全く同じような結果にはならないと思うが、悲しみという感情は人間に普遍的な感情。悲しみの意味に文化的背景による差異はあるかもしれない。結論として、完全には当てはまらないが概ね当てはまると考える。
- 2つ目、統計を調べてないからわからない。ただ、引っかかる理由を考えた際に、メカニズムとしてそれ以外の仮説が思いつかない。
- Q9. ある一面で孤独を感じている人や色々な局面で孤独な場合が想定されるがそれはどうか。
- A9. よくわからないのが実情。周りに人がいる中での孤独というのはある。それを実存的孤独という。実存的孤独の人は、本心から私のことを分かっている人はいないと思えることであり、詐欺に遭う孤独と関係していると思われる。

- Q10. 広報、啓発を見ても自分事として考えないことはままある。見たものがどう脳に影響するのかが分かれば理解される広報にならないか。また、どのような広報が理解に結びつくのかという研究はないか。
- A10. そのような研究は、把握していない。難しいこととして、真に理解することというのは脳科学でも解明できないのではないか。また、脳の機構は複雑であるため、脳の働きをイメージ化しても実際に理解につながっているかまではわからない。衝撃を受けた、インパクトを受けたという研究（扁桃体が反応している等）はあるかもしれない。また、ありふれた情報は、順化してしまう。例えば、商店街で特殊詐欺について広報啓発しているが、情報に慣れてしまい認識されないケースはよくある。インパクトのあるチラシは理解することは別として、目は引くと思う。身近な情報はインパクトを受けやすい。インパクトについて脳科学的に調べることは可能かもしれないが、実際に理解しているかどうかは別の話。
- Q11. 優先的に行った方がいいと思う対策は何か。
- A11. これをやった方が良いという1つの対策はない。この観点から考えたら良いのではというものはあるので、後に講義する。
- Q12. 避難訓練のように特殊詐欺を模した電話を架電することは、知識はあるものの他人事として考えて、行動をしない人に予防行動を促す意味はあると思うか。
- A12. 効果はある。実際に、千葉県松戸市で高齢者宅の留守電設定を警察官と一緒にやる運動をしているが、留守電設定率は上がった。ただ、警察は莫大なコストがかかるからやりたがらないと思う。大阪府警では、演劇班というものがあり、実践的に高齢者等に啓発している。ただ、こういうところにくる高齢者は元々防犯意識が高いため、効果性が出にくいところはある。
※宇田川教授補足 やるとしたらマニュアルとして普及し、一般の方にしてもらおうといった方法が考えられるのでは。
- Q13. 心理の面から2つ質問がある。バイアスに関して対策マニュアルが作れないか。また、広報啓発の順化を回避するためにはどうすればよいか。
- A13. 対策マニュアルは作れると思うし、どこかが作成しているかもしれないが、誰が使うかが重要。被害者は、チラシを読まない人が多い中、マニュアルをどう読んでもらうかが課題である。注意喚起を書いたマグネットを電話のところに貼るといった対策もされているが、次第に読まなくなる。作ってもどう読ませるかが大事。新規性があれば順化は防げる。常に新しいものを発想すれば良いが、どこかで行き詰まるかもしれない。
- Q14. 加害者側（末端と上部に分けて）に着目した時、高サイコパシー属性は関係あるか。
- A14. 研究を見たことはないが、おそらく関係ない。上の立場の人はいるかもしれないが、ほとんど関係ないと思う。下の立場の人にはいないと思う。

- Q15. 先生の論文で「家族のサポートがあれば、高サイコパシー属性である人も犯罪を起こさない」とあるがこれの対偶をとると、「罪を犯している高サイコパシー属性の人は、家族のサポートが少ない可能性がある」という論理は成り立つか。
- A15. 成り立つと思う。ハーシ (Hirschi, T.) の社会的絆理論などの研究により、サポートが少ない人の方が犯罪に走りやすい、粗暴になる傾向は判明している。サポートを充実させるということは犯罪抑止にとって重要だと思う。
- Q16. 論文には、非道徳的行為に対しては友人等のサポートが逆効果になるとあるが、特殊詐欺のグループ内でこういったサポートによって悪影響が悪影響を及ぼし、犯行が加速するという予測はできるか。また、特殊詐欺集団が高サイコパシー集団であると予測しているがどう思うか。
- A16. 友人や恋人のサポートが逆効果になる場合とは、彼らが反社会的な属性の人の場合である。研究で、周りの反社会的な人間からのサポートがあるほど、犯罪に走りやすいと判明している。また、サポートとサイコパシーは独立していると考えた方が良い。周りに悪い人のサポートがあるからといってサイコパシーとは限らない。加害者のサイコパシー特性の調査がないのでなんとも言えないが、特殊詐欺の形態からするとサイコパスは少ないのではないかな。特殊詐欺を成し遂げるのに、感情喚起はあまり必要ではないため、サイコパシーは関係ないのではと思う。サイコパシーが高い人は例えば、財布を何食わぬ顔で窃盗するといった類の犯罪をすると思う。
- Q17. 加害者心理について、末端の加害者を辞めさせないために犯罪グループの上層部が使う心理的手段はあるか。
- A17. 一度決めたことは最後まで貫き通す一貫性原理も使っているが、大部分は脅しだと思う。家族のことや「逮捕された後も分かっているよな」と言われると、やめられないという効果があると思う。
- Q18. 加害者サイドとして闇バイトという名称がハードルを下げていると考えているが、どう考えるか。
- A18. 警察庁の定義としては「闇バイト」という言葉は使われていない。危険ドラッグのように言葉を変えたからと言っても被害が減るわけではない。ただ、正式用語ではないが世間に広まってしまっている。受け子や出し子をやる人は、その後辞められなくなるように脅されると分かっている。知識があれば手を染める人は減ると考える。交通費をあげるから封筒を預かってほしいなどと言われるとハードルが下がってしまう。また、啓発面に関して、中学校・高校の先生と話す機会があるが、学校で教育する時間はあまりないようである。
※宇田川教授補足 緊急対策プランでも、「闇バイト」といった表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘がある旨言及されている。
- Q19. 特殊詐欺は財産犯であり、金銭を目的としているので、裏切りを誘発する経済的インセンティブは考えられるか。
- A19. 上層部の人にとっては裏切ったら殺されるという脅しがある。（それを無視して考えると）そもそもインセンティブを用意できるのかという問題もある。

加害者はとても儲かるので億単位の予算を用意できないのではと感じる。他のインセンティブとしては、例えば、大事な守るべき人がいると、離脱するかもしれない。

Q20. 詐欺の脅威を強調して、ナンバー・ディスプレイを推進することは詐欺対策として有効と認識して良いか。

A20. こういう被害があるので、録音機器やナンバー・ディスプレイ等の対策が有効だと伝えることは有効。難しいのはその行動を継続できるかという点。一回限りの対策と継続してやる対策というものは、別として広報の手段を考える必要がある。

Q21. 犯罪予防理論における予防の三段階について、犯罪が発生する前に未然に防ぐ一次予防、犯罪発生リスクが高い特定の個人や集団に介入する犯罪を防ぐ二次予防、罪を犯した者が再犯しないようにする三次予防と分類しているが、特殊詐欺に関して犯罪予防の分類を実施する意義はあるか。あるいは説明として間違いではないか。

A21. 一次予防は一般の人にする予防、二次予防は例えば受け子・出し子になりかねない人にする予防、三次予防はもう加害行為をした人に対し強制教育をするという予防である。それが（提言する際の）報告するときの枠組みとして適切かどうかは何を報告するかによるのではないか。

Q22. ロマンズ詐欺に関して、孤独な人の中にAI会話を使う人がいる。AIとの会話は人間との会話と異なるかもしれないが、AI会話に特殊詐欺の注意啓発の広報を混ぜるのはどうか。

A22. 特殊詐欺の啓発としてAIとの会話に混ぜるのは良いかもしれない。情報が伝われば、媒体はあまり気にしない。AIとの会話が人間との会話と違うかどうかはわからない。今後はそれらの見分けがつかない社会になるのではないか。

以 上



No. 4 宮城県警察仙台中央警察署			
日時	2024年6月11日 13:00～15:30	場所	宮城県警察仙台中央警察署
インタビュー先	宮城県警察仙台中央警察署 生活安全課 係長 赤松 様 刑事課 主任 飯塚 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

仙台中央警察署における特殊詐欺対策の捜査の実態、抑止対策について、御教示いただいた上で、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. 特殊詐欺を専門に扱う部署やチームが宮城県警本部及び仙台市の警察署にはあるが、効果はどうか。
- A1. 特殊詐欺の抑止チームの一員として、生活安全課の中に、犯罪抑止を目標に活動する部署がある。今年は昨年度より被害が増えており、広報について昨年度行ったものと全く同じ活動をしていても効果が薄いと感じている。昨年度の活動プラスαでの継続した対策が求められるが、決められた予算があるので改善案を日々検討している。
- Q2. 対策として高齢者宅への巡回連絡があると聞いた。その巡回対象を選ぶ基準があれば知りたい。また、その対象をすべて訪問するのにどれほどの時間がかかるのか。
- A2. 巡回連絡票の内容を基に65歳以上の高齢者宅を対象としている。連絡票の内容を更新する必要があるため、マンション・アパートのような人の入れ替え頻度が多い場所は、全ての世帯を訪問している。若い方に対応いただく場合は架空料金請求詐欺の啓発を行っている。現在のところ、仙台中央警察署では、管轄の高齢者宅のうち80%程度をカバーできていると認識している。残りの20%は、主に生活時間が合わない理由でコンタクトが難しい。不在の場合は、ポストにチラシやマグネットを投函して啓発を行っている。これからはその人たちの生活時間や状況に合わせてうまく巡回方法を工夫することを考えている。

- Q3. 電子マネー購入時にカード等を入れる封筒に注意喚起を促す対策で効果を検証中というお話があったが、このような啓発広報の効果の測定はどうしているのか。
- A3. 交番に勤務する警察官が店舗やコンビニなど対策がなされている場所へ訪問し担当者へインタビューをしている。数字としては月ごとの特殊詐欺発生件数を中心に見ている。6月は、封筒を配布した場所から被害届けや通報がなかったため、一定の効果があったのではないかと考えている。
- Q4. 広報の手法を検討する際に犯罪心理学的なアプローチを用いることができる可能性があると考えているが、現在の広報の手法は、どのようにして考えられているのか。また、心理学的なアプローチを適用することについてどう考えるか。
- A4. 現在の手法は、従来行ってきたノウハウをアレンジしているもので、心理学的なアプローチを活用したものではない。他方、心理学的アプローチは、東北大学の心理学の先生の講義を受けた感触から有効だと考えているので、今後検討していきたい。被害者は得てして、特殊詐欺の存在は知っているが、手口は知らなかったということがある。その点に着目して、新しい手口について啓発しつつ、飽きがこないように立ち返って古い手口についても広報している。
- Q5. 説明の中で防犯カメラの費用が一台数百万というような話もあったが、実際の所防犯カメラを設置するコストはどれほどになるか。
- A5. 国分町の商店街一体に監視カメラを配備するために約3,000万円かかっている。ただ、青葉区の補助金が利用でき、補助額は1台あたり約30～40万円ほどと承知している。また、監視カメラについて、その設置の希望や場所の相談に当部署で対応している。

以上



No. 5 東日本電信電話 株式会社			
日時	2024年6月11日 16:00～17:00	場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟
インタビ ュー先	東日本電信電話株式会社 経営企画部 岡本龍哉 様 宮城事業部企画総務部 担当課長 齊藤由美 様 株式会社NTT－ME 宮城エリア統括部 部長 水田宗徳 様 同エリアコーディネート担 当 担当課長 洞口幹 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

【質疑応答】

- Q1. 貴社の宮城支店では、特殊詐欺対策を呼びかける広報チラシ等を配布しているとのことであるが、具体的にどのような場所や状況で配布しているのか。また、犯罪被害についてどのような状況で認知・把握されているのか。
- A1. 広報チラシの配布に関して、通常の業務フローで実施している。例えば、回線の修理時やイベント参加時、警察から要請があった際などである。必要な場合には、警察に通報することもあり、また、ナンバー・ディスプレイなどのサービス紹介もしている。
- Q2. 貴社では、通話データをAIで解析し、当該通話が特殊詐欺であると疑われる場合、事前に登録した宛先に通知する「特殊詐欺対策サービス」を提供している

が、AI解析による撃退数は把握しているのか。このサービスの利用件数はどれほどあるのか。

A2. 正確な数は把握していないが、体感的には多いと思っている。

Q3. ナンバー・ディスプレイを要望する年齢層を教えてください。

A3. 独居の高齢者も多いが、テレビで知って詐欺被害を心配する方や、チラシを見
ることで周囲が気にかかるきっかけとなり、親族が代理申請する場合もある。

Q4. 宮城県内において、貴社が特殊詐欺対策に関するサービスの利用状況について
教えてください。

A4. かけている番号がわからないと怪しい電話かどうかわからないが、ナンバー・
ディスプレイを70歳以上に無償化したことで、一気に申し込みが増加した。県
や行政と協力し、利用件数は着実に増加している。

Q5. 他県では、企業から県警に特殊詐欺対策を働きかけた事例があると聞いたが、
宮城県ではどちらから要請したのか。

A5. 宮城の場合は、弊社から負担にならない程度で、行政（警察庁、警視庁）から
のアドバイスや要請によって協力するなど二層の連携を行っている。弊社は、
営利企業ではあるが、社会全体の利益になるように業界全体で取り組む形で議
論することが重要であると考えている。

Q6. ナンバー・リクエスト導入の申請について、離れて暮らす両親等のために息子
等が代理して申請する際にはどのようなプロセスで可能になるのか。

A6. マイナンバーカードなどで本人確認を行っている。代理人からは委任状を求め
ており慎重に対応している。

Q7. ナンバー・リクエストについて、契約数は昨年から20万件増加しており、その
分だけ負担も増えていると思うが、実態はどうなっているのか。

A7. 20万件は純粋に増えた数であり、実際には、受付などのコストも発生してい
る。ただし、経営の負担になるほどではない。NTTは営利企業であるが、社会的
責任のために公的な負担も重視している。

Q8. 犯行に利用された固定電話番号等の利用停止及び新たな固定電話番号の提供拒
否の取り組みについて、利用停止の具体的なプロセスを教えてください。

A8. 警察が証拠を収集し、犯罪に固定電話が利用されたことを明らかにし、警察か
らの要請を受けて犯罪に関与した電話番号の利用停止を要請する。犯行に利用
された電話番号の利用者に対し、新たな固定電話番号の提供を拒否している。
ただし、電気通信の提供は、人々の生活を支える重要なインフラであり、簡単
に遮断することはできない。

Q9. 令和5年7月より、貴社では、悪質な電話転送サービス事業者が保有する「在庫
番号」を一括利用停止する仕組みの運用を開始しているが、貴社が担当した在
庫番号はどの程度か。

A9. 在庫番号停止も含め、これまでに1万以上の電話番号を停止している。

Q10. 特殊詐欺に関する抑止につながっていると感じる制度はあるのか。

A10. 詐欺に使われた電話番号の利用停止スキームは有効だと感じている。

Q11. 行政からのどのようなサポートがあれば企業側として嬉しいか。

A11. 事業者の立場からすると、固定電話は危険なので利用を非推奨とされると不利益であり、（各種対策は）固定電話の安心安全にご利用いただくために、当社の判断で実施しているもの。一般論であるが、事業者が自主的に取り組める枠組みが望ましい。費用負担まで企業側に求められると、各事業者における取組みの広がりという観点で厳しいと考えている。

Q12. 国際電話不取扱サービスについて、貴社では固定電話・ひかり電話を対象に国際電話番号からの発着信を無償で休止できるサービスを行っているが、手続きにかかる人的・時間的コストはどうなっているか。

A12. 国際電話を使った特殊詐欺がメジャーになっている。国際番号を止めるサービスは複数（お客様に端末を購入いただく、国際中継回線側でブロックする等）あるが、着信側の回線側では対策は難しい現状である。国際電話中継の元を取りついで止めることが必要であり、業界全体で対処することが重要である。

Q13. 通信の秘密と犯罪対策のバランスについて、どのように考えるか。

A13. 弊社は、インフラの会社であり、インターネット回線は1000万、固定電話は500万の契約数があり、電話が犯罪に使われるのならば、犯罪から社会を守る社会的責任があると感じている。一方で通信の秘密との関係で、司法や行政において適切な制度整理がなされることが重要。

Q14. 特殊詐欺に悪用される電話番号の件数はどの程度あるのか。

A14. 利用停止スキームの開始後は、番号停止されることも見越して、小口での番号調達がなされるケースが増えている。

Q15. 認知した情報や会話の内容は警察と共有しているか。

A15. 警察から照会文書がきた場合には、必要な内容を回答しているが、個人情報保護の観点もあり能動的にデータを提供することはしていない。

Q16. 日本国内において、ナンバー・ディスプレイの設置数に地域差はあるか。

A16. 恐らく地域差はない。固定電話の契約は高齢者や法人が多い。ナンバー・ディスプレイの比率にも特に違いはないと思う。

Q17. 総務省によって令和元年度から実施している「電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等スキーム」について、実際に電話番号を利用停止にするまで最短でどのくらいかかるのか。

A17. 犯罪組織が番号を卸売などしていることから、疑わしい携帯電話を持っていたとしても特殊詐欺をしているとは限らないため、すべての疑わしい電話を停止すると、善良な利用者の番号も同時に停止してしまう恐れがある。このため、警告

して一定の猶予期間を与え、段階を踏まなければならない。善良なユーザには代替案を提供する期間も必要である。電気通信事業者は、何百回も電話をかけ続けているなど外形的に不正利用とわかる場合は停止しやすいが、犯罪に使用されているかどうかの判断は、捜査機関等と協議する。オペレーションを工夫し、最後は善良な利用者をどのように守るかが課題である。

Q18. 手口がアップデートされていく中で、どのようにその情報にキャッチアップしているのか。

A18. 犯罪利用対策の観点でいえば、行政と話す人、各都道府県と連携して広報活動を行う人、現場で受付を拒否する人などいろいろな役割が存在する。制度関連で言えば、総務省や警察庁などの官公庁と毎日のように連絡を取り、お互いに情報の共有を行い、ガイドラインの改正検討等を行うなど、日々情報をアップデートしている。

Q19. 複数回線の契約申請の段階で、犯罪組織と一般企業の見分けはつくか。

A19. 初期段階では見分けがつきにくい。日本の99%が中小企業であるため、企業名だけを聞いても判断はできない。怪しいという感覚は持ちにくく、受付段階で犯罪に用いられるものかどうかを判断するのは困難であり、提供拒否することは難しい。

以 上



No. 6 愛知県警察本部			
日時	2024年6月18日 16:00～17:30	場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟
インタビ ュー先	愛知県警察本部 刑事部組織犯罪対策局 組織犯罪特別捜査課 奥田宜仁 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授 松村孝典教授

【質疑応答】

- Q1. 私たちは、特殊詐欺の手口には「人口の密集するところが狙われる」という以外に地域性はないと考えているが、愛知県内の特殊詐欺被害に何か特徴はあるか。
- A1. 人口要素に関しては、一概には言えない。例えば、百貨店の従業員をかたる手口の場合、百貨店がない地域では通用しない。また、還付金詐欺は全国で通じる手口だが、関西圏の一部府県では、その発生件数が比較的多い。必ずしも人口の密集度に応じて特殊詐欺が発生するわけではなく、その地域性などに応じて狙われるのではないか。愛知はいい意味で都会であり、地方でもあるので狙われやすい。愛知の手口の特徴は、満遍なく様々なものがある。
- Q2. 愛知県警では、「だまされた振り作戦」を実施されているが、令和5年度の摘発件数はどのくらいか把握されていたら教えて欲しい。また、効果の実感はどのようなになっているか。
- A2. 2023年で34件38名、2024年5月末時点では14件14名。先週も4名捕まえている。ただ、特殊詐欺は被疑者側が100件失敗しても1件成功すれば犯人は儲かるため被害額は減りにくい。
- Q3. 被害防止のために声掛けしても被害者の説得に失敗した事例はあるのか。
- A3. そのようなケースもあるが、被害抑止につながったケースも多数ある。頑張って被害者に詐欺であると説得したものの、説得しきれずに詐欺被害に遭ってしまい、後日、息子さんと謝りに来られる事例もあった。

- Q4. 愛知県警察では、特殊詐欺捜査協力報奨金制度を令和6年から設けているが、成果はどの程度あるのか。また、運用上の課題等やその財源について教えていただきたい。
- A4. 報奨金を支給する対象のほとんどは、「だまされた振り作戦」に協力してくれた被害者である。愛知県内でだまされた振り作戦に協力してくれる（県民の方々は）風土はできているから、この制度を利用した検挙人数は多い。「お金のためじゃない。」や「仕返し怖い。」という理由でお金の受け取りを辞退する人もいる。ただ、この制度の趣旨は、アジトに関する情報提供ではない。自分の知り合いが特殊詐欺に関与している場合、1万円で友達、知り合いを売れるかと言われると、売らない人が多いと思う。
- 実際に寄せられている情報のほとんどは、匿名希望で、知らず知らずのうちに警察に協力しているケースもある。例えば、110番通報で「隣の家が一日中電話している。」という通報があり、捜査した結果、犯行拠点だった場合がある。この場合は、通報した人に報奨金は支給されない。財源については、愛知県の企業の協賛金によって賄われており、市民らの協力を得られることにもつながる。
- Q5. 愛知での特殊詐欺に関して、東北と比較して暴力団の存在が大きな違いではないかと認識しているが、手口・規模への影響はあるか。
- A5. 東北方面であれば、親族をかたる手口が多い。地方に行けば行くほど、人が優しくなるし助けたくなくなるという心情が働くのではないかと。愛知県内の都市部と地方部でも違いがある。暴力団とは関係なく詐欺は人の心を惑わす犯罪なので、人や地域性を狙っていると思われる。
- Q6. 報奨金の予算を出しているのは協力団体とのことだが、どういう名目で団体は予算を負担しているのか。
- A6. まず、「特殊詐欺捜査協力報奨金制度」とは、愛知県内の特殊詐欺を撲滅するため、愛知県警察の実施する「だまされた振り作戦」に協力した者又は県民を対象とした特殊詐欺に関する有力な情報を提供した者のうち、特殊詐欺犯人の検挙に寄与した者に対し、報奨金として現金1万円が贈呈される制度である。
- 実施主体は、「愛知県特殊詐欺撲滅プロジェクトチーム(愛知県金融機関防犯対策協議会、愛知県警備業協会、生命保険協会愛知県協会、全国防犯CSR推進会議愛知部会)」で実施期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの間（予定）、対象事案として「だまされた振り作戦に協力し、特殊詐欺犯人の検挙に至った事案」と「有力な情報の提供により特殊詐欺犯人の検挙に至った事案」を対象としている。
- 詳細は、愛知県警察のホームページに掲載している。
- Q7. 捜査特別報奨金制度（指名手配の懸賞金）と報奨金制度は競合しないのか。
- A7. 既に行われた犯罪とこれから行われる犯罪との違いから競合はしない。報奨金の金額の違いも同様の理由からである。
- Q8. 報奨金制度は制度設計時から金額について1万円という金額だったのか。
- A8. 2021年7月に始まった制度であるが、それ以前から捜査協力謝礼として1万円支

払いしていた。この財源は警察の予算から捻出していたが、現在は企業の協賛金に依る点で異なる。

- Q9. 2023年のタイでの犯罪グループ確保までのフローを教えてください。（どのように拠点を特定したのか、当局との連絡はどのように行われたのか、どのように身柄の引き渡しを行ったのか等）
- A9. タイの犯行拠点の特定に至ったのは、受け子被疑者を検挙したことをきっかけに現金回収役、かけ子、国内外のアジトを特定した。これまでの海外拠点摘発事例は現地当局からの情報提供がほとんどであるため、これは稀なケースであった。愛知県警察とタイ当局とのやり取りは直接行っておらず、タイ当局とのやりとりは、警察庁を通じて行った。犯罪グループは、被害者からだまし取った豊富な資金を背景として拠点を転々とするため、いつまで滞在しているかは時間との勝負であり、迅速な対応を依頼した。ルフィ事件を契機として世論の後押しもあり、捜査が大きく進んだ。タイでは警察当局の中に入国管理局があり、積極的に動いてもらえた。タイ入管の人が身柄を拘束、強制送還し、愛知県警察が日本国内で逮捕した。
- Q10. 捜査官の思いや世論などによって捜査が大きく進んだように思えるが、何か制度などがあればスムーズに捜査が進むのではないか。
- A10. 制度に関しては明確な答えを持ち合わせていないが、関係者の思いが大事なのではないかと考えている。悪い奴を許さないという思いによって関係者が動くのではないか。
- Q11. タイとは刑事共助条約が結ばれていないが、現地の警察との情報共有はスムーズに行えたと思われるか。実務上、うまくいった点、困難だった点があれば教えてほしい。
- A11. TOC条約（国際組織犯罪防止条約）にタイと日本は加盟しているが、タイ国内ではそれにかかる国内法が整備されていないため、警察庁、外交ルートを通じてやり取りをした。海外における証拠品の押収は、日本の法律の適用外なので、国内で証拠を押収する流れをとった。
- Q12. タイが犯行拠点として選ばれる理由はどういうものが考えられるか。
- A12. タイ、カンボジア、フィリピンを犯行グループが選ぶ理由として、1点目は、日本と時差が少ないということが挙げられる。時差がある国だと、電話をかけ続けるときに犯人側も肉体的、精神的に負担がかかる。2点目は、東南アジアは親日国家が多いということ。慣れない場所での生活は困難だが、東南アジアの国は親日で、ご飯も美味しく、比較的物価が安いいため選ばれると考えられる。3点目は、被疑者の証言によると、simカード等の犯行ツールが容易に手に入ることがある。また、娯楽のための繁華街もあるということも大きい。犯人グループは女性を囲い、覚醒剤、大麻を使用していることも多い。
- Q13. 国際捜査の際、外務省や警察庁などの省庁の関わりがあると思うが、どのように関わりがあるか。また、捜査を行う上でパワーバランス等の影響を受け、捜査の行き詰まりはあるか。

A13. 今回の事件では、外務省職員はほとんど関わりがない。捜査の基本は、属地主義なので、外国での捜査はあきらめていたが、海外の犯行拠点を摘発するために、打って出ないとだめだという風潮は警察組織の中でも醸成されている。自分が捜査に従事した当初は、上司にも海外の犯行拠点の摘発をやれと言われ、無理じゃないかと思っていたが、海外拠点を意識して捜査していると見えないものが見えてくる。

Q14. 国内捜査と比較した、国際捜査の難しさはどのようなものか。

A14. 足を使った捜査ができないということが一番の難しさ。足を使うことで捜査が進むケースが多い。日本は戸籍制度等がしっかりと整備されているので、照会結果は信用できるが、制度が整備されていない国の場合は照会結果も信用できない場合がある。また、外国当局に情報を照会しても、矛盾する結果が回答されることもあるほか、被疑者側に警察が捜査しているという情報が売られていることもあるなど、海外では日本の常識が通用しない。

Q15. 実際に国際捜査に従事された経験を踏まえて、法律や制度について、国際捜査を行う際に課題である（円滑な捜査に支障をきたす）と感じた点や、今後存在すればより国際捜査を円滑に実施できる（新設、整備するべきである）と考える法律や制度はあるか。

A15. 国際捜査の課題は、国と国との話し合いになること。また、相互主義であるため、日本側も外国の捜査に尽力する姿勢を示す必要がある。理想は、国外においても捜査ができるような人がいれば良いが、国際法上難しいと思う。今年の春から全国警察で運用が開始された連合捜査班等の枠組み設置により国内はまとまって捜査しようという機運ができつつあり、国外においても似たような枠組みができれば良いかもしれないが、難しいとも思っている。

Q16. タイにおける犯罪拠点と国内における犯罪拠点との比較で、特徴的な点や相違点はなにか。

A16. 国内の犯行拠点は少数分散型、国外は多数集合型の傾向がある。国内の理由は2点ある。1点目は、警察の摘発を逃れるためであり、誰か1人捕まっても犯行は継続できるように、被疑者が日常生活に溶け込めるようにするためである。2点目は、摘発されても他のグループが組織を継続できるようにするためである。この前摘発した被疑者は3,000万円手元に持っていたが、大金を手に入れても豪遊すると周囲にバレてしまう。普通の髪型や服装、慎ましい食生活をして社会に溶け込むようにしている。摘発した犯行拠点は、国内でも全国にちばっていて、秘匿性が高いアプリを使って連絡していた。国外でやるメリットは、監禁とまでは言わないが、逃げられないような状況の拠点を作ることができることである。地理もわからない、言葉もわからない、スマホは取り上げられるので、逃げられない。海外拠点の方が、日本の拠点よりも増えているという話もある。

Q17. 国内・国際捜査に関わらず、捜査上の現状の課題は何か、またその課題を克服するための施策等はあるか。

A17. 捜査上の課題としては、中枢の被疑者が捕まらないということである。かけ

子やグループのリーダー格の人物ですら、首魁（詐欺グループのトップ層）に直接会ったことがないこともある。今後は、犯罪収益に着目した対策が必要だと認識しており、海外の情報が開示されるシステムが整備されれば上層部逮捕につながる突破口にもなると考える。

Q18. 本で犯罪グループ同士の縄張り争いがあると学んだが、実際にはあるのか。

A18. 縄張り争いはあると思う。摘発したグループは元々東南アジアのA国に拠点を置いていたが、仲間割れして他グループと喧嘩になりA国にいられなくなり、東南アジアのB国に移動していた。素性を明かすとお互いトラブルになるので、特殊詐欺に関わるグループだと思っても聞かないで接するというをしているようだ。

Q19. お話をお聞きしていると首魁に関すること以外については、被疑者はかなり供述している印象であるが、被疑者側としては、少しでも懲役期間を短くしたいという思惑が働き、供述をスムーズに行うのか。

A19. 犯行を認めると、これまでは反省していると見なされて、刑罰が軽くなっていたが、直近の裁判例を見ていると、犯行を認めたとしても首魁や組織のことを供述しない被疑者は厳罰化する傾向があるように感じている。

以 上



No. 7 株式会社 七十七銀行			
日時	2024年6月18日	場所	オンライン
インタビュー先	株式会社七十七銀行 マネー・ローンダリング対策課 御担当者 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授 松村孝典教授

金融機関による特殊詐欺の取組等について、御教示いただいた。

以 上

No. 8 埼玉県警察本部			
日時	2024年6月20日 16:30～18:30	場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟
インタビ ュー先	埼玉県警察本部 刑事部組織犯罪対策局組織 犯罪対策第三課 課長補佐 島野裕介 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森 駿 三輪浦淳和 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授

埼玉県警察における特殊詐欺対策の捜査の実態、抑止対策について、御教示いただいた上で、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. 埼玉県内の特殊詐欺被害には何か特徴があると思うか。
- A1. 特殊詐欺には地域性がある。例えば関西圏では還付金詐欺被害が多く、オレオレ詐欺被害は少ないという特徴がある。特に、還付金詐欺は役所の職員が架電するという設定であるため、掛け子が話す言葉が当該地域の方言ではなく、標準語を話していたとしても違和感がないため、全国共通の手口であるといえる。実際に埼玉県内でも増加している。
- Q2. 埼玉県警では、特殊詐欺水際防止功労者証により協力事業者で優遇特典を受けられる制度を設けているが、どのような成果があったか。また、当該制度の運用上の課題等があればご教示いただきたい。
- A2. 当該制度は生活安全部の管轄であることを前提に回答する。実際、水際防止の効果は見えづらい。当該制度は協賛企業に過度な負担とならないような仕組みにしている。例えば、スーパー銭湯を例にあげると、入館料を無料にしても多くの人は施設内（食事など）でお金を使うので、当該施設にもメリットを感じてもらおうように努めている。また、協賛企業にとっても特殊詐欺対策に貢献しているというメッセージを発することができる。警察は予算が限られているので、企業とタイアップできる時はタイアップしている。
- Q3. 外国人留学生がサイバー犯罪（特殊詐欺）に知らないうちに加担しているという実態があり、講演等を行って啓発を行われているが、その効果を感じているか。また、その他の対策案があればご教示いただきたい。
- A3. 確かに外国人留学生が知らないうちにサイバー犯罪に加担する事例など存在し

ている。ある国の人、ギャンブルを好む人が多く、賭け事をするために借金し、多額の負債を抱えた者が出し子や口座売買等の犯罪に手を染めることがある。さらに、SNS上で口座売買の案内が行われており、帰国する際、気軽に口座を売買する者もいる。そのため行政は、金融機関に対して、外国人の口座は、在留期限到来後、一旦凍結し、それを解除するためには在留更新の届出をしてもらう取り組みを実施してもらうよう、協力を要請している。

- Q4. 特殊詐欺連合捜査班が組織されて3か月ほど経とうとしているが、現時点での成果をお話で来る限りお聞きしたい。
- A4. 埼玉県警でも70人ほどが従事している。これまでは、犯罪発生地、警察が捜査を担当していたが、特殊詐欺は都道府県の枠を超えて発生しているため、全国一体となってやるべきとして、連合捜査班が発足した。特殊詐欺が発生して約20年が経っているが、警察が本気で取り締まって根絶できていない犯罪として、特殊詐欺が挙げられる。特殊詐欺はリスクとコストのバランスから効率がよいとされており、特殊詐欺を根絶するためには、利益をなくさないといけない。
- Q5. 実際に国際捜査に従事されたご経験を踏まえて、法律や制度について、国際捜査を行う際に課題である（円滑な捜査に支障をきたす）と感じた点や、今後存在すればより国際捜査を円滑に実施できる（新設、整備するべきである）と考える法律や制度はあるか。
- A5. 海外機関との捜査連携が重要であると考えます。日本では、被疑者を逮捕するためには非常に厳格な手続きが必要である。国際捜査に関して言えば、警察が犯罪事実を確認し、捜査体制を構築するなど、日本側の受け入れの準備を整えた上で現地当局から引き渡しを受ける。実際、カンボジアの事例では事件の認知から被疑者の逮捕まで一定の時間がかかった。国際捜査には、両国の捜査当局間の連携、ひいては国家間の関係性の構築が必要であると考えます。
- Q6. 去年はカンボジアとベトナムで特殊詐欺グループの移送、摘発に従事されているが、ベトナムとは国際刑事共助条約が締結されており、カンボジアとは締結されていないなか、両国で手続きにかかる時間はやはり大きく異なったのか。
- A6. 条約の有無は、今回のケースでは関係がなかった。条約がなくても、現地の警察アタッシェの働きにより、連携が円滑に進むこともある。また、警察としては、空港や税関当局、入管当局などの関係する機関と協力の上、日本の受け入れ態勢を整備する必要があるが、海外から突然の情報提供があり、日本における被害の詳細や現地で拘束された者の犯罪の事実関係が分からない中で、海外当局が摘発した被疑者を送還した場合、日本の警察としては十分な準備ができていないことがある。このため、早ければ早いほどよい、というものでもない。
- Q7. 国内・国際捜査に関わらず、捜査上の現状の課題は何か、克服するための施策等についてご教示いただきたい。
- A7. 特殊詐欺は、暗号資産やSNSなど、世の中にある普通のもの（ツール）をうまく使っている犯罪だと感じる。また、国際電話を用いて架電する場合であっても、「03」などの日本の市外局番に変更できるアプリもあったが摘発し、現在

では使用できないようになっている。殺人や窃盗などは、手口の大きな変化がない犯罪であるが、特殊詐欺は日に日に進化しており、そういう意味で捜査側と犯人側のいちごっこであると感じる。

Q8. これまでの内容以外で、国際捜査は国内の捜査に比べてどのような難しさがあるのか。

A8. 外国人グループが外国人をだましたパターンはわからない。ナイジェリア発と言われるロマンス詐欺、アメリカ発と言われるサポート詐欺の拠点もおそらく東南アジアにあると言われている。実際にロマンス詐欺やサポート詐欺の捜査を担当していた人に伺うと、中国人が中国人をターゲットにしている、偶然日本人が被害にあったため明るみに出たケースはあるが、これまでは日本人が日本人を騙しているパターンが多かった。日本人が騙している場合は、犯人が日本にいずれ帰国するため、警察が捜査しやすいが、外国人の場合で日本に入国しない場合など、捜査が難しいことがある。

Q9. 海外の犯罪グループの拠点で使われていた端末はどこから持ち込まれたのか。

A9. 現地で入手したものと思われる。

Q10. 国際捜査に関して、捜査の手続きに時間がかかるのはなぜか。

A10. 捜査員の選定、写真撮影してパスポートやビザの発行を依頼し、手続きが完了するまではどうしても時間がかかってしまう。

Q11. 実際に県警の方がやり取りをするのは警察庁の国際捜査管理官なのか、あるいは組織対策二課なのか。出張に行く時は国際捜査管理官の職員と同伴するのか。

A11. やり取りについては、国際捜査管理も組織対策二課もどちらもある。出張に行く時はケースバイケースであるが、両課の職員と行った。

Q12. 東南アジアは犯罪ができるシステムが構築されており、日本からアプローチをかけるのは難しいと感じるが、いかがであるか。

A12. まさにその通りであり、捜査についても証拠品の管理が日本と異なる。証拠品の押収方法の際の留意点などを関係する東南アジアの警察に紹介し、協力を要請している。国家間の連携を構築しているが、手探り状態である。

以 上

No. 9 総務省（総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課）			
日時	2024年6月25日 14:45～15:45	場所	総務省
インタビュー先	総務省 総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課 課長補佐 小澤孝洋 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 金子智樹准教授

総務省が行っている特殊詐欺対策について、小澤補佐からブリーフィングを受けた。その後、国内電話・国際電話への対策、利用停止等スキームの運用、マイナンバーカードを用いた本人確認等について質疑応答を行った。なお、インタビューの内容や質疑への回答等については、総務省の公式回答ではなく、個人のお立場として、回答いただいた。

以 上



No. 10 警察庁（組織犯罪対策第二課）			
日時	2024年6月25日 16:00～17:30	場所	警察庁
インタビ ュー先	警察庁 刑事局組織犯罪対策部組織 犯罪対策第二課 理事官 柴田延明 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 金子智樹准教授

警察庁組織犯罪対策第二課における特殊詐欺対策の捜査の実態、抑止対策について御教示いただいた上で、以下の質疑応答を行った。（質疑応答については、私見であることを前提に回答いただいた。）

【質疑応答】

- Q1. 本年の4月に特殊詐欺連合捜査班(以下、「TAIT」という。)が全国で組織されたが、どのような背景があるか。組織対策二課との関係はどのようなものか。
- A1. 特殊詐欺に限らず、警察の捜査は基本的には犯罪が起きた場所を管轄する都道府県警察が対応する発生地主義であり、一義的な責任を持って発生地の県警が担当する。首魁は首都圏にいる場合が多いが、特殊詐欺は全国的に発生。首都圏と地方のように離れた場所でも迅速に対応し、捜査を効率的に進めるためにTAITを設置した。例えば、九州で特殊詐欺の被害が発生し、東京のATMで被害金が引き出された場合は、被害を認知した県警が警視庁に依頼し、防犯カメラの捜査など捜査を委託。TAIT創設前は、捜査に時間がかかっていたが、現在は、（極端な話、）電話一本で協力依頼が可能になった。また、地方の警察は人員の問題もあり、首都圏に派遣するのは負担であるが、本体制により首都圏のリソースを使用できるようになるため負担減にもつながる。ただし、まだ運用開始から間もなく、運用は県によって対応に差がある。好事例を共有することで改善したいと考えている。
- Q2. TAITが組織されて3か月ほど経とうとしているが、現時点での成果はどのようなか。
- A2. 細かい数字はまだ出せないが、少しずつTAITを活用した検挙事例が増えている。例えば、北海道にある会社を名乗った投資についての怪しい勧誘があり、北海道のTAITを用いることで迅速に実際の調査でそのような会社は存在しない

ことを確認でき、翌日金銭を受け取りに来た受け子を逮捕するに至った事例がある。従来の体制では、発生地主義に基づき担当する都道府県警察が事実確認のために北海道に行く必要があるが、このように遠隔地において特殊詐欺が疑われるケースで、TAITを活用することで捜査を迅速かつ効率的に進めることができた。当初は若干の摩擦はあったが、担当部署間のコミュニケーションや役割の整理などを行い、最近は大きな問題もなくスムーズに連携できている印象がある。

Q3. 特殊詐欺対策に関する法制度について、現在、課題である（円滑な捜査・対策の支障となっている）と感じている点はあるか。

A3. 最近のSNS型投資・ロマンス詐欺も含め課題は多くあると感じている。特殊詐欺対策は平成15年頃から約20年行っており、様々な法制度も整備してきたが、犯罪者グループは法の間をかいぐり、新技術を駆使している状況であり、撲滅には至っていない。現状の問題点は、犯罪対策閣僚会議で先日まとめられた「国民を詐欺から守るための総合対策」に詳しい記載はあるが、特殊詐欺で最もよく使用されるツールである電話に関連して、詐欺に利用された国際電話の対策が難しいことである。国際電話不取扱受付センターなど、国際電話が架電しないようにするサービスはあるが、引き続き、総務省と連携して対策を検討する必要がある。

携帯電話の契約時の本人確認で公的書類の偽造が疑われるケースもあるため、ICチップ読み取り機の導入などできちんと認証をとることで、偽造を防ぐ仕組みを議論しているが、民間企業は、サービスを提供して利益を出していく必要もあるため、対策の実施には事業者の理解と協力が不可欠である。

また、金融機関との連携において、口座開設時の本人確認の問題があり、偽造防止のため、マイナンバーカードを活用できないかと議論している。ATMの引き出し制限の導入も有効であると考えており、一定期間ATMの利用がない人、特定の年齢以上の人にはATMの引き出し額を制限する案もあると思うが、利用者にとってはかなり負担であるため、金融機関からは慎重意見も聞こえる。

Q4. 特殊詐欺の捜査において、電話・通信は総務省が所管しているが、総務省との連携で改善点や問題意識はあるか。

A4. 以前は通信の秘密において慎重な対応をされることもあったと聞くこともあるが、今の関係は良好で特に問題点はないと感じている。

Q5. 他省庁との連携について教えてほしい。

A5. 各省庁は、当然ながら所管業務があり、そこも配慮しながら、事業者にとっても過度な負担にならないような対策を議論し続ける必要があると考えている。対策が業界横並びになっているところもあるが、どのようなアプローチをしていくか考えている。

Q6. 匿名・流動型犯罪グループの興隆が指摘されているが、半グレや暴力団が特殊詐欺に関与しているケースは現状どのくらいの割合であるか。

A6. 匿名・流動型犯罪グループは、その特性上、活動の実態を把握することが難しい。特殊詐欺について言えば、高度に組織化されているグループもあり、受け

子や出し子は中枢メンバーの名前や顔を知らないことが多く、組織の全体像を掴むことが難しいケースも少なくない。

- Q7. 海外の特殊詐欺グループの組織構造につきまして、国内の特殊詐欺グループの組織構造と比較して、特徴的な点、相違点はあるのか。
- A7. 比較できるほど海外の特殊詐欺グループの組織構造に関する事例がないが、日本人が組織している場合は国内の特殊詐欺グループと大きく変わらない。しかし、SNS型投資・ロマンス詐欺は、外国人によるケースが多いという認識である。最近の事例だと、中国人が詐欺グループを組織し、日本人が騙しの文言の校正を担当していた場合もあった。国境を越える組織的な詐欺については、海外当局と協力しながら捜査を進めていきたい。
- Q8. 今年度からSNS型投資詐欺とロマンス詐欺が特殊詐欺の統計から外れることになっているが、その理由を教えて欲しい。
- A8. SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺は今年できた分類であるが、もともと特殊詐欺に含まれておらず、一般詐欺として分類されていた。これらの詐欺の大きな違いは、信頼関係構築の工程があることである。特殊詐欺は、電話を掛けていきなりだましに入り、被害者を焦らせて考える時間を与えないが、SNS型投資・ロマンス詐欺は、一定期間にわたってコミュニケーションを図る。SNS型投資詐欺について言えば、投資に関する講義のようなものを行った上で、投資用のアプリのダウンロードを誘導する。アプリ内で儲かっているように見せかけ、最初は利益として一部還元することもあるが、後に引き出そうとしても手数料や税金などあらゆる名目をつけて支払いをさせ、最終的には引き出せなくなる。詐欺だと気づいたときには音信不通になる。
- Q9. SNS型投資詐欺とロマンス詐欺は、特殊詐欺と捜査の手法等は異なるものか。
- A9. 特殊詐欺と手口や捜査手法が似ているところもあり、特殊詐欺担当が捜査を担当することもある。捜査手法自体は似ているといっても、舞台装置となっているのは、マッチングアプリやSNSとなっており、対策としては、それらの事業者から実態を伺いながら検討している。これらの事業者は、これまでの特殊詐欺対策の中ではあまりコンタクトをとることがなかった者も含まれる。
- 共通点は、受け子や出し子がいる場合があり、口座凍結が必要なところも同じである。海外との捜査協力についても共通している。また、SNS型投資・ロマンス詐欺は、被害者の年齢層が特殊詐欺よりも比較的低いため、年齢層を意識した広報啓発が必要になるだろう。捜査のプロセス自体は大きく変わるものではないが、関係する事業者についてはこれまでやり取りしたことがないところが多く、苦労もある。
- Q10. 警察が本気を出しても撲滅できていない唯一の犯罪が特殊詐欺であるとの関係者から聞いたことがあるが、そう思うか。
- A10. 唯一かはわからないが、特殊詐欺に関してはそうであると個人的には思う。
- Q11. 特殊詐欺対策として、司法取引の有効性はいかがか。
- A11. 協議合意制度のことだと理解するが、この制度は検察が主導となる制度であ

る。報道を見る限り、これまでも活用された事例は少ないのではないかと。使える場面があれば積極的に検討すればよいと思うが、協議合意制度が有効なのかは個別の特殊詐欺事件に応じて検討する必要があるだろう。中心に近い人物はある程度相互の繋がりがあるとは思いますが、逆に話をしない可能性もある。そのような場合には、やはり客観証拠から捜査していくが重要と考えている。また、組織からの報復を恐れて、制度を利用しないことも考えられる。

Q12. 中国人による特殊詐欺グループにおいて、日本人が通訳をしていた事例のお話があったが、この日本人たちはどのような感覚で加担していたのか。犯罪の意識はあったのか。また、被害者救済の面で海外の事例を取り締まる方法はあるか。

A12. 加担していた日本人をはじめ、犯意を否認する人がいるが、何を翻訳していたのか、何をしていたか、当時の社会情勢を知っていれば分かっているのではないかと思う。また、海外の被害者救済の方法については検討中である。犯行拠点は海外にあっても、日本人被害者が日本の金融機関の口座に振り込んだ後、速やかに口座凍結できれば振り込め詐欺救済法で被害回復が図られる場合がある。国内で止められず、海外にお金が流れてしまうと、現在の仕組みでは、なかなか被害回復は難しい。この問題について検討をする必要があると考えている。

Q13. TAITの運用において温度感に差があるとのことだが、ヒートマップを使えば効果はあがるか。また、都道府県ごとに地理的情報を用いた分析が行われていたが、分析内容にばらつきがあり、データの統括・統制が検討される見込みはあるか。

A13. 各都道府県警察のデータを統一化することは不可能ではないかもしれないが、予算、メンテナンスの問題などあり、様々な条件(政策や合理性含む)を考慮する必要があるだろう。また、分析の目的が他の都道府県の事情に合致するかを確認する必要がある。

Q14. SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺を含む一般詐欺と特殊詐欺の区別について、理解できないところがある。時間軸や捜査手法など着眼点があるが、本質的には、自身で虚偽の信頼を作出、他人の真の信頼を拝借しているという区別は正しい認識か。

A14. 著名人の名を騙るものという意味では、他人の信頼を利用していると言ってもよさそうである。他方、特殊詐欺においても警察官騙りなどは警察官への信頼を逆手に取っているとも捉えられるため、指摘のような区別は必ずしもあてはまらないと思う。

Q15. 海外当局が海外拠点を摘発した際に、日本は発生地主義に基づくため担当する警察が決まるのに時間がかかると聞いたことがあるが、このような事案をTAITが担当することはありえるのか。

A15. 今のところはない。非常にいい論点であり、指摘のような事例でどのように捜査を進めていくべきかについては引き続き検討が必要だろう。

- Q16. 捜査上の課題は何か、特殊詐欺の特性に対する自説（匿名性、いたちごっこ、高度な組織性）の正誤、過不足について指摘してほしい。また、特殊詐欺に特徴的な点はなにか。
- A16. 特性については、その通りだと思う。なぜいたちごっこになるのかという観点から言えば、警察が対策を打っても、犯罪者が次の手口を見つけてくるため、さらに対策を打つ、この繰り返し。特殊詐欺の手口は多く、1つの手口に対応すると、他の手口を使うなど、犯罪者はその時その時の効率的な手口を使う。犯罪者は、最新のツールを使うことも多いが、政府はじめ対策を講ずる側において、何か制度的な対策を講ずるにも時間がかかる。犯罪者はお金を稼ぐことに必死なので、どん欲にやってくる。また、海外に行くことの時間的・地理的制約が昔に比べて少ないこともあって、海外を拠点とした犯行が増えているのだろう。
- Q17. 特殊詐欺の昨年度の統計で初めて海外拠点の検挙人数が明記されたが、その理由は何か。また、過去のデータはどこかで参照できるか。
- A17. 一昨年度まではコロナ禍の影響もあり、数年間は海外拠点の摘発はほとんどないと認識している。昨年は、ルフィ事件をきっかけに海外に拠点を置く特殊詐欺グループに注目が集まったこともあり明記している。

以 上



No. 11 警察庁（国際捜査管理官）			
日時	2024年6月25日 17:30～18:30	場所	警察庁
インタビ ュー先	警察庁 刑事局組織犯罪対策部国際 捜査管理官 理事官 川原匡平 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 金子智樹准教授

国際捜査の必要性、枠組み等について御教示いただいた上で、以下の通り、質疑応答を行った。

【事前に送付した質問票への回答】

Q1. 国際捜査を行う場合の一般的なフローはどのようなものか（どのように犯罪を認知するのか、どのようなルートでどこに情報が伝わり捜査をするのか等）。

A1. 国内で発生した事件を捜査する過程で、被疑者が外国に所在することや証拠が外国にあることが判明し国際捜査が必要になることもあれば、外国捜査機関からの情報提供が国際捜査の端緒になることもある。

また、国際捜査の枠組みとして、捜査や公判で必要とされる証拠の収集・提供を行う捜査共助（中央当局ルート、外交ルート）、捜査上有益な情報や資料の交換を行う捜査協力（ICPOルート等）がある。二国間又は多国間で刑事共助条約を締結している場合には、外交ルートによる捜査共助のように外交当局を通したやり取りを必要とせず、中央当局間同士での迅速なやり取りが可能となる。ICPOルートによる捜査協力については、ICPOの情報システムを通じて加盟国間でやり取りを行っており、情報等の迅速な交換を可能としている。

Q2. 特殊詐欺対策に関する条約や国内法について、現在、課題である（円滑な捜査の支障となっている）と感じている点はあるか。

A2. 条約や国内法そのものについてではないが、条約を締結していても相手国が日本の要請に応じて迅速に動いてくれなければ効果的とはいえない。この点、相手国は日本からの要請だけに対応しているわけではなく、他国からも要請を受けているため、日本の優先度を高めてもらうために関係構築を行っていくことが課題と考える。

- Q3. 日本の警察では発生地主義が採用されており、海外拠点が発見されても担当する都道府県が決まらず対応に遅れが出ることがあると学んだが、これから先、サイバー犯罪のように警察庁のみでこのような国際捜査を管轄するといった可能性はあり得るか。
- A3. 海外で拠点が発見された場合には、迅速に、被害特定や担当県との調整を行っている。警察庁に捜査権を持たせるという点については、様々な意見があるため、その可能性をお答えするのは難しい。
- Q4. 刑事共助条約を結ぶ国はどういった基準で選ばれてきたのか。国際捜査共助法では不十分であったため結ばれたのか、外交関係の連携強化を示すために締結されたのか。
- A4. 刑事共助条約の締結に当たっては、各国・地域との各条約の締結の意義、必要性、相手国の刑事司法制度、実務可能性等、諸般の事情を総合的に勘案して判断している。なお、犯罪人引渡条約についても同様の観点から判断されており、具体的には、人の往来や犯罪の発生状況に照らして現実に犯罪人の引渡しの要請が多いなど、犯罪人引渡しの具体的必要性があるか否か、相手国の刑事司法制度が日本と同様に基本的人権を十分に保障し、民主的かつ文化的で一般的に安定したものであるか否か、さらに、それが適切に運用されることにより、日本から引き渡された者が不当な扱いを受けないかどうかである。
- Q5. 犯罪白書の統計によると、外国に捜査共助を求めた件数の中ですでに条約が結ばれている国に対するものの割合が非常に高いが、これは、よく捜査共助を求めている国に対してすでに条約の締結が網羅できていると言えるのか。条約が存在しないために共助の要請がしにくいといった実務はあるのか。
- A5. 刑事共助条約を結んでいる国はアメリカ、韓国、中国、ロシア、ベトナムであり、刑事共助協定を結んでいる地域は香港、EUである。その他にTOC（国連組織犯罪防止）条約等を結んでいる。こうした条約の締結に当たっては、各国・地域との各条約の締結の意義、必要性、相手国の刑事司法制度、実務可能性等、諸般の事情を総合的に勘案して判断している。実務的に見ても、来日外国人犯罪の総検挙状況を国籍・地域別に見ると、ベトナムや中国の割合が高くなっており、両国とも刑事共助条約の締結国となっている。また、国外逃亡被疑者等の推定逃亡先国については、両国に加えブラジルの割合も高いが、同国との間での共助条約について令和6年6月に国会承認を得ている。
- 現在のところ、共助条約がないために国際捜査に苦慮しているとまで言える状況ではないと思われる。
- Q6. 日本はアメリカと韓国とのみ犯罪人引渡条約を結んでおり、日本に関わる犯罪人の身柄の引渡しを確実にするためには、本条約をより多くの国と締結することが考えられるが、その実現性は死刑制度等の兼ね合いもあり難しいとお考えになるか。
- A6. 犯罪人引渡条約の締結に当たっては、各国・地域との各条約の締結の意義、必要性、相手国の刑事司法制度、実務可能性等、諸般の事情を総合的に勘案して判断している。具体的には、人の往来や犯罪の発生状況に照らして現実に犯罪

人の引渡しの要請が多いなど、犯罪人引渡しの具体的必要性があるか否か、相手国の刑事司法制度が日本と同様に基本的人権を十分に保障し、民主的かつ文化的で一般的に安定したものであるか否か、さらに、それが適切に運用されることにより、日本から引き渡された者が不当な扱いを受けないかどうかである。相手国によって死刑制度も締結に向けた検討要素の1つになり得ると思うが、それだけが検討要素ではないため、死刑制度があるから犯罪人引渡条約の締結を難しくしているとは言えないと考える。

- Q7. 日本で詐欺にあった金銭がすでに外国口座にマネー・ローンダリングされており、かつその口座が何らかの形で特定できている場合、日本の振り込め詐欺救済法の対象にはならないが、その金銭を何らかの形で取り戻すということは国際捜査の実務上ありえるか。
- A7. 外交ルートや共助条約により、保全や返還を要請することが考えられる。

【質疑応答】

- Q1. 国外逃亡被疑者等の摘発手法の中で、二国間犯罪人引渡条約による引渡し、中央当局を通じた引渡し、外交当局を通じた引渡し、国外退去強制のなかで、どれが使いやすいのか。
- A1. お尋ねの手法を比較すると、迅速さという点では退去強制の要請手続きであるが、どの手法を活用すべきかについては国ごとの判断が必要。
- Q2. 条約制定と退去強制ではどちらで協力を働きかけるのが有用か。
- A2. 要請先国による。退去強制が可能でない場合でも外交ルートでの引渡要請は可能であるところ。条約制定の必要性については前述した内容について検討することとなる。
- Q3. 海外の捜査当局が集めた証拠が現地法で適法でない手段による場合でも、日本国内での証拠能力が認められるのか。
- A3. 外国当局による証拠の押収手段について、日本当局として何らかの判断することはないが、証拠の受領に当たり適切な手続きによることが証拠能力の観点から重要である。
- Q4. 海外拠点が発覚するのは、どのような場合か。
- A4. 犯行拠点到所在する日本人被疑者等からの救助要請や関係証拠からの精査等を端緒として発覚する場合がある。
- Q5. 現在、特殊詐欺の拠点は8割が海外であると聞いたことがあるが、海外拠点摘発を日本が積極的に行うためには国内の被害から捜査を地道に行っていくしかないのか。
- A5. 国内被害を端緒とした捜査もそうだが、外国捜査機関と情報交換を行い同機関から拠点の情報を入手することも重要。
- Q6. 海外からの捜査共助の要請について、警察庁ではなく、法務省を挟むことで法的な視点で事案の情報をチェックしてアドバイスをしているのか。

- A6. 捜査共助を受理する際には、国際捜査共助等に関する法律に規定される要件に該当するかなどを判断する必要があり、これを法務省で行っている。
- Q7. 外交ルートと共助条約を比較した情報が提供されるまでの時間差はどのくらいか。
- A7. 外務省を通るか通らないかの差が生じるところではあるが、ケースバイケースであり、正確な時間差はお答えできない。
- Q8. アメリカと捜査共助をしているが、米国企業は、利用者の情報を開示してくれるのか（プライバシー等の問題もある）。
- A8. 米国法の範囲で対応している。
- Q9. ICP0を通じてやり取りできるのは証拠以外で情報のみとなっているが、証拠をやり取りしている諸外国もあると聞いたことがある。日本で証拠としての利用ができないのは国内法やその解釈の問題か。
- A9. 提供国が共助やICP0ルートでの提供を法でどのように整理しているかにもよるが、基本的に証拠の提供は共助によることが想定されている。ただし、それぞれのルートで提供されたものをどのように扱うかについては、最終的にはそれぞれの国の判断によると思われる。
- Q10. 法制度等のインフラが弱いところに対して、法制度を整えて欲しいと日本が要請することは可能か。
- A10. 主権に関わることであり、そうした要請をすることは難しいと思われる。
- 以 上



No. 12 警察庁（企画課（国際））			
日時	2024年6月25日 18:45～19:35	場所	警察庁
インタビ ュー先	警察庁 長官官房企画課（国際） 課長補佐 田中智樹 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 金子智樹准教授

長官官房企画課（国際）が担当する業務についてご説明いただいた後、以下の通り質疑応答を行った。

【質疑応答】

Q1. 国際的な特殊詐欺の最近の情勢や、特殊詐欺に関して行われている国際的な協力の内容についてご教示いただきたい。

A1. 詐欺は近年、G7やASEAN等の各会合でも議題となるなど、国際的な関心が高まっているといえる。これまで、詐欺は国際的な舞台で取り上げられる機会は少なく、詐欺を国際会議で取り上げることにについて、日本の国内事情なのではないかという懐疑的な意見もあるほどであった。そういう意味で、昨年のG7内務・安全担当大臣会合において、日本が詐欺を議題として取り上げたことは非常に大きなことといえる。

詐欺に対する各国の反応には温度差があり、例えば、イギリスでは、これまで、詐欺は「被害者なき犯罪（Victimless Crime）」であるといわれ、その重要度は低いものであったと聞いているが、近年、被害額の増加に伴い、詐欺対策に対する機運が高まってきている。また、ヨーロッパ圏に関して言えば、ドイツやフランスなどでは、詐欺の被害自体は発生しているが、まだ被害が大きく取り上げられるほどではなく、イギリスや日本に比べ関心が薄いとされる。また、米国では「Pig Butchering」と言われるロマンス詐欺的な手口が主要なものとして言及されており、カナダも同様の詐欺被害があるとされる。英語は、広く流通していることから、詐欺に利用されやすいと考えられ、英語圏の国々で詐欺の被害が出ている背景にあるとみられる。

ASEAN各国も詐欺に関心を持っており、日本とASEANの閣僚級会合でも、共同声明に協力の推進が明記されるなど、日本とASEAN全体で取り組んでいる。ASEANでは、域内各国で被害が発生しているが、比較的富裕層の多いシンガポールで

詐欺の被害額が多く、投資詐欺が急増していると聞く。マレーシアなど他の国では、自国やASEAN各国を対象とした詐欺が発生している一方、ASEAN域外に向けた詐欺の拠点となっているところもある。中国は、日本以上に興味を持っているかもしれない、人口の多さゆえか、被害額が甚大な額となっていると聞く。東南アジアからの中国人詐欺集団強制送還の報道を見る限り、大規模な犯罪組織の存在が推測される。韓国も日本と同様に多くの被害があるとされる。このような状況から、今後、ますます各国との協力が増えていくものとみられる。

- Q2. 詐欺の訳語について、アメリカ等海外の詐欺について調べる際にどのような単語で探せば良いか。
- A2. 英語の情報であれば“Fraud”や“Scam”で表示されることが多い。“Pig Butchering”はアメリカでの特殊な呼称である。長期間にわたって被害者に接触して関係を構築し、全財産を奪いつくす、ロマンス詐欺の様子を例えたものと言われている。
- Q3. Q2に関連して、特殊詐欺を“Special Fraud”と翻訳するのは日本限定の表現なのか。
- A3. 特殊詐欺という用語は日本独自のものである。“Special Fraud”と表現しても英語圏では伝わらないと思われる。最近では全体として、日本の詐欺被害の実情を英語では“Telephone and Online Fraud”と表現することが多い。
- Q4. 英語は言語的に詐欺がしやすいとされる要因についてどういったものが考えられるのか。
- A4. 英語が、様々な国で話される言語であるということが大きな要因である。言語によってどのような国からの詐欺が行われるかは特色がある。あくまで各国担当者の所感によるものであるが、例えば、イギリスではインドからの詐欺被害が多いが、この背景には英語圏であることが挙げられる。アメリカは中南米やインドなど英語が用いられる国家から、フランスやドイツはアフリカから、ドイツについては東欧の国からといったように同じ言語を話す国や言語的に近い国から詐欺の加害行為が行われていることが多いようだ。日本については言語的な障壁が高く、外国人による詐欺というものではなく、日本人が海外拠点から詐欺を行う方が主流となるという特殊事情があると思われる。
- Q5. 今後、特殊詐欺に関する国際協力をどう進めていくのか、そのために必要なことがあればご教示いただきたい。
- A5. G7内務・安全担当大臣会合のような国際的な会合で引き続き議論されるべきであると考えている。また、英国で開催された国際詐欺サミットが、引き続き英国や他国で開催された場合など大きなイベントの場で協力を深めていきたい。また、ASEANとの閣僚会合も日本は参加しているが、詐欺が重要な課題であることを提起して各国に協力してもらうことが必要であると考えている。詐欺対策の重要性について認識、議論を深める中で、日本に協力してもらえ関係を構築する必要がある。そのためには、国際的な業務に対応できる人材が必要であると考えている。現在、ASEANの国々と協力を深めており、日本人が域内で特殊詐欺の犯行を行った場合、退去強制などを実施してもらっているが、そういった協力は長

年にわたる日本とASEAN各国との協力関係が基盤となっている。日本が引き続き、様々な協力を進めていくなどの関係強化の取り組みが必要になってくる。

- Q6. 長年の信頼関係の構築の背景には物品や資金の供与といった活動があると考え
るが、具体的にどのような活動が行われてきたのか。
- A6. 警察独自のASEAN諸国に対する支援の例として、企画課では、インドネシアに2
0年以上にわたって警察組織改革の支援を実施してきた。JICA経由で日本の交番
制度を輸出したことにはじまり、現地に根付いた警察の構築支援を実施してい
る。そういった活動が、現在の良好な協力関係の背景と考えられる。また、外
務省などにより、警察分野に限らない様々な支援なども実施されており、そ
ういったものの積み重ねが良好な協力関係を形成していると考えられる。
- Q7. 諸外国(政府、警察)からは日本の特殊詐欺対策の取り組みはどう評価されてい
るのか。
- A7. 評価自体はされていると思うが、日本の取り組みを英語等の多言語で広報して
いないため、海外から見ると、日本がどのような取り組みを行っているのか認
識する機会が少ないことが問題と考える。一方、イギリスは英語で広報活動を
盛んに行っており、国際詐欺サミットも開催したことから、イギリスが詐欺対
策を世界でリードしているように認識されているのではないかと。実際、イギ
リスは最近になって詐欺対策を強化したが、イギリスが行っている詐欺対策の中
には、日本が昔から行っている取り組みもみられる。
- Q8. 逆にイギリスで実施されていて日本ではみられないような対策はあるか。
- A8. イギリスで実施されている詐欺対策のほとんどは、既に日本も行っているもの
が多い(例：海外発信の電話への対応等)。日本の詐欺対策は先駆的であると思
えるが、国際的な広報が不足しているため、発信の強化が必要と考える。
- Q9. 「オンライン詐欺が東アジア・東南アジアの地域的な犯罪からもはや世界的な
脅威となった」とするインターポールのレポートがあったと記憶しているが、
この変化は詐欺が増加したというよりも、詐欺が社会問題という認識の変化だ
という認識か。
- A9. 実際の事実関係は不明であるが、詐欺はこれまでも発生していたが大きな話題
になっていなかったところ、実際に各国で詐欺の大きな被害が発生している状
況が多くの人に認識され、その状況が無視できなくなったことは要因の一つと
して考えられる。
- Q10. 最近では、G7内務・安全担当大臣会合やロンドンでの詐欺サミットなどにお
いて、詐欺が国境を越える脅威として扱われ、多国間や他機関での連携や積極
的な議論を強化していくことが確認されているが、実際にその後何か協力が強
化されたと感じられるイベントや動きは国際的にあるのか。
- A10. 近年、詐欺に対する意識が国際的に高まっていると感じる。また、G7やASEAN
などの国際会議でも詐欺が頻繁に話題になっている。少なくとも、2年前の時点
ではそのような雰囲気ではなかった。また、インターポールも詐欺に関するレ
ポートを公表するなど、国際的な関心が高まっている。

- Q11. 詐欺に関する国際的な議論の盛り上がりのきっかけは何か。
- A11. G7内での詐欺に関する議論の盛り上がりは、日本が詐欺をG7内務・安全担当大臣会合で議題にしたことがきっかけと考える。ASEANの閣僚会合でも、同様に日本が議題提起した。
- Q12. G7内務・安全担当大臣会合や国際詐欺サミットで得られた成果や手ごたえについて、警察庁としてどのように認識しているのかご教示いただきたい。
- A12. 取り組みの成果として、ここ2年間に詐欺が国際的議題となり、各国の意識が高まり、対策が強化されてきたと認識しており、評価できるものとする。
- Q13. イギリスは日本と同じ対策をとっているとのことだが、イギリスの手口はどのようなものか？
- A13. オンライン型の詐欺が多いと聞く。フィッシング詐欺やロマンス詐欺も多いようだ。各国と議論する限り、電話を用いた詐欺が多いのは日本の特徴のようである。イギリスに限らず、海外ではオンライン型が主流であるとみられる。
- Q14. 日本で電話を用いた詐欺が多いのは、高齢者がターゲットである一方、海外でSNSを用いた詐欺が多いのは、若者がターゲットであるからか。
- A14. 当然、その要因もあると考えられるが、電話とメッセージの送信を比較すると、メッセージを送信する方が簡単で海外からの送信も容易であることも要因の一つと考える。
- Q15. 5月17日(金)に報道されている台湾警察による特殊詐欺グループの摘発でマフィア構成員の男が特殊詐欺の主犯格として逮捕されていたり(※1)、警察庁の白書でも特殊詐欺グループの背後に暴力団の存在が警察庁によって特殊詐欺グループの背後に反社会団体の存在や、国を超えた反社会団体の協力が言われていたりするが(※2)、国際的な反社会団体同士の連携防止のための対策はあるか。
- ※1 台日の警察が連携台湾人特殊詐欺グループ10人逮捕日本で犯行重ねる(中央社フォーカス台湾)-Yahoo!ニュース(最終閲覧日:2024年7月8日)
- ※2 <https://www.npa.go.jp/hakusyo/r03/honbun/html/xt100000.html>
- A15. 例えば、テロや暴力的過激主義などをターゲットとした連携はある。また、組織犯罪対策については国際組織犯罪防止条約(パレルモ条約)があり、多くの国が署名している。しかし、一言に「反社会的勢力」と言っても、国によって、それぞれ定義や認識が異なると考えられる。
- Q16. 日本の特殊詐欺組織は、構造化されているが海外の詐欺集団も構造化されているのか。
- A16. 組織犯罪集団で言えば、例えばイタリアのマフィアは構造化された組織を持っているようだが、日本の匿名・流動型犯罪集団に近いような形式も増えていると考えられる。
- Q17. 「特殊詐欺」は、日本発祥なのか。

A17. 用語自体は日本発祥と考えられる。ただし、その定義が国際的に通用しているわけではなく、日本では「特殊詐欺」と呼ばれる犯罪であっても、海外では「詐欺」として一括りにされている場合も多い。

Q18. 特殊詐欺対策に関して、中国とはその協力関係になり得るのか。

A18. 中国の詐欺被害額は、人口の多さゆえか桁違いであり、中国政府としても、詐欺対策に非常に興味を持っていると考えられる。また、東南アジアではミャンマーの内政が不安定な状況であるが、それゆえに詐欺等を行う組織犯罪集団が暗躍する可能性も指摘されているところ、国軍によるクーデター後も、中国は良好な関係を維持して影響力があると言われている。そうした国における対策を行う意味でも、詐欺対策を進める上で、中国は関わっていかなければならない国と考える。

以 上



No. 13 一般社団法人 全国銀行協会			
日時	2024年7月5日	場所	電子メール
インタビュー先	一般社団法人全国銀行協会 コンプライアンス部 御担当者 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授

【質疑応答】

- Q1. 貴協会は、全国に所在する大半の金融機関がその会員等となっている金融機関の業界団体であると認識しているが、貴協会と、個別の金融機関や金融庁とはどのような関係にあるのか。
- A1. ・個別の金融機関との関係
当協会は、一般社団法人という区分の法人であり、個別の金融機関等は当協会に「会員」という立場で加盟いただいている。会員として加盟いただいているのは、国内の銀行、銀行持株会社及び各地の銀行協会であり、民間銀行のほとんどが加盟している。信用金庫や信用組合、証券会社、生命保険会社、損害保険会社など銀行ではない金融機関は会員ではない。
- ・金融庁との関係
当協会は金融庁と特に組織的なつながりはない。なお、当協会は銀行法にもとづく指定紛争解決機関に指定されているため、当該業務については金融庁の監督を受けている。
- Q2. 金融業界（貴協会）が本来の業務ではない特殊詐欺対策を行う社会的意義はどのようなものか。
- A2. 当協会は、「わが国における銀行の健全な発展を図るため、金融経済及び銀行経営についての調査研究、銀行業務及び銀行事務の改善に関する調査企画、銀行利用者の保護及び利便向上に関する活動等を実施することにより、経済の成長と国民生活の繁栄に寄与する」ことを目的に活動することとしており、この目的を達成するための事業の1つとして、金融犯罪の防止に関する取組みを実施している。特殊詐欺のように銀行が提供するサービスを悪用した犯罪に対して適時適切な対策を講じることを通じて、安全・安心な社会の構築に寄与するよう努めなければならないと考えており、こうした考えを行動憲章として定めている。
- Q3. 特殊詐欺の被害者には外国人も含まれると考えられるが、貴協会では、外国人

に対して何か広報活動を行っているか。

A3. 当協会は、外国人を含む全てのお客さまが、特殊詐欺の被害に遭わないよう広報活動を実施している。

Q4. 貴協会が行う特殊詐欺対策で有効だった取り組みはあるか。また、有効な取り組みがある場合、その取り組み例は全国の金融機関に共有されているのか。

A4. ・当協会の取り組み

当協会は、金融関連犯罪全般の認知度を向上させて、被害を未然に防止するとともに、安心して金融サービスを利用していただくための広報活動を実施している。少しでも被害に遭う方が減るよう活動を継続していく。

・会員への共有

当協会の広報活動において作成したリーフレット・ポスター等を会員に共有しており、会員において店頭で掲示いただく等、活用いただいている。

Q5. 特殊詐欺対策に関する法律や制度について、金融業界として現行の法律や制度に対して課題である（不十分である）と感じる点や、今後新設、整備すべきである（存在すればより強固な特殊詐欺対策ができる）と考える法律や制度はあるか。

A5. 法律や制度の課題を認識した場合には、関係当局にも適宜、連携している。

Q6. 特殊詐欺対策について、行政に行ってほしい支援（金銭的、技術的など）はあるか。

A6. 行政に行ってほしい支援がある場合には、関係当局にも適宜、連携している。

Q7. 貴協会では、高校における特殊詐欺防止啓発活動を実施されていると HP で拝見したが、効果や手ごたえはどうか。もしあれば、高校生からの声などがあれば、主なものをご教示いただきたい。

A7. 生徒の方からは、「チラシや啓発グッズの配布を通して、地域の皆さん一人一人に気をつけてほしいと強く思った。また、実際に被害に遭われた方ともお話ができ、とても身近な問題だと改めて感じた。」「警察署の方々と啓発活動ができたことは大変貴重な経験だった。高齢者や学生など、特に特殊詐欺の被害者や加害者になってしまう可能性のある人たちに、呼びかけができたことも良かった。」等の感想をいただいている。当協会ウェブサイトで、高校における特殊詐欺防止啓発活動の過去数年間の報告書を公表している。

Q8. 特殊詐欺の被害者を分析した論文によると、金融リテラシーが高い人は架空料金請求 詐欺等の被害に遭いにくいとの結果が出ているが、高校における金融教育が、生徒たちの金融リテラシー向上につながっていると感じるか。

A8. A7でご紹介した感想などを拝見する限りでは、一定程度、金融リテラシーの向上に寄与できるものと考えている。

以 上

No. 14 在タイ日本国大使館 土居侑一朗 元一等書記官			
日時	2024年7月23日 16:00～17:20	場所	オンライン
インタビ ュー先	在タイ日本国大使館 元一等書記官 土居侑一朗 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

【質疑応答】

- Q1. タイにおける日本人による特殊詐欺拠点の摘発の際に、警察アタッシェとして、どのように捜査や情報共有に協力されているのか。
- A1. 日本人の特殊詐欺摘発の捜査は2つのパターンに分けられる。タイ当局が独自に摘発する場合と、日本警察からの情報提供により摘発する場合である。まず、1つ目について、タイ当局が大家からの通報のもと、急襲したところが日本人の拠点と発覚した後、名簿やメモなどの日本語がわからないため捜査協力を依頼されるパターンがある。2つ目について、特殊詐欺拠点にいる人の家族や知人がなかなか帰ってこないことを心配し、大使館に助けを求めた場合は領事部に連絡が行き、タイ警察に協力を依頼する。捜査共助やICPOの情報提供など公的制度はあるが、時間がかかるため、すみやかに確認しなければならないときは現場に同行し、自ら確認する。警察庁にタイでの事案で得た情報を提供・照会することで、日本における被害を確認できたら即座に対応できる。すでに県警で逮捕状が出ている場合はタイ当局に依頼し、タイの方で犯罪として未遂であっても、被疑者のビザを取り消して入管施設経由で日本に送還できる場合がある。また、タイの方で刑事手続をしなければ、何度もタイに来てしまうため、抑止の意味合いも含めてタイで裁判にかけることもある。他国の人による特殊詐欺など日本人が関わらない特殊詐欺は、日本で被害届が出てないかの確認かどうかを調査するために情報提供してもらう形で協力を依頼することもある。
- Q2. 犯罪グループがタイなどの東南アジアを拠点として選ぶ理由として、社会インフラの不整備や汚職の蔓延などがよく挙げられるが、実際のタイ等の状況を見

てその他にも何か理由があると思われるか。

- A2. 汚職の蔓延は大きな背景事情としてある。歴史的な経緯として、90年代に暴力団の規制が進む中で、暴力団など犯罪組織の東南アジア進出があり、その頃の海外拠点是中国だった。しかし、中国も薬物など犯罪を厳しく取り締まるようになり、中国から東南アジアに犯罪収益が移動したとUNODCのレポートにもある。東南アジアを選択する経緯として、まず中国を選択できなくなったことがある。そして、時差が少ない、文化的差異も小さく日本人コミュニティもあり、日本人が過ごしやすいことなども挙げられる。また、ゴールデントライアングルなど薬物密輸犯罪のネットワークもあることから、人員・物資・金銭を秘密裏に動かすインフラが揃っている。こうした犯罪を実行しやすい環境を変えるのは非常に難しい。
- Q3. 東南アジアには、日本人の詐欺に加担させられている人身取引の被害者（国籍は問わず）はいるのか。いる場合、被害者であり加害者である彼らはどう取り扱われるのか。
- A3. 日本人による日本人をターゲットにした場合は、比較的小規模という認識。暴力団員、犯罪歴がある人が東南アジアに流れ着いて犯罪行為を実行しているケースが多い。この場合は、被疑者よりの被害者である。純粋な人身取引の被害者は欧米諸国出身の方が多く、カンボジアやミャンマーの国境が隣接する地域の拠点は大規模である。日本人が大規模に連行され犯罪行為に加担させられていることも、多くはないが存在する。詐欺に加担していた場合、まずは背景事情も含めて捜査が実施される。保護すべき人身取引被害者となれば、他の被疑者とは区別した対応になる。一方で、詐欺だと気づかないで連れてこられて強制された、といってもなかなか事実確認が難しい。他国出身の方の場合、本当に酷い扱いを受けて自殺するといった例がある。
- Q4. 土居さん執筆の「国境を超える組織的詐欺——日本及びメコン地域諸国を中心とした現状」によると、中タイ首脳会談時に発表された共同声明において確認された、「組織的詐欺を含む越境組織犯罪への対処に向けた協力」について、中国の積極的な二国間協力の例として言及されていたが、このような条約ではない「協力」という形をとることは捜査や犯罪抑止にどれだけ効果的だと思われるか。
- A4. 首脳レベルで特殊詐欺についての協力を確認したが、首脳レベルになるまでに実務レベルの協力を重ね、政治協力へ至っている。このような条約ではない「協力」という形をとることは捜査や犯罪抑止において、非常に重要である。中国の場合は、東南アジア各国と実務的な協力を積極的に重ねている。組織的詐欺について政治的に取り組むアジェンダならば、首脳レベルの声明に巻き込むことが大事だと認識している。
- Q5. タイは特殊詐欺の現場というよりも、人身取引等の経由地になっているとIOMのレポートには書いてあったが、最終目的地であるミャンマーやカンボジア等との地域連携枠組み（関係諸国間の人身取引等対策に関する協力関係）の様なものはあるのか。それとも、それぞれの国が個別に対応しているのか。
- A5. 捜査協力は2国間が基本であり、個別具体的にに対応しているのが現状と認識し

ている。

- Q6. タイでは犯罪を行うエコシステムが確立してしまっていると論文に書かれていたが、日本のような他国の立場からそのエコシステムに切り込むのは、内政干渉のリスクもあり難しいと思うが、どのような手段が有効だと考えているか。またこのような社会の現状について国民はどのように感じているのか。
- A6. まずタイの国民は腐敗の構造に対する批判の姿勢が強く、異議申し立てを行う動きはある。こういった社会構造の改革を政治的スローガンとして掲げる前進党が最近の選挙で最多得票を得たが、保守・既得権益側が連立政権を組んだことで政権が握られ、その動きが阻まれているのが現状である。また腐敗の問題は、大使館の立場で切り込むことは内政干渉になるので、表立って批判することは難しい。国全体の倫理観が警察の倫理観になると考えているため、国全体の倫理観が内部から変わらないと根本的には解消されないと認識している。ただ先述の通り、社会としての異議申し立ての動きは強まっているため、そのような意義に寄り添っていくのがいいのではないかと思う。ただ、タイも周辺国と比較した場合、腐敗の度合いは比較的低く、状況は徐々に良くなっていると認識している。
- Q7. 土居さん執筆の「国境を超える組織的詐欺——日本及びメコン地域諸国を中心とした現状」では、特殊詐欺対策について、手口の進化に対応するためのキャッチアップが必要とのことだが、いま最も優先度が高い要素は何であると考えているか。
- A7. 最も喫緊の課題は、日本の国際犯罪捜査という点、日本から海外に逃亡した犯人確保の依頼と国外で犯罪行為をした日本人の引き渡し、または国内における外国人犯罪組織の被疑者引き渡しのみだったが、日本人を含まない中国人だけの組織の犯罪といった事例は関心が弱かった。
- しかし、SNS型投資詐欺など外国人が国外でやっている犯罪の発生があり、そのような事案についてどうやってアプローチするのかについては、タイなど他国に依頼しないといけない。米国もピッグブッチャリングの問題に取り組んでいるが、被害額から州レベルで対処するものと考えており、FBIに捜査権限がない。また、マネー・ローンダリングも大きな問題である。詐欺被マネー・ローンダリングできておらず、東南アジアに流れ、投資という形でマネー・ローンダリングされてしまう。例えば、SNSで広告を出し、偽の投資アプリをダウンロードさせ、偽の投資状況を表示させ、さらに騙しとる。あるいは携帯をすべて乗っ取ってしまってオンラインバンキングの金を全て引き出すなど、欺罔行為すらなく、もはやサイバー犯罪のような様相になっている。日本と東南アジアでは時差が小さいので犯人に負担がかからないことも大きい。こうした問題は非常に深刻である。
- Q8. 捜査共助を有効、円滑に行う上で刑事共助条約という選択肢があるが、刑事共助条約を結ぶよりも首脳レベルでの言及があったほうが捜査協力はしやすいという実務上の都合はあるのか。
- A8. 刑事共助条約を結ぶと外交ルートよりも手続きがはやくなることは事実だが、首脳レベルでの言及は今後の日本に対する協力のリソース配分を変えるという

ことで別問題であるため、どちらが重要という話ではない。

- Q9. 条約の有無に関わらず、現地当局によって捜査共助の対応には差がある関係者から聞いたことがあるが、条約の締結よりも政治的な言及があったほうが現地の当局が動くと思うか。
- A9. 刑事共助条約を締結すると手続きは早く進むが、重要なことは事件の重要度をアピールすることである。淡々とやり取りするのではなく、重要な事件はきちんと当局のもとへ行き、詳細を説明に行くことで優先的に協力してもらうことが大事である。
- Q10. 回収できないお金について、日本の立場からどのようにアプローチしたいと考えているか。
- A10. 問題意識を強く持っている。東南アジアでは日本の犯罪組織がよく知られていない。日本の犯罪組織の構成員がどのような経緯で渡航していて、実態が疑わしいことを説明し、調査してもらう。かわりにこちらでも情報を提供するという協力関係が必要だと捉えている。中国系のマネー・ローンダリングはタイで摘発されていることから、中国が積極的に情報提供していると思われる。日本もしっかりやらなければならない。
- Q11. 情報共有が必要とのことだが、さらに情報を迅速に共有できる仕組みがあれば捜査に有益と考えてよいか。
- A11. 共有できたらいいが、児童ポルノや薬物など特殊詐欺だけが問題ではないため、膨大な数をさばいているので、単に情報共有することだけではなく、優先度を上げてもらうように働きかけることが重要。
- Q12. 上層部は日本にいるイメージを持っていたが実際どのように感じられているか。
- A12. 突き上げ捜査の成功事例は少なく判断が難しいが、パタヤで15人ほどの拠点を摘発したときは、首魁は日本にいた。ただこの事例が他にも当てはまるとは考えていない。首魁が滞在する候補地には日本国内、犯行拠点地域は台湾や中東などの第三国も考えられる。加えて、首魁が日本人ではない可能性もあると認識している。
- Q13. タイ警察の腐敗が近隣諸国に比べて改善傾向にあるとのことだが、その要因についてどのように考えているか。
- A13. 社会の発展度合い、国民の意識の違いが関係していると考えている。タイ警察に対する国民の見る目も厳しくなっている。タイも権威主義的な側面があるとはいえ、国民に批判されれば相応の処罰がなされる国である。ただ完全にクリーンになるまでは、もう少し時間がかかると思われる。

以 上

No. 15 預金保険機構			
日時	2024年9月30日 11:00～12:00	場所	オンライン
インタビュー先	預金保険機構 御担当者 様	参加者	学生 岸拓実 清水健太 長崎佑希子 教員 宇田川尚子教授

振り込め詐欺救済法に基づく財産的被害の回復について、担当職員の方からブリーフィングを受けた。その後、金融機関との関わり方や制度運用について質疑応答を行った。なお、インタビューの内容や質疑への回答等については、預金保険機構の組織としての回答ではなく、御担当者様個人のお立場として、回答いただいた。

以 上

No. 16 千葉晃平法律事務所 宮腰英洋 弁護士・社会福祉士			
日時	2024年10月8日 13:00～14:00	場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟
インタビ ュー先	千葉晃平法律事務所 宮腰英洋 弁護士（社会福 祉士）	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 川野豊教授 金子智樹准教授

【質疑応答】

- Q1. 高齢者や障害者をはじめとした社会的弱者が犯罪加害者となった場合の更生保護として法的手続きのみではなく福祉による支援につながる司法福祉の分野があると聞いた。これが適用される例を教えてください。
- A1. 司法福祉については書籍も多く出版されているので、興味があれば参照してほしい。経験した事例として3つ紹介する。1つ目は、知的障害者の事例。前科が複数あるため、実刑は免れることはできなかったが、出所後も社会の中で再犯せずに暮らしていけるように、社会福祉士と協働して更生支援計画を作成した。2つ目は、若年者の事例。引きこもりがちでこれまで福祉的支援を受けていなかった。障害者手帳の取得・福祉的支援への繋ぎ等に取り組み、行政とも連携して一定程度社会との繋がりを作った。裁判ではこうした本人の背景事情や福祉的支援等について主張し、執行猶予判決となった。3つ目は、アルコール依存症者の事例。アルコール依存症治療の専門機関に通院し、自助グループにも参加し、精神保健福祉士と協働して更生支援計画を作成した。
- 本人の自己決定権を尊重しながら、更生支援計画を作成するなどして、立ち直りができるよう支援している。犯罪行為だけではなく、障害や生育歴等の背景に着目しながら支援を続けている。
- Q2. 社会福祉士や精神保健福祉士との連携はどのように形成されるのか。弁護士からコンタクトをとることが多いのか。
- A2. 弁護士からコンタクトをとることが多い。一から異なる分野の専門家と連携することは難しいので、日頃から連携して関係作りをしておくことが大切であ

る。私の場合、社会福祉士資格を取得して、宮城県社会福祉士会に入会して関係委員会である司法福祉委員会に所属したことが、関係性の構築の観点からは重要だったと思っている。

- Q3. Q1の事例2つ目について、アルコール依存症といっても、人によって症状は様々だと思うが、どのような目標を定めていたのか。
- A3. 一般的なアルコール依存症への対処法を知識として身につけた上で、自分に必要なトレーニング・治療を受けていくことを目標とした。必ずしも再犯防止目的に特化していたわけではない。
- Q4. Q1の事例2つ目について、引きこもりの方は支援を拒むことが予測されるが、実際に社会との一定程度の繋がりを作ったというのが苦労した点はあったのか。
- A4. 支援が必要と考えられる者にアウトリーチしていくことも時には重要である。司法福祉分野特有のものとして、事件は支援介入のきっかけにもなる。経験上、多くのケースでは支援を受けて入れることが多い。他方、支援の必要性について自覚がない人に対する介入は難しい。
- Q5. 支援の期間はどのように判断しているのか。
- A5. 制度的には、刑事手続・刑事裁判が終了すれば弁護人としての地位は終了し、支援を継続する法的地位も形式的には終了する。ケースや事情によって本人とのつながりが続き、弁護士（元弁護人）が支援を続けることもある。弁護士会によっては「寄り添い弁護士制度」を整備しているところもあり、刑事手続終了後の継続的支援を弁護士会として後押ししている。特に「支援の終期」をどのように判断するかは難しく、今後の課題の一つであると考えている。
- Q6. 司法福祉について、被害者はどのように感じていると考えるか。
- A6. 大前提として刑事事件には被害者が存在するのであり、被害感情は非常に重要となる。被害者の存在は大事で、被害者がいることは常に念頭に置くべきである。
- 他方、刑事政策の領域で、被害感情や被害者の納得を数値化して制度に取り込んでいくことは難しいと感じている。
- 私は、被害者が納得しないことを理由に本人への福祉的支援を実施しないという発想には立っていない。本人への福祉的支援を行う目的として、本人が再犯に及ばずに地域で立ち直っていくことがあるが、そのことは第二の被害者を生まないことにも繋がり、ひいては被害者の納得感にもつながるのではないかと考えている。
- Q7. 加害者から被害者への反省のメッセージを伝えることはあるのか。
- A7. 弁護人のスタンスや事案によっても異なるが、私個人としては、基本的にはしていないことが多い。
- Q8. 矯正の分野において被害者の被害の部分を理解させる教育がなされているが、その効果についてどのように考えているのか。
- A8. 被害者の心情伝達制度なども整備されている。本人の反省については矯正施設

での処遇教育に委ねている側面もある。刑事司法手続では更生可能性を重視するようにしている。

Q9. 裁判前に再犯防止のアプローチをとるのは順番が逆なように感じる。特に障害者に限らないというのであれば、福祉的な支援が不要な人のケースと比べて不公平ではないか。

A9. 福祉は判決後に支援が始まるが、いかに刑事処分を軽くするか、というのが弁護士の職業倫理としてある。量刑判断の基本的な考え方として、犯罪行為を大枠として、本人の反省や再犯可能性がないことが一般情状として判断される。刑事裁判手続の中で、再犯の可能性がないことを主張するために、反省の言葉だけではなく、本人の事情・特性を加味した更生支援計画や更生に向けた本人の取り組みを裁判所に向けて主張していく。一般情状としての量刑要素に本人の再犯防止が組み込まれているので、刑事裁判手続の段階で再犯可能性がないこと、反省していることを明らかにしていく必要がある。

このような刑事弁護活動は、事案の類型に限られず一般的に行われていることなので、司法福祉の分野特有のものではない。

Q10. 司法福祉が特殊詐欺に適用される可能性はあるか。

A10. 結論としては適用される可能性はあると考えている。犯罪類型によって司法福祉の適用が決まるかどうか、論理的に詰めて言語化できるかどうか考えることが重要と思う。例えば、司法福祉の分野で、地域定着生活支援センターが主体となって実施される「特別調整」という制度がある。出所前から帰住先の提供、障害者手帳の取得などの支援を行う仕組みであるが、特別調整実施の要件として、犯罪類型は限定されていない。福祉の必要性は犯罪類型によって変わるわけではない。本人の事情や背景、環境を踏まえて福祉的支援が必要かどうかを判断することが重要となる。

Q11. 特殊詐欺の加害者の中には被害者の側面を持つものがあることが想定される。例えば抜きたいのに組織から抜け出すことができない人や軽度の知的障害と思われる人やいわゆるグレーゾーン(本人たちは生きづらさ等を抱えているものの診断がつくには至らない)の人に司法福祉が適用される可能性はあるか。

A11. Q10と回答は同様で、司法福祉の適用は犯罪類型ではなく、本人の特性によって判断される。「抜きたいのに組織から抜け出すことができない」など、人間関係は本人の意思によらない側面もあるので、支援が難しい部分もある。本人の課題に着目して支援することが重要である。

Q12. 犯罪グループから抜きたいが抜けられない人として、例えば「闇バイト」などがあげられるが、再犯しない意思の証明も含め、どのような要素を示すことができればよいのか

A12. 「闇バイト」は根深い問題だと感じている。再犯の可能性を無くすために関係を断ち切ることが求められるが、インターネットを二度と使わない、というのはあまりに極端であり現実的ではない。「闇バイト」問題の原因として、SNSで簡単に関係が構築されやすいというところもある。再犯可能性の観点から、裁判官にも本人にも納得してもらう再犯防止のための方策を構築することは難

しい。消費者被害の観点から今の若者は一度も会ったことのない人を信用する傾向があるといった統計もあり、本人と支援者との間の感覚の違いもあるように思える。

Q13. 特殊詐欺に遭われた方は周囲に話さずに完結してしまうケースを聞いたことがあるが、弁護士の方々に相談を行う上でどのようなハードルがあるのか。また、話しやすい環境作りには何が必要となるのか。

A13. 膨大な被害がある中で弁護士につながる方はごく一部。被害の暗数も非常に多いことが予測される。主観的な要因として弁護士に相談しても何にもできず泣き寝入りになるのではないかという不安に加えて、経済的な要因として弁護士へ依頼する際の費用の問題も大きいと推測している。相談のアクセス先を増やしておくという環境整備も必要である。たとえば日頃から警察や消費者生活センターと情報交換しておき、関係を構築しておく。SNSを積極的に活用している弁護士もいる。

Q14. 相談の窓口について対面だけではなく、他の相談手段に関する検討はあるか。

A14. メッセージアプリ（LINE等）による相談手段も一般的にはあるが、スクリーンショットなどで相談内容の情報流出のリスクがあるので難しい。対面の相談でしか得られない情報もある。例えば、債務整理は必ず対面の面談をする必要があると定められている。現時点では原則的に対面での面談相談を行っている。

Q15. 犯罪被害者の支援機関や遺族の会などは主に身内の不幸やDV、性被害等の肉体的、精神的に苦痛を伴う分野での支援が多いと感じている。特殊詐欺を含めた詐欺被害者への支援は金銭的、精神的苦痛ということもあり、支援機関が公的・民間共に少ないと感じている。今後、詐欺等に限定した支援機関等を設置することはあると思うか。

A15. 支援機関は何らかの目的をもって設立されることが通常と思われる。特殊詐欺の場合、被害者の大きなニーズの一つは金銭的被害の回復になると思う。こうしたニーズも踏まえ、誰が主体となってどのように取り組むべきなのか、諸外国の制度も含めて考える必要がある。例えば警察は、被害回復を組織的に取り組んでいるわけではないので、金銭的被害の回復というニーズへの対応の観点からは難しい。

Q16. アウトリーチの先進事例として、イギリスではVictim Support (VS) という、被害者支援団体があり、詐欺のような犯罪の被害者に対しては被害者がアクションを起こさず、支援団体から連絡が行くようになっている。日本の被害者支援では被害者がアクションを起こして支援を得るが、日本版VSを作ることはできるのか。

A16. 検察官が被害者支援団体を紹介することはある。VSという制度を承知していないが、「支援団体から連絡が行く」という仕組みを構築するためには、何らかの方法で犯罪被害の情報が支援団体に共有される必要があると想像する。しかし、犯罪被害に遭ったということはセンシティブな個人情報であり、警察・

検察が情報を厳重に管理・保有しているため、個人情報保護の仕組みを変えなければ、支援団体から直接アプローチすることは難しいと思われる。情報共有の制度から検討する必要がある。

Q17. 被害者支援のことを調べる中で、検察庁や民間団体が支援先を紹介していることを把握した。しかし、支援先の紹介では被害者がたらい回しにされていると感じてしまうのではないか。

A17. 検察庁が支援先の紹介をしていると思われるが、それぞれのニーズにあった支援先になかなかマッチしないこともあると想像する。司法業界全体として課題だと感じている。

Q18. 被害者の金銭的被害や精神的被害を現状よりも回復するためにはどのようなことが考えられるか。

A18. 特殊詐欺関係の被害対応では、金銭的被害の回復が重要である。この点、アメリカではクラスアクション（集合代表訴訟）、懲罰的損害賠償制度、ディスカバリー制度などがある。被害者側には証拠がないことが多いため、証拠収集手段の拡充は課題であると考えている。また、強制執行制度が不十分ではないかという意見もある。例えば、現行制度では、振込先の口座情報を調査して振込先の口座名義人に損害賠償を請求するが、生活困窮者が口座を譲渡していたといった事案も多く、例え裁判をしたとしても、被告に支払能力がないと被害回復にはつながらない。また、債権者が差押えを行う銀行口座の金融機関名、支店名などを調査して特定する必要があるため、時間も手間もかかる。債務者側の人権という観点や、司法への信頼という観点もあり、一概には難しい。今ある制度を最大限活用する方向性を考えている。

Q19. 振り込め詐欺救済法や被害回復金支給制度のように被害者を救済する法律や制度がありますが、現状どのように支給されているか。また、さらに救済を行うために考えられることはあるか。

A19. 振り込め詐欺被害救済法のもとでは、例えばA口座に100万円が振り込まれ、それが凍結された場合、その資金が被害者に分配される手続がある。他方、被害者の誰かが当該口座を（仮）差押えすると、（仮）差押えが分配手続に優先する。結果、（仮）差押えを行った者が優先的に被害金を回収し、他の被害者には分配されないことになる。弁護士としては、被害の相談があれば、分配手続を待つことよりも（仮）差押えを提案することが多い。被害者に平等に分配できるような仕組みも必要ではないかと考えている。

Q20. 被害回復に焦点を当てているとのことだが、被害者は何にどの程度困っているのか。

A20. 被害者によるが、例えば高齢者の場合、比較的裕福な人も被害に遭うことがある。他方、近年、投資詐欺など若者が被害に遭った相談が増えている。大抵の若者はお金を持っていないため、消費者金融から高額のお金を借金させられて支払いをさせられ、被害を回復できず借金だけ残る事例が多くなっている。債務整理の手続も同時に行う必要がある事例も多い。

Q21. 司法福祉を行う上での難しさについてどうか。

A21. 更生支援計画を作っても実効性を持たせることは容易ではない。福祉は強制ではなく、あくまで自己決定。本人にノーと言われるとどうしようもないので、常につきまとう本質的な課題である。事例報告は関連書籍などに多く掲載されているので、参照してほしい。

以 上



No.17 INCC (International Narcotics Control College), SMCC (Safe Mekong Coordination Center)			
日時	2024年10月15日 13:00～14:30 (GMT+07:00)	場所	INCC (International Narcotics Control College)
インタビュー先	INCC (International Narcotics Control College) 御担当者 様 SMCC (Safe Mekong Coordination Center) 御担当者 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

タイにおける薬物犯罪の現状、組織の概要、実施する薬物犯罪防止のトレーニングプログラム等についてブリーフィングを受けた後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. タイを始めとする東南アジア諸国の現地法執行機関の特徴を、肌感覚で結構なので、客観的な御視点からその特徴（捜査力や成熟度）をご教示いただきたい。また、現地人材の指導にあたって、特に留意している点があれば、ご教示いただきたい。
- A1. トレーニングプログラムの効果について、具体的な数値で示すことは難しいが、薬物問題に関する意識向上、知識の習得、捜査能力の向上に貢献していると信じている。INCCは、薬物問題の解決に向けて、様々な角度からのアプローチを行っており、若者に対する啓発プログラムなどはその一環である。薬物問題の解決には、法執行機関による取締りだけでなく、教育や啓発活動など、多角的な取り組みが必要である。
- Q2. ニュージーランド警察（税関）からの協力が多数あるということであったが、なぜニュージーランドと協力しているのか。
- A2. ニュージーランドの警察や税関は、麻薬取締の分野で豊富な経験と専門知識を有しており、INCCのトレーニングプログラムの実施などを支援している。ニュージーランドは、タイを含む東南アジア諸国の麻薬取締機関と緊密な協力関係を築いており、タイでも、駐タイ大使館に勤務するニュージーランドの警察官

や税関職員と連携して活動している。

Q3. 協力が行われているのはニュージーランドとタイの間だけであるのか。

A3. ニュージーランド以外にも、近隣国との間に、国際協力の必要性に共感する方々を集めたコミュニティがあり、タイ警察なども含め密接に連携している。

Q4. INCCが設立されたがどのようなことが求められているのか。

A4. INCCは、タイ王女のイニシアティブにより設立され、SMCCはタイと周辺諸国の政府間合意に基づき設立された組織である。INCCとSMCCは、それぞれ異なる組織であるが、麻薬問題の解決という共通の目標に向けて協力している。INCCは、トレーニングや研究活動を通じてSMCCの活動を支援している。SMCCは、INCCの専門知識や人材を活用することで、より効果的な麻薬取締活動を行っている。

Q5. 実施されている訓練の中に、捜査におけるコントロールドデリバリーや囲捜査のような手法について研究されていることがあれば、ご教示いただきたい。

A5. 主に執行機関関係の方々に向けて捜索差し押さえの方法を教育している。訓練の参加者には、税関や警察関係の方が多い。

Q6. 薬物を扱う犯罪集団は巧妙に地下化して犯罪行為を行うものと認識しているが、情報の収集・分析についてどのような研究がなされているのか。

A6. 実際にあったケースを事例に研究している。

Q7. 薬物防止の教育について、アヘン博物館の役割に広報啓発があり、ワークショップ等を実施しているとのことだが、予防対策には教育が重要だと思うが、効果的な広報啓発があればご教示いただきたい。

A7. INCCでは、青少年を対象とした薬物乱用防止教育プログラムを実施している。プログラムの一環として、青少年を米国に派遣し、薬物問題に関する知識や経験を深めてもらう活動を行っている。帰国後、青少年が学校や地域社会で薬物乱用防止の啓発活動を行うことで、より効果的な教育が実現できると考えている。

Q8. UNODCからどのような支援を受けているのか。また、外国政府や他の国際機関からの支援を受ける場合、どのような協力が必要か。

A8. UNODCからは、30万ドルの資金援助、機材の提供、職員へのトレーニングなどの支援を受けている。

Q9. ユースネットワークプログラムの構築を行っているとのことだったが、そのネットワークはこれから先どのように機能していくのか。

A9. ユースネットワークプログラムは、薬物問題に関する意識向上を目的として、近隣諸国の青少年をINCCに招いてトレーニングを実施している。トレーニング修了後も、帰国した青少年と連絡を取り合い、薬物問題に関する情報共有や啓発活動の支援を継続している。このネットワークを拡大することで、将来的には、より広範囲で効果的な薬物乱用防止活動が可能になると考えている。

- Q10. 行っている取り組みの中で特に重要、効果的と考える取り組みはあるか。
- A10. 薬物問題があるということも知らない人も多いため、まずは教育が重要であるとの考えである。

以 上



No.18 AML0 (Anti-Money Laundering Office, Thailand)			
日時	2024年10月16日 13:00～15:30 (GMT+07:00)	場所	AML0 (Anti-Money Laundering Office, Thailand)
インタビュー先	AML0 (Anti-Money Laundering Office, Thailand) 御担当者 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

タイにおけるマネー・ローンダリングの現状、マネー・ローンダリングに関する法制度・対策等についてブリーフィングを受けた後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. 日本では、「疑わしい取引の届け出制度」と呼ばれる金融機関による口座モニタリングと通報制度を用いて口座の不正利用対策を行っている。タイの口座対策、マネー・ローンダリング対策の取組について教えてほしい。
- A1. 国際的な資金移動は、複雑なネットワークを介して行われるため、追跡や発見が非常に難しく、特に注意が必要である。マネー・ローンダリング防止には、各国の法執行機関や金融機関の連携が不可欠であり、取引の透明性を確保し、疑わしい取引を迅速に報告する仕組みを構築している。また、国際的なルールや規制を遵守し、資金移動の監視体制を強化することも重要である。例えば、多数の口座から1人に、あるいは1人から多数の口座へ送金するパターンが見られた場合はピックアップし、コンピュータツールで解析する。これにより、銀行にさらに詳細な取引情報の提供を求めることが可能である。ただし、適法なビジネスによるものである可能性も十分にあるので、これらの取引を個別に分析し、違法な取引と合法な取引を明確に分ける必要がある。

予防措置としては、金融機関やDNFBPs (Designated Non-Financial Businesses and Professions: 特定非金融業者及び職業専門家) に対して、オンボーディング時のKYC (Know Your Customer: 顧客確認) 及びCDD (Customer Due Diligence: 顧客管理) 要件を設定するほか、顧客の継続的なモニタリング、取引報告、内部統制に関するルールを定めている。また、ハイリスクな対象のスクリ

ーニングを実施し、PEPs（Politically Exposed Persons：政治的に重要な地位にある人物）やAML0が作成したウォッチリストに該当する者を確認している。その他のリスク要因として、高リスク国や特定の職業に注目している。現金や財産の取引報告、STR（Suspicious Transaction Report：疑わしい取引報告）の提出も実施している。

- Q2. 銀行口座間の疑わしい取引をどのように検知し、対応しているのか。
- A2. 頻繁な小額送金や特定の国への送金など、異常な取引パターンを検出し、金融機関に報告するシステムがあり、マネー・ローンダリングの兆候を早期に捉えている。ただし、疑わしい取引に対処するためには、各国の協力が不可欠であり、また、法的手続きを取って資金の返還を行うが時には弁護士の支援が必要になることもあるため、疑わしい取引への対応は容易ではない。しかし、人口動態や財務状況に関する情報を分析し、ケースごとのリスク要因を明らかにする部門の分析によって、疑わしい取引を検知する精度を高める努力をしている。
- Q3. マネー・ローンダリング防止のために、AML0はタイの金融機関や通信会社とどのように協力しているのか、また民間セクターとの協力強化の課題と今後の見通しについて、外国企業との協力関係があれば教えてほしい。
- A3. デジタル経済社会省（MDES）、タイ王国警察、携帯電話事業者のライセンスや規制を管理する国家通信委員会、タイ銀行（Bank of Thailand）による銀行の健全性を監督している対銀行、証券取引委員会（DA事業のライセンス発行機関）などと連携している。
- Q4. AML0における多国間連携について、世界中の金融情報機関（FIU）間の情報交換と協力を促進するための国際的な組織であるエグモントグループに、AML0も参画しているが、具体的な連携活動を教えて欲しい。
- A4. マネートレイル・フォレンジックと呼ばれるFIU部門とITセンターで使用される分析ツールによって、取引報告書の受領や分析、関係者への情報提供、さらにはコンピュータ・フォレンジックが行われる。また、国内外の機関と情報を共有し、エグモントグループや国際刑事警察機構（インターポール）との連携も強化している。これらの取り組みは、国際協力部とも連携して進められている。報告機関の数は多く、その情報をすべて把握するのは困難だが、得られた情報を分析し、共有することが求められる。
- Q5. タイでは、詐欺による被害者が金銭的損害を回復するための法律や政策があるか、あるいは東南アジア諸国との協力体制はあるか。
- A5. タイの反マネー・ローンダリング法（Anti-Money Laundering Act）のセクション49/1では、事務総長は、犯罪により被害者が存在する場合、被害者に関する事実を収集し、それを検察官に提出し、検察官は、裁判所に被害者への被害金返還や賠償を求めるほか、損害賠償請求される財産から補償されるようにすることを求めることとしている。裁判所は、犯罪に関連する資産から損害を補償するための申立書を検察官に提出し、命令を出すことができる。さらに、裁判所が命令を出す前に、行政は被害者に対し、損害の詳細を示す証拠を90日以

内に提出するよう通知する義務がある。賠償の範囲は裁判所が決定し、被害者の損害賠償請求権は保護される。手続きは規則や省令に従うことになっている。

- Q6. タイ国内や東南アジアで、外国人によるマネー・ローンダリングの摘発等はあるか。特定の国の外国人が多いことなどの統計はあるか。流行っている手口があれば、どのような対策を実施しているのか。
- A6. 現在は、手口として、暗号通貨の利用が注目されている。暗号通貨は、詐欺とも関連が深く、資金を得ると暗号通貨に変換して国外に送金するケースが見られる。証券取引委員会（SEC：Securities and Exchange Commission）は、暗号通貨のライセンス発行機関であり、詐欺による資金が暗号通貨として海外に送金されるケースに対応するため、AML0は、SECとも協力している。SECは、暗号通貨ビジネス分野と連携し、資産の追跡や凍結を進めている。
- Q7. 銀行のアプリケーションシステムが変更され、一つの電話番号に対して一つの口座しか開設できないとの言及があったが、この変更はいつなされたのか、そしてこの変更によっていわゆるホースアカウント（多数の少額出入金取引が記録されているなど疑わしい取引が行われている可能性が高い口座）の数に変更があったのかどうかについて教えてほしい。また、詐欺に関する国民の意識の高まりもプレゼンの中で言及があったが、これはいつ頃から高まっているのか。日本では約20年前から詐欺の問題が取り上げられてきており、国民が情報に慣れてきてしまっているという課題もあるが、どのように考えているか。
- A7. まだ、システム変更は行っていない。方法としては、国家放送通信委員会（NBT C）と連携をとることで膨大な数のSIMカードに関する情報を集めることになる。しかし、手に入れた情報と口座のアプリケーションシステムに登録された情報が違い、10年前に口座を開設した際に登録した携帯電話を現在は使っていないということも考えられ、容易ではない。国民の意識については、約10年前から高まってきていると認識している。
- Q8. 日本の行政と企業は、犯罪対策のためであってもプライバシーを侵害する可能性のある対策に対して慎重で、企業は顧客データの取り扱いに関して厳格なガイドラインに従う必要がある。そのため、マネー・ローンダリング対策や不正防止対策においてもプライバシーなど個人の権利保障には細心の注意が払われる。日本でプライバシー保護が重要視される背景には、個人の尊厳や自由を守るといった基本的な価値観があるが、タイの実態はどのようなものであるか。
- A8. 金融機関、特に銀行には、不正な資金取引に対するいくつかの義務が課されている。そのため、KYC（Know Your Customer：顧客確認）やCDD（Customer Due Diligence：顧客管理）を実施し、取引内容を当局に報告する必要がある。これを怠った場合、罰則が科されることになる。また、顧客の職業や給与、勤務先の企業情報を適切に確認できない場合も、同様に罰則の対象となる。罰金は企業が法令に従うまで繰り返し科されることで、法令遵守が徹底されるようにしている。
- Q9. マネー・ローンダリングには、外国の口座が関与している可能性も想定され

る。外国の口座が関与する場合にも口座の凍結や被害金の回復は可能か。

- A9. 可能である。実際、スイスの口座に残っていた被害金について、政府同士で交渉した結果、タイとスイスで、50対50の割合とすることで合意し、一部の被害金を回復した事例がある。タイ国外の口座が関係している場合には、資産凍結と資産共有をその国に要請し、これに関して二国間で協定の交渉をする。被害回復の割合は、事案ごとに異なり、交渉の結果、60対40や70対30となることもある。

- Q10. タイにおける詐欺被害防止に向けた広報啓発活動はどのように実施しているのか。

- A10. 例えば、Facebookでは専用ページを年間通じて運営し、詐欺やサイバー犯罪に関する啓発活動を行い、人々の意識を高めている。また、YouTubeの発信も行い、質問がある場合はコメント欄で受け付け、人々とコミュニケーションを積極的に行っている。しかし、すべてのグループに行き届いた啓発を行うのは非常に難しく、幅広い層とコミュニケーションを取るための工夫が求められる。被害を予防することが重要であり、予防こそが優れたアプローチであると考えている。

参考資料：<https://www.youtube.com/watch?v=g4UVmBJVo58>

- Q11. 日本の犯罪組織が東南アジア等において、サイバー犯罪やオンライン詐欺に関与していると認識している。日本の犯罪組織が関与するマネー・ローンダリングに関する具体的な情報があれば教えてほしい。例えば、日本の犯罪組織にマネー・ローンダリングについて、個人や団体、企業から報告を受けたことはあるか。

- A11. マネー・ローンダリングに日本人が関与した疑いがある場合は、日本側から調査の依頼が届く。逆に日本に疑わしい者がいる場合には、こちらから日本に調査を要請している。マネー・ローンダリング防止とテロ資金供与対策に重点を置き、国家戦略としてハイリスク領域に焦点を当てている。詐欺や汚職、麻薬、オンラインバンキングなどがハイリスク領域として特定されており、これらを国家戦略に組み込み、優先的な課題として取り組んでいる。

以 上



NO.19 AOC (Anti Online Scam Operation Center)			
日時	2024年10月17日 10:00～12:00 (GMT+07:00)	場所	AOC (Anti Online Scam Operation Center)
インタビュー先	AOC (Anti Online Scam Operation Center) 御担当者 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

タイにおけるオンライン詐欺対策についてブリーフィングを受け、被害者から被害申告を受け付けるコールセンターを視察した後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. タイがオンライン詐欺に対して行っている対策に関心がある。オンライン詐欺に対抗するために最も重要な要素は何かということをお聞きしたい。本人確認に焦点を当てているのか。
- A1. タイでは、SIMカード対策を強化している。以前、タイでは1人の名義で100枚のSIMカードを所持することも可能であったが、詐欺対策のために、SIMカードの登録を5枚までに制限した。携帯電話事業者は、ユーザがSIMカードを5枚以上所持する場合には、CDD（顧客管理）を行い、国家放送通信委員会（NBTC）に報告、許可を得なければならない。一定の時間内に本人確認できない場合には、銀行口座同様、SIMカードを凍結することも可能となっている。
- Q2. SIMカード以外の詐欺対策について、教えて欲しい。
- A2. 私たちは、詐欺に使われるインターネットの利用や送金に使われる経路を遮断する方法を模索している。問題は、人々が詐欺の電話を受けることから始まると考えている。私たちは、通信事業者と協議し、ショートメッセージの送信者名を明確にするよう求めている。また、タイの人々は、知らない番号から毎日のようにSMSを受け取っているが、そのSMSにはリンクが含まれており、これをクリックすることでマルウェアを受け取ったり、不正なリンクに誘導されたりする可能性があるため、SMSにリンクを含めない方法について通信事業者と協議している。これは詐欺対策のもう一つの手段だ。また、暗号通貨についても、

送信する者について暗号通貨を扱う銀行口座を特定し申告するよう求めている。

- Q3. タイの人々はAOCのような詐欺に特化した組織についてどの程度知っているのか。政府は、どのようにAOCを宣伝しているのか。
- A3. 現在、タイの人々はAOCが何であるか、そしてその目的を理解していると思う。2023年11月にAOCが設立されてから、100万件の通話がAOC（電話番号「144 1」）に寄せられた。これが、タイの人々がAOCを認識している証拠だと思う。また、明確にしておくが、AOCは組織ではない。AOCは、この問題を解決するために設置されたユニット、ひとつのサービスである。タイの人々が詐欺を回避することができるようになれば、AOCへの通話が減るため、コールセンターの受付数も減らすべきだと考えている。
- Q4. ホットラインに架電される電話内容について詳しく教えていただきたい。
- A4. 33%が口座凍結の依頼であり、48%が法律等に関する相談である。
- Q5. AIとビッグデータを詐欺対策にどのように活用しているか。
- A5. AOCは、被害者からの情報をデータベース化し、タイ警察のオンラインシステムと連携し、警察から担当警察官の氏名、事件の進捗状況、資金の流れを把握することができる。また、AIを使って、資金の流れや犯罪者の行動を分析し、仮想通貨への換金に使われる可能性のある口座を予測しようとしている。また、ナンバーリング監査（電話番号の監査）やMBDC（モバイルブロードバンドデータセンター）を用いて、資金の流れや銀行口座を分析する計画がある。
- Q6. AML0との連携は行っているか。
- A6. AML0とは連携している。まだ実現していないが、詐欺犯罪者に関する情報を共有する計画がある。
- Q7. 違法に登録されたSIMカード（ゴーストSIM）の悪用を防ぐためには、どのような対策が必要か。
- A7. 以前は、違法に登録されたSIMカードが市場で入手可能だった。しかし、現在では、NBTC（国家放送 通信委員会）と協力して、SIMカードの登録を義務化し、複数枚のSIMカードを持つユーザに対しては本人確認を強化するなどの規制措置をとっている。しかし、犯罪者はこれを掻い潜って、非正規の販売チャネルなどから、ゴーストSIMを入手している可能性がある。
- Q8. 日本では、被害者は恥ずかしさや、自分の身に何か起こることを恐れて報告をためらうことがあり、暗数が懸念される。タイでも、そうした事象はあるか。
- A8. タイの人は人懐っこく、また、お金を取り戻したいので、被害者は被害を進んで相談や報告する傾向があり、暗数は少ないと考えられる。
- Q9. タイでは携帯電話を利用する人が多いとのことだが、高齢者や郊外の村の人なども携帯電話を利用しているのか。
- A9. 現在、タイではすべての家庭でインターネットにアクセスできる環境が整って

おり、携帯電話は生活の必需品になっている。生活に必要であることから、高齢者も携帯電話を利用している。これは、国全体でデジタル化を進めた結果であり、郊外の村でも使用することができる。そして当然ながら、犯罪者もこの状況を利用している。多くの人が携帯電話を活用している中で、携帯電話が詐欺に悪用されているため、詐欺を予防するためには、AOCを機能させるだけではなく、市民のデジタル・リテラシー向上が重要だ。オンライン詐欺が存在することを人々に教える必要があり、それが私たちが取り組むべき重要なポイントだ。世界的な問題になっているからこそ、他の国の人たちがこうしてタイの詐欺に関心を持ってくれるのはありがたい。ライフスタイルにもよるが、タイで起きる詐欺は日本でも起こりうる。

Q10. 日本では、最近、投資詐欺が増えているが、タイでの犯罪情勢はどうなっているか。

A10. 若い世代はお金に興味があり、暗号通貨にも積極的に手を出している。タイでも若い世代はギャンブルに興味があるが、ギャンブルは違法だ。さらに、投資詐欺とは異なるが、ソーシャルメディア上の広告を見て物を買ひ、お金を送り、注文したものが届かないという問題もある。これは異常なことで、注意が必要だ。問題の解決のためにはメタや他のソーシャルメディア・プラットフォームのような企業と関わる必要がある。ソーシャルメディア企業とは何度も話し合いをしてきたが、デジタルの世界の内外で私たちとは視点が異なるため、難しいことが多い。詐欺対策については、米国企業が関わるため、米国政府とも協議している。

もうひとつの問題は、海外で高収入の仕事を斡旋されながら、結局は人身売買や搾取されてしまうという求人詐欺に関するものだ。私たちの調査によると、被害者は海外で合法的な仕事を受けていると信じていることが多いようだ。このような人々は、時には国境まで連れて行かれ、そこでバスに乗せられ、知らず知らずのうちに他国に渡ってしまう。そこで彼らは、自分が搾取的な状況に陥っていることに気づく。これは早急な対応が必要な深刻な問題である。パスポートを取り上げられ、家に監禁される。このような状況も起きており、大きな問題となっている。このような問題を認識していても、常に国境を越えて警察を派遣し、逮捕できるわけではない。だからこそ、これは重要な問題だと強調している。タイ、カンボジア、インドネシアなどの東南アジアでは、小さな家が犯罪拠点として設置されている。これらは不正な電波を使うために使われている。例えば、携帯電話の電波塔からの信号は国境を越えて届くことが多い。犯罪者がこの電波を使ってタイに電話をかけると、タイ国内から発信されているように見える。そのため、人々は安心して電話に出してしまう。これは地域の問題ではなく、国際的な問題となっている。私たちはカンボジアと協力してこの不正な電波使用問題に取り組もうとしている。この問題は国境を越えているため、世界的な協力にレベルを引き上げる必要がある。

さて、タイの詐欺問題の根本的な原因は、銀行口座とSIMカードにあると思う。例えば、SIMカードの種類にはTourist SIM、Prepaid SIM、その他いろいろあるが、厳密な登録プロセスはなく、SIMカードを購入することができる。そのため、犯罪者にとっては簡単に電話番号を入手することができ、私たちはこの問題を「ミュールシム」と呼んでいる。対策として例えば、私たちは1つの携

携帯電話番号を1つの銀行口座にリンクさせることを提案している。孫が祖父母の口座を管理するような場合、人々は複数の口座を持っている理由を政府に通知する必要がある。また、タイで国際電話を受けると、NBTCは発信者番号の頭にたくさんの番号を付けるようにすることで、タイ人は、発信者がタイ語で話していたとしても、受信者は、タイ国内からの電話でないことを認識できる。さらに、「SIMボックス」を使ったケースも多く発見されている。これはSMSの送信に使われるもので、リンクが含まれていることが多く、例えば、プロモーションを名乗るメッセージがリンクをクリックするよう求めるかもしれない。クリックすると、あなたの電話が危険にさらされることになる。このような問題に、私たちが対処している。

Q11. デジタル経済社会省の主導でAOCが設立された背景はなにか。なぜAOCは、例えば、タイ銀行や警察庁の監督下で設立されなかったのか。

A11. デジタル経済社会省では、今後15年以内に、タイがデジタル先進国になることを目指しており、私たちは社会のあらゆる側面をデジタル化できるよう、インフラやテクノロジーに多額の投資を行ってきた。しかしながら、オンライン詐欺の増加により、オンライン取引に参加することに関して、国民の間に恐怖心が生まれている。私たちの使命は、こうした問題に対処し、デジタル・テクノロジーに対する信頼を回復することである。

私たちは、タイ銀行協会や各商業銀行、警察とも連携している。不審な口座・電話番号に関する情報は記録され、関係機関に共有される。例えば、詐欺に使用されている電話番号を特定した場合、NBTCはそれをサービス・プロバイダーに送ってチェックさせ、同一人物が何千もの電話番号を所有していれば、適切な措置を取る。このアプローチにより、純粋で正確な情報を集約し、関係機関と共有することができる。また、重要な案件については、特別捜査局（DSI）や警察が関与する。しかし、刑法の手続きは制約がある。当初、詐欺と思われる資金の移動があった場合、使用された口座を一時的に凍結し、被害者から警察への通報が3日間以内にあった場合に、正式に凍結することができる制度となっていた。しかしながら、地方では、この短い期間では被害者の通報が間に合わないことが多く、不審な口座を凍結する機会を失うことになった。この限界を認識し、口座凍結のための通報期間を7日間に延長したが、まだ不十分であり対応を検討している。

デジタル経済社会省は、主にデータ収集機関として機能している。データは嘘をつかないし、体系的な問題を明らかにする。現在、大きな問題となっているのは、多額の資金が凍結されているにもかかわらず、被害者への返還が依然として課題となっていることだ。マネー・ローンダリング対策室は、このプロセスを合理化する方法を模索している。通常、資金は複数の口座を素早く移動するため、回収は複雑で困難である。被害回復は、詐欺に遭ってから最初の1年間の行動が重要である。

Q12. AOCの設立はとても合理的な取組だと思う。どのような国にも政府の中に縦割りの官僚主義がある。どうしてここまでAOCはうまく設立できたのか。

A12. 政府が取り組みを進めることができるのは、多くの国民がオンライン詐欺により大きな被害を受け、そのお金が外国に出て行っているという現状に取り組

む必要があったからである。また、デジタル経済社会省が設立を主導したことも重要である。

- Q13. 日本でもこのような機関を設立できれば望ましいが、AOCを運用する上での重要な考え方は何か。
- A13. AOCの存在は、詐欺被害の予防が徹底されるのであれば重要でない。ここに電話をかけてくる人はすでに被害を受けており、ここに電話をかけてくる人々がいなくなることを願っている。予防が鍵である。
- Q14. オンライン詐欺は国際的問題ということから、国際的な議論を持つことが重要だと思う。すでにASEANとの連携について言及があり、米国政府との協議も行っているとのことだが、どのような協力があるか。
- A14. 例えば、オンライン詐欺について、ASEANとアメリカとのバイラテラルな協力関係がある。またメコン地域とアメリカとのパートナーシップがあるが、米国政府が焦点を当てているのは、特に誘拐や人身売買が関わる事案である。人身売買は、ミュールアカウントの開設にも関わっていると言われている。
- Q15. オンライン詐欺により、人々がデジタル媒体を使うことを恐れることがあると思うが、実際はどうか。
- A15. オンライン投資詐欺はよく発生している。オンライン投資詐欺は新しい犯罪であるが、まずはSNSを使って宣伝を行い、そこから投資に誘いこむものだが、被害者を信用させるために、最初は口座から引き落とすことができるため、被害者は儲かっていると誤信して投資を続ける。被害者が詐欺だと気がついてAOCに相談に来る頃には、投資を始めてから6ヶ月も経ってしまっていることもある。現在のところ、犯罪のエコシステムが出来上がっているが、デジタル化も進んでいる。将来は、「あなたの国で私の国の犯罪グループが拠点を組んでいる」といった、国際的にもより深刻な課題になると思っており、だからこそ、国際協力が重要である。

以 上





NO. 20 在タイ日本国大使館			
日時	2024年10月18日 14:30～17:30 (GMT+07:00)	場所	在タイ日本国大使館
インタビュー先	在タイ日本国大使館 一等書記官 渡辺直人 様 一等書記官 永井賢太郎 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 金子智樹准教授

タイ国内のインタビュー調査を実施するにあたって、各機関との調整（アポイントメント）面で渡辺書記官に多大なるご支援を頂いたため、冒頭、各機関のインタビュー調査結果について報告を行った。

その後、渡辺書記官よりタイの治安情勢について、永井書記官よりタイ王国におけるICT関連を所掌する行政機関との連携やご自身が所属する経済部としての業務のブリーフィングを受けた後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

＜永井書記官（総務省アタッシェ）＞

Q1. 総務省アタッシェの業務について教えてほしい。また、業務上連携するタイの機関についても教えてほしい。

A1. 総務省アタッシェとして経済部で業務を行っており、総務省所轄の情報通信や文部科学省所轄の科学技術、内閣府所轄の宇宙に関する案件についてタイの政府機関から情報収集を行ったり、日本の政府機関との連絡調整を行ったりしている。信頼構築は、貸し借りから始まるところもあり、先方からの依頼にできる限り誠実に応えながら人間関係を積み重ねて情報収集を行っている。また、タイは伝統的に在留邦人が多いこともあり、日系民間企業との関わりも多い。例えば、タイには、日系企業の負担となっている規制や分かりにくい許認可などもあり、そのような対応は、日系企業単体では対応が困難なことから、大使館が日系企業の要望を踏まえて、タイ政府と交渉することもある。

タイ王国において日本の総務省の役割を担っているのが、デジタル経済社会省（MDES）と国家放送通信委員会（NBTC）である。MDESは情報通信政策の推進を担い、NBTCは主に規制を行っている。

- Q2. タイ王国のICT関連機関やAFNC (Anti Fake News Center) の説明を受けて、タイではフェイクニュースの判断を、MDES傘下の政府機関としてAFNCが行っているとのことだったが、日本で、フェイクニュースの判断を政府機関が行っていない理由について教えてほしい。表現の自由が大きな理由なのか。
- A2. 表現の自由もあり、日本では政府が命じて情報を削除することは難しい。また、タイと日本の政治体制の違いもある。日本では、政府と独立した機関がファクトチェックをしている一方で、タイで情報の正誤についての見解がタイ政府 (AFNC) から示されているからこそ信用される側面があるという違いもある。
- Q3. MDESとNBTCの違いについて教えてほしい。AFNCはMDESの下部組織なのか。
- A3. NBTCは1つの省であるMDESとは異なり、委員会であり、憲法上の独立機関であるため内閣の統制に服さない。そのため、政権が変わるたびにNBTCのコミッショナーが変わる訳でもない。AFNCはMDESの下部組織である。
- Q4. 日本とタイの民間企業と政府の関係の違いについて教えてほしい。
- A4. タイにおいては、日本に比べて所得や社会的地位の格差を感じる機会は多く、民間企業の中核と高級行政官が親戚や友人同士といったように、官民にかかわらずつながりが強い印象。
タイに比べると、出向元の総務省では、企業等と議論を重ね、妥協点を見つけ政策を実行している。サービスの利用者、サービスを提供する事業者への影響のバランスを考えながら調整を重ねていく方法で、日本の方が慎重に意思決定をする印象。
- Q5. 日本とタイの一般的なICT分野の協力関係と、サイバー犯罪などICT技術を悪用した犯罪に関する捜査協力関係について教えてほしい。
- A5. 経済部では、犯罪捜査に直接協力することはないが、キャパシティービルディングを行っており、ICT関係では、日ASEANサイバー能力構築という枠組みで協力を行っている。今後はAFNCとの協力の可能性もある。
日本の技術を用いて、タイの社会問題を解決する協力もあり、例えば、洪水対策としてダムの貯水量測定レーダーの導入や、山火事とそれに伴う大気汚染防止として日本の人工衛星から得られた情報の活用を行うなどしている。
- Q6. 日本とタイで結んでいる「タイ王国デジタル経済社会省 (MDES) との情報通信デジタル技術分野の協力に関する覚書」で犯罪捜査の協力関係を交わすことは可能か。
- A6. 覚書には強制力がなく、協力することを確認するものである。現状MDESと犯罪捜査関係の話をしていく可能性は低いですが、その必要があれば覚書を更新することになる。総務省としては、ICT分野の知見の交換、キャパシティービルディングでの協力推進を行っていくことが考えられる。
- Q7. タイにはAOC (Anti Online Scam Operation Center) のような詐欺対策に特化した組織がある。こうしたタイの特殊詐欺対策を行っている機関との関係につ

いて教えてほしい。

A7. 詐欺対策に特化した機関との協力関係は、今のところはないが、AFNCとキャパシティービルディングで協力できないか模索している。

Q8. タイに特殊詐欺拠点を構える理由の一つに電話やSIM等のツールが本人確認なしに容易く入手できることがあると考えている。実際にタイでの購入手続きについて教えてほしい。

A8. 実際の手続きについて、網羅的には承知していないが、私の場合は日系の代理店を通して購入したが、本人確認のためにパスポートを提示した。

Q9. タイが日本人グループの犯罪拠点として選ばれる理由に生活のしやすさがあると考えている。実際にタイに駐在している中で生活のしやすさは感じるか。

A9. バンコクで暮らせなかったら、日本でしか暮らせないと思えるぐらい、暮らしやすい。例えば、日本のチェーン店で思いつくものはほぼ全部バンコクにあると思われ、日系スーパーや日本語でやり取りができる病院もある。ただ、犯罪グループが拠点を構えるのは、バンコクではなく、タイのローカルなエリアではないだろうか。バンコクとタイの田舎の環境は全く違うから住みやすさが選ばれている理由とは限らないと思う。

Q10. ナショナルテレコムとMDESの違いや所掌を教えてほしい。

A10. ナショナルテレコムは、国営通信事業者で、主に固定電話や固定通信を扱っており、携帯電話のシェアは小さい。ナショナルテレコムは、MDESのような省庁とは異なり、政策決定を行っていない。

Q11. カウンターパートとして、タイ政府と接する中で難しさがあれば教えてほしい。

A11. 日本と比較すると省庁の数が多く、組織同士の関係やパワーバランスも分かり辛いときがある。このため、タイ政府の中での相談先を選ぶ際、判断が難しいときがある。他方、タイ政府は、日本に比べてトップダウンで、上級の職位の人が判断をすれば、すぐに政策が進むため、わかりやすいと思うときもある。

Q12. (NBTCから日本の詐欺電話対策への問い合わせがあった話を受けて) もう少し詳しく教えてほしい。

A12. タイにおいて、法制度を構築する必要性を感じているため他国の対策にも関心がある様子であった。

Q13. 日本の取り組みをタイが政策として落とし込むならどの役所がやるのか。

A13. NBTCが考えられる。実際に日本の総務省の制度を参考にしているものもある。

Q14. 日本の制度をタイが参考にしていることは分かったが、タイ政府の制度を日本が参考にすることはあり得るか。

A14. 以前は一方的に日本が支援をする関係であったが、近年は共創関係に変わっ

てきている。色々なタイの方に接した印象としては、日本から直接的な恩恵を受けた50代以上の方は親日派が多い。一方で、40代以下では日本に対して悪い印象はないものの、比較的ニュートラルに見られている印象。情報通信関係の政策はまだ日本の方が進んでいる印象があるが、新しい制度の導入スピードに関してはタイの方が急進的に変化することもある。

Q15. タイの政府は、タイはデジタル化が急激に進んでおり、高齢者や田舎の人もデジタル化に対応していると言っていたが本当だと思うか。

A15. 日本とは発想が違う。タイでは、高齢者や田舎の人もデジタル技術を使わないと不便であるから、おのずと使うようになるであろうと判断しているのだと思う。どちらが良い、ということではないが、日本のデジタル化の進め方では、場合分けを丁寧にして困る人が出ないように（高齢者等のデジタルに不慣れな人にも配慮）議論している。

Q16. タイの情報リテラシーは高いのか。

A16. （日本人が高いとも言えないが）タイの人のリテラシーは高いとはいえないのではないかな。このことは、通信の安全性が保護されていないようなメッセージングアプリで仕事の連絡や機密情報のやり取りをしていることなどからうかがわれる。

< 渡辺書記官（警察アタッシェ） >

Q1. 警察アタッシェとしてタイで行っている業務について教えてほしい。

A1. 警察アタッシェというポジションはない。政務部に所属し、国内外の治安情勢の分析や法執行機関間や日本の情報コミュニティとタイの情報コミュニティ間の連絡調整を行っている。例えば、ある1週間の業務内容について教示すると、以下の通りである。

（ある1週間の業務内容）

月：捜査共助案件：日本からタイへの外交ルートでの捜査共助要請。日本で検挙した事件について、タイ警察に証拠の提供依頼をしていた。起訴・公判に向けて迅速な証拠提供を行ってほしい旨等を、日本とタイでの司法手続上のスケジュールの違い等に触れながら説明することも多い。

火：ミャンマー国境付近での詐欺拠点の情報把握のため、近隣諸国の在外公館駐在の警察アタッシェとの情報交換を行った。タイ当局は国内治安の維持が一義的な責務であるところ、タイを経由して周辺国へ人・物が流れていく案件については、実際に被害を受けている他国との情報交換をすることも多い。国境付近にある犯罪アジトで強制的に働かせられている人の状況は国によって様々である。国際的には人身取引の被害者として保護の対象とすべきとする見方が一般的だが、犯罪行為をすることのある程度承知して渡航している場合もある。ケースバイケースだが、高給な仕事があるといって騙されて詐欺拠点に送り込まれているのは、やはり途上国の人が多い印象。日本を含め、先進国から来る人は、ある程度犯罪行為に従事することを承知の上で来た人がほとんどではないか。

水：政務部のカラーが強い仕事をした。タイは政治が混迷しており、これまで何度

も軍事クーデターが起こっては、その後の選挙で民政復帰するということを繰り返してきた。本年夏には、セター前首相が憲法裁判所の判決により失職したが、これは保守派勢力による司法クーデターであるとの見方もされている。こうした中で、新たに与党・貢献党からペートンターン新首相が就任したが、同様の司法手段による責任追及の動きがあることから、これについて情報収集を行った。

木：国際警察機関の職員がタイ当局との事件協議のため出張に来ていたので、協議に同席した。

金：前日の夕方に、タイ警察から、詐欺に使用されている違法SIMカード等の摘発オペレーションに関する記者会見への出席依頼を急遽受けたため、出席した。会見出席中に、タイ国内で政治的論争となっている時効切迫事件（タクバイ虐殺事件）について、最大野党党首が「被疑者の一人が日本に逃亡している。ASEAN首脳会議において、ペートンターン首相から日本の石破総理に逃亡被疑者の引渡請求を行うべきだ」と記者会見でコメントしたとの情報が入り、事実関係の確認等の対応を行った。

Q2. 日本国大使館がタイに在留する日本人へ向けた安全情報提供で、特殊詐欺に関わる発信をしていたら教えてほしい。加害者、被害者にならないための広報活動や、効果的な手法があれば教えてほしい。また、警察アタッシェとして、タイ政府（当局）に対して、わが国における特殊詐欺に関する情報（現状や手口、対策）を伝える活動は行っているか。

A2. 大使館として情報提供を行うものの多くは、日本人観光客に向けた詐欺事例の警告と、闇バイト関連で犯罪拠点への渡航をやめるように呼びかけるものである。特殊詐欺については、タイ国内に在留する邦人をターゲットとした詐欺よりも、タイ国内から日本国内にいる日本人をターゲットにした詐欺加害の方が多いのではないかと思います。

日本政府からもタイ政府に対して情報提供を行っているが、タイ国内でも詐欺被害は深刻であり、被害認知件数も相当数あるので、自国の詐欺事案への対応で手いっぱいになっているのが実情である。以前は、タイにおいて多数の電話番号を取得することも容易であったが、現在では1人5番号までという規制がなされている。ただし、規制前に市場に流通したものもかなり残っている状況であり、また、契約者が死者の場合や架空人物の場合もあり、電話番号から実際の使用人物を特定するのは難しい。

Q3. 日本人特殊詐欺グループが怪しいという通報から、拠点が摘発されることもあると伺ったが、その情報源について教えてほしい。日本人がタイで摘発されているニュースを見て、タイ人の日本人に対する印象が悪くなることはあるのか。

A3. 情報源は、ケースバイケースである。大使館への通報は、詐欺拠点で詐欺行為を行っている者が、拠点内での処遇が悪く、身の危険を感じて密告するケースや、そのような状況を知った知人等からの通報がある。

主観的な回答ではあるが、一般的に、タイの人は日本人が悪いことをしないというイメージを持っているように思う。日本人が被疑者となる事件もあるが、外国人被疑者全体の数からみると少数であり、日本人全般に悪印象を持た

れているとは感じない。

- Q4. タイ国内で日本人が犯罪被害者となることはあるのか。大使館はどういった支援を行うのか。また、タイ国内でタイ人犯罪被害者については、どのような支援が行われているか。
- A4. 観光客が被害者となる事例が多い。詐欺や交通事故の事例が多い印象。その場合、領事部が必要な支援を行っており、渡航書の発行や病院の紹介等を行うこともある。
- タイ国内にいる日本人がオレオレ詐欺のような特殊詐欺で大きな被害にあう例は、これまで聞いたことがない。タイ人犯罪被害者への対応の詳細については承知していない。
- Q5. 大使館として、在留邦人との信頼関係を構築し、必要な時に支援を受けやすい環境を作るために実施している取り組みや、特に心がけていることがあれば教えてほしい。
- A5. 領事部等が在留邦人と接する機会が多く、日本人コミュニティとも関係構築を行っている。政務部では、個人的には一般の在留邦人と接する機会はあまりなく、邦人でいうと当地日系メディアの方と接することが多い。
- Q6. タイでは旅行者向けの短期的なSIMカードがある。犯罪に使用されるSIMカードの傾向等はあるのか。
- A6. 承知していない。タイ国内における詐欺加害行為が多い要因としては、短期的なSIMカードがあるということよりも、これまで本人確認なくSIMカードの入手が容易であったことなど、犯罪を実行しやすい環境であった点が大きな要因の1つであると思う。また、タイでは犯行に使用される電話番号等は頻繁に使用者が変わる。契約者照会しても、数か月も経ていけば既に契約者が別の人物になっていることが多々あると聞いている。仕組みは分からないが電話番号が停止されても短期間で回復することもあると聞いている。
- Q7. タイが日本人グループの犯罪拠点として選ばれる理由に生活のしやすさがあると考えている。タイで生活している中でどのように感じるか。
- A7. 生活はしやすい。永井書記官とは異なる意見になるが、詐欺拠点は、バンコクの日本人が多く住むエリアにもあると考えている。犯罪者からするとバンコクの高層マンションは拠点として使いやすい（警備が厳重であることや多数の者が出入りするため）と思うが、実態としては分からない。確たる証拠はないが、拠点自体はタイ周辺国の方が多いと思う。タイではマネーロンダリングや投資、人の移動のハブ等、お金を使う場所という認識がある。反社会的勢力が、日本において特殊詐欺等により詐取した金などの犯罪収益をタイを含む東南アジア諸国で使用しているということも考えられる。
- Q8. 日タイ刑事共助条約について教えてほしい。日本とタイとの刑事共助条約締結に向けた話し合いが始まっているにも関わらず、未だ締結に至らない理由について教えてほしい。また犯罪人の引き渡しに関しては条約を結ぶことに加え、タイ警察内で日本の案件を優先的に対応してもらうようにする必要があると思

うが、感覚として日本の案件をどのくらい対応していただいていると思っているか教えてほしい。また条約による犯罪人引渡しよりも、退去強制にしてみたい日本領域内で逮捕する、偽造引き渡しの方が時間的には早いと聞くが、その点に関してはどう思うか。

- A8. 日タイ刑事共助条約については法務アタッシェが担当しているため詳細は承知していない。日本も共助案件を多く有しており、捜査情報はICPOルートでも日頃から共有しているが、最終的な証拠としてその情報を使いたい場合に外交ルートでの証拠の提供を求めている。

退去強制については、オーバーステイでない限り、まず在留資格の取消しを行う必要がある。タイ国内法では、外国当局が逮捕状を発布している人物については、在留資格の取消しが可能となっているが、これはセンシティブな問題も絡んでおり、現在のタイ政府の方針としては、在留資格の取消しにより被疑者の退去強制を行うことには慎重であり、原則、犯罪人引渡請求の手续によるべきとの方針と聞いている。また、逆に日本が同様の依頼を受けた場合、日本の国内法では、タイ国内で逮捕状が発布されていることをもって被疑者の在留資格を取り消すことはできないことになっており、双務性の観点で大きな課題がある。

- Q9. 拠点の摘発を受け身ではなく、積極的に行うためにできることはあるのか。

- A9. 確かに、タイ国内での日本人による特殊詐欺拠点の摘発数はまだ少ないかもしれない。拠点の摘発のためには、タイ国内での詐欺行為を疎明するための捜査が必要であるが、被害自体は日本国内で発生しており、同様の国内案件が多数ある中でタイ当局にどこまで他国の案件にリソースを割いてもらえるかは難しい面もある。外国人絡みでいうと他国の犯罪グループの方が余程規模が大きいものが多い。海外における拠点摘発については、警察庁の関心が高い一方、特効薬がないのが現状だ。

- Q10. タイ警察の能力について教えてほしい。

- A10. タイ警察のすべてを知っているわけではないため主観的な意見とはなるが、捜査権限は比較的に大きく、捜査能力も高いと思う。ただし、捜査力が高いのと警察としての治安維持能力が高いのとはイコールではないと考えている。組織のミッション実現に向けたガバナンスの問題もあるのではないかと。

- Q11. 日タイ間の捜査協力等について、以前は日本への（昔の支援）恩返しとして行われているという面もあるのではないかと考えており、タイ政府内での日本の優先度が高いものであったが、近年、タイ当局内における日本の重要度・優先度が低下しているため、協力が難しくなるのではないかと。

- A11. 捜査協力について、タイからしてもらっていることと、日本がしてあげられることを比較すると、法制度の違いから、後者の方が少ないことが多い。双務性やギブアンドテイクの観点から、今後の協力には様々な工夫が必要。

- Q12. 日本による国際協力（技術支援、捜査設備の提供等）をバーターとすることはできないのか。

- A12. タイ国内の担当部門（部署）が異なると直接的なバーターとはならないので

はないかと思うが、双務性とは異なるギブアンドテイクの観点からどのようなことができるかを考えてみることは面白いかもしれない。

Q13. タイでも特殊詐欺に類似した詐欺被害があると現地調査で分かったが、広報チラシを目にしなかった（金融機関やATM等）。タイの公的機関や金融機関は広報に力を入れているのか。

A13. タイ人向けの広報がテレビ等でどの程度されているのかについては、私はタイ語が分からないため、あまりそういった媒体を気にして見たことがないが、少なくともポスターについては目にしない。タイではデジタル化が進んでおり、あまり紙媒体で大量に印刷して配るというイメージがない。支払いもキャッシュレス決済が主流である。公的機関の公式アカウントを騙った詐欺が多発しているところ、公的機関がSNSで情報発信をしていることの裏返しではないかと考えると、広報もSNS等を使用して行われているのではないかと。

Q14. 事前の情報によると、タイの街中では、違法SIMを容易に入手できると認識していたが、我々が実際に調査した結果、そのような違法SIMを見つけることができなかった。どこに違法SIMやゴーストSIMがあるのか教えてほしい。またタイ当局による違法SIMの摘発について教えてほしい。

A14. 路地の込み入ったところにある闇市のような場所にあるのではないと思う。

後日、渡辺書記官より、タイ当局による違法SIMの摘発に関する情報を提供いただいた

以 上



No. 21 金融庁 企画市場局総務課調査室			
日時	2024年10月21日 10:30～11:00	場所	オンライン
インタビ ュー先	金融庁 企画市場局総務課調査室 課長補佐 増田裕輔 様 係員 植田尚之 様	参加者	学生 清水健太 長崎佑希子 教員 宇田川尚子教授

【質疑応答】

Q1. 振り込み詐欺救済法で返還しきれなかったお金（預保納付金）が奨学金事業に充てられている。奨学金事業に充てられることになった経緯及び背景について教えて欲しい。

A1. 振り込み詐欺救済法は議員立法により平成19年12月に成立し、平成20年6月に施行された法律である。犯罪被害者等の支援の充実を図るために預保納付金を支出するものとされている。施行当初は、制度の運用状況等を見る必要があったため、支出は行っていなかった。

平成22年9月には、金融庁、内閣府、財務省の大臣政務官からなるプロジェクトチームを設置し、預保納付金の使途の検討を行った。検討を踏まえプロジェクトチーム案を公表し、預保納付金の使途等について意見の募集を行った。平成23年8月には、寄せられたご意見も参考としつつ、プロジェクトチームとしての最終的な結論をとりまとめた。

振り込み詐欺救済法は支援の対象となる犯罪被害者等の範囲を限定していないこともあり、各所からの意見を踏まえて生命・身体犯等も含む犯罪被害者全般を支援対象とするのが適当であるとされた。具体的には、①犯罪被害者等の個人に対する奨学金の貸与、②犯罪被害者等支援団体への助成という2つを柱として支出を行うことが決定された。

現在、奨学金は給付制だが、当初は貸与制となっていた。当時、犯罪被害者への経済的な支援は国による犯罪被害給付制度が運用されていたが、犯罪被害者本人が生計を担う者であった場合等は、この制度による支援を受けたとしても、日常の生活費を賄ったうえで、十分な額の子供の教育費の支出は難しい場合があることが想定された。そこで、次世代を担う子供の豊かな人生を実現し、社会への参画につながる教育機会の確保のため、犯罪被害者の子供に特化した奨学金制度の充実を図る意義は大きいものとされた。また、預保納付金に

よる奨学金の制度は中長期的な視点から持続可能な制度にすることが重要視され、当時は無利息で貸与することが適当であるとされた。

犯罪被害者支援団体への助成については、犯罪被害者の視点に立った支援を行うためには継続的な支援活動が必要だが、多くの被害者支援団体は財産基盤が強固でなく、必ずしも十分な支援活動が行われていない面があり、早期の経済的援助が望まれていた。預保納付金を支給することによって、その支援活動の充実を図ることが有益であるとされた。

その後、第3次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた議論等を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。こうした状況を踏まえ、平成27年にプロジェクトチームが設置され、関係者からヒアリングを行いながら預保納付金の取扱い等について、これまでの運用状況を検証し、犯罪被害者の支援の充実について検討を行った。

奨学金事業については、借り手側の経済状況を見ると必ずしも高い所得とはいえない家庭が多く、奨学生数は伸び悩んでいる状況にあり、ヒアリングにおいて給付型奨学金の導入を求める意見があった。また、貸与制の奨学金では長期にわたる債権管理が必要になる等、管理コストが永続的に発生するため、他の給付金奨学金事業とのバランス等に留意しつつ、給付制を導入することが適当とされた。

助成事業に関しても見直しが行われ、支援団体の相談員等の人件費は助成対象にしていなかったが、ヒアリングにおいて相談員の活動費、育成費も助成対象とすべきとの意見があったことを踏まえ、相談員の育成に対する助成を行うことが適当とされた。

Q2. まごころ奨学金をはじめとする奨学金事業や助成事業について詳細を知るためにはどこにアクセスすればよいか。

A2. 預保納付金事業は日本財団が運用を担っており、日本財団のHPで詳細が掲載されている。

Q3. 金融庁として預保納付金事業に関する広報を行っているのか。

A3. 広報は担い手である日本財団が行っている。

以 上

No. 22 特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台			
日時	2024年10月22日 13:00～15:30	場所	ワンファミリー仙台オフィス
インタビュー先	特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台 理事長 立岡学 様 地域福祉課 課長 佐藤岳彦 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 川野豊教授

ワンファミリー仙台が行った特殊詐欺の加害者に対する出口支援の経験について、ブリーフィングを受けた後、質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. 司法では再犯防止に当たって加害者と首魁の関係を断つことが重視されている印象がある。悪者に利用された福祉の支援が必要な人たちに対して再度首魁から連絡が入ることはあるのか。
- A1. 連絡が来たら対象者は連絡を取り合うことはあり得ると考えている。今回の件では刑務所に入ったこと、また、関係者も別の刑務所に収容されていたため関係を断つことができた。双方が矯正施設に入ったことで関係を遮断できたが、双方が収容されている状況でなければ、関係の断絶は難しかったかもしれない。
- Q2. 昨今では、インターネットの中で人間関係が構築されている。インターネット空間で関係が構築された場合、支援する側からも対象者の人間関係が見えづらくなっているのではないか。
- A2. 福祉職員としても以前よりもやり辛さを感じている。直接顔を突き合わせる様な対面での関係だけでなく、インターネット空間のような非対面の人間関係も構築されるようになっている。
- Q3. 被支援者に母親がいると言及あったが、支援するにあたって家族はどれだけ関わりをもっているのか。
- A3. 母親とは連絡が取れず、本人も接触を希望していなかったため、そのケースで

は母親の関与はなかった。

Q4. 同じ人でも、更生支援を受ける場合、受けない場合があるとのことだが、違いはあるのか。

A4. 更生支援計画の策定は必須ではない。本人を軸として見るのが福祉の世界だが、裁判から社会復帰に至るまで場面ごとに関わる人ががらりと変わるため、入口の段階で、福祉の内容を文字化して更生支援計画を残しておき軸を共有しておくことが必要。

刑の軽減のためだけに更生支援計画を作る弁護士もいると思うが、微罪であれば、刑務所での生活と生活保護を受給して生活することを天秤にかけると社会的にかかるコストは生活保護を受給して生活してもらう方が低くなるとも考えられる。裁判が終わった後も本人は生活していかなければならず、裁判後のことにも寄り添うことができる弁護士が重要だと考える。弁護士の先生が福祉について関心が無いとなかなか支援につながらない場合もある。

Q5. 福祉の分野では、支援者と被支援者の相性の問題があるといわれている。被支援者と支援者の中で様々な理由で認識の違いが生じる分野や、各々が抱える問題が多様化する被支援者に対する支援者の育成採用の課題について教えてほしい。

A5. 福祉分野の制度は、日々変化しているところにある。成年後見人の受任者の交代が認められたように、従前の一人のスペシャリストが支援を行うというやり方は限界を迎えている。複数人で支援を行えるようになったため相性のチェックもできるようになっており、制度改革はより被支援者によりそった方向に向かっていて受け止めている。

被支援者が相談しやすい相談員を育成すべきと考えており、被支援者と支援者の共依存関係に気をつける必要があるが、複数人で支援を行うことで、共依存になりにくい環境になると思う。

多様性の時代が到来したことで、関係性を担保する共通言語を見つけるのが難しくなった。各々が持っている共通言語に合わせるのが大事であり、共通言語を探れる人が支援者となるべきである。福祉と司法も現在共通言語を探っている状態といえる。

Q6. 再犯防止策として司法福祉が地域社会の安心安全を作る側面からもつ意義を教えてください。

A6. 福祉職員の中には、福祉は地域の安心安全のために行っているわけではないといった意見を持つ人もいるが、地域づくりが目的となるのが福祉であり、地域全体で、共生社会を目指そうという動きはある。一時期、福祉の専門が細分化され、それぞれの分野をつなぐ人がいなくなってしまった。認知症でも安心して歩くことができる社会を作るのが、ゴールだと思っている。福祉の細分化から包摂化に向かっているのは良い方向だ。

Q7. 本人の自己決定権が尊重され、意思が変わると更生支援計画が計画通りに実施されないことがあるという話を聞いた。更生の可能性として量刑の判断に使われる以上実効性はある程度担保されるべきだと考えている。本人の意思が変わ

る要因として考えられる物は何か。矯正施設での指導も要因として考えられるか。司法福祉の対象者の意思と刑事手続状の公平性のバランスの取り方について、どのように考えればよいか。

- A7. 誤解を恐れずに言えば、司法福祉はやり方を間違えると危険な分野にもなりえ、被害者を無視した加害者擁護だという見られ方をすることもある。このため、自己を省みながら更生支援計画を立案する必要がある

本人にとって更生支援計画は、反省材料であり更生に向けたステップとなる見通しとなる側面がある一方で、意志は誰でも変わるものであり、計画通りに行かないこともある。

矯正局長あてに矯正施設でも更生支援計画を引き継ぐように指示が出されているが、矯正施設は閉鎖された社会であるため、良くも悪くも周りの影響を大きく受けることがある。

- Q8. 司法福祉が少年、特に特殊詐欺に加担した際にも適用される可能性は、加害に至った背景で異なるのか。いわゆる普通の少年に対しても支援を行う可能性はあるのか。

(前段の質問の回答を受けて) 福祉に頼りたくないという人もいるのか。

- A8. 少年への支援は何をしても刺激になることがあり難しい。また、福祉の支援は本人の意思が必要なため、自分には必要ない、自分は支援の対象者ではない、と本人の自覚が無ければ支援を行うことは出来ない。

法務省がいう再犯防止として福祉に求める役割が現場の感覚とずれていると思えるようなこともあり、現場の福祉職員は限界を迎えている。

実際に自分の特性を認められないというケースはあり、これまでの障害をあまり認定しなかった教育制度の弊害とも考えられる。特殊詐欺の場合、若年層でも簡単に加担することができるため、迎合性の特徴を持つ子は特に巻き込まれやすく危ないと思う。

- Q9. 支援の対象となった加害者が被害者に謝罪をしたいと希望することはあるのか。

- A9. 本人の気持ちを完璧に分かっているとは言えないが、基本的にはないと考えている。被害者も会いたくないという場合も多い。また、反省をしていたとしても、コミュニケーションに問題があるため反省を表現して伝えることができない。

- Q10. 生きづらさを感じている人が首魁に利用され犯罪に加担する前に支援を届けることはできないのか。

- A10. 福祉業界が変化している時代になり、横の連携が進んでいる。横の連携が進むことで隠れたケースも引き出すことができるようになる。

- Q11. 罪を犯してしまった支援を必要とする人々が問題を抱えるようになった背景には、生活環境や過去の学校生活があるのか。学校教育と福祉のすみわけをどのように考えているのか。

- A11. 頼れる人がいないことが大きい。衝動にかられたときに顔を思い出してもらえそうな距離感を保ち続けることが必要。

児童福祉支援では18歳を区切りに途絶えてしまう。福祉や司法がグラデーションをつけていくのが望ましいと思う一方、制度である以上範囲がきれいに分かれてしまっている。柔軟な運用が教育、福祉、司法に求められている。

Q12. 入口支援を行ったことがあれば教えてほしい。

A12. 宮城県内では特殊詐欺に関して入口支援を行った事例は無い。今後、対応する可能性はある。特殊詐欺に加担する背景には貧困や人とのつながりを求めるところがあるのではないかな。

Q13. 保護観察書等の他機関連携の課題や難しさについて教えてほしい。

(Q12の質問の回答を受けて) 二重調整が発覚したのはどのタイミングか、どの機関の連携が必要なのか。

A13. 制度が変わってきており、保護観察所に社会福祉士を配置された。社会福祉士という共通言語をもつ通訳が入ったことにより、福祉と司法の連携がしやすくなってきている。

連携が進むかは所長の優先課題の判断によるところがある。また、検察と弁護士の連携不足で入口支援がうまくいかない場合もある。県内でも、検察と弁護士の相互が独自に入口支援を行い二重調整をしていたケースがあった。これに関しては、NPOとして問題提起を行った。

支援先を完全に調整したタイミングで、ワンファミリー仙台も2回ほど本人と面談をしていた。本人は両方に「イエス」と答えており、本人からは二重調整の指摘はなかった。検察庁から保護観察所からのルートと弁護士からのルートの2つが完全に独自に動いており交わることは無かった。やはり弁護士と検察官の間での連携が必要であると思う。

Q14. 特殊詐欺関連の入口支援を行ったことがある都道府県を知っているか。

A14. 把握している範囲では無い。定着支援センターや保護観察所でも事例について聞いたことが無い。

Q15. 活動の予算はどこから下りているのか。予算以外で国から支援して欲しいことはあるか。

A15. 予算は、厚生労働省と日弁連から下りている。商売で社会福祉の分野に携わる人が出てくると福祉のあるべき姿から離れていきそうで怖いため人材養成が必要だと思う。

また、警察と事前に調整ができればいいのと思うことはある。入居者が再度問題を起こした際に突然対応を求められるが事前に通知ができればほしい。保護観察所から、本人の情報なしに受け皿となってほしいとの要請されたこともある。また、警察から書面の照会にはできるだけ対応するがもう少し情報が欲しい。入居者との関係を考慮すると、警察等の機関に個人情報を出すと関係が途切れ将来の支援が行えなく可能性があることを考慮してほしい。

以 上

No. 23 宮城県仙台市 市民局生活安全安心部市民生活課			
日時	2024年11月5日 13:00～15:00	場所	仙台市役所上杉分庁舎
インタビュー先	宮城県仙台市 市民局生活安全安心部 市民生活課 係長 鈴木幸太郎 様 主査 高橋和希 様 主事 佐藤寛晃 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 川野豊教授 金子智樹准教授

【質疑応答】

- Q1. 仙台市犯罪被害者等支援条例が今年の1月に施行された。この条例の特徴および他都市との違いについて教えていただきたい。
- A1. 犯罪被害者等支援に係る条例は全国的に共通する内容が多い中、本市の条例は「迅速な支援提供」と「関係機関との相互連携」を特色としている点が特徴である。具体的には、第3条第3項における「迅速かつ公正な支援の提供」および第11条で規定される「迅速かつ適切な人材育成」に迅速性が強調されている。また、第7条第1項で規定される「関係機関等との相互連携による支援」も本市の特色と考えられる。
- Q2. 犯罪被害者は精神面、金銭面、肉体面など様々な被害を負うが、条例制定過程で多く寄せられた意見や要望があれば教えていただきたい。
- A2. 犯罪被害者支援については、国、警察、県、市の役割分担に基づき、市町村が被害直後からの生活支援を重要視するべきとの意見があった。特に本市支援金制度のように、まとまった経済的支援が求められていた。また、犯罪被害者等は被害直後に様々な面で困難を抱え、支援を受けるための相談先が不明瞭であるとの指摘も寄せられた。このため、本市では「犯罪被害者等支援総合相談窓口」を設置し、被害者ニーズを把握し関係部署と連携して対応している。
- Q3. 支援相談は被害者本人からが多いのか、それとも家族等の周辺者からが多いのか。
- A3. 被害者本人が市の窓口で直接相談するケースは少ない。刑事事件被害者は、警

察がまず支援を行い、そこから本市窓口につながる場合が多い。

Q4. 犯罪被害者支援には精神的支援も含まれるのか。

A4. 肉体的な傷害と同様に、精神的なダメージによる長期通院も支援対象に含まれる。本市の支援制度では、1か月以上の治療を要する精神疾患も対象とし、医師の診断書で治療期間が証明されれば支援サービスを受けることができる。

Q5. 仙台市のカウンセリング費用助成制度は、特殊詐欺被害者も対象となるのか。また、制度運用における課題は何か。

A5. 特殊詐欺被害者も制度の対象となる可能性はあるが、助成を受けるには犯罪行為による死亡、重傷病、または性犯罪被害を受けた場合に限られるため、特殊詐欺被害者が助成を受けることは極めてまれであると考えられる。また、制度運用における課題として、DV被害などで自宅に住めず仙台市外に避難している場合、住民票要件を満たせず支援を受けられないことが挙げられる。このように、助成対象範囲の設定において、住民票要件や支援基準と被害者の実態との乖離が生じてしまう可能性があることが課題として考えられる。

Q6. 被害者の定義および加害者と被害者のグレーゾーンにある存在について、支援方針はどのように考えられているか。

A6. 個別の事案に応じて判断される。例えば、先制攻撃を行い反撃を受けたケースなど、加害者性が強い場合には支援対象とならない可能性がある。

Q7. 被害者支援の実際のニーズをどのように把握しているのか。

A7. 懇話会において、犯罪被害者支援者や遺族から意見を集約している。ただし、社会の変化に伴いでてくるニーズに対応するためには、引き続き、被害者の声を聞くことが重要である。

Q8. 支援が充実しているが、市の財政的に問題ないか。市町村の取り組むべき事案であるのか。

A8. 市町村が担うべき職務であるかについて議論があることは承知している。将来的に、国が担う可能性もあるが、地域差を考慮して制度運用できる点に意義があると考えている。現在は、仙台市の単独予算で運営しており、国からの予算等の補助はない。

Q9. 仙台市においては、特定の犯罪分野に特化した犯罪被害者支援等の条例制定の予定があるか。

A9. 現在のところ、そのような予定はない。本市では、特殊詐欺防止のための施策や市民への周知・啓発活動、関係団体との連携を行うことで市民の被害防止に努めている。

Q10. 条例が制定・改正されるきっかけにはどのようなものがあるか。

A10. 条例制定のきっかけには以下のようなものがある。①法律改正に伴う整備必要性、②議会からの要望、③市民からの要望、④議員提案によるものなど。

Q11. 仙台市特殊詐欺等対策に特化した条例制定の可能性はあるか。また、事業者への努力義務付けの課題は何か。

A11. 現在のところ、特殊詐欺対策に特化した条例制定の予定はない。本市では特殊詐欺防止のための撃退装置補助や啓発活動を実施している。事業者への努力義務を付す条文の制定にあたっては、予算上および制度設計上の課題があると考えられる。

Q12. 仙台市における防犯活動団体との連携状況について教えていただきたい。

A12. 市内には、仙台市防犯協会連合会をはじめ様々な団体があり、本市ではこれら団体と連携して以下の活動を行っている。①青色回転灯搭載車によるパトロール、②地域安全運動に合わせた大会開催、③防犯出前講座、④各防犯協会への研修会実施等。

Q13. 仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入補助金交付事業の背景と目的を教えてください。警察等からの要請はあったのか。

A13. 令和3年度から宮城県警察が全国初の補助金交付事業を実施し、宮城県警察との連絡会議において同種の補助金事業実施の要望があったこと、および市内での特殊詐欺被害増加を背景として開始された。

Q14. 連絡会は、宮城県警察と仙台市のみで構成されているのか。

A14. 宮城県警察と仙台市のみで構成されており、3名程度の担当者が参加する会議体である。

Q15. 仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付事業について、応募が想定件数を越えた場合の対応策としてどのような検討をされているのか。

A15. 本事業は予算の制約上、申請を先着順で受け付け、予定件数に達した時点で募集を終了する方針である。今年度中の追加募集の予定はないが、令和67年度も同様の事業を実施できるよう予算確保に努める。

Q16. （撃退装置に関して）県警との役割分担についてどのように考えているか。

A16. 宮城県警察と仙台市の両者は、撃退装置の普及促進を目的として事業を実施している。市内居住を理由に県警への申請を妨げるものではないが、申請期間が重複すると混乱を招く可能性があるため、本市では県警の申請期間の後に、市民からの補助の申請を受け付けるように調整した。

Q17. 通年の申請受付の方が申請者にとって利便性が高いのではないか。

A17. 期間を広げると重複受給の判定が困難になるため、現在の限定的な受付期間が採用されている。県警と仙台市で受給条件を整理し、他市町村との公平性を考慮した運用が行われている。

Q18. 重複受給をどのように防止しているか。

A18. 県警と仙台市で事前に照会を行い、重複受給が発生しないよう調整している。そのため、重複の事例は発生していない。

Q19. 単年度予算であることが受付期間に影響しているか。

A19. 会計処理上の制約があるため、年度末までの受付は難しい。単年度予算の中で効率的な事業運営が求められる。

Q20. 特殊詐欺対策電話機を設置した者は、当該電話機を設置を他人に勧めたいという調査結果を踏まえ、当該電話機を設置した者と設置を薦めた者に対して報奨金やキャッシュバックを交付することで当該電話機の普及促進を図ることを考えている。仮に、仙台市において当該政策を実施される場合に、想定される課題をご教示いただきたい。

A20. 考え方としては面白い。補助金の補助率を原則2分の1以内とする予算制約があるため、全額補助制度の設計は困難である。また、報奨金が所得とみなされる場合には税務上の問題が発生する可能性がある。

Q21. 特殊詐欺の潜在的な被害者と加害者、それぞれに向けた広報啓発活動について教えていただきたい。

A21. 潜在的な被害者に向けた広報啓発活動として、市政出前講座や防犯協会と連携した出前講座、市政だよりや公式LINEアカウントなどの活用を行っている。一方、潜在的な加害者に向けた広報活動は実施していない。特殊詐欺の手口や注意点について市民への周知を進めるとともに、防犯対策冊子を配布している。

Q22. 高齢者から好評だった施策があれば教えていただきたい。

A22. 防犯出前講座が高齢者から好評を得ている。特に、実例を交えた直接の説明が有効であると評価されている。

Q23. 現在実施していない加害者にならないための広報についてどのように考えているか。

A23. 現時点では議論がないが、情勢の変化を注視していく必要があると考えている。

Q24. 特殊詐欺の広報について、多言語対応の予定があれば教えていただきたい。

A24. 外国人向けに生活全般に係るマナー解説資料などを作成しているが、特殊詐欺に関する多言語対応は現在行っていない。

Q25. インターネットを利用しない高齢者へのアプローチはどのように行っているか。

A25. 市政だよりや回覧板の活用、老人福祉センターへの資料設置、町内会長など地域の協力者を通じた啓発活動を行っている。特殊詐欺電話撃退装置補助事業が新聞で紹介された際には申し込みが急増するなど、紙媒体の効果も確認されている。

Q26. 紙媒体で最も効果的だったものは何か。

A26. 新聞記事が最も大きな反響を得ている。報道機関と連携し、取り上げてもらえるよう依頼している。

Q27. 貴市が取り組まれている多くの施策のなかで、最も効果的だった広報啓発活動について教えていただきたい。

A27. 市政出前講座や防犯協会と連携した防犯出前講座が効果的である。町内会や老人クラブからの申し込みが多く、宮城県警察OBによる説明が高齢者に理解されやすい点で評価されていると認識している。

Q28. 若年層が闇バイトとして軽い気持ちで特殊詐欺に加担する事例への対策として、学校での教育活動はどのように行われているのか。

A28. 市内大学の新入生オリエンテーションにおいて特殊詐欺対策を含む防犯講話を実施している。また、毎年秋に大学担当者を招き、安全安心な学生生活を送るための意見交換会を開催している。

Q29. 高校生など大学生未満の若年層への特殊詐欺対策啓発活動について教えていただきたい。

A29. 仙台市消費生活センターでは高校生に対する特殊詐欺対策啓発活動は特に実施していないが、若者トラブルや犯罪被害防止の啓発活動を行っている。また、防犯協会では高校生のアルバイトに関連した啓発活動を実施している。

Q30. 防犯協会の講座の有効性についてどのように評価されているか。

A30. 講座のアンケート結果によれば、多くの高齢者が新しい手口を学ぶ機会として評価している一方、自分事として捉えにくいとの指摘もある。講座内容の改善や啓発の強化が必要であると考えられる。

Q31. みやぎSecurityメールについて、事案発生から配信までタイムラグがある場合とすぐに配信される場合がある理由について教えていただきたい。

A31. 市が発信するものは遅滞なく配信されていると思うが、県警等が発信する場合は、捜査上の優先順位等が考慮された上で、市のシステムを通じて配信される。

以 上

No. 24 仙台地方検察庁			
日時	2024年11月5日 15:00～16:00	場所	仙台地方検察庁会議室
インタビ ュー先	仙台地方検察庁 総務部長 富士原志奈 様 検察広報官 武藤千絵 様	参加者	学生 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森 駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 川野豊教授

【質疑応答】

- Q1. 被害回復給付金支給制度で実際に被害者へ被害額を返還する場合、最もコスト（負担）のかかることを、時間とお金の観点等から教えてほしい。
- A1. 時間の観点では支給対象者の資格裁定に多大な時間を要し、金銭の観点では給付資金から弁護士への報酬、官報への掲載費用、被害者への通知費用、被裁定者への支給手続費用を差し引くことになる。被害者が多数、被害が複数回に渡る場合、対応コストは増える。
- Q2. 被害回復をさらに早めるためにはどのようなことが必要か。制度、運用の観点等から教えてほしい。
- A2. 刑事裁判が確定した時点で、認定された被害者と被害額が確定する場合は、被害回復の手順がスムーズに進む。しかし、特殊詐欺で起訴される被疑者は氷山の一角に過ぎず、起訴されない事件も多い。被害回復制度の資格裁定の手続きを早めることは重要と考えており、迅速な対応を心がけている。また、特殊詐欺の被害では被害届を出していない人も多く、全ての被害の特定が困難であり、捜査により被害の特定が可能な場合もあるが、被害者認定の確認に時間がかかっていると思われる。
- Q3. 被害回復で非効率な点や改善すべきと感じることがあれば教えてほしい。
- A3. 一般論として、追加支給手続きは時間がかかり、その分、手続きに費用もかかるため、個人的には、この部分を改善、費用が削減できるとよいと思う。追加支給は時間がかかり、支給対象者が高齢者の場合も多く、受け取る前に亡くなる事例もあるため、速やかに行いたいと考えている。
- Q4. 被害回復給付金支給制度で犯罪被害財産を決めるときに、犯罪の範囲と金額を

決定する際の手続きの流れについて、教えてほしい。

- A4. 法律に記載されている順番の通りである。犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判が確定した後、犯罪被害財産の没収等を行い、支給対象犯罪行為の範囲を定める。支給手続き開始を決定した後、給付資金の額や範囲等を定め、官報で公告する。被害者が判明している場合には公告した事項を通知する。支給対象犯罪行為の範囲の定め方は法律上に特段定めがない。犯罪行為が行われた期間、主体、罪の種類、犯罪行為の状況を具体的に明らかにする。犯罪被害額の定め方は失われた財産から控除対象額を差し引いた額である。支給の上限は各人が被害を受けた額であり、複数の被害者がいた場合は払える範囲で按分する。
- Q5. 被害回復給付金支給制度の給付資格確認は被害者から提出された申請書と犯罪に遭ったことがわかる書類から行うが、どのように判断をするのか。
- A5. 一般論としては、公告を出し、定められた申請期間経過後に申請内容の確認をする。その後、追加で余罪事件も含めた資料を精査、裁定し、被害給付金の支給を受けることができる者に該当するか判断する。
- Q6. 海外へわたってしまった被害金を被害者へ返還するための制度を教えてください。また、更に被害回復を進めるために、有効な法律・条約等があると考えていますか。
- A6. 仙台地検では海外事案の例が無いため、一般論を解説する。2種類存在し、1つ目は、日本国内の裁判所で犯罪被害財産の裁判がある場合である。犯罪被害財産の没収、追徴の裁判があり、裁判の対象となる財産が外国にある場合は、その国に対して裁判の執行の共助を要請する。外国で執行の共助により取得した財産を譲与として受け取り、その後は通常通りに進めていく。2つ目は、海外の裁判所で裁判が行われる場合である。当該外国の法律に基づいた裁判があった場合は、被害回復給付金支給法第35条から39条に基づき、譲与を受けた財産を支給することができる。

以 上

No. 25 千葉県柏市 危機管理部防災安全課

日時	2024年11月12日 13:00～13:45	場所	オンライン
インタビュー先	千葉県柏市 危機管理部 防災安全課 防犯・交通安全担当 伊藤 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 教員 宇田川尚子教授 岡部恭宜教授 川野豊教授 金子智樹准教授

【質疑応答】

- Q1. 平成28年に振り込め詐欺等被害防止等条例（以下、「振り込め詐欺条例」という。）制定によって、新たにできるようになった活動や取り組みがあれば教えてください。
- A1. 条例を定めたことで法的根拠に基づいて市内金融機関が利用者へ声かけを行えるようになった。
- Q2. 振り込め詐欺条例を制定したことによって、特殊詐欺の被害が減少したなど、実感できた効果があれば教えてください。
- A2. 利用者への声かけにより、詐欺被害の未然防止につながった。なお、防止額と件数の推移は下記のとおり。



- Q3. 特殊詐欺被害防止等条例（以下、「特殊詐欺条例」という。）第4条3項において、市の責務として、効果的な広報啓発を行う旨規定されているが、実際にどのような活動を実施されているのか。特に、効果的な広報啓発として、工夫されているものがあれば、教えてほしい。
- A3. サポカー（※）の音声広報に声優の三石琴乃さんや市内小学生を採用し、広報啓発を図った。耳に残る声掛けになっていると考えている。
※パトカーと同様の塗装を施した車による地域巡回パトロール
- Q4. 特殊詐欺条例第8条において、被害者救済に関する規定が置かれているが、同条に基づく取り組みとしてどのようなものがあるのか教えてほしい。
- A4. 犯罪被害者の刑事裁判に同行し、被害者の精神的な支援を行った。被害を受けて精神的に弱っている高齢者に対して裁判に同行している。
- Q5. 特殊詐欺条例第8条において、特殊詐欺の被害者などに保険医療サービスや福祉サービスの円滑な提供に資する必要な措置を講じる旨が規定されているが、当該条文に基づく措置を講じるにあたって、参考にする意見はあるのか。また、同条例にこのような規定を置いたことで何か効果があれば、教えてほしい。
- A5. まずは被害者に意見を求めるが、被害者の情報は、警察が保持しているため、被害者側から相談があった場合に対応をしている。
- Q6. 特殊詐欺条例第8条において、特殊詐欺の被害者等に保険医療サービスや福祉サービスの円滑な提供に資する必要な措置を講じる旨の規定が置かれているが、当該条文に基づくサービスの提供主体（事業者、NPO、医療機関等）の名称について、お答えいただける範囲で教えてほしい。
- A6. 被害者が求める支援内容によるため一概には回答できかねるが、被害者の了解を得た上で、社会福祉協議会、介護事業者および地域包括支援センター等に相談を行っている。
- Q7. 振り込め詐欺条例制定前の貴市の特殊詐欺に関する広報、啓発に関して、全国安全都市会議の清水賢二議長から「市民への注意喚起、広報・啓発の方法が間違っている」とのご意見があったと資料に記載されていた。このような指摘に関して条例制定前の広報、啓発から、特に改善された点について教えてほしい。
- A7. 広報の対象や方法を改善した。従前は「社会的に孤立しているかた」を想定していたが、アンケート結果から誰もが被害者になりうるということが分かったため、社会全体で詐欺に対応する必要があることを認識した。そこで、金融機関等に対して迅速に犯罪発生状況を共有できるようにした。
- Q8. 振り込め詐欺条例制定時に熊本県の条例を参考にしたと目にした。貴市では、令和4年に条例改正（特殊詐欺条例）を行っているが、当該条例を改正するにあたって参考にした他の地方自治体の条例があれば、具体的にどのような点を参考にしたのかについて教えてほしい。
- A8. 条例改正にあたり、5年経過の見直しをきっかけとしているため、他の自治体

は参考としていない。

- Q9. 令和4年に「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」を「柏市特殊詐欺被害防止等条例」に改正された。条例改正にあたって、具体的にどのような課題意識の下、どのような変更がなされたのかについて教えてほしい。
- A9. 振り込め詐欺の名称や類型が変更されたため、条例の定義を現状に即した内容へと改めるために条例を改正した。改正の内容としては3点ある。
- (1) 条例名及び条文で使用されている標記を振り込め詐欺等から特殊詐欺に改める。
 - (2) 特殊詐欺の類型が10類型に変更されたため定義をそれに即した内容に変更する。
 - (3) 市民等の責務に家族や近隣住民で相互に注意喚起を行い被害の防止に努めるものとする規定を追加する。
- Q10. 大分県や愛媛県の同種の条例では犯罪拠点（アジト）対策及び架電先リスト（名簿）対策に関する規定を置いている。このような規定を市町村レベルの条例で設けることは可能か。当該規定は、都道府県レベルの条例で規定するべきか。事業者に対して努力義務を課す条文を規定する際のハードルがあれば教えてほしい。
- A10. 議会の承認を得ることができれば、条例で設けることは可能である。
実務を担うのは警察となるため、都道府県単位で規定する方が望ましく、市町村が定める利点がないため、議会の承認を得るのは困難ではないか。
- Q11. 私たちは、条例を制定することによる効果の一つとして、市民に対して特殊詐欺に関する注意を促す広報啓発の効果があると考えている。しかしながら、「自分はだまされない」、「だまされる方が悪い」という意識を持っている方に対しては、その効果は限定的であると考えている。そこで、市民一般の意識を「誰もが特殊詐欺による被害者になりうる」というものに変えるために行っている貴市の取り組みなどあれば教えてほしい。
- A11. 特殊詐欺に特化したものではないが、犯罪被害者週間に合わせて、犯罪被害者支援に係る広報啓発品を配布している。
参考：https://www.city.kashiwa.lg.jp/bosaianzen/living_environment/sekatsusodan/1645.html#week
- Q12. 少年少女たちが、特殊詐欺の受け子や出し子として加害者になる端緒として、①闇バイトへの募集、②知人や先輩からの紹介などがあると認識している。とくに②の場合、再犯防止のためには当該人物との関係解消が大きな課題であると考えている。これに関して、家族の事情等で身軽に動けない少年少女が悪意のある知人や先輩との関係を解消するために、貴市において行っている支援などがあれば、教えてほしい。
- A12. 特に行っていない。
- Q13. 最近では、軽い気持ちで闇バイトに応募し、特殊詐欺の加害者になる可能性も、一定程度あると考えている。本条例において、加害者にならないための対

策（広報啓発等）の実施等に関する規定を、市や市民（民間事業者）の責務として条例で規定する可能性はあるのか。

- A13. 上位法が優先されるため（地方自治法※）、条例で規定する必要がない。基本的に法を犯さない前提のため、あえて条例で規定する必要はないと考えている。

※地方自治法において、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」と定められている。

- Q14. 特殊詐欺の加害行為に少年少女を勧誘する行為の禁止を条例に盛り込めないかと考えている。特殊詐欺条例に関しては被害防止を目的とした条例であるため、射程外であると思われるが、この提言について、どのようにお考えでしょうか。

- A14. 上位法（職業安定法）が優先されるため、条例で規定する必要がない。Q13と同じ理由である。

- Q15. 特殊詐欺の末端加害者の犯行動機としては、金銭的に困窮していることが挙げられる。末端加害者の初犯、再犯防止策として生活の立て直しが必要だと考えているが、貴市において特殊詐欺の末端加害者たちへの社会復帰のために行っている支援はあるか。

- A15. 柏市全体としては分からないが、当課では行っていない。

- Q16. 柏市老人クラブ連合会へのアンケート調査（平成26年7月～平成27年1月）によると、被害者像として「一人暮らしで家に閉じこもりがちの者」よりも「子や孫等の家族と一緒に暮らし、町会の活動など、近所付き合いを行う社交性のある者」の者が騙されやすいという結果が示されている。現在、調査実施から約10年が経過しているが、その後フォローアップの調査は実施されているか。また、この間、被害者像に変化はあったのか。

- A16. 実施していない。

- Q17. 貴市において特殊詐欺防止のための活動を行っている団体と貴市との連携について、教えてほしい。

- A17. 柏市振り込め詐欺等対策検討会議を年に一回開催し、特殊詐欺の被害状況（柏警察署）や市の特殊詐欺対策事業の紹介を行っている。昨年度の出席者は下記の通り。

柏警察署	東京ベイ信用金庫柏支店
柏警察署管内金融機関防犯協会	三菱UFJ銀行柏支店
柏市シニアクラブ連合会	三菱UFJ信託銀行柏支店
柏生活クラブ	みずほ信託銀行柏支店
柏市消費者の会	筑波銀行北柏支店
柏市消費生活かたくりの会連絡協議会	水戸信用金庫柏支店

柏市社会福祉協議会	常陽銀行柏支店
柏市民生委員児童委員協議会	りそな銀行柏支店
柏市市民生活部消費生活センター	ゆうちょ銀行柏店（柏郵便局）
科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室	柏逆井郵便局
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	沼南大井郵便局
株式会社ファミリーマート	

Q18. 貴市では特殊詐欺対策電話機を購入しようとする方について、65歳以上の方に対しては補助金を交付し、80歳以上の方に対しては特殊詐欺等撃退録音機の無料取り付けを実施しているものと認識している。これらのことに関して、補助などの対象となる特殊詐欺対策電話機の選定基準（例えば、市や警察、防犯協会等の機関が機種基準を設けているのか）があれば、教えてほしい。

A18. 特殊詐欺対策機能を有する電話機やファクシミリ、外部機器の内自動録音ができる機器が対象である。詳しくは、市のホームページを参照してほしい。

参考：<https://www.city.kashiwa.lg.jp/bosaianzen/anshinzen/bohan/furikomesagitaisaku.html>

Q19. 「特殊詐欺対策電話機を設置した者は、当該電話機を設置を他人に勧めたいと考えている。」という調査結果がある。これを踏まえて、当該電話機を設置した者と設置を薦めた者に対して報奨金を交付することで当該電話機の普及促進につながるのではないかと考えている。仮に、貴市がこの取り組みを実施する場合に想定される課題などはあるか。

A19. 企業であれば損して得取れの判断ができるかもしれないが、自治体は支出額が増加する一方ではないかと考える。このため、対外的な説明責任を果たせるのか＝税金を投入する必要性を証明できるのかが課題だと考える。普及促進を行うことが、費用対効果の面で必要があるのか、具体的な事業形態で行うことは難しいかもしれない。

Q20. 貴市のホームページに、高校生が制作した「特殊詐欺加担防止啓発動画」とメッセージが掲載されており、高校生ならではの観点や発想について、特殊詐欺対策の上で有益だと感じたことがあれば教えてほしい。

A20. 特殊詐欺の被害を減らすには、行政や警察のみならず、市民一丸となった体制が必要である。当該事業では若い世代の観点や発想から何かを得ることを目的とするのではなく、若い世代にも自分事として捉えてもらうことを意図しており、その意味では、効果があったと認識している。

Q21. 貴市独自の取り組みや工夫に関して、他の地方自治体においても、有用と考えられるものがあれば知りたい。

A21. 柏市だけが特別行っているものはない。

Q22. 一度被害額が減少したものの、令和4年度以降、特殊詐欺の被害件数は増加傾向にある。広報啓発活動をされているが、市民が広報に慣れてしまいいったこと

が影響していると考えているか。

A22. 被害を処理するのは、警察のため、実際のところはわからない。広報啓発活動の影響というよりも、コロナ禍という社会的な問題の影響が推移に表れていると考えている。

Q23. Q20に関連して、高校生が参加した「特殊詐欺加担防止啓発動画」は、若者を意識した画期的な方法であると感じる。この案に至った経緯が知りたい。

A23. 平成30年に決定し、実施された案である。当時、事業に携わっていないため、経緯はわからない。

Q24. Q4, Q5に関連して、被害者から相談がなければ対応できないとあったが、個人情報保護の壁があるのか。社会福祉士等の支援側から被害者にアプローチを要望する声があれば教えてほしい。

A24. 他機関の連携ができると効果的に対応できるだろうが、個人情報の取り扱いは難しい。市において、裁判の同行を行ったり、関係機関につないだりすることは少なくなってきたため、運用について見直す必要があるのかもしれない。

Q25. Q6に関連。条例8条によって、関係者同士の連携がスムーズになった事例があれば教えてほしい。

A25. 情報共有を行うことで円滑な被害者の支援につながったことはある。運用について見直す時期を迎えているのかもしれない。

Q26. Q18, Q19に関連して、特殊詐欺対策装置について補助金の申請期間の始期が4月、終期が2月末になっているのはなぜか。

A26. 補助金を利用しており、3月の年度末は申請内容を精査する事務手続きに時間がかかるため、申請を受け付けていない。

Q27. Q19では、対外的な説明ができるかといった課題があると分かった。関係者が納得できる説明を作れば実現可能であるのか。

A27. 納得できる説明のためには、一人当たりの費用や報奨金の上限金額、対象者の範囲等の形を作成し、了解を得る必要がある。関係者が納得できるプランをつくるのには時間がかかるという印象である。

Q28. 1年間を通して補助事業の申請を受け付けている自治体がある。なぜ一年間受けることができるのか。

A28. 推測であるが、補助金を利用しておらず、貸与等の形で、補助を行っているのではないか。

Q29. 補助金制度の利用実績が年々増えている。補助金制度の上限も引き上げる可能性はあるのか。

A29. 予算を組む時に、これまでの実績を参考にしている。想定よりも申請があったので、追加で予算を組むことで申請者全員に給付できるように見直している。今年度（2024年）は700万円ほどの予算である。

Q30. Q3に関連して、広報啓発活動で使用する音声は、機械音声よりも声優や学生の声のほうが耳に残るのではないかと考えている。広報の効果について市民の声はあったか。

A30. 広報啓発の効果を直接聞いたことはない。好意的な意見を同僚や周囲の人からは聞いており、効果はあるという認識だ。

Q31. Q6に関連して、特殊詐欺被害への支援について、特殊詐欺被害に特化せず行ってきた支援を、特殊詐欺条例に特記した理由を知りたい。

A31. もともと特殊詐欺に限らず、千葉県犯罪被害者等支援条例に基づいて犯罪被害者支援を行ってきた。特殊詐欺被害に関する条例を策定するにあたり、社会福祉協議会等につなぐ支援が重要ということで、盛り込んだ。

以 上

No. 26 青森大学 社会学部社会学科 澁谷泰秀 教授			
日時	2024年11月18日 10:00～11:20	場所	オンライン
インタビ ュー先	青森大学 社会学部社会学科 教授 澁谷泰秀 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 長崎佑希 子 三輪浦淳和 教員 宇田川尚子教授

澁谷先生のご研究について、ブリーフィングを受けた後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. 『特殊詐欺の心理学』で紹介されていたアプリでは、4罪種ごとに3項目の詐欺シナリオの全12項目で構成してされていた。警察の示す特殊詐欺の分類は、現在10類型あるが、4罪種に限定した理由について教えてほしい。
- A1. 特殊詐欺の研究を始めた当初は、罪種が4種類だったためである。フレーミング調査が専門のため、当時の警察庁や、国民生活センターの記録を参考に、調査票（4種類各3問）を作成した。シナリオの長さに応じて3項目に分けている。
- Q2. 次の調査では、現在の特殊詐欺の10類型に合わせたアップデートをするのか。
- A2. 心理学の視点からは10種類の分類は必ずしも正しいとは思わない。例えば、オレオレ詐欺は、損失をカバーしようとする心理から騙すものであるが、還付金詐欺は、利得を得ようとする心理を利用するものである。このため、フレーミング効果の観点から、損失領域と利得領域の効用の違いから分析を試みている。30項目もシナリオがあるような調査は好ましくない。現在考えているのは、10種の罪種について、2項目のシンプルな選択を行うもので、損失をゼロにするものと、ゼロからプラスになるタイプの分類を考えている。
- Q3. 日本でもフレーミング効果が有効に機能すると研究発表されていた。欧米諸国での研究結果と比較して、日本独自の特徴がもしあれば教えてほしい。
- A3. フレーミング効果は、意思決定や判断が情報の提示のされ方（フレーム）によって変化する現象のことを指す。心理学や行動経済学で広く研究されており、情報そのものが同じであっても、表現の仕方や枠組み次第で人々の選択や行動が異なることを説明している。フレーミング効果について調査を行い、日本でも有効だと結論を出した。大きな違いはなかったが、日本の調査では、フレーミングするグループの定義が調査に影響した例があった。リスク志向性について尺度を作って測っていた。大きくは変わらないが、リスク志向性が非常に高

い人、低い人は影響を受けないが、中間層の人だけが影響を受けたという事実は興味深かった。

- Q4. 詐欺脆弱性アプリの分析過程で、1つの詐欺シナリオで、情報抽出力が極端に低かったため分析対象から除外したとあったが、極端に低くなった理由について教えてほしい。
- A4. 分散に基づいて分析、解釈を行っているため、分散がないデータは意味がない。98%の人がやらないと答えたら調査の意味がなくなる。分析の中で興味深かった点は、ある程度は正規分布が見られるものの、詐欺脆弱性が極端に高い（偏差値でいうと100）ところにも人数がそれなりにいるということである。詐欺師が何千人と架電すると詐欺脆弱性が著しく高い人に出会えてしまうのだと思う。

- Q5. 詐欺脆弱性診断アプリを用いて、詐欺の高リスク集団を特定し、指導を行っている」と認識している。行動特性や心理特性において、特に有意な差がみられた「うまい話に興味がある」「自分だけ褒められたり、特別な待遇を受けたりすると嬉しくなる」に対してどのような指導を行っているのか教えてほしい。
- A5. 「うまい話に興味がある」グループは、お金に興味があるということで、興味がない人は詐欺被害に遭いにくい。データポイントからすると狭く、スペシフィックな特性だが、詐欺被害者の特定にかなり貢献している。

アプリの調査では、詐欺シナリオ項目と心理特性、未来展望など複数の尺度を用いて、行動特性9項目について調査を行った。識別関数を用いて、シナリオ項目を除き、心理特性と行動特性から回答数8000の中から過去に被害経験のある30人を特定しようと試みた。どうすればエラーを減らせるかに頭を悩ませたが、最大限に捕捉しようとするエラーが140人であった。このエラーは被害者ではない人を誤って被害者として分類していることになる。つまりこのエラーが示すことは、実際に被害に遭った人と同じような特徴を持つということであり、詐欺脆弱性が高いといえる。そして、どの項目が判別関数に重要なのか一つ一つ分析したが、コンピューターのディープラーニングを用いており、特定精度は高かったと考えている。しかし、ディープラーニングでは、個別項目の特定はできても、その理由が特定できないため、なぜ脆弱性が高いのかわからない。判別関数は、統計や機械学習で使われる手法で、データを特定のカテゴリに分類するための関数で、入力データの特徴に基づいて、どのカテゴリに属するかを予測する役割を果たす。判別関数の精度が悪いことは、カテゴリの分類の分析をすることになるため、その要因を深掘りすることになることから有効である。

「うまい話に興味がある」人への指導は、普段から疑う癖をつけるように言っている。しかし、詐欺師のシナリオを見ていると、普段から制約をすることは本当にいいことなのか考えることもある。ノーベル経済学賞を受賞した行動経済学者であるダニエル・カーネマンが提唱した二重過程モデルでは、人間の思考プロセスが「システム1」と「システム2」に分類されるとされている。システム1は無意識的で直感的、迅速な判断を行うプロセスであり、日常的な意思決定の多くがこのプロセスによってなされている。一方、システム2は意識的で分析的、慎重な思考を行うプロセスであり、複雑な問題解決や論理的な判断に

において重要な役割を果たすが、「うまい話に興味がある」と認知の錯誤が起こりやすい。そのため、システム2で予防をする必要がある。しかし、シェパード錯視のようにシステム1は自動的かつ無意識的に働くため、システム2で意識的にカバーできるように指導を行っている。詐欺グループはこうした錯視を起こすように誘導する。身近で相談できるようにと関係構築も指導している。

- Q6. 詐欺脆弱性尺度の行動特性項目④「電話が鳴ったらすぐに受話器をとる」の対策となる政策提言案を考えている。固定電話の被害防止策として、行動科学におけるナッジを活用し、未知の電話番号からの着信を留守番電話になるように初期設定を行うことが予防の面から有効だと考えている。この提言案について、コメントがほしい。
- A6. 根本的な解決策になると思う。詐欺被害の防止は、詐欺師と被害者の接触を防ぐことが一番の対策である。詐欺師から接触できてしまうと、詐欺脆弱性が極端に高い人にも手が届いてしまう。SNS型投資詐欺の場合は、被害者自らコンタクトをとってしまうため、接触を防止することは難しいと思う。やはり、一番の対策は、詐欺師と接触しない、接触機会を防ぐことであるため、固定電話への対策は行った方が良い。対策機器や留守番電話設定をつけた人は、防犯意識や認識が変わることがあり、対策の意義は大きい。
- Q7. SNS型投資詐欺やロマンス詐欺の被害が増加し、被害者の年代が40～50代に多いなど、特殊詐欺と相違点があるが、詐欺脆弱性尺度はどの程度、これらの詐欺に応用できるのか教えてほしい。
- A7. 推測ではあるものの、若い世代、特に30代は人生に忙しく、調査に協力いただくことが難しいと考えられる。高齢者は、システム1に重きを置く傾向にあるため、詐欺の被害者となりやすい。若い世代は、システム2の方に重きを置いているが、知識や経験不足から詐欺に巻き込まれる。顕著なのが闇バイトである。文部科学省からの通知通達もあり、教育機関等で指導を行っているが、認知バイアスよりも、無知が詐欺の脆弱性に関わっていると考えられる。
- また、高齢女性のうち、自己効力（社会貢献、能力の自己評価等）が高い人が詐欺の被害者となりやすいことも分かった。自己効力は、20代～50代頃までは、社会的に成功する要因の1つとなるが、60～70代では、認知能力が落ちる一方で、行動の積極性は変わっていないため、騙されてすぐに行動してしまう。高齢になると、若い頃とは異なる結果を引き起こしてしまう。
- Q8. 闇バイトに加担させないためにも、若者に対して知識の普及とSNS対策をどのように行っていくべきなのか。
- A8. 知識は自分で勉強した結果であり、勉強への意欲が無い人は、知識がない。70～80代の高齢世代は、伝統的な価値観が勉強へのモチベーションになっている。中年世代は、内発的な自己の価値観で行動する。若年層は、内発的な価値観による行動もあるが、社会規範が弛緩し、SNS上の評価で良し悪しを判断し、自分の考えよりも、大勢の人が良いと思うことが行動のモチベーションになる。若い世代がインターネットを利用するのはもはや当然の現象であり、どういうモチベーションに基づいて、何をするのか、何を読むのか研究することが必要なのではないかと。若者の行動モチベーションは、中高年とも高齢者とも違

うと思う。現象と背後の仕組みから若者の行動原理を考えた方が良く、社会に強く影響を受けている高齢者や中高年の価値観とは違うほか、多様化が進んでいるという観点においても、若者の分析は難しい。

- Q9. 脆弱性が高い人に対して行った指導について、詳しく教えてほしい。
- A9. 錯視の図を用いて説明し、自分も被害者となるかもしれないと認識してもらうことから始めるが、このような指導が詐欺の脆弱性改善につながっているか分からない。被害者が詐欺師に接触しないことが、重要である。脆弱性の高い人は、指導を受けていたとしても、被害者になり得る。また、脆弱性が低い人でも、認知能力が、詐欺師のシナリオ等でショックを受けて機能が低下してしまうこともある。一人暮らしなど生活環境も、詐欺にかかるリスク要因となる。「あなたは詐欺脆弱性が高く、危ない」と言っても強力な予防になるわけではない。信号の比喻を用いて詐欺脆弱性の説明を使うが、青信号の人に対しては、黄色信号や赤信号の人がいると認識してもらうことだけでも効果があり、ネガティブなアプローチよりもポジティブな指導を行った方が効果がある。
- Q10. 還付金詐欺とオレオレ詐欺は性質が異なるが、同じ公式で捉えることは出来るのか。
- A10. 性質は異なる。それぞれに、文脈があって、被害者の特性にも違いがある。ディープラーニングで結果を特定ができたとしても、脆弱性の分析や、指導の仕方がわからない。詐欺の10類型全て違うものとして扱う考えもあると思うが、グループ化し、どのような心理学的なバイアスが働くのか分かれば、指導につなげられるのではないかと。青森では、方言によって地元の人か判別できるため、オレオレ詐欺の被害件数が少ないなど、詐欺被害の類型に地域特性があるとされており、そのような観点からも分類できるかもしれない。
- Q11. 詐欺脆弱性診断アプリの調査から得た、高齢者へのネットサービスの普及に関する難しさについて教えてほしい。
- A11. 資金があったため、アプリを事前にインストールしたタブレットを高齢者に貸与する方法をとったが、自分のスマホで対応できた人、貸与タブレットでも、アプリにつながるまで一時間かかった人など、様々であった。今後は、インターネットを日常的に使っている人が高齢者になるため、サービスの普及の点では改善すると考えられるが、インターネットに慣れ親しんでいることで、潜在的な被害者が増加することも意味している。これまでは、電話での詐欺が主流だったが、認知機能が低下した高齢者がインターネットを利用することで、詐欺被害が急増するのではないかと。すでに、今年は被害額も、新聞の報道数も増加しているという認識である。詐欺被害に限らず、闇バイトの記事も増加している。高齢者のインターネット利用促進より、インターネットを利用する高齢者が増加していることを前提に、社会問題を認識する方が良いのではないかと。

質疑応答後、澁谷先生と特殊詐欺が社会問題化した原因について意見交換を行った。
以上



No. 27 警察庁 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課警察庁犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）			
日時	2024年11月19日 15:00～16:00	場所	警察庁
インタビュースト	警察庁 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室 理事官 児島芙美 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 川野豊教授

【質疑応答】

Q1. マネロン対策としてJAFICで行っている業務について教えてほしい。

A1. JAFICは日本のFIU（Financial Intelligence Unit：資金情報機関）である。業務は、HPにおいて紹介しているが、具体的な業務は以下の通りである。

- ・疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析並びに捜査機関等への提供
- ・外国FIUに対する情報の提供
- ・犯罪収益の移転状況の調査及び分析行い、犯罪収益移転危険度調査書の作成と公表
- ・特定事業者による措置を確保するための情報の提供や行政による監督上の措置の補完

→本人確認が義務化されている特定事業者の範囲の拡大に伴い、対策の経験の違いがあるため、足並みを揃えるアプローチを実施している。

- ・マネロン対策等の法制度や各種施策の立案・調査、マネロン対策等に関する国際的な規範の策定に対する参画等の業務

参考URL: <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

また、調査業務を行い、法制度を改正するほか関連する国際会議に参加している。

Q2. 2007年、FIUとしての機能業務が金融庁から警察庁刑事局に移管されたが、移転のメリット、デメリットがあれば教えてほしい。

A2. 移管による特段のデメリットはないと感じている。平成15年のFATFの勧告をきっかけに、マネロン対策の範囲が金融機関以外の部分にも拡大したことを受け、「テロの未然防止に関する行動計画」において決定されたものであるが、

移管により、マネロンに関する情報の収集・分析に関わる連携の体制が整い、国際的な連携が円滑になるなどしたと認識している。

- Q3. 犯罪収益のロンダリングの手段として、暗号資産の利用が増加していると思う。現在も対策がとられていると思うが、今後の展望について教えてほしい。
- A3. 暗号資産については、犯罪収益移転法が改正され、令和5年6月より、暗号資産の取引経路を追跡することを可能とするため、暗号資産交換業者に対し、暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務（トラベルルール）を課されることとなったほか、これらの特定事業者を所管する金融庁においては、この改正に関連するガイドラインを制定し、講習を実施するほか、違反する恐れのある事業者に警告を行っている。
- また、警察庁としては、暗号資産の口座間の移動を追跡する専用ツールに対して予算請求を行っている。
- Q4. 巧妙化しているマネロンへの対策として、警察と事業者の即時の情報連携が鍵となると考えている。本年10月21日に埼玉県警と同県内の金融機関が特殊詐欺の被害防止に関する協定を結んだとの報道を見たが、これを全国規模で展開するのと、都道府県単位で推進するのとどちらが望ましいか。
- A4. 近年、埼玉県以外の都道府県警察においても、このような金融機関等との協定等による実質的な連携は進んでいると認識している。また、警察庁においても、銀行等の金融機関に対して、個別に訪問するほか、全国銀行協会、クレジットカード協会等の業界団体と意見交換を行っている。
- 地方の金融機関の中に先進的な取組を行っている事業者もあり、各地域での好事例を積み重ねつつ、全国的にも推進するといったように、双方の観点から推進していくことが有効ではないか。
- Q5. 令和5年度の警察白書では、令和4年に、疑わしい取引の届け出の数とマネロン事犯の検挙数にギャップがあると思う。このギャップはどこから生まれているのか教えてほしい。
- A5. 例えば取締りを厳格に行っていることのほか、疑わしい取引全てが事件として検挙されるわけでもないこともギャップの一因ではないか。
- Q6. 特殊詐欺で使われる不正利用口座には外国人名義が売られているのではないかと認識している。この対策として、在留時に申告する期間限定での口座開設や帰国後一定期間動きが無かった口座に対して、犯罪予防の観点から凍結する措置を行うことなどを政策提言案として考えている。実現に向けて、検討すべき事項があれば、教えてほしい。
- A6. 警察でも、外国人名義の口座が売買され犯罪利用されてしまうことに問題意識を持っている。日本国外に出ると検挙されるリスクは少なくなるため、軽い気持ちで帰国の際に小遣い稼ぎで行う人もいるようだ。犯罪対策閣僚会議における「国民を詐欺から守る総合対策」にも外国人が売却した口座で行われた犯罪について言及されている。
- このような実態への対策を検討する場合、まず立法による規制が考えられるが、立法が手段として最適であるか検討する必要がある。

また、民間事業者の理解が得られなければ、実効性を欠く対策もあるため、民間企業を含めた関係機関と調整しながら合意形成をすることも必要である。そのほか一般市民に対する広報啓発の強化や監督官庁に対する法令の解釈を示す場合もある。また、事業者の取組は、業界ごとに濃淡がある場合があり、必要なところへの個別の働きかけが有効な場合もある。

以 上



No. 28 法務省 刑事局			
日時	2024年11月19日 17:45～18:30	場所	法務省
インタビュー先	法務省 刑事局 御担当者 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長埼佑希子 水田 結貴 三森駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子先生 川野豊先生

法務省刑事局の御担当者様より、法務省及び検察庁の特殊詐欺への対応についてお話を伺った後、捜査・公判協力型協議・合意制度、被害回復給付金支給制度、国際捜査共助条約等について質疑応答を行った。

以 上

No. 29 警視庁（特殊詐欺対策本部・捜査第二課）			
日時	2024年11月20日 9:00～11:00	場所	警視庁
インタビ ュー先	警視庁 特殊詐欺対策本部 御担当者 様 捜査第二課 御担当者 様	参加者	学生 上原佑太 岸拓実 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴 三森 駿 三輪浦淳和 山本智希 教員 宇田川尚子教授 川野豊教授

【質疑応答】

（捜査）

- Q1. 今年度から特殊詐欺連合捜査班（TAIT）が発足したが、これまでの運用状況について教えてほしい。特に、本制度における各都道府県のTAIT間での連携はスムーズにしているのか、業務に対するマンパワーは現状妥当であると考えられているのか。
- A1. 警視庁では、TAITが発足した4月からこれまで、各都道府県から依頼された事件を約200名の体制で対応してきた。具体的な業務としては、例えば、TAIT発足前は、各都道府県警察が携帯電話の差し押さえ等をするために差し押さえ先まで出張する必要があったが、TAIT発足以降は、必要な令状を送付し、差し押さえ先に近い警察が差し押さえを行うことで、スピード感を持った対応ができています。警察は、宿直当番制であるため、出張できる日程にも制限があるが、TAITのおかげで、必要なところに人を割けるようになり、時間的負担、交通費等の金銭的負担が軽減されていると思う。
- 捜査するのは警視庁の事件だけではなく、全国各地で発生している事件であるため、全国警察一丸で、自分たちの事件として考えて捜査を行うことを心掛けている。
- Q2. 警視庁は、事件捜査をお願いされることが多いと推察するが、業務負担は増加したか。
- A2. 業務負担は多くなるが、捜査の目的は同じため自分たちの事件として捜査している。警視庁は嘱託数も一番多く多忙であるが、適切な人員配置を行い、全力で対応している。
- Q3. 令和6年警察白書（P10）において、令和4年12月、匿名・流動型犯罪集団（以下、「トクリュウ」という。）に関し、警視庁内に犯罪集団等の実態解明及び

取締りに関する特命チームが発足し、繁華街対策など関連する部門の連携を強めて実態解明に努めていると記載されていた。この体制により、匿名・流動型犯罪集団の実態解明にどの程度影響があり、また特殊詐欺捜査にどのような影響があったかについて教えてほしい。

A3. 組織犯罪対策部の方で特命チームができていますので、情報交換等の連携をとりながら、捜査を行っている。

Q4. トクリュウは様々な犯罪行為に手を出しているが、多角的な捜査を行うことで組織の実態の解明につながるのではと考えている。この認識についてどう思うか。

A4. トクリュウはお金を稼ぐためには分野を問わず、犯罪行為に手を染めている。色々な視点を持ちながら、上流層を捜査するために下の立場である末端を捕まえることは重要である。

Q5. 特殊詐欺に関して、特命チームとTAITの関係性（それぞれの役割、連携状況等）について教えてほしい。

A5. 各々が独立しているが、情報交換することで捜査が進展することはよくある。

Q6. 東京都では、平成27年に、東京都安全安心まちづくり条例が改正され、第三十二条に特殊詐欺に係る情報を知った際の警察官への通報、第三十三条に特殊詐欺に関連した建物を貸付しない旨を追加記載していると認識していますが、条例により特殊詐欺に関連した情報や通報が特に増加したなど、影響があれば教えてほしい。（全国的にこのような条例が広がれば、特殊詐欺対策・捜査に資する可能性があるのか検討したいという趣旨）

A6. 担当部署ではないため、回答できない。

Q7. 特殊詐欺においては、犯罪被害を契機に家族仲が悪化し、被害者の自殺等の二次被害、三次被害が起こることがあると聞いている。防止策のために被害者家族に対するアプローチも必要だと思うが、特殊詐欺は「誰もが騙される可能性もある」と認識してもらうための対策があれば教えてほしい。

A7. 生活安全課では、被害者家族に被害を理解いただくための啓発や個別訪問を行っている。被害者の中には、恥ずかしい、家族に申し訳ない、被害届を出したくない、公にしたいくないと話す方もいる。被害者は悪くないことを伝え、被害届を出すように促している。また、被害者の家族に対しては、手口が巧妙で、被害に遭った状況を伝え、理解してもらう。被害者が再び狙われる可能性があるため、予防策も伝える。被害者対応は、心情に配慮するべきといった抽象的なマニュアルはあるが、臨機応変に対応する必要がある。

Q8. 東南アジアにおける拠点にいた日本人を逮捕したこれまでの経験（昨年度のフィリピン、カンボジアからの移送事例など）を踏まえ、他国との連携においてうまく行った事例や苦労した経験があれば教えてほしい。

A8. ルフィ事件を指揮した方の話によると、アジト急襲の前の調整段階で苦労したとのことであった。国際捜査は、警察庁の国際捜査管理官やフィリピン当局（入国管理局や警察）と調整を行う必要がある。まず、日本での捜査結果か

ら、犯行拠点がフィリピンだと判明した。フィリピン当局との交渉に当たり、フィリピンにいる警察庁の駐在官を通じて、フィリピンの入国管理局に捜査を依頼した。国際捜査は、信頼関係を構築し、国として捜査を依頼することで、事案の捜査が進むようになった。今となっては当然のことでもあるが、日本の特殊詐欺の拠点捜査の常識と思われていることが、フィリピンに通じず、より具体的に捜査の準備を依頼する必要があったと感じた。強制送還の際には、フィリピン国内で犯罪を行っていないかについて、クリアランスを行う必要があるが、その審査について、フィリピン側で約6ヶ月かかった。押収した証拠品等を日本国内に送付する手段としては、ICPOルート、外交ルート、TOC条約がある。

Q9. 特殊詐欺捜査の過程で国際捜査に従事する方は、国際捜査に特化した研修を受けているのか。

A9. 専門捜査官になる前などに希望を募ったり、推薦されたりし、研修を行なっている。通訳になる人だけでなく、捜査員も研修を受けることがある。

Q10. 英語に関する研修はあるのか。

A10. 英語の研修がある。

Q12. 日本人を海外で逮捕するにあたり、当局とのコミュニケーションや連携が重要となってくると考える。警視庁の特殊詐欺対策本部として、平時から海外当局との交流（例えば、定期的に開催される他国の捜査機関レベル間での情報交換会等）はあるか。

A12. 警視庁等の現場レベルでは存在しない。

Q13. 特殊詐欺では、被害者となった高齢者が騙されたことを家族に非難され、自死や精神的に病んでしまうという事例があると聞いている。生活安全相談等の相談や捜査の中では、そのような被害者からの悩み等も受理、相談されるか。また、特殊詐欺対策本部で把握された被害者を関係機関（病院や警視庁内のカウンセラー等）に引き継ぎ・助言する場合の課題や難しさがあれば教えてほしい。

A13. 被害を認知した段階で捜査員がニーズを汲み取ると生活安全課に連携して伝えている。また、被害者の家族に連絡して、（強盗の場合は）避難等を勧めることもある。

警察は、調書を取るためなど、被害者と複数回会う。その度に、被害者家族が被害者に対して、騙されたことを責めることがあるが、警察から家族に対して、犯人の手口が巧みで騙されても仕方がなかったことを伝え、家族は納得してくれることもある。

Q14. 特殊詐欺対策本部の一部にTAITがあり、それ以外別に警視庁管内の特殊詐欺捜査部門があるのか。

A14. TAITは、部門横断の体制をとり、検挙と対策を一体的に実施している特殊詐欺対策プロジェクト内にある。御理解の通り、TAITは、警視庁管内の事案を捜査することではなく、他道府県警察からの依頼を受けて捜査するところである。

(広報・啓発)

Q1. 特殊詐欺に関する広報啓発を実施するにあたり、科学的な知見（例えば、広報啓発の実施にあたって、専門家の方の監修を受けた事例など）を取り入れた事例があれば、教えてほしい。

A1. 一般的な広報啓発に関して、ジェンダーや平等、年齢、障害の多様性や多文化共生といった観点を確認して広報啓発を行っている。特殊詐欺は、被害者に高齢者が多いので、字の大きさや分かりやすさを意識したり、アンケート調査や統計の結果を取り込んだりして、作成している。例えば、チラシには認知件数や被害額などの具体的な数字を取り入れるなど危機感をもってもらえるようにしている。

専門家の監修を受けてはいないが、今年度と昨年度は、デザイン関係の民間企業に委託しているため、チラシ作りの専門家の意見は反映されていると思う。今年のチラシが赤色である理由は家族で詐欺を防ぐ、家族で守るといった旨の内容であるところで、赤色は家族をイメージする色であると聞いている。また、ボクシングをデザインとして取り入れているところについて、詐欺をノックアウトするイメージとして赤色を活用している。裏面で黒色と黄色を用いているのは、黒色と黄色は一般的な注意喚起の色であるとして、採用している。このように、配色等の要素で科学的な知見を活用していると認識している。

Q2. 広報に科学的な知見を用いたのはいつからか。

A2. 記録を取っていないため、回答できない。

Q3. 広報を見慣れてしまうことで危機感が無くなるのではと考えているが、そういった側面で考えられていることはあるか。

A3. ポスターのメリットは、一度貼ると普段とは異なる景色であるため、最初は皆が見てくれる。しかし、掲示期間が長くなると景色の一部となってしまう。電話の近くに特殊詐欺啓発のシールやマグネットを貼る対策があるが、長く貼っていると気に留めなくなってしまうこともあるが、特殊詐欺啓発の広報には特効薬がないので、様々な対策を行う必要がある。

Q4. 防犯協会の方から、特殊詐欺に関しては、防犯講演を行っても「自分は騙されない」と自分事として捉えてもらえないという話を聞いたことがある。こうした人達に自分事として捉えてもらうための広報啓発の工夫があれば教えてほしい。

A4. 被害の数、額といった数字を取り入れ、自分事として取り入れてもらうことを意識している。自分の住む地域で何件電話がかかってきたのか、何件被害があるのかといった地域性を伝えることで危機感を持ってもらえるようにしている。

Q5. 地域性に加えて、リアルタイムで伝えることも有効だと考えている。その点、東京都ではスマホアプリ「デジポリス」でリアルタイムに23区の被害状況を伝えているが、高齢者に対してはどのように伝えているか。

- A5. スマホに不慣れな高齢者も多いため、高齢者に対しては町会の回覧板等で伝えている。また、平日の18時45分から放送されているNHKの「首都圏ネットワーク」では、詐欺被害の状況を毎日放映してもらっている。高齢者相手には、テレビが効果的だと考えている。また、NHKが報道したものを録画、編集し、運転免許試験場や病院の待合室で待っている方向けに流すなどしている。
- Q6. 都内在住や旅行者等の外国籍の方々に対して、特殊詐欺に関する広報啓発を行ってれば、どのようなものか教えてほしい。また、行っている場合、日本人に対する広報と比較した場合の難しさや大変さについてはどう考えているか。
- A6. 警視庁の組織犯罪対策部国際犯罪対策課が主管しているので、詳しくは承知していないが、外国語訳にしたチラシを配布している。国際犯罪対策課の職員からは、文化の違いもあるため、ただ翻訳しただけでは伝わりづらいということを聞いたことがある。
- Q7. サイバーパトロール等で判明する闇バイトに多用されるハッシュタグに対して優先的に表示されるインパクトの強いターゲティング広告を打つことで、効果的かつ効率的に闇バイトに応募する人間を減少させるなどの政策提言をすることについて、検討している。この提言の実現可能性を判断するために、実際に募集に使われているSNS、使われている文言やタグなどは把握されているかどうか、把握されている場合、可能な範囲で教えてほしい。また、SNS上での闇バイトの募集内容や態様について、地域性はあるか。
- A7. 一般的に、アルバイトを探す際は、求人誌や求人サイトを利用するが、闇バイトに応募する人の多くは、Xの募集ポストを入口としている。闇バイト募集の約9割は、Xで行われている印象である。闇バイト募集では、「即日即金」、「高額バイト」、「書類運搬」、「運び」、「ホワイト案件」、「詳細はDM」、闇バイトではありません」といった文言が使われており、仕事内容等の詳細について全く書かれていない。また、特定の地域に絞った求人ではないと認識しているが、例外として沖縄県を除外するケースがある。
- SNS上での闇バイト募集対策としてリプライ警告を実施している。多くの募集者は、それを見て募集投稿を消す傾向にあるため、効果があると考えている。そういった観点からも目にすることで瞬時に記憶に残る警告画像を用いている。
- また、ターゲティング広告としては、求職者が検索するであろうワードに紐付く「注意喚起ポスト」も恒常的に実施しており、犯行加担を思いとどませる一定の効果があると考えている。
- Q8. SNS上の闇バイト募集と風俗の募集区別がつきにくいのではないかな。
- A8. 広告の中身を見て判断している。ただ、区別をつけずとも、違法有害な募集として特殊詐欺に限らず警告している。
- Q9. SNS担当の人員配置について教えてほしい。
- A9. 詳細は控えるが、必要な人員を配置している。
- Q10. プログラミングで「闇バイト」等のワードを探知し、リプライ警告を自動返

信するといった方向性はどうか。

A10. リプライ警告については、現在、自動化、AI化について対策を進めている。

Q11. 闇バイトの募集は、全国的なもので地域性はないというお話だったが、警察の体制は都道府県警察がそれぞれ担当部門を設置して実施していたと記憶している。そのような中で、地域性の無い投稿をどう分担しているのか、また、対処の住み分けは可能か。

A11. 現状では、各都道府県警察の担当部署が発見した投稿に対して告等の措置を実施しているという認識である。都道府県警察間での棲み分けはネット上では難しい。

Q12. 関東管区警察局に人材を派遣し、集中してSNS対策を行うといった方向性はどうか。

A12. そのようなことができれば良いと考えるが、全国の都道府県警察が独自に警告を行っている現状でも、警察全体でやっていると考えられるので、差し当たり問題はないとの認識である。

Q13. 「警視庁&移動スーパーとくし丸 自宅の防犯対策や特殊詐欺被害防止に向けた啓発活動を実施」という記事を拝見した。高齢者をはじめとした人々がどの程度、特殊詐欺の手口を認知しているのか、またどの程度防犯対策を実施しているのかについて主観的な感覚でも構わないので、可能な範囲で教えてほしい。

A13. 民間のアンケート調査の結果だが、「かばんを失くした」といったオレオレ詐欺の手口は約20年の歴史があることもあり、ほぼ100%認知されているというものがある。ただ、特殊詐欺は、手口を知っていても騙されてしまう。最近の情勢としては、一連の闇バイト強盗の報道により、警備会社の新規加入の電話が鳴り止まず、ホームセンターの防犯グッズが売れていると生活安全部職員から聞いたことがある。強盗事件の影響で防犯意識が高まっているのではないかな。

Q14. 闇バイトをはじめとし、最近では若者が特殊詐欺の加害者となる事例が後を絶たない。このような状況に対し、すべて若者に平等に機会のある「教育」が重要な役割を果たすのではないかと考えているが、闇バイトやSNSの使い方等に関して行っている教育活動について、ご存知のことがあれば、教えてほしい。

A14. 以前は中学、高校で講演を実施していたと承知している。最近では、闇バイトに応募しないように小学校でも講演を行っている。

Q15. 特殊詐欺には、地道な巡回連絡による広報啓発も重要と考えている。このため、巡回連絡に関して、警視庁では全世帯を一巡するのにかかる期間の目標と、実際にかかる期間などがあれば、教えてほしい。

A15. 詳しい数字等は承知していない。

Q16. 固定電話に取り付ける自動通話録音機について、東京都では自治体が主体となって無料で貸出しているが、警視庁と自治体との間でどのように関わり・連

携しているのか。

A16. 高齢者に防犯指導をする機会は、警察官が一番多いという認識であり、防犯指導の際に自治体が配布している自動通話録音機の設置をすすめている。

Q17. 特殊詐欺に関して、電話による欺罔行為については、対策が講じられていると承知しているが、依然として特殊詐欺がなくなっていないと認識している。特殊詐欺に悪用された電話番号は民間事業者や総務省に通達し、利用を停止する流れになると思うが、警視庁ではどのように連携しているのか。また、警察庁との役割分担について教えてほしい。

A17. 令和元年にスキームの運用を始めたが、このスキームでは特殊詐欺に利用された電話番号の、利用停止や解約要請、電話番号提供拒否等をやっている。

役割分担について、警察庁は、電気通信事業者に対する全国警察の窓口である。使われる電話番号については03番号が多い印象である。騙す側は03の方が信ぴょう性あると考えているのではないかと。具体的な統計を把握しているわけではないが、050番号は規制が進み、詐欺で使われる数は、少なくなった印象である。

Q18. 正規の求人サイトの募集の中に、闇バイトと疑わしい掲載があったことが話題となったが、実際に正規の求人サイトでも闇バイトの募集は行われているのか。また、その対策について教えてほしい。

A18. 御指摘の通り正規の求人サイトでも闇バイトに注意をする必要がある。話題になった事例では、運営会社のチェックは行われているものの、システムの穴について求人が掲載されたと聞いている。今後は、求人広告対策やそれに関する広報・啓発活動を行っていく。

Q19. 求人サイト等の事業者は警察と協力して規制することにどの程度応じてくれているのか。

A19. 事業者にとっては会社名が悪用されている現状なので、前向きに協力してくれている。

Q20. 保護について、闇バイトに応募してしまった人の保護が実施されているが、保護した者が犯行に着手していた場合に刑事手続きは保護とは独立して実施されるイメージで間違いはないか。

A20. 担当外のため、正確を期した回答ではないが、大体そのようなイメージで合っている。

Q21. 犯罪グループが詐欺の末端加害者をどのように脅しているのか教えてほしい。

A21. スカウトグループは、逃げられないように拉致、暴力を振るった映像を見せることがある。警察としては、実行役本人を保護することで実行させないようにしている。

Q22. チラシを配るといった広報啓発における、リソースや予算について、どのように配分しているのか。

A22. 予算配分は、情勢に合わせて変更している。昔は、高齢者向けにチラシを配布することが多かったが、最近は、闇バイト対策等もあり現役世代相手にも力点を置きたいと考えている。

以 上



No. 30 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室			
日時	2024年11月20日 13:30～14:10	場所	総務省
インタビュースト	総務省 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室 課長補佐 中田五月 様	参加者	学生 上原佑太 長崎佑希子

【質疑応答】

- Q1. 「電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG」取りまとめ(p. 25)では、事業者の取組における義務づけの対象は、①電気通信番号使用計画の認定の確認、②電気通信番号提供数の制限の2つとすることが適当であると判断されている。②については、事業実績の少ない事業者に対して大量の電気通信番号を提供しないよう制限を設けることになるが、どの程度の数に制限するのか、またどのように制限を解除するのかについて、総務省として今後どのように判断するのか。
- A1. 報告書で取りまとめられた内容については、どのように実現していくか今後検討していく。その上で、提供数の制限を事業者へ義務化する場合には、犯罪の実情を踏まえながらあらためて有識者や事業者と議論が必要と考えている。
- Q2. 電気通信番号の提供はどの程度行われているのか。
- A2. 事業者の規模によるため回答は困難。ただし、1000単位で番号を入手している事業者もいるとは聞いている。
- Q3. 総務省は、JUSAをはじめとする事業者による自主的な取組に関して、連携を強化していく旨を示している（同取りまとめ p. 27）。現在、具体的にどのような取組が実施されているのか、また総務省が今後どのような協力を進めていくのかについて確認したい。
- A3. 電気通信事業者は、電気通信事業報告規則に基づき、毎年度、番号の利用数、番号の卸提供先事業者などを報告する必要がある、総務省では、その報告に基づき認定を受けた電気通信事業者のリストを作成しHPに掲載している。報告書では、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を行うに際して、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認を義務づけることについて記載されている。今後、事業者が、相手方事業者が認定を受けた事業

者かどうかを確認するにあたっては、当該認定事業者リストが活用されるもの
と考える。

Q4. 特殊詐欺をはじめとする匿名流動型の犯罪グループが、訪日旅行者向けのSIM
カードを悪用する例があるが、対策として購入枚数の上限など何らかの措置が
講じられていることがあれば教えてほしい。

A4. 番号企画室の所管ではないが、法令上購入数の制限はしていないとの認識であ
る。

SIMには音声SIMと、データSIMの2種類があるが、不正利用防止法で本人確認
をするのは音声SIMのみであり、コンビニ等で販売されているデータSIMは対象
となっていない。データSIMの対応については、今後の動向によるものと考えら
れる。

Q5. はじめて着信する番号を自動的に着信拒否することは技術的に可能なのか。

A5. 番号企画室の所管ではないため、個人的な感想となるが、方法としては、通信
経路で排除する方法と個別の電話機で対応することの2つが考えられるが、どち
らの方法であって、少なくとも利用者には十分に説明を行い、同意を得る必要
がある。なお、初めて着信する番号であっても重要な連絡の可能性はあり、そ
れが緊急を要するものであった場合に着信できなくなる問題が考えられる。ま
た、詐欺対策という意味では、連続で2回かけたらつながってしまい、対策とし
ての意味がなくなってしまう。そもそも、初めて着信する番号であることを把
握することは通信の秘密に抵触する恐れがある。

Q6. 学生が検討している国際電話対策の政策提言案について、アドバイスがほし
い。

A6. 番号企画室の所管ではないため、個人的な感想となるが、まずは通信の秘密と
の兼ね合いは考慮する必要との認識。また、電気通信番号計画に基づき、事業
者は固定電話の電話転送役務の提供に際して、一定の品質を担保できなければ
通知音を鳴らす必要があるが、この音が利用者から不評だと事業者から聞いて
いる。このため、海外からの着信を知らせるアナウンスについても同様の評価
となる可能性がある。また、規模が大きい事業者には、コスト的に対応が
難しい可能性もある。デフォルトで国際電話の受信を止めることについては、
今後の国際電話による被害状況の推移にもよると思うが、これまで受信できて
いたものを変えることになるため、どれだけ国民の理解を得られるかが課題に
なる。また、電話転送や携帯電話の海外ローミング等も国際電話として着信す
ることがあり得るため、それらがつながらなくなってしまうおそれがある。

Q7. 国際電話不取扱受付センターの実態について教えてほしい。

A7. 当室では詳細を把握していない。

以 上

No. 31 特定非営利活動法人 自殺防止ネットワーク「風」			
日時	2024年11月21日 16:00～18:00	場所	東北大学片平キャンパス エクステンション教育研究棟
インタビ ュー先	特定非営利活動法人 自殺防止ネットワーク風 代表 篠原鋭一 様	参加者	学生 岸拓実 長崎佑希子 三森駿 教員 宇田川尚子教授

無縁化社会（人々のつながりが希薄になり人が孤独・孤立する社会）が特殊詐欺の背景にあるというお話の後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

Q1. 篠原様がこれまで関わりを持った特殊詐欺の被害者の方のお話を聞かせてほしい。

A1. 被害者となった高齢者の多くは家族から疎外されているという孤独や孤立を抱えている。このため、特殊詐欺の騙しのシナリオを聞いて、自分も家族の役に立てると思って騙される。悪いのは、絶対的に加害者だが、被害者が自分を責め、家族も被害者を責め、近隣住民も責めたてる様な状況になり、被害者が自死を選択してしまうことがある。

高齢者の孤独は、深刻なケースもあり、これまで話を聞いてきた人の中には、夜に孤独を感じたときにタンス預金があることを確認して、まだ大丈夫だと安心感を得ているため、銀行に預ける意思は無いと言っている人もいた。また、ある高齢者の方は、業者を装った人物が自身を騙すと理解した上で、それでも自分を訪ねてきて、一緒に時間を過ごした加害者にもう一度騙されてもいいと言ってしまう人もいる。他にも、誰かに話せないのかと第三者の視点からは考えてしまうこともあるが、役に立ちたい、助けたいという気持ちが先行してしまったり、警察に捕まったり訴えられたりするという恐怖が勝ることで、警察に相談に行くことができない。被害者となる高齢者が置かれている状況も合わせて研究に取り組んでほしい。

特殊詐欺の事件後に起こることとして、①周囲の人が被害者を責める。②被害者が自分を責める。③家族など人間関係に苦悩が連鎖する。④家族崩壊が起こり得る。⑤被害者が家族から見捨てられ、孤立する。⑥孤立の後、自死を決行する。⑦自死遺族の自責が始まり、中には後追い自殺も発生する。といったような流れが起きる。高齢者が孤立し、自責の念から希死念慮が生まれてしまう。自殺に失敗して電話をかけてこられる方もいる。特殊詐欺事件といっても、その背景には死を追い詰める社会状況がある。

Q2. 特殊詐欺に関わった少年について教えてほしい。

- A2. 特殊詐欺を仕事だと思って加担する少年が多い。少年院で特殊詐欺に加担した少年らへの講演をした後に、感想文をいただくが、内容のほとんどがひらがなで書かれていることもあり教育や知識の貧困、識字率の低さが背景にあると思う。16歳から19歳の人ひらがなでしか書けないと、社会復帰が困難だと思う。矯正施設に対して、読み書きそろばんの習得の大切さを訴えているが、依然として知識の貧困を感じる。

日本では、自死や自殺が自己責任だという人もいるが、特殊詐欺は、日本の社会の構造が生み出した犯罪だと考える。自己責任という認識を改めなければ、いけない。

最近の特殊詐欺に関わった少年の傾向として、いわゆる普通の子が増えているとも言えるが、経済的な貧困により教育を受けられないことや、衣食住の貧困がその背景にみえるときがある。特殊詐欺の加害者となってしまった少年の保護者も、教育面で課題があり、公的な支援を受けることができず、親子ともに貧困にあえいでいる。こうした家庭が日本で増加している。朝ごはんを食べられない子、お風呂に入れない子、こうした子の進学は絶望的だ。生活保護を受けている家庭では、子供が大学生となると扶養者から離れてしまうことも課題であり、貧困のため教育を受ける環境で育っていない。

少年院出所後の就職支援も行っているが、人間関係が構築できずに、短期でやめてしまうことが多い。また、少年院を出所した後に再び集合し、犯罪を仕事と誤認して行ってしまう仕組みが出来上がっている。少年から話を聞いたことがあるが、闇バイトのような一瞬で大金が入るような仕事は無いにも関わらず、仕事だと認識している。入手したお金は、娯楽や食事に使うが、そのお金で食べるご飯は美味しいか尋ねると黙り込んで答えないため、彼らにも多少は罪悪感があると考えられる。出所後に再び、同じ仲間とつながることで、同じリーダーの下で特殊詐欺の加害者となる。警察が対策しようとしても、上層部が明らかでないため、グループを崩せない。暴力団との関わりがあると強く疑われるが、客観的証拠がない以上踏み込めない。

- Q3. 無縁化社会を防ぐためには何が必要なのか。

- A3. 無縁社会を有縁にするためには人と人が関わる社会が必要だ。例えば、手作りの祭りごとを催し、老若男女の住民を広く参加させることが対策として考えられる。関わりを持つ場で、大人から若者に対して、苦しんでいることを肯定してほしい。無縁化社会への対策は早く行う必要がある。

今の社会には、ホッとできる場所や苦悩を砕いてくれるような人との出会いが無い。民間の自死対策として、命の電話等があるが、電話を取るスタッフがいないと聞いている。苦悩の受け手がいないため、より一層、ネガティブな状態になってしまう。

皆さんが問題意識を深めていくのであれば、学問に加えて現場を是非知ってほしい。電話を一本取るだけでも実態が分かると思う。人の悩みや詐欺に引っかかる心が分かる。

- Q4. 自死を防ぐために必要なことを教えて欲しい。

- A4. ホットするような居場所を提供する。医療も大切だが、カウンセリングを行う様な診察室でもホットするような環境は作られていない。自然、静寂、ある程

度の広い空間といったホッとできる環境でホッとできることが必要だ。理詰めをしてしまうと自死念慮は深まる。ホッとする人の存在と、ひたすら話を聞いてもらうこと、あれこれ指示をしないことが求められている。特に、目を見て聞いてくれる人を求めている。ホッとできた時間を持てたかは、顔色が変わるためはっきりわかる。「また来たい。」と言ったときに、受け手が「また今度。」と言うのは悪手であり、次の約束を取り付けることが命を伸ばすことにつながる。

Q5. 受け手の育成について教えてほしい。

A5. 人材育成の必要はある。寺、神社、教会は、24時間開放していることが多い。夜中に相談者を受け入れる場合、まずゆっくり休んでもらい、回復してから話を聞く様にしている。まずは、ホッとできる様な環境を作り、相談者に対応する。緊張した時間が溶けることで安心し、心が休まる体験の積み重ねが生きる意欲を生み出す。これは私たちが実感したことであり、ここに希望を見出している。

Q6. 被害者支援として、公的機関に行ってほしいことはあるか。

A6. 国や市町村の窓口が実稼働しておらず、民間に業務がまわってくるように感じる。民生委員や保護司、民間活動団体等、苦悩の聞き役に回れる人は地域社会に存在するが、連携がうまくいっていない。実際、居住市の生活安全課から研修をお願いされたら喜んで行くが、予算が無いとも聞いている。

対面して相談が可能な窓口に何度も足を運べる環境と、相談役、受付可能な時間を作ることが必要だ。千葉県では、心療内科、精神科、警察、NP0、消防が集まる合同会議があるが、こうした場に来る人は知識、対応策をもっており、知恵を共有している。しかし、それぞれの仕事での役職があり、対応する時間が制約されてしまう。支援を必要としている人はいるから、受け入れのキャパシティを広げることが必要だ。

また、行政も参加する会議は複数あるが、行政職員は会議のたびに人事異動で担当者が頻繁に変わる。この頻繁な人事異動は、対策を行う上でも支障となるのではないかと。積み重ね検討を行い、実現可能性の高い案を提案しても、担当者が部署異動してしまったことで、また一からになると落胆する。

Q7. 被害を告白できない被害者がいると聞いたことがある。被害を告白できない環境があるのか。

A7. 特殊詐欺の被害者の中には、偏見を恐れて告白できない人がいる。騙されても仕方がないと考える意識の醸成が必要となる。高齢者の気持ちを汲むと、お金の管理に関して、アイディアを出してほしいと銀行関係の人に対して思う。タンス預金を減らす方向で、お金を管理するサービスが出来ないのだろうか。

詐欺被害を受けて自責の念を持っている方は、昼間ではなく夜に相談の電話をする傾向がある。可能な場合は、できるだけ出向いて話を聞くか、家族が居ない場所で話を聞いて、記録を取るようにしている。寒くなると孤立感が増すため、相談件数が増える。孤独のため、「人が幸せにしていることが嫌だ。」と思ってしまう人もいる。自己責任だと捉えられるような社会構造を作ったのは我々であり、連帯責任だと言いつけている。

海外メディアの話を聞いたところ、民間人がこんなに自死・自殺するのは日本だけだと言っていた。日本の社会には、人を死に誘い込む穴があると表現していた。無縁化社会をよく表していると思う。

Q8. 自治体によっては、特殊詐欺被害防止条例に被害者に対するサービスの提供が記載される。地域の意識を変える意味で、条例の制定は被害者の心に寄り添うことができるのか。

A8. 条例が公布されて役に立つことはあると思うが、一般社会人としては、条例が制定されても実感がない。他人事に思う人は多いのではないかな。

他人事な人ほど騙される。夕方のニュースを流しても、自分事にならない。啓発活動の実態を表に出す必要がある。私は、被害者を褒めてあげなさいと言っている。家族のための気持ちは無視され、お金だけで被害を捉えられてしまい責められてしまう。その中で生きることは辛いからこそ死を考えてしまう。

Q9. 特殊詐欺の加害者と関わった話をもう少し詳しく聞きたい。

A9. 拘置所では、振り込め詐欺は殺人だという話をした。被害者が自死している事実を知らず、とんでもない罪を犯したという反応をもらった。被害者が自死を選択することも問題だが、同時に出所後の加害者も死を考えることがある。どう対処すべきなのか、NPOとしての宿題だと思っている。

Q10. 詐欺事件後、第三者が家族と話すことで、家族が被害者の孤独を理解し、家族関係が好転した例はあるか。

A10. 被害にあった高齢者と家族の両方との関係を構築したからこそ、家族仲の好転につながったことはある。繰り返すにはなるが、家族には被害者に対して「ありがとう。」というように助言し、被害者は「家族を心配する気持ちから騙されてしまった。お金を取られて悪かった。」と言い、家族に被害者の孤独を共感してもらった。

超高齢化社会になったと同時に、「お前ひとりで生きていけ社会」になったとつくづく思う。電話相談の第一声は特殊詐欺に限らず、人間関係がうまくいかないという相談が多い。抱えている寂しさや、孤立している実態を聞いていて辛いこともある。

Q11. 詐欺に加担する少年も孤独を抱えているのか。

A11. 正直な所、犯罪に加担した原因は分からない。少年と話をしていて同情するべきところもあり、うちに来なさいと言っているが、更生は簡単ではない。日本の社会構造が原因で、根本は大人の問題であり、大人に責任がある。何事もお金に換算するから、見つめ合う時間がない。

私達の活動に反対する電話がかかってくることもある。「自殺防止をやめなさい、死にたい人は死なせる方が幸せでしょう。」と言われるが、自分の子供、孫が死にたいと言ったら死なせるのかということと反対する。自分事として捉えていない。

特殊詐欺対策でも録音装置や、NHK等の広報の効果もあるが、意識を変えるのが一番重要である。騙す方、騙される方も意識を変えなくてはいけない。本質を突きつめた対策を行っていく必要がある。

最後に、篠原様から、色々な主体から話を聞いてほしいとお話があり、特殊詐欺関係でお話を伺えそうな方をご紹介いただいた。

以 上



No. 32 科学警察研究所 犯罪行動科学部 島田貴仁 室長			
日時	2024年11月29日 10:00～12:00	場所	オンライン
インタビ ュー先	科学警察研究所 犯罪行動科学部 島田貴仁 様	参加者	学生 上原佑太 鈴木愛乃 長崎佑 希子 水田結貴 三輪浦淳和 教員 宇田川尚子教授

島田先生が取り組まれた研究について、ブリーフィングを受けた後、以下の質疑応答を行った。

【質疑応答】

- Q1. 固定電話対策として、未登録の番号を留守番電話にデフォルト化することで加害者との接触を減らすことを政策提言として考えている。この提言案へのご意見を伺いたい。
- A1. 固定電話の対策は重要で、架電してくるタイミングで架電を根元で止めることは大事である。犯罪機会論では、犯罪は、犯罪者と潜在的な被害者が出会うことで生まれると説明される。犯罪者と被害者が接触させないために固定電話対策は有効である。
- デフォルトは強力なナッジの手法である。ネガティブな事象に備えることは、楽観バイアスもあって、人間はやりたがらない。利他性に働きかける仕組みを変えることは有効である。実務家と話をすると固定電話対策は常に要望は強いが、コストが課題となる。提案にあった、しばらく利用者側での設定を待って、設定がされないなら自動で留守番電話対策に切り替えてしまうのは、利用者の選択を保証するナッジとしては適切な方法だが、実際は戸惑う人が多いと思う。迷惑電話防止機能自体は利用者に不利益をもたらすことは想定されない。このため、電話機の販売時に、デフォルトの機能（すでに機能が立ち上がる状態にしておき、使わない場合にはオフにする）として販売するのは実効性が高いといえる。
- また、留守番電話機能や迷惑電話防止機能を持っているが、機能を使えていない人が全体の1～2割ほどいると千葉県市川市や滋賀県での社会調査の結果が出ている。「使ってください。」という手法は浸透しないため、機能の使い方を知らせることも大事である。
- Q2. 固定電話対策として、自治体による迷惑電話防止機器の補助が行われているが、その際の金銭的インセンティブの金額によって、政策の効果は変動するのか。

- A2. 政策誘導のインセンティブについて、ある効用に対して人々がどれだけ払ってもいいと価値を感じているか調査する必要がある。迷惑電話防止機器については、補助額を変動させるシナリオ実験で調査したことがある。ただ、多くの補助金施策は、後払いとなっており、市民に書類を書いてもらって送付してもらうため、手間がかかり、面倒だと考え行動に移さない可能性もあり、金額以外の行動コストの方を重視したほうがよいかもしれない。

健康政策の分野では、補助金支給の方法として、クーポンの配布が行われている。高齢男性へ風疹の予防検査を呼びかける際、事前にクーポン券を配布する効果について調査したところ、キャッシュバックよりもクーポンを渡した方が有効であるという結果が出ている（加藤・佐々木・大竹(2022), 「風しん抗体検査・予防接種のクーポン券送付の政策効果：回帰不連続デザインと行政データ・全国規模サーベイデータによる検証」行動経済学会大会 <https://doi.org/10.11167/jbef.15.S22>）。また、小学生の通学の安全確保のために、スクールバスを走らせることを検討した際、費用負担の是非についてどの程度なら支払えるのかについて分析をしたことがある（島田・齊藤・遠塚・井上・原田(2006), 仮想市場評価法(CVM)による防犯対策の評価 日本行動計量学会第34回大会発表論文集、268-269.）。また、住宅の防犯設備についての支払意思額を尋ねたこともある（島田・白川・本山(2020), 住宅侵入場面の脅威アピールが居住選好、防犯設備に対する支払意思額及び情報探索に与える影響、環境心理学研究, 8(1), 39）。特殊詐欺でこの分析を行った論文はまだないと認識しているが、実施して効果を確かめるとよいと思う。

- Q3. 補助に対し申請する際に、申請窓口が県と市で二つあったり、申請期間が限られていたりする場合があるが、このような申請段階で申請を阻害するような要因について、ご意見を伺いたい。
- A3. 申請窓口が警察でも市でも、市民からしてみると窓口はどこでも良いため、どっちに申請したら良いのだろうと迷う、つまり調べることがコストになる可能性がある。また、申請期間を伸ばすと今度は現状維持バイアスが働き、申請を先延ばしにする可能性がある。そのため、期を分けるのも重要ではないか。例えば、観光プロモーションの分野で、アンケートに答えてくれると特産品が当たるといった政策を行っているところがある。期ごとに上限数を決め分割して実施しているが、プロモーション施策は年間通して行う工夫をしている。迷惑電話防止機器を速やかに申請してもらうことを考えると、ある特定の期間内に上限数を決めて実施すれば良いのではないか。
- Q4. 国際電話は、日本から発信側への対策が困難であるため、受信側への対策が必要だと考えている。このため、既存の国際電話不取扱受付センターを、国際電話「取扱」受付センターへ転換するという政策提言を考えている。この提言案へのご意見を伺いたい。
- A4. 国内でのインフラ対策の結果、最近の特殊詐欺の手口は、国際電話が主流となっているようである。また、国際電話は国内から発信していたとしても、国際回線を経由するため、国外からの発信を偽装することができる。犯行の手口が定着する前に対応することが必要となっている。この問題に関してもデフォルト化することが有効であり、「取扱」センターへの転換は良いアイデアだと

思う。

一方で、社会的な不利益がどれだけあるかを考慮する必要がある。一部の高齢者にとっては国際電話の需要があるため、一律不取扱にすることは、利用者への不便を強いることになる。一定期間、発信が一度もないなどの制限が必要。他方、プロスペクト理論で言われるように、人は利得よりも損失に敏感なので、今は使っていないが国際電話を使うかもしれないという反応も十分に予測される。そのため、国民の納得を得るのは簡単ではないと思うが、特殊詐欺対策としては必要な施策だと思う。

Q5. 早期の情報連携による口座対策が特殊詐欺対策として有効だと考えている。埼玉県警と埼玉県の金融事業者の協定が結ばれたが、こうした連携を県レベルと全国レベルで行うことのどちらが適切だと思うか。ご意見を伺いたい。

A5. 小さく始めることも重要。県先行で協定を結び、良い先行事例を積み重ねることから始めた方が良いと思う。社会安全政策のやり方は国によって異なり、警察組織が各地で独自で施策を行うアメリカと比較すると、日本では中央の省庁の役割が大きく、都道府県での議論を聞いていても、国で実施すべきだという議論はよく出てくる。国民生活への影響の観点から、法律の改正や地域差があると困ることは全国一斉に行うべき分野もあるが、国と地方の役割分担について考えていく必要がある。

Q6. 被害者支援として心理的ケアも必要であり、必要な人にケアを届けるために、支援団体からコンタクトをとることを考えている。それを騙った詐欺の出現等想定される課題はあると思うが、ご意見を伺いたい。

A6. 特殊詐欺は財産犯だと考えられているが、被害者が受ける心理的な悪影響は大きい。例えば、被害者が自分を非難したり、他者から非難されることもあり、心理的なサポートの制度は重要である。政策にするのであれば、現状では、現在の被害者支援の関心は身体犯の被害者に向きがちであるため、被害者支援の関係者の間で、特殊詐欺の被害者に対する心理的なケアを行う必要があると意識を高める必要があると思う。リスクとしては、被害回復を謳って再度振り込ませる詐欺に利用される可能性がある。犯罪被害者は、心理的意思決定についても脆弱である。

特殊詐欺の被害者が再度被害にあってしまう反復被害（再被害）を防ぐための対策が必要である。犯罪予防は、広範な市民を対象とする一次予防、ハイリスクの集団や状況を対象とする二次予防、発生後から加害者の再犯防止や被害者の回復を図る三次予防に分類される。その中での三次予防として、特殊詐欺の被害者に対する働きかけを行うことで、心理的なダメージを軽減すること、詐欺の被害にあったことは犯罪グループに知られているため再び接触させないことが重要である。

被害者に対する他者からの非難や偏見については社会心理学でも研究がなされている。背景にあるのは、悪いことを行くと報いを受けるという「公正世界仮説」という考え方である。日本心理学会のウェブサイトに分かりやすい紹介記事がある (https://psychmuseum.jp/show_room/just_world/)。また、被害者支援の研究・実務と社会心理学の接点については、以下を参考にしてほしい（島田（2020）被害と被害者をめぐる実証研究のあり方 被害者学研究, 30, 3

3-43.)。また、特殊詐欺被害者の自己非難については、以下の論考が充実している（土屋（2024）特殊詐欺被害者へのスティグマ付与から考える啓発活動の留意点：「被害者は悪くない」越智（編集代表）特殊詐欺の心理学、誠信書房）。

犯罪被害者や遺族が被害を語りたくないことは、どの犯罪にも共通して現れることではある。望まない人に支援を行うことはその人の自己決定権を損ねてしまうだけではなく、さらにその方の回復を遅らせる危険性すらある。警察だけではなく、サードパーティなどの被害者支援団体と連携することが重要である。

Q7. 詐欺対策のための行動変容について、現状維持バイアス、先延ばしバイアスは金銭的なインセンティブを与えることで解消されるのか。

A7. 金銭的インセンティブが有効なのは、リスクを認知し行動を後押しする段階である。リスクを認知できていない段階では、効果があるかどうか分からない。その場合は、意識改革等の方が効果あるかもしれない。

行動科学では、人間の行動変容は一律的に進むのではなく、いくつかの段階があるという「ステージ理論」があり、DV対策の分野では理論的な根拠になっている。すなわち、自分の被害がDVだと認識できていない被害者と、被害から抜け出したいと思っているが行動変容が困難な被害者とでは異なる心理的な働きかけが行われている。ステージ理論が特殊詐欺にも当てはまるのかの詳細な適用例はまだ存在しないが、特殊詐欺のことを知っていて動機はあっても、現状維持バイアスや先延ばしバイアスで行動に至っていない人は多々いると思われる。関心があるが実行していない人や、固定電話の買い替えをしてもいいと思っている人に対して補助金の施策は有効に働くと思う。現状、補助金を含む特殊詐欺の被害防止について、多くの情報発信や広報が行われているが、対象者を意識したものは少ない。ナッジの実装の考え方にそって、まず、一般市民調査を通じて、高齢者の特殊詐欺の予防行動を阻害する心理要因を調べてから、その行動の阻害要因を取り除くための広報啓発を行うのが有望である。

Q8. 迷惑電話防止機器普及のために、自治体がランダムに機器を配布するという発想は、申し込み制だと、詐欺にかかりやすい防犯意識が高くない人には対策が届かないという問題意識がある。事業者に伺ったところ、特殊詐欺対策アダプタに関しては余力があると聞いている。ご意見を伺いたい。

A8. 質問にあった通り、「対策が届かない」問題は重要である。健康分野でも、参加者の申込制で健康教室に参加するなどの施策を行うと、健康に関心があり健康水準の高い人はどんどん健康になるが、健康に関心がなく健康水準の低い人が取り残される「健康格差」が指摘されている。安全の分野でも、防犯意識が高い人ほど行政の対策を導入し、防犯意識の低い人は導入しないために、「安全格差」が起こる可能性はある。行政が全世帯を対象にして施策を実施する方法は、政策資源のことさえ考えなければ有望である。また、ランダム配布の考え方として、個人を対象に割り当てる方法と地区を対象にして割り当てる方法がある。地区を介入単位にするのがいいかもしれない。

社会実験を用いた対策の効果検証と、行政の取組の相性は必ずしも良いとはいえない。平等や公平の観点から、行政官は、社会実験への抵抗感がある。現場

の政策担当者の納得を得るための方法として、政策実施上発生する事業年度の差異を利用して実験条件を作り出す、介入群と統制群を分けるが最終的にすべての対象に対して介入を行う、といった「ウェイティングリスト・コントロール」がある。前者では、千葉県におけるひったくり防止のための防犯カメラの効果検証がある（島田(2013) 街頭防犯カメラがひったくりの発生に与える影響、地理情報システム学会第22回研究発表大会）。補助金の事業を1年目と2年目に分けて地区を分けて時差で実施することで、効果が現れる時期がずれるものの、全ての人に施策を届けつつ、実験的に効果検証できた。後者では、自治会単位の地域防犯活動の効果検証をする際に、申し込みのあった自治会を当初介入群（実験群）と遅延介入群（統制群）分けて効果検証した事例がある（草尾・齊藤・山根・高木・大山・島田(2024) x近隣防犯活動への参加が住民の意識・行動に与える影響－奈良県の「あいさつ・声掛け・鍵掛け運動 チャレンジ“絆”」の効果検証 日本環境心理学会大会 https://doi.org/10.20703/jenvpsy.12.1_18）。

- Q9. 行動変容を促すために、固定電話への着信があった際に、スマホで電話番号を検索できるアプリの開発を提言しようと考えている。スマホを使ってもらえることが一つのハードルとなるのではと認識しているが、ご意見を伺いたい。
- A9. 電話の着信があると焦りの感覚を持っているため、スマホのカメラを起動するのはタイミングとして難しいかもしれない。今後、スマホの利用率は間違いなく上がるため、スマホのアプリと連動ができるといいと思う。平時においてアクティベート支援や eラーニングの使い方ができるかもしれない。実際に、各地の警察本部は防犯アプリを県民に提供しているし、特殊詐欺の脆弱性を自己判断できるアプリを作った例もある（JST-RISTEX 渡部プロジェクト）。発想としてはとても良い。
- Q10. 行政による迷惑電話防止機器設置支援としては、補助する形式と無料貸与する形式があるが効果に違いはあるのか。
- A10. 補助金の場合は買う手間が市民にかかるため、無料で貸与をした方が確かではある。柏市では、80歳以上の高齢者世帯全てにハガキを送って、申し込んだ人に迷惑電話防止機器を取り付ける政策を実施している。デフォルトを変えるのに近いかもしれない。
- Q11. 新規購入者向けの固定電話対策をしても、固定電話機はそれほど買い替えするものでもなく、また、固定電話の需要は今後減っていくため、既存の電話機の対策をしなければならないと考えていたが、実態として固定電話機を購入する人はいるのか。
- A11. 過去にオンラインモニターや実際の住民基本台帳からの抽出で高齢者に尋ねた際には、一定以上の買い替え率が見られた。機器が壊れる、陳腐化することもあるため、想像するよりは買う人が多いという感覚はある。しかし、昨今では買い替えずに、固定電話を置かないという選択肢も出てきているようである。
- Q12. 金銭的インセンティブを与える手段として、ロコミとクーポンの活用を考え

ている。直接補助するよりクーポンを配布する方が、市民のコストも下がり、行政の事務の手間も無いのではないか。

- A12. 指摘の通りだと考える。クーポンの配布は規模の予測が難しく、予算のバランスを見極める必要があるため、補助金制度を利用する自治体が多い。しかし、補助金制度は申し込みの行動コストが問題になる。市民の心理的な障壁はクーポン配布のほうが小さいと思われる。

- Q13. ランダム配布の政策提言は、社会実験の方式を取らない場合、すでに導入している家庭もある中でどこまで行政が行うことが可能か。

- A13. A10で紹介した柏市とは別の考え方として、同居家族がいる場合は看破する可能性が高いため、単身又は夫婦のみの高齢者世帯を優先して意思確認し、断らなければ配布するという方式も考えられる。また、アンケートを実施して機器を設置していないと答えた人に対して配布することも考えられる。市民の属性を分析し、ハイリスクな層にアプローチすれば良いのではないか。この種の、対象者の属性や心理的な状況にあわせたオーダーメイドの介入は、健康場面では採用されている。特殊詐欺対策でも、警察官や民生委員の戸別訪問や、自治会での防犯活動で世帯が集まった際に、自宅の電話機の状態を確認してから個別に働きかけを行うことは有望である。

以 上

No. 33 東北大学 加齢医学研究所 川島隆太 教授			
日時	2024年11月29日 14:00～15:00	場所	東北大学加齢医学研究所
インタビ ュー先	東北大学 加齢医学研究所 教授 川島隆太 様	参加者	学生 上原佑太 鈴木愛乃 長崎佑 希子 水田結貴 三森駿 教員 宇田川尚子教授

【質疑応答】

- Q1. 高齢等の理由による脳の認知機能の低下は「騙されやすい状態」を誘発するの
か。
- A1. 高齢者は前頭前野の機能が落ちると、感情の変容が大きくなる。そのため、脅
される等によって、情動が揺さぶられると、正常な判断ができなくなることが
ある。
- Q2. 前頭前野の機能を維持するために、できることはあるか。
- A2. 前頭前野のなかでも、理性的な判断を司るワーキングメモリーを刺激すること
が重要であり、当該刺激行為によって認知症の改善にも効果があった。このよ
うに、ワーキングメモリーへの刺激は、手段の一つとして有効であると推測さ
れる。
- Q3. 脳科学的な見地から、特殊詐欺に関する広報啓発に、視覚的な情報だけではな
く聴覚的な情報（例えば、音声や音楽など）を用いることは、効果的である
か。
- A3. 「記憶に残りやすい」という観点からマルチモーダルにアプローチすることは
有効であると考え。一般的な広報啓発に用いることができるのは、視覚情報
と聴覚情報になると思われるが、聴覚単体の情報の方が、視覚単体の情報に比
べて記憶に残ることが検証されている。しかしながら、高齢者を含めて、現
在、ラジオを聞く人がどれだけいるか未知数であることから、テレビのほう
が費用対効果は高いのではないかと思います。
- Q4. 公的機関で広報啓発に携わる実務家から、科学的知見を用いた広報啓発の例と
して、配色によって、ある特定の事柄をイメージさせる取り組みを行っている
ということを伺った（例えば、「黒と黄」の組み合わせは危険であることをイ
メージさせる配色であるから、ポスター等の配色を当該配色とし、見る人に注
意を促すことなど）。このように、色という要素は、脳科学的な見地から、ど
の程度その認知や刺激に影響を与えるのか。

- A4. 結論として、効果は小さいが、有意差と再現性はあるといえる。指摘のように、黒と黄色は、強い危険性を持つ生物に多い配色であり、自然界からヒントを得たものである。そのため、当該配色を用いることは、有効であり、実行する価値もあると思うが、その効果量は少ない。ただ、人間の脳の認知機能は複雑で、何色がどのような感情を刺激するのかについては、よくわかっていないケースも多い。
- Q5. 特殊詐欺被害者の中には、広報（注意喚起）に触れても、自分には関係がないと判断している人が一定数いると認識している。脳が「他人事」と「自分事」を判断するメカニズムについて伺いたい。脳が一度「他人事」と判断した場合には、「自分事」と判断したものよりも、脳内における重要性（例えば、より早く忘れようとするなど）が低下するのか。脳科学的な見地から、特殊詐欺を「自分事」とすると認識させるための手法や技法（脳のどの部分を刺激すればよいのか、また、その部分を刺激するための方法）はあるか。
- A5. 脳科学において、はっきり区別できないが、人間が物を操作するときには、自分自身が意図したように動かすことができた場合、自分の身体の一部であると感じるようになり、新しいネットワークが構築される。広報啓発は受動的であるが、何か操作できる能動的な環境があれば、特殊詐欺を自分事として認識するのではないか。
- Q6. 心理学の専門家によると、人々は、繰り返し特殊詐欺に関する広報啓発に触れることにより、広報啓発に対する注意喚起に慣れてしまういわゆる「馴化」が起こっているのではないかという意見をいただいた。これに関して、脳科学的な見地から、「慣れる」とことと「記憶に残る」ということの差異について伺いたい。
- A6. 注意が向かなくなることと、記憶に残らないことは別である。むしろ、記憶に残すには繰り返すことが重要である。当然ながら、1回目に与えた情報と100回目に与えた情報では注意の向け方が異なる。しかし、それは記憶に残っていないからではない。注意を引き付けるという観点からいうと、同じ情報でも異なる伝達手段を用いることが有効的である。
- Q7. 電話機のすぐ近くに「すぐに電話は出ない」という注意書きのステッカー等を貼っていたとしても、すぐに電話に出てしまう場合について、そのような行動は、ステッカー等の存在自体を覚えていても、その内容についてまで、思考がまわっていないということか。
- A7. そのような行動をするときは、焦ってしまい、正常な思考を失っており、「電話が鳴ったらすぐにとる」という元々の習慣が行動に表れているといえる。情動反応が起こると、大脳の辺縁系が活発になり、前頭前野の理性の働きのバランスが悪くなり、理性的な行動ができなくなる。
- Q8. 特殊詐欺に関する広報啓発の内容(注意喚起)が、たんに記憶に残るだけではなく、必要な時(特殊詐欺の被害にあおうとするまさにそのとき)にその記憶を呼び起こすための広報啓発の手法や技法について検討している。脳科学的な見地から、そのようなもの(脳のどの部分を刺激すればよいのか、また、その部分

を刺激するための方法)は存在するか。

- A8. 記憶の想起について、物事単独で記憶されている場合もあるが、ある物事と連続して記憶されている連合記憶が多い。「電話をとる＝特殊詐欺の危険がある」という行動パターンを作り出しやすいような啓発活動をすればよいのではないか。例えば、電話の音を聞かせてから特殊詐欺対策の教育をする、という方法であれば、意識せずとも電話と特殊詐欺の危険性を結びつけることができるかもしれない。このように、条件反射を活用した広報啓発は、非常に効果的であると思う。一方、このような広報啓発の実施は、人々の行動変容に影響を及ぼすものであり、倫理的な問題を意識しなければならない。
- Q9. 特殊詐欺は 10 類型あるが、例えば、オレオレ詐欺の手口（シナリオ）は、ネガティブな状態からニュートラルな状態にしようとするもの（例えば、子が事業で失敗した（ネガティブな状態）から、それを回復する（ニュートラルな状態）ために資金が必要）だが、投資詐欺の手口（シナリオ）はニュートラルな状態からポジティブな状態（例えば、金銭的に不自由はない（ニュートラルな状態）が、さらなる金銭的利益を得る。（ポジティブな状態）には、資金が必要）にしようとするものであるといえる。これを踏まえて、脳科学的な見地から、特殊詐欺に対する広報啓発は一樣ではなく、各類型によって、そのアプローチを変えるべきか。
- A9. 脳科学としては、どちらもポジティブに働きかけるという意味で違いは無い。また、ネガティブな情報は交感神経を刺激するため、ニュートラルな状態に戻すには、副交感神経を刺激することが重要だが、加害者は情動反応をうまくコントロールする非常に巧妙な手口（例えば、被害者を不安にさせる（交感神経を刺激）だけではなく、その解決策を伝え、安心させる（副交感神経を刺激）ことをセットで行う手口）を用いている。情動反応を自分自身でコントロールすることは可能だが、前頭前野の機能が低下していると難しい。このような場合、バイオフィードバック療法（測定機器を用いて体内における無意識の変化を、モニター等を用いて可視化し、当該変化のコントロール方法を習得させる療法）とよばれる手法で前頭前野の機能を強化することが可能である。また、特殊詐欺の被害に遭いかけたとき（緊張状態にあるとき）、深呼吸をしたり、水を一杯飲んだりするなど、一呼吸おくことで、緊張状態をほぐすことができ、落ち着いた状態で行動することができる。このように、不審な電話（特殊詐欺が疑われるもの）を受け取ったとき、一呼吸おく行動を取ることで、詐欺被害に遭いにくい状態になると考える。
- Q10. 特殊詐欺被害者は一般的に高齢者が多いとされているが、特に、オレオレ詐欺被害者の場合は、電話をかけてきた加害者の声を子や孫の声と誤認してしまうケースがみられる。被害者となる高齢者は家族関係の希薄さなどから、コミュニケーション不足となり、認知機能が低下することによって、家族の正確な声を忘れてしまうなどの危険性も考えられるが、脳科学的な知見から、対策手段があれば伺いたい。
- A10. 認知機能の低下によって、家族の声を他人の声と聞き間違えたという事例がどの程度あったかということはきちんと検証したい。例えば、被害者による認知機能低下とは限らず、風邪をひいているなど巧妙な口実を述べ、騙している

のではない。ただし、コミュニケーションが少なくなると認知機能が低下することは検証されている。コミュニケーションの手段としては、テレビ電話が有効かどうかはわからないが、対面のほうが効果的ではないか。

Q11. 一般的に高齢者は、デジタル機器の利用が苦手な方が多いとされ、そのような方々に対する広報啓発の伝達手段として、特殊詐欺に関する注意喚起を新聞紙面上に掲載することや地域の回覧板に掲載することなど、紙ベースの広報啓発が有効であると考えている。これに関して、紙面上で得る情報とデジタル端末上で得る情報を比較した際の脳科学的な差異（例えば、どちらの方が記憶に残りやすい等）があれば伺いたい。

A11. 紙のほうがデジタルより明らかに効果的である。デジタルは情報が変動するが、紙はその場に残り続ける。また、情報に注目している時間も考慮する必要がある。さらに、一般的に、興味関心を引きやすいのはデジタルだが、同じ情報を同じ時間見続けた場合でも、デジタルより紙の方が記憶に残りやすいことは実験により検証されている。

Q12. 特殊詐欺の中でも、掛け子や出し子といった加害行為に加担する若者は、SNS等に掲載されている闇バイトの募集に応募して加担することが多いとされている。これに関して、若者に対して、闇バイトに加担しないように訴えかける広報啓発の方法や技法について、脳科学的見地から、効果的であると思われるアプローチがあれば伺いたい（特殊詐欺の「加害者」と「被害者」で、脳の活動分野（活発となる分野）は異なるのか）。

A12. 闇バイトに加担する決断をする際に、理性的な思考をしているのか否かについては不明であるが、そもそも、闇バイトに加担する者は、全体からすると少数であり、科学的に分析した際のいわゆる「外れ値」とみることができる。そうであるならば、広く、一般的な脳のデータについて研究する脳科学分野における研究は、なじまないと思う。個別の事例をよく見ていくことが重要となるが、わからないというのが正直なところである。ただし、人を欺罔する行為には、非常に高次の前頭前野の活動が必要なことは検証されている。

Q13. 特殊詐欺被害についてみると、県民性の差異等の要因から、地域ごとに被害の多い類型が異なっている。これに関連して、脳には、地域性（例えば、A県民は、脳の何々（特定）の分野が発達している傾向にある等）はあるのか。もし、ある場合には、地域ごとに科学的な広報啓発の内容（アプローチ）を変える必要があるのではないかと考えている。

A13. 科学的なデータはない。ただ脳の反応は環境によって変わることは検証されているが、それは別の県に住んでいるから、ということではない。個々人の置かれる環境等の要因によって、その反応が異なるということは自明であるが、例えば、同じ宮城県内でもAさんとBさんで反応が異なるということは、単なる県民性という理屈で片付けることはできない。

Q14. 行動科学の分野における「人間の認知バイアス」は、脳科学的な見地からみると、どのような関連性があるのか。

A14. 人の情報処理が何層にも及び、複雑であるということは、以前から知られて

いる。私たちが思うよりも意識上で考えている情報は少なく、意識下で多くのことを考えている。そのため、自動処理の部分に負荷がかかると、意識上で処理できる情報も制限される。自動処理された行動が無意識に選択されるケースがまさに特殊詐欺に当てはまる。情動感情のシステムと理性のシステムは並立して存在している。情動反応が強くなると理性の働きが弱くなるが、情動反応は身体の反応とリンクするので、この質問の文脈で言うのであれば、理性を強化する、あるいは情動を抑制するアプローチを考えることは良いのではないか。

Q15. 聴覚を用いた広報啓発が有効とのことだが、単なる情報の発信と、音楽に合わせた情報発信ではどちらが有効なのか。

A15. 一般的に、音楽に合わせた情報発信の方が効果は高いといえる。しかしながら、同じ音でも文化的な背景等の要因から、その効果には個人差があり、個人によっては、かえって効果が低下する結果もある。また、若年者を対象とした研究によれば、音楽等の音響と映像を組み合わせた伝達手段よりも聴覚情報だけを用いた伝達手段の方が、記憶に残りやすいことが分かっている。

以 上



東北大学公共政策大学院

令和6年（2024）年度 公共政策ワークショップⅠ プロジェクトC

「国境を越える特殊詐欺に関する政策研究」

2025年1月22日

学生：上原佑太 岸拓実 清水健太 鈴木愛乃 長崎佑希子 水田結貴
三森駿 三輪浦淳和 山本智希

主担当教員：宇田川尚子教授

副担当教員：岡部恭宜教授 川野豊教授 松村孝典教授 金子智樹准教授